

官報

号外
国会会議録

令和七年三月三十一日

○第二百十七回 参議院会議録第九号

令和七年三月三十一日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第十号

令和七年三月三十一日

午後一時開議

第一 土地改良法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 棚田地域振興法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

第三 山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

議院提出

○本日の会議に付した案件

一、令和七年度一般会計予算

一、令和七年度特別会計予算

一、令和七年度政府関係機関予算

一、日程第一より第三まで

一、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

議院送付)

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

議事日程追加の件 令和七年度一般会計予算外二件

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
一、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。この際、日程に追加して、

令和七年度一般会計予算

令和七年度特別会計予算

令和七年度政府関係機関予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長鶴保庸介君。

保庸介君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました令和七

年度予算三案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

令和七年度予算三案は、去る一月二十四日に国会に提出され、衆議院において修正議決の上、三月四日、本院に送付された後、五日に財務大臣から趣旨説明を聴取するとともに、修正案提出者衆議院議員松本洋平君より衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日より質疑に入りました。

以来、基本的質疑、一般質疑に加え、七回にわたる集中審議を行い、三月十三日に公聴会を開催し、三月二十四日及び二十五日には各委員会に審査を委嘱し、三月二十八日には自由民主党及び公明党から高額療養費制度の見直しについて実施を見合わせる旨の一般会計予算に対する修正案が提出されるとともに、古川委員より趣旨説明が行われ、以後、原案及び修正案について質疑を行いました。このほか、予備審査中の二月十七日及び十八日の二日間、熊本県及び福岡県に委員を派遣して現地調査を行うなど、本日まで熱心に審査を行ってまいりました。

質疑は、高額療養費制度見直しの撤回、経済財政に対する現状認識、所得税の基礎控除引上げの在り方、旧暫定税率廃止の必要性、租税特別措置の見直し、診療報酬・介護報酬改定の必要性、障害者政策の拡充、高校無償化の制度設計、地方創生の具体的取組、道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策、能登半島地震及び豪雪、山林火災などの災害への対応、備蓄米放出による米の需給の見直し、原発を含むエネルギー政策の在り方、米国の貿易政策の影響と対応策、核兵器禁止条約締結国会議への対応、就職氷河期世代対策、選択的夫婦別姓制度の導入、政治資金をめぐる諸問題など多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論、採決の結果、一般会計予算は多数をもって修正議決すべきもの、特別会計予算及び政府関係機関予算は賛成

多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。勝部賢志君。

(勝部賢志君登壇、拍手)

○勝部賢志君 立憲民主・社民・無所属の勝部賢志です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和七年度予算三案に反対の立場から討論いたします。

まずは、二十八日、ミャンマーで大地震が発生し、多くの方が被災されました。お亡くなりになられた方には心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

政府におかれましては、我が国関係者の被災状況の把握に努めていただくとともに、一刻も早い救出と、安全確保に万全を期していただきたいと思っております。また、被災された国々に対しても物心両面での支援が必要になってくると思っております。その対応にも遺漏なきようお願いいたします。

初めに、現憲法下で初となる参議院での本予算の修正について述べます。

令和七年度予算三案は、衆議院での多数派形成のための自、公、維の三党合意と、高額療養費の自己負担額の引上げの一部修正のため、二十九年ぶりに衆議院での修正を経て、参議院に送られてきました。

しかし、高額療養費の自己負担額の引上げについては、参議院予算審議の初日から、我が党トツプバッター田名部議員の質疑において、当事者である参考人からの直談判を受けたことが決定打となり、二日後に患者団体の方々と当面後、総理はその日のうちに凍結することを表明しました。

さらに、熟議の府、再考の府である参議院の本領発揮、その役割がしっかりと機能した一幕でありました。これは、衆議院から積み上げてきた厳しい追及の上に、更なる議論を重ねた野党はもろんのこと、与党にも慎重論が出るなど、万機公論に決すべしをまさに参議院の場で実践したものです。決して諦めず、最後まで当事者の方々の思いに寄り添った参議院予算委員会の憲政史上に残る大きな成果です。このようにして、現法下で初となる予算の参議院修正がなされました。

しかし、それに比べ、なぜ生煮えの法案を小手先だけ修正して参議院に送ってきたのか、総理の判断が厳しく問われます。総理には、判断の甘さと決断の遅さが当事者や関係者の方々に無用な不安を抱かせたことについても猛省を促すとともに、今後の検討に当たっては、決して期限を切るようなことはせず、当事者や関係者の皆さんの納得が得られる形で進めるべきことを強く求めます。

さてしかし、そのような中、石破総理は一体何をしているのでしょうか。

三月十三日には石破総理が新人衆議員との懇親会で商品券を配付したことが露見しました。

私は、懇親会の日取りが三月三日だったということを知り、愕然としました。これじゃ、誰が見ても、少数与党の衆議院での出口も無事に決まったし、あとは与党が多数の参議院なので予算は成立したも同然だから、まずは皆さん御苦勞さんと宴席を設けられたのだと思われても仕方のない日程設定です。

しかも、事もあろうに、そこで十万円の商品券配付のおまけ付きだったという、まさに官邸の緊張感のなさがいまだに信じられません。当然、この問題でも参議院は振り回され、多くの時間を費やし、商品券配付問題は、歴代総理にまで波及し、いまだに疑義が晴れません。

そして、一度ならず二度までも。三月二十五

日、石破総理と公明党斉藤代表との会談の中で、総理が予算成立後に強力な物価高対策が必要との発言があったと報じられました。まさに参議院での真剣な予算審議のさなかに、この予算案はそもそも無力で十分だと自ら認めたようなもので、その審議自体、意味を成すのかという疑念も生じてしまっています。国会軽視、参議院軽視も甚だしいと言わざるを得ません。このことで、高額療養費の自己負担額の引上げ、商品券配付問題に引き続き、三度目の予算委員会での異例の陳謝と相なりました。

そもそも年度内自然成立が不可能な状態で参議院に送付され、ただでさえ日程が厳しい中で、与野党が互いに知恵を出し尽くしながら、七回の集中審議、七十六時間の議論、熟議の府、再考の府としての中身の濃い議論を続けてきたのです。

しかしながら、参議院での充実審議に波を立て、妨げてきたのは、予算審議をお願いしている当の石破総理なのであります。総理のこのような国会運営の姿勢そのものに対して疑義を持たざるを得ないことが、何よりこの場で反対討論を申し上げなければならない、まずは一つの大きな理由です。

次に、令和七年度予算案に反対する具体的な理由を述べます。

本予算案に賛成できない第一の理由は、国民の命を軽視する予算案だからです。高額療養費問題を典型に、崩壊寸前の危機的状況にある介護、障害、福祉現場で働く方々の処遇改善や訪問介護事業者に対する緊急支援などに全く取り組もうとしていません。

第二の理由は、物価高に苦しむ国民生活を顧みない予算案だからです。値上げが予想される食料品は、年間で二万品目に達すると言われていいます。実質賃金が三年連続マイナス。地元北海道では春はまだ遠く、ガソリン、灯油価格の高騰に苦しむ声を聞かない日はありません。そのように国

民生活に寄り添ったものとは全くなっていないのです。

第三の理由は、税金の無駄遣い予算だからです。立憲民主党は、基金全体について、政府自らが決めた三年ルールを逸脱し、八兆円規模の積み過ぎが放置されていることを明らかにしました。基金や予備費の無駄に十分に切り込めていないのです。

以上の反対理由に加えて強く糾弾せざるを得ないのが、この期に及んでも自ら引き起こした自民党裏金事件に端を発した政治と金の問題を反省していない自民党の姿と、この問題をめぐる石破総理・総裁のリーダーシップの欠如です。

旧安倍派元会計責任者の参考人招致で旧安倍派幹部の発言と大きな矛盾が明確になりましたが、石破総理・総裁はキックバックの再開の経緯などについて再調査すらしないと、問題究明に後ろ向きであります。

先週末、参議院予算審議の大詰めを迎え、審議時間は当初の目安である八十時間には届かないが、内外諸課題山積のこの状況で、更に国民生活や経済に影響を与えてはならないとの参議院与野党幹部の高い次元からの御判断により、年度をまたいでの追加審議と参考人招致という二点の合意をもつて、本日、本会議での採決となりました。

政治と金の問題は、言うまでもなく、まさに積年にわたり持ち越されてきた課題であり、立法院にその自浄能力が問われている問題です。私たちは、引き続きこの問題に全力で取り組んでいく決意を表明するとともに、与党の皆様には、元参議院議員である世耕衆議院議員の参考人招致を予算委員会全会一致で議決したことの重みを改めて御確認いただき、更なる審議の充実に向けて一層真摯な御努力をいただくことを強く求めます。

そして、企業・団体献金の禁止、選択的夫婦別姓制度の実現、旧統一教会問題、就職氷河期対策、さらに森友文書の開示など、残された課題に

しっかりとした答えを出していく国会にしていかなければなりません。

私たちは、引き続き、国民の皆様が願う、命と暮らしを守り、若者と子供たちの未来が明るいものになるように全力を尽くして頑張ることをここに誓います。

以上申し上げ、令和七年度予算三案に反対の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(関口昌一君) 中西祐介君。

(中西祐介君登壇、拍手)

○中西祐介君 自由民主党の中西祐介です。

私は、自民、公明を代表し、ただいま議題となりました令和七年度予算三案に対し、賛成の立場から討論を行います。

まず、本年は戦後八十年。多くの先人の尊い犠牲と多大なる御努力の下に我が国の戦後の扉が開いたことを胸にいたしたいと存じます。翌々年、日本国憲法の施行を受け、一九四七年四月二十日に第一回参議院議員選挙、次いで四月二十五日に衆議院議員選挙が行われました。まさしく、我が国の戦後民主主義は我々参議院の歴史からスタートしたわけであります。

今回、七十六時間という近年にない審議時間を重ねるに当たり、野党筆頭理事徳永エリ先生とは常に丁寧な対話と信頼を構築させていただき、心より御礼申し上げます。予算委員会理事、オプザーバー、また委員の先生方にも、鶴保委員長の下、広範な質疑項目を一度も中断することなく、静ひつな環境で行わせていただきましたことは、新しい参議院らしさを示す姿であったと感謝いたします。

本予算案は、衆議院での修正案に対し、我々参議院で改めて再修正を挑むものでもあります。衆議院への回付、成立となれば、日本国憲政史上初となり、まさに与野党伯仲の枠組みを超えて、立

法府、参議院の矜持、独自性を新たに示すことになりましす。

委員の皆様の御協力のおかげさまでこうした歴史に刻む審議過程を経たこと、お互い誇りを持ちながら、以下、賛成する主な理由を申し述べます。

第一に、経済の好循環の要となる、物価高に負けない持続的な賃上げの実現に向けた施策が盛り込まれている点です。

我が国経済は、昨年、名目GDPで初めて六百萬円を超え、本年の春闘でも第二回集計の賃上げ率が平均五・四〇％と、三十四年ぶりの高水準を維持しております。

賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現に向けて、それらの原資となる我が国の稼ぐ力を引き出すべく、人工知能、半導体分野やグリーントランスフォーメーションに資する投資促進のための経費が計上されています。

また、中小企業等との取引適正化にも力を入れるなど、本予算案は、先端的な取組から個別の現場レベルに至るまで、様々な段階で経済の好循環の波を大きくし、それに伴い、力強い賃上げを促すものとなっております。

さらに、令和六年人事院勧告を反映した公務員、保育士、幼稚園教諭等の給与改善、さらに教職調整額の段階的な引上げを加えた教員の処遇改善も含まれております。

現在、物価上昇局面に接し、日常生活の負担感に実直に寄り添うべきであり、また、米国の関税引上げなど、今後の世界経済の動向を大局観を持って注視すべきであります。まずは、本予算案における各施策をちゅうちよくなく実行し、我が国経済の好循環の動きを止めるべきではないと確信するものであります。

第二に、全国が渴望する新たな地方創生の取組を進めるための予算となっている点です。

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

地方こそ成長の主役との発想に基づき、地方創生二・〇として、各地がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、地方公共団体による自由度の高い事業の実現を可能とする交付金を創設した上で、当初予算ベースで従来から倍増させています。

我が国の真の魅力を最大化させるため、地域の自然環境や文化資源を活用した観光コンテンツの充実などを図り、インバウンド消費十五兆円の目標達成を実現させるための施策も盛り込んでおります。

第三に、日本の安全、安心を必ず守り抜くとの決意を内外に示し、その実行を裏付ける予算となっている点であります。

既存の国際秩序への飽くなき挑戦が続く、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中において、防衛力整備計画に基づき、スタンドオフ防衛能力の強化など、喫緊の課題である防衛力の抜本強化を引き続き推進するほか、自衛隊の人的基盤の強化に向けた取組を進めるための予算も計上されています。

頻発化、激甚化する自然災害から国民の皆様の命と生活、財産を守るための防災・減災、国土強靱化対策、老朽化が懸念される社会インフラの点検と維持更新、さらには災害時に活用可能なキッチンカーやトイレカー、トレーラーハウス等の登録制度の創設など、災害対応力の強化、事前防災等の徹底に力を入れております。

食料安全保障の強化に向け、野菜や麦、大豆など畑地での本作物や、農林水産物・食品の輸出促進、畜産、酪農の生産基盤の維持強化を推進するほか、安定的な食料の供給に向けた合理的な価格形成、あるいは農業の持続的な発展に資する共同利用施設の再編、集約、合理化やスマート農業技術の導入などのための予算も計上しています。

第四として、子ども・子育て政策にも更に一層力を入れていく点です。

令和七年度一般会計予算外二件

こども未来戦略に基づく子ども・子育て支援を本格的に実施し、一歳児への保育の質の向上、育休給付の充実等に取り組むための予算を盛り込んでいます。あわせて、児童虐待防止施策等の更なる強化や、様々なニーズを抱える子供、若者に対する包括的な支援体制の構築のための予算も増額をしております。

また、令和七年度より、高校生の年代まで拡充される児童手当に加え、大学など高等教育の無償化、子供を三人以上扶養する多子世帯の学生等の授業料や所得制限のない入学金無償化、さらに、衆議院で加えられた自民、公明、日本維新の会の三党で協議した成果も踏まえ、令和七年度より、年収に関係なく公立高校授業料相当額の支給を実現するための予算も組み込まれております。

最後に、高額療養費制度の見直しについて、本院予算委員会にて石破総理が約束された、がんや難病患者団体の方との直接面談を受け、最終的に総理自ら判断された引上げ見送りのための予算案再修正を加えている点であります。

仮に衆議院で可決された本予算案が自然成立となれば、高額療養費制度の自己負担上限額引上げの見送りが反映されないこととなります。二院制の一翼を担う参議院として、再修正を含む本予算案を可決し、早急に衆議院に回付すべきであります。

日程が切迫する三月四日に衆議院から送付され、非常に厳しい審議過程を重ねてきた予算委員会でありましたが、各党派国対問での丁寧な御協議もいただき、また与野党理事、委員の皆様のお力、良識の府、熟議の府として参議院らしい審議を進めることができたならば、ここに深く感謝の意を申し添えたいと存じます。

最後に、改めて令和七年度予算案への御賛同を心よりお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 浜口誠君。

(浜口誠君登壇、拍手)

○浜口誠君 国民民主党・新緑風会の浜口誠です。

会派を代表して、令和七年度予算案に対して反対討論を行います。

まず、ミャンマー地震に対して申し上げます。被災した皆様、亡くなられた皆様に心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

政府として、邦人の安否確認、救出に万全を期すとともに、被災した国々への支援に向け、国際社会と連携した対応を強く求めます。

さて、参議院において予算委員会での議論が行われているにもかかわらず、三月二十五日、石破総理は、米やガソリンの価格高騰などを念頭に、予算成立後に強力な物価高対策を打ち出す考えを表明しました。まだ予算が成立していない中で、石破総理自ら、今回の予算案が物価高対策が不十分であり、課題のある予算案だと言っているのと同じです。真摯な議論を行っている参議院に対して極めて失礼で、不適切な発言です。

予算案に課題があるなら、参議院で国民民主党が提案する基礎控除を更に引き上げて、国民の手取りを増やすための所得税減税や、ガソリンの暫定税率をすぐに廃止して、ガソリン高で苦しむ地方の暮らしや経済を支えるための予算の修正を行うべきではないですか。

石破総理のこうした発言を踏まえても、来年度予算は、物価高騰で苦しむ国民に寄り添い、国民生活を支える予算になっていないことは明らかです。

本予算に対する反対理由を四点申し上げます。まず一点目は、昨年十二月十一日の国民民主党、自民党、公明党三党の幹事長合意が守られた予算になっていないという点です。

合意内容は、いわゆる百三万円の壁は国民民主党の主張する百七十八万円を目指して来年から引

き上げる、いわゆるガソリンの暫定税率を廃止する。この公党の幹事長合意は極めて重いものである。

しかしながら、昨年から行ってきた三党協議の結果、年収の壁への対応は、政府案に与党修正が行われたものの、国民民主党が目指すものとは乖離が大きく、ガソリンの暫定税率の廃止も、いつから廃止するか与党から明確に示されず、幹事長合意を満たすものとはなりませんでした。

三党の幹事長合意が守られていない予算案には、国民民主党は断固反対です。幹事長合意の誠実な履行に向けて、与党の今後の対応を強く求めます。

二点目は、手取りを増やす政策が不十分であるという点です。

日本経済は、長く続いた賃金デフレから脱却できる兆しが見えてきた一方で、国民の皆さんからは、給料は上がってきたが、税金や社会保険料が高くなって手取りが増えないといった声も多く寄せられています。国の税収は過去最高なのに、国民の暮らしは豊かにならない。政治の役割は、国の懐を豊かにすることではなく、国民の懐を豊かにすることです。

こうした考えの下、国民民主党は、基礎控除の引上げによって、年収の壁百三万円を百七十八万円に引き上げ、所得税の減税によって手取りを増やす政策の実現を強く求めています。一九九五年から三十年間変わらなかった百三万円の壁の見直し、基礎控除の引上げは、物価上昇等を踏まえた憲法第二十五条の生存権に基づく最低生計費への対応、働き控えの対応、手取りを増やすことで消費や経済の活性化という三つを目的としており、国民の民意に基づく国民のための政策です。しかしながら、衆議院での修正に反映された与党案は、低所得者対策が主目的となり、年収二百万円以下の基礎控除等は恒久措置として百六十万円に引き上げられたものの、新たに四つの年収要

件が設けられました。年収の壁をなくそうとしていたにもかかわらず、新たな壁が四つもできるなど本末転倒です。

また、税は簡素でシンプルでないと国民の理解と納得が得られません。与党案の基礎控除の見直しは非常に複雑であり、税の原則からも大きな課題があります。

所得税の減税額も年収別に二万円から三万円程度であり、国民民主党の百七十八万円に引き上げた場合と比べると、中間層以上の減税額は十一万円から二十万円以上も大幅に少なくなっています。低所得者層への対策ももちろん重要ですが、物価高で生活が苦しい状況は中間層も同じです。所得税収の約八割は、年収五百万円以上の中間層が中心に負担しています。今の日本を支えている現役世代である中間層に政府はもっと寄り添って、手取りを増やす政策で応援していくべきです。

中間層以上への減税額が小さい与党案では、手取りを増やして消費を拡大し、更なる賃上げにつなげていく経済の好循環をつくり出すことはできません。国民が真面目に働けば、給料が上がり、手取りも増えていく、こうした社会の実現につながる予算を提案していくことが政府の役割です。三点目は、地方の暮らしや経済を支える予算案になっていない点です。

一日も早くガソリンの暫定税率を廃止して、ガソリン代を一元でも安くしてほしい。車が生活必需品であり、一世帯当たり三台、四台の車を保有している地方の皆さんからは悲鳴、SOSが届いています。

昨年十二月以降、政府は、ガソリン等への補助金をリッター当たり十円程度減額し、現在ではレギュラーガソリン一リッター当たり百八十五円の、補助金を支給する基準額となっています。政府は四月以降もガソリン等への補助金を継続する方針ですが、補助金に対しては、会計検査院か

ら、ガソリン価格の引下げにつながっていない懸念や、価格のモニタリング等に百三十億円を上限とする多額の予算が計上されているなど問題点が指摘されています。

ガソリンの暫定税率は、一九七四年以降五十年以上続いており、本来の税金に上乗せされている部分です。暫定税率によってガソリンの税金は二倍の負担になっています。ガソリンの暫定税率が廃止され、ガソリン価格が安くなれば、地方を中心とした家計を助けることができます。物流費も下がり、物価高騰対策にもなります。企業は経費削減により利益を確保し、持続的な賃上げにつなげていくこともできます。幅広い政策効果が期待できるガソリンの暫定税率はすぐにでも廃止すべきです。

四月以降、ガソリン等の補助金の予算残高は約一・二兆円、この予算を活用すれば、六月までに暫定税率を廃止できると考えます。今必要なのは、政治の本気と決断です。自民党幹部からも暫定税率廃止を早急に判断すべきとの意見もあり、正論です。地方の暮らしと経済を守るため、六月までにガソリンの暫定税率廃止することを強く求めます。

四点目は、予算の修正が、政府・与党のメンツを保つことが優先され、国民生活を第一に考えた予算案の大幅な修正を行わなかった点です。

今回の衆議院での予算案の修正は、当初予算として、一九九六年以降、二十九年ぶりの国会修正となりました。本来は、予算書を修正した上で改めて国会に予算案を出し直し、大幅な予算案の修正を行うべきでありましたが、今回の予算案の修正は、政府・与党が自らのメンツを守るため、小幅な修正にとどまりました。国民のための予算案とするには大幅な予算案の修正が必要だったにもかかわらず、それを政府・与党が行わなかったことは、国民に対して不誠実な対応ではありませんか。

物価高で苦しい状況が続く国民生活の支援、デフレからの完全な脱却、三年連続して実質賃金マイナス、トランプ政権による世界経済の不透明感の増大などに対応していくためには、野党からの幅広い提案や政策を受け入れていくことが極めて重要です。そのためには、大幅な予算修正を行うことが政府の責務であったと考えます。

以上、令和七年度の予算案に反対する理由です。

国民民主党は、今後も、諦めることなく、粘り強く、国民目線で、もともと手取りを増やすための政策を貫き、その実現に向けて全力で取り組んでいくことを宣言をいたしまして、反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(関口昌一君) 金子道仁君。

(金子道仁君登壇、拍手)

○金子道仁君 日本維新の会、金子道仁です。会派を代表し、ただいま議題となっております令和七年度予算三案について、賛成の立場から討論を行います。

昨年十月の衆議院議員選挙の結果、衆議院は与党過半数割れとなり、三十年ぶりの少数与党の政権運営が始まって五か月が経過しました。与党のみでは予算案も法律案も成立できないという特殊な状況下で、我が党を含めた野党は、それぞれに掲げた政策実現のために与党・政府との間で協議を行い、互いに切磋琢磨してまいりました。

我が党も、結党以来の中心政策である教育無償化と現役世代の負担軽減を図るための社会保障改革の分野において改革実現に向けた真摯な協議を重ね、その結果として、与党との間で合意に至りました。今回の合意に関する所要の修正が予算案に加えられたことを理由として、令和七年度予算案に賛成の意を表明しました。

今回の合意に際して石破総理は、与野党の建設的な協議と合意は我が国の国会の在り方としても

非常に意義深いと述べられました。今後も様々な枠組みで与野党協議が展開されると予想されますが、与野党を交えた政策決定プロセスに際しては、より透明性を向上して広く国民に周知を図り、できるだけ多くの会派の参画を得て広いコンセンサスを図る、充実した国会審議に引き継がれる形で進められていくことを希望いたします。

また、我が国の特殊な政治状況は、国際社会からも関心を持って見られています。今年二月に出されたIMFの対日四条協議の声明には、少数与党下での政治要求を踏まえると赤字が更に拡大するリスクがあるが、財政余地が依然限られているためこれは避けるべきであり、予算における他分野の歳出削減で相殺されなければならないとの言及がありました。国際社会の信頼を保ち続けるために、財政健全化の姿勢を堅持し、与野党共に責任ある政策提言を行い、現役世代の負担をこれ以上増やすことなく、また次世代に負担を先送りすることなく、行財政改革により必要な財源を捻出すべきことであることを繰り返し述べます。

合意分野の一つである教育無償化について、来年度予算に高校の授業料無償化のための費用が盛り込まれました。ただし、無償化はあくまで手段であり、ゴールではありません。生徒一人一人が自分の人生を考え、学びを選択し、問いを持ちつつ決めていく力を育てること、そして、全国どこに住む高校生でも質の高い教育を受けられる社会をつくるのが真の目的です。

今回の合意文書では明確でなかった論点については、予算委員会等で様々な議論が行われました。我が党は、就学支援金の生徒本人への支給を徹底することで、支給対象を明確にしつつ、生徒が自ら責任を持って学びを選択、構築できる環境をつくることも、便乗値上げを防ぐ方策を提言しています。また、過疎地域でも多様で質の高い教育機会を確保するため、公立、私立を合わせた学校配置計画の策定、通信教育や遠隔授業を用い

た連携推進、学校、課程、学科の垣根を越えた単位互換の推進を訴えました。これらの政策を総合して、全国どこに住む高校生でも多様で質の高い教育を受けられる環境づくりに努力してまいります。

もう一つの分野である社会保障、社会保険料を下げる改革については、年間四十七兆円に達し、毎年一兆円規模で増え続けている国民医療費により現役世代に課せられる社会保険料の負担が限界に達していることを深く憂慮し、現役世代の手取りを増やすと同時に医療制度の持続可能性を確保するため、国民医療費の総額を年間で四兆円削減することを目標に、令和七年末までの予算編成過程で論点の十分な検討を行い、早期に実現可能なものについては令和八年度から実行に移すことに合意しました。予算委員会等の中では、OTC類似薬の保険給付の在り方、高額療養費制度の外來特例の見直しなど、改革の具体策についても議論し、改革の実効性を示しました。これからも改革の具体策を政府・与党に提案し、実効ある社会保険料を下げる改革を実現してまいります。

高額療養費の制度の見直しの凍結についても一言申し上げます。

保険、健康保険の本来の意義とは、予測困難な健康上の問題を前にした国民が高額な医療費で治療を諦めることのないようにすることであり、高額療養費制度は、まさに保険、健康保険制度の中核です。政府が高額療養費制度の負担上限額引上げを見送る方針を固めることは当然の判断であると考えます。

本制度は、負担上限額の引上げの前に多くのやるべき改革があります。軽微な症状は自分で治す、薬剤師の役割を見直し強化する、処方箋なしで薬局で買える医薬品は保険を使わずに買っていた、ジェネリック医薬品を選択してもらおうなど、少しの不便を全世代の国民で分かち合っていた、たとともに、医療提供者側にも、DXを通じ

た効率化や過剰な医療については是正を求めるような改革を提言してまいります。

予算の内容については、全てにおいて賛成ということではありません。高額療養費制度については予算の修正がなされたことは多としますが、地方創生交付金の執行状況、そして何より不十分な行財政改革については我が党は反対の立場であり、今後もその姿勢を示してまいります。

強く危惧することは、財政規模がコロナ前に戻っていないことです。

コロナ禍を越え、財政の平時への回帰が訴えられる中、令和六年度の予算の歳出規模は当初予算比で前年度から僅か一・八兆円程度、一・六％の減額にとどまり、令和七年度政府予算では前年度から三兆円、約二・六％の増額となっています。税収等が増加傾向にある今こそ、財政パッファを再構築し、相次ぐ自然災害等の緊急的支出にも対応できる財政的余地を確保することが重要であると考えます。

そのためにも、政府に対しては、総理がよくおっしゃるように、検討で終わらせないために、例えばことも未来戦略で示された社会保障の歳出改革による公費削減など、既に策定済みの改革工程の徹底した実行と精緻な検証を強く求めています。

また、行政事業レビューの活用による歳出削減目標額の明示、休眠基金の解消と基金の原則十年解散ルールの設定、赤字が拡大する官民ファンドの整理、廃止と類似ファンドの整理統合、特別会計の見直しなど、政府全体で徹底した行財政改革を行うことを約束した三党合意の実現を目指して、政府・与党に行財政改革の提言を行い、その果実を得る努力を行います。

企業・団体献金を受け取らず、しがらみなく意見、提言できる日本維新の会だからこそできる様々な改革提案を批判を恐れずに行ってまいります。

政治と金の問題を端緒とした政治資金規正法の改正と企業・団体献金の廃止についても一言申し上げます。

参議院での予算審議途中に発覚した石破総理による商品券配付問題は、予算審議に水を差し、政策議論を妨げるゆゆしき事態でした。衆議院で政治資金規正法改正の議論をしている中で、歴代総理による慣習とも推察させる行為が露見したことは、政治と金の問題の根の深さを国民に印象付け、更なる政治不信、国会議員全体への不信を招いています。だからこそ、我々国会議員は、今こそ自ら襟を正し、自ら厳しく律する姿勢を示すため、考え得る最も厳しい条件で企業・団体献金を廃止し、国民の信頼回復を図るべきだと考えます。

当初申し合わせた本日までの合意形成は難しい状況ですが、国民の皆様には評価していただけるような、そして金の掛からない政治の実現の第一歩となるような企業・団体献金禁止法案の成立に向け、丁寧かつ早急な合意形成を強く求めます。

最後に、私は予算委員会、我が国の平和教育の中心は何かと総理に質問いたしました。戦争資料館ではなく広島平和記念資料館という名前に衝撃を受けたパレスチナの青年の話から、私は、平和教育の中心は赦し、憎しみの連鎖を断ち切ることであると発言しました。総理はこれに対し、自分だけが正しいという自己義認の危険性を指摘され、平和教育の中心は寛容であると述べられました。

昨年、被団協がノーベル平和賞を受賞し、我が国の平和教育が脚光を集めている中、平和教育の中核である赦し、寛容という価値観が我が国の内外にしっかりと発信されることを期待します。教育無償化という手段を通して全国どこでも多様で質の高い教育機会が確保されること、そして、平和教育やインクルーシブ教育等を通して他者への寛容と赦しの価値観が子供たちに浸透していくこと

は、国内の社会基盤を強化し、同時に積極的平和外交につながると確信します。

我々は、教育無償化の先にある理想の教育像を各党派と真摯に議論し、次の世代に希望を与える教育機会を提供する、国家百年の計である教育の転機に臨む国会の重い責務をしっかりと果たしていく決意を最後に申し述べ、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(関口昌一君) 山下芳生君。

(山下芳生君登壇、拍手)

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、二〇二五年度予算案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、裏金事件への無反省、石破総理の商品券配付などにより、予算の前提である国民の政治への信頼が大きく崩れているからであります。

昨年の総選挙では、自民党の裏金事件に対する国民の怒りが爆発し、自民、公明は衆議院で少数与党となりました。ところが、自民党は裏金事件について全く反省していません。

総選挙後、参議院政治倫理審査会に二十七人の裏金議員が我も我もと弁明を申し出てきました。これまで二十六人の議員が弁明し、質疑が行われましたが、個々の議員が知らぬ存ぜぬで済ませようとしているだけでなく、自民党全体が裏金事件の真相解明に背を向け、幕引きを図ろうとしていることが明らかとなりました。

さらに、政倫審で、還付金の収支報告書不記載について違法性を認識していた秘書に派閥事務局が違法行為を強要したという重大な証言がありながら、石破総理は党総裁として調査することを拒否しています。

このように、総理始め自民党全体が裏金事件に無反省であることが、収支報告書にも書かれないう、新たな裏金配りともいうべき十万円の商品券配付の根っこにあることは明らかであります。総理は、商品券配付について、私費で賄い、政

治活動ではない、だから法違反ではないと繰り返しますが、政治資金規正法は、私費であろうがポケットマネーであろうが、政治活動に関わって政治家個人に寄附することを禁止しています。また、総理公邸で、総理、官房長官、副長官が国会議員と会食し、政策と選挙の話をするれば、誰が見ても政治活動です。総理の行為は完全にアウトです。

商品券配付が歴代自民党政権の慣行であり、原資として官房機密費が使われた疑惑も浮上しています。総理は、商品券配付について自らの非を認め、裏金事件の真相を説明するとともに、裏金中の裏金である官房機密費の支出の実態を国民に公開すべきです。それができないのなら、民主政治を担う資格がないことは明らかであり、速やかに退陣すべきであります。

裏金事件を始め政治と金の問題の根本には企業・団体献金があります。日本共産党は、経団連による毎年の自民党の政策評価と企業献金のあつせんによって、消費税率が連続して引き上げられる一方、法人税率が四〇％から二〇％台に引き下げられるなど、企業献金が政治をゆがめている具体例の数々を明らかにしてきました。企業献金は公開してもその本質である賄賂性は変わりません。企業・団体献金の全面禁止こそ金権腐敗政治の根を絶つ決定打であり、党派を超えて進むべき道であります。

予算案に反対する第二の理由は、物価高騰対策の特効薬である消費税の減税、廃止に背を向けるなど、国民の暮らしに冷たい一方、大企業への大盤振る舞いが過ぎるからであります。自民党政治の下で、失われた三十年と言われる日本経済の長期の停滞と衰退が続いている上に物価高騰が襲いかかり、国民生活は極めて困難になっています。

所得税の課税最低限である百三万円の壁を引き上げることは、生計費非課税の原則から当然です。しかし、日本共産党が独自に試算した勤労世帯の年別別税負担率によると、年収一千万円未満の世帯では所得税よりも消費税の負担の方が大きい、つまり、中間所得層も含めて消費税が最も重い税金になっていることが浮き彫りとなりました。さらに、年収に応じて税金の負担率が大きくなる税の累進性が、消費税の逆進性によって、年収八百万円以下の世帯ではなくなっていることも明らかとなりました。

消費税率の減税は、物価高騰対策としても最も効果が大きい上に、税制のゆがみを正し、格差を是正する点でも急務であります。消費税率減税の財源はあります。一つは、安倍政権以来の年間十一兆円に上る大企業向けの減税優遇にメスを入れることです。参議院での我が党の質問に、総理も、この間の法人税減税について、賃上げや下請の支払が増えることを期待したが意に反しそうななかったと、効果がなかったことを認めました。実際、大企業向けの研究開発減税による二〇二三年度の減税額トップはトヨタ自動車の八百二十三億円で、全体の八・七％を占めています。トヨタは三十兆円を超える内部留保をため込んでおり、こんな減税は必要ありません。

いま一つは、超富裕層への応能負担の徹底です。金融所得に対する税率が低いために所得が一億円を超えるのと所得税の負担率が下がる一億円の壁を取り払うべきであります。こうして大企業向けの減税優遇にメスを入れ、超富裕層への応能負担を徹底すれば、消費税五％への減税は可能です。

総理は、我が党の質問に、各国の消費税減税の効果について知識を持ちたいと述べました。しかし、食料品や水道光熱費、ガソリンなどあらゆる消費に課される消費税の減税こそ、今求められる強力な物価高騰対策であることは明らかであります。

す。総理に求められているのは、知識を持つだけでなく、実行することであります。消費税減税に背を向ける一方、ラビダスなど半導体企業に十兆円以上の公的支援を行おうとしていることは重大です。かつて、半導体メーカー、エルピーダメモリの破綻で公的資金二百八十億円が毀損した際、政府は誰も責任を取りませんでした。同じことを繰り返すことは許されません。

熊本県に進出した台湾の半導体企業TSMCの工場の処理水が放水されている河川で、海外で規制されている有機フッ素化合物PFASの濃度が上昇したことが確認されました。政府として、全国の半導体工場を調査し、住民の健康と環境を守るための対策を取ることを強く求めます。

反対理由の第三は、軍事費の異常な突出が暮らしも平和も壊す予算となっているからであります。新年度予算案は、軍事費、防衛関係費だけが前年度比九・五％増と突出し、社会保障費、文教科学振興費、中小企業対策費は、物価上昇率以下で実質マイナスです。まさに大軍拡が暮らしを押し潰す予算となっています。

五年間で四十三兆円という安保三文書に基づく大軍拡計画によって、軍事費は二〇二二年度五・四兆円から二〇二五年度八・七兆円へと三・三兆円も急増しています。このまま進めば、二〇二七年度には十兆円に達することが確実です。その中身も、長射程ミサイルの配備など、敵基地攻撃態勢の構築であり、軍事対軍事の悪循環を招き、戦争の危険を増大させるものであります。

しかも、石破総理は日米首脳会談で、二〇二七年度より後も抜本的に防衛費を強化するとトランプ大統領に約束しました。その後、コルビー米国防次官候補は、日本の防衛費をGDP比三％以上に引き上げるべきだと公然と要求しています。三％といえは年十八兆円の軍事費となり、暮らしも財政も破綻します。

日本共産党は、平和も暮らしも壊す大軍拡の中止を求めます。外交の力によって東アジアに平和をつくる取組こそ政治の責任です。

最後に、高額療養費の上限額引上げを見送る予算修正は、がんや難病に苦しむ方々の声に応えるものであり、賛成です。凍結でなく撤回し、むしろ上限額を引き下げるべきであります。

声を上げれば政治は動く。日本共産党は、選択的夫婦別姓、学校給食無償化、学費値上げ中止と値下げなど、国民の切実な要求を実現するために奮闘するとともに、国民の要求を阻んでいる大企業、財界中心、日米同盟絶対という自民党政治のゆがみを正すために全力を尽くす決意を表明し、討論とします。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

まず、令和七年度一般会計予算の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

表決は記名投票をもつて行います。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(関口昌一君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(関口昌一君) これより開票いたします。

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七票

白色票

百六十二票

青色票

七十五票

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 次に、令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもつて行います。両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(関口昌一君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(関口昌一君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七票

白色票

百六十二票

令和七年度一般会計予算外二件 土地改良法等の一部を改正する法律案外二件

青色票 七十五票

よって、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第一 土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 棚田地域振興法の一部を改正する法律案

日程第三 山村振興法の一部を改正する法律案(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長舞立昇治君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(舞立昇治君登壇、拍手)

○舞立昇治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、土地改良法等の一部を改正する法律案は、農業生産の基盤の保全及び担い手の二一ズに対応した基盤整備に関する措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、国等の発意による基幹的施設の更新事業の趣旨、連携管理保全事業創設の意義等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議が付されております。

次に、棚田地域振興法の一部を改正する法律案は、法律の有効期限を五年間延長するとともに、施策の充実を図ろうとするものです。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水

産委員長御法川信英君より趣旨説明を聴取した後、棚田地域の課題解決に向けた国の支援方針等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議が付されております。

次に、山村振興法の一部を改正する法律案は、法律の有効期限を十年間延長するとともに、施策の充実を図ろうとするものです。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長御法川信英君より趣旨説明を聴取した後、山村振興に向けた国の支援の充実等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十五

反対

二

よって、三案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員
長堂故茂君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔堂故茂君登壇、拍手〕

○堂故茂君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきまして、法律の目的を改正する理由、支援対象者の拡大の必要性、学業の成績要件の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の古良委員、れいわ新選組の船後委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

議事日程追加の件 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 所得税法等の一部

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百十八

反対

十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、所得税法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長三宅伸吾君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三宅伸吾君登壇、拍手〕

○三宅伸吾君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案は、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、地域経済の好循環の実現、国際環境の変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行おうとするものであります。

なお、衆議院において、所得税の基礎控除等の

特例を創設するほか、所得税の抜本的な改革に係る措置及び所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置の規定を附則に設ける修正が行われております。

委員会におきましては、石破内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、所得税の基礎控除の意義及び引上げを行う理由、揮発油税等のいわゆる暫定税率廃止の財源確保に向けた検討、企業の内部留保の増加を踏まえた法人税の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民・無所属を代表して柴愼一理事、国民民主党・新緑風会を代表して上田清司委員、日本共産党を代表して小池晃委員よりそれぞれ反対、日本維新の会を代表して浅田均委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、関稅定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関稅率等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、関稅率の設定の在り方、米国の関稅政策等への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいま委員長報告がありました議案のうち、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。柴愼一君。

〔柴愼一君登壇、拍手〕

○柴愼一君 立憲民主・社民・無所属の柴です、

私は、会派を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。

反対する第一の理由は、所得税の年収の壁対策に関わる一連の改正内容です。

まず、政府原案で基礎控除と給与所得控除の最低保障額を十万円ずつ引き上げた点について、政府はその理由を、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題に対応するものとしています。これは、最低限度の生活費には課税しないとの基礎控除の趣旨に基づき、物価高による最低限度の生活費の上昇に対応したものと及しない、論点をずらししていると言えるものです。実質的な税負担の増加を理由としているにもかかわらず、引上げ額の根拠を、実質的な税負担額の増加分ではなく、消費者物価指数などの動向としており、引上げ額設定の論理が破綻しています。

さらに、与党修正案は、昨年十二月の自民党、公明党、国民民主党の三党合意に基づく協議において、課税最低限を百七十八万円に近づけるために基礎控除に年収に応じた四区分を設け、かつ制限措置とするなど、複雑極まる制度となりました。

最低限度の生活費に対しては課税しないという基礎控除の趣旨からすれば、そこに年収に応じた細かい区分、しかも時限でそれを設けることは、基礎控除の趣旨をないがしろにするものであるとともに、各企業の給与と会計実務に携わる方々の事務負担やシステム改修などのコストが増大する観点からも、大きな問題が生じる懸念があります。

加えて、与党修正案では、年収二百万円を超えるラインを境に新たな壁が生じます。高所得層の減税額が大きくなりすぎ、おおむね二万円の減税額とするために複雑な制度設計となり、これなら二万円の定額減税とすればよかったと言えます。

今般の百三万円の年収の壁議論の論点の一つであつた大学生の働き控えの問題は、特定親族特別控除の創設により対応が図られたことから、基礎控除の見直しの議論は、基礎控除とはどうあるべきか、何を基準とすべきかなどの本質論であるべきでしたが、予算成立に向けた政党間協議をまとめるための妥協案、苦肉の策となりました。このことで、税制の基本原則、公平、中立、簡素が大きくゆがめられた結果である本改正案を容認することはできません。

与党の修正により追加された附則第八十一条では、所得税の抜本的な改革に係る措置、「我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるもの」とされています。今後、このことに基づき抜本的な改革についての検討が行われることとなりますが、政府・与党内の議論にとどまらず、熟議と公開の下、国会での開かれた議論が行われることを強く求めます。

反対する第二の理由は、物価高に苦しむ国民生活に対して税制による支援が不十分な点です。

これまで政府は、ガソリンに対する補助金を段階的に縮小してきています。いまだに高値のまま推移するガソリン価格は生活を直撃し、国民は価格低減に直結する暫定税率廃止を強く求めています。

三党合意によっていわゆるガソリンの暫定税率を廃止することが確認されているにもかかわらず、今日まで衆参における委員会質疑でその具体

策が示されることは一切ありませんでした。ガソリン高を事実上放置する政府・与党の姿勢は容認できるものではありません。

そんな委員会での議論を積み重ねてきたにもかかわらず、石破総理が予算成立後に燃料費高騰対策の検討について触れたとする報道は、委員会での真剣な審議をないがしろにするものであり、厳しく指摘したいと思います。

反対する第三の理由は、法人課税の見直しが多分な点です。

巨額の租税特別措置が、明確な効果が見られないまま惰性で続けられています。我が党が衆議院で提出した修正案の内容に基づき、租税の適用企業名を公表して、その有効性を早急に確認すべきです。

また、今次春闘交渉における大手の満額回答が相次ぐ中で、大企業に恩恵が偏る賃上げ促進税制は廃止し、それにより生み出された財源で、価格転嫁が進まず経営に苦しむ中小企業の賃上げにこそ実効ある支援策を講じることが必要です。価格転嫁や適正取引を促す措置をより一層推進する施策や、赤字企業などへの補助金政策の導入に関する検討も含めて、政府の対応には中小企業を支援する観点で弱過ぎます。

反対する第四の理由は、規模ありき、四十三兆円の防衛費確保のための税制措置は到底認められないからです。取りやすいところから取るというたばこ増税も含め、防衛増税は撤回するべきです。

石破総理は、今国会冒頭の施政方針演説において、かつて国家が主導した強い日本、企業が主導した豊かな日本、加えてこれからは一人一人が主導する楽しい日本を目指していきたいと述べられました。楽しい日本という言葉の選択はどうかと思ふ面もありますが、国家や企業などの視点から、一人一人の存在、生活に着目して政策を講じていくことには強く共感するものです。

政府が掲げる賃上げと投資が牽引する成長型経済に向けた好循環を実現できるかの転換点である今年こそ、税制の抜本改革が必要であつたはずですが、

しかし、本税制改正案には、そんな楽しい日本を実現するための具体策が何ら示されていません。税制には社会構造を変える大きな力があります。失われた三十年に終止符を打ち、アベノミクスによって積み上がった巨額の内部留保や金融資産などの果実を働く者や中小企業に還元させる税制を創設することこそが、政治に求められています。

政治と金、自民党と金の問題、裏金問題で政治に対する信頼が大きく揺らぎ、信頼回復に向けた様々な取組が進められています。昨年に引き続き、今国会でも政治の信頼回復が大きなテーマであるはずですが、

そのような中、石破総理による十万円の商品券配付問題が発覚しました。石破総理は、法的な問題はないと強弁しますが、石破総理の言い訳一つ一つが政治資金規正法の実効性を失わせるものであり、極めて重大な問題です。

鈴木法務大臣が法務省職員に労をねぎらうために月餅を配った問題で、石破総理は鈴木大臣を厳重注意しましたが、総理自身や国会議員は特別の意識があつたのでしょうか。

派閥裏金問題では、裏金を受け取った議員に対して納税を求めない税務当局に対して厳しい批判が沸き起こりました。国民は一元たりとも徴税逃れ、申告漏れを許されません。加えて、多くの国民が食料品、ガソリン等の物価高に苦しみ、政府による支援も不十分であるさなかに、与党政治家の国民との金銭感覚の大きなギャップが明らかに

なりました。そうした政府・与党が税制を担い、国民に税の負担をお願いする資格はないと言わざるを得ません。

以上から、本改正案は、物価高に苦しむ国民生

活を支援する措置が不十分であり、大きな時代の転換点に当たる税制改正の内容としても不十分であることをもって明確に反対することを表明し、私の討論とさせていただきます。(拍手)

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(関口昌一君) 高木かおり君。

(高木かおり君登壇、拍手)

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりです。

私は、会派を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論いたします。初めに、今回我々は賛成の立場を取りますが、例えば、防衛増税の入口となるようなたばこ税の増税に関しては、日本維新の会としては従来から反対であり、改正案の全ての項目に賛成するものではないことを申し述べておきます。その上でなお、大きく三つの理由から賛成いたします。

まず第一に、三十年間動かなかった百三万円の壁を引き上げるべきという国民の声に応え、基礎控除と給与所得控除を見直し、総額一・三兆円の減税につなげた点であります。

長引くロシアのウクライナ侵略や、エネルギー価格の高騰、急激な円安などによって物価が高騰し、今や消費者物価指数の上昇率は、政府目標の二%を大きく上回る水準にあります。賃金と物価の好循環を目指す中、増えない手取りと高い物価のギャップに苦しむ方々が今まさに数多くいる現状において、手取りを増やすため、必要な減税と社会保険料の引下げは不可欠です。

一方で、これまで所得税は、勤労意欲や事業意欲を阻害しない配慮といった観点から、何度も税率の引下げや累進性の緩和が繰り返され、本来あるべき所得の再分配の機能が低くなつてしまったのは事実です。

また、急速な少子高齢化によって我が国の人口ピラミッドの形が大きく変わったため、多くの現役世代においては所得税負担よりも社会保険料負

担の割合の方が高くなるという事態が起きています。現に、多くのサラリーマンの給与明細を見れば、所得税や住民税よりもはるかに高額の社会保険料が差し引かれているのが現実です。

社会保険料は一定の金額でその負担上限が決まっております。逆進性があります。社会保険料負担が重い、考えようによっては、給与所得で暮らす現役世代にとって、この社会保険料が世代間格差の拡大を助長しているという側面も見逃せません。

今回、自民党、公明党と我々日本維新の会が、この格差拡大の原因となっている現役世代の社会保険料負担を引き下げる方向で協議を開始することに合意いたしました。そして、この協議に先立って、いわゆる百三万円の壁を引き上げる議論が始まったこと、すなわち野党が政策で切磋琢磨し合う形で国民負担を下げることに取り組み、持続可能な社会保障制度を構築しようとしている姿勢こそ、まさに民主主義の原点であると確信しています。

国民の負担を軽減し、更に持続的な制度を実現すべく、今後も粘り強く真摯に協議を重ね、政策実現に全力を尽くしてまいります。

第二に、大学生、特定親族特別控除の創設により、アルバイトをしなければ生活できない学生が働きたくても働くことのできない状況を改善する制度となった点です。

大学生の本分は、言うまでもなく学業です。アルバイトに追われて、本来取り組むべき大切な研究や、次世代の価値を創造すべき起業といった形のイノベーションを起こす機会が失われるようなことがあっては、日本の未来にとって大きな損失です。

高等教育の質を下げてはならないことは、現在審議されている大学修学支援法の改正案においても重要な論点であり、学生たちが学びにしっかりと集中できる環境を整えることは国の責任であること

考えます。

第三に、ガソリン税の暫定税率撤廃に向け、自民党、公明党、日本維新の会で協議の場が設けられた点です。

我々日本維新の会としては、暫定税率の廃止を継続してマニフェストに掲げ、何度も法案を提出してまいりました。今、物価高騰の中で、ガソリン価格の高止まりは家計や物流、地方の暮らしを直撃しています。

もちろん、廃止に向けては、地方自治体への影響を考慮して、関係者と丁寧に調整するともに、安定財源の確保などの課題に対しては責任を持って対応していくことが求められています。私たちは、現実的で迅速な準備を進め、可能な限り早期の暫定税率の廃止を目指してまいります。

最後に、これらの減税施策の推進に当たり、インフレ率には注意を向け続ける旨を申し述べます。

今、我が国の財政は、収収で補えない部分を国債の発行によって賄っています。発行された巨額の国債が日本銀行に残存する場合、利上げをすることができず、インフレが加速する懸念も否定できません。財源を見出さず、行財政改革をせず、赤字国債の発行を財源とすることになれば、物価上昇というしつぱ返しを被ると米国の経済学者や実業家が警告していることを無視してはなりません。だからこそ、日本維新の会が結党より主張してきました行財政改革は、今こそ徹底して進めていかなければなりません。

二月に交わされた自民、公明、維新の三党による合意文書には、「各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。」と記載されています。財政の健全化に向けた行財政改革の実施と、そのために協議の場が開かれ、政策において切磋琢磨すること、そして政策が確実に実施されていくのを今後もしっかりと見定めていくことを前提

に、賛成の討論といたします。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（関口昌一君） 上田清司君。

（上田清司君登壇、拍手）

○上田清司君 国民民主党・新緑風会の上田清司です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論をいたします。

基礎控除は、憲法二十五条の生存権に基づき、最低限の生計費には税金を掛けないとすることから設けられた控除です。

衆議院において創設された基礎控除の特例措置は、給与収入二百万円相当以下の方に対して、政府案から、基礎控除額三十七万円の上乗せ、また、給与収入二百万円相当超、八百五十万円相当以下の方については、令和七年、八年限りの措置として、給与収入に応じて四段階で基礎控除額を上乗せすることとされています。

段階的に上乗せ金額が変わることに加えて、恒久的な措置と時限的な措置が混在しており、見直し後の特例付きの基礎控除ということが大変分かりづらいついた仕組みになっております。税の三原則、公平、中立、簡素の点からは大きく逸脱しているものと言わざるを得ません。

一九七七年のOECDの報告書では、日本は世界一再分配が進んだ国との報告がありました。今でも比較的价格差が少ない国と思われていますが、実際は違います。近年の格差を表す指標のジニ係数を見ると、アメリカに次いで高いとの報告もあります。

また、この三十年間の税収を見ると、消費税は低所得者ほど負担が重い逆進性の高いものであり、消費税増税のたびにその割合が増えております。

所得税収入は主に株式配当や売買などの金融所得が増えています。賃金が上がったことによる所

得税収入増はごく最近のことです。言わずもがな、金融所得は資産を持っている方だけが恩恵を受けていますので、格差が拡大するのは当然であります。

さらに、重い社会保険料負担により、国民負担も五〇％近い状況になりました。実質賃金は三年連続マイナスとなっています。多くの国民が貧困化しています。

この間の経済状況を見ますと、一九九一年から二〇二三年までのGDP伸び率は平均で〇・八％です。経済成長ができていないにもかかわらず、必死に働く中間層を増やすことをせず、格差が拡大してきた失われた三十年と言われております。

この期間、主に政権を担ってきたのは自公政権です。この三十年間で就職氷河期世代を見捨て、非正規労働者を増やし、少子化が加速したのもこの期間であります。なぜ同じ過ちを繰り返すのでしょうか。今こそ中間層を増やして、国民負担を下げ、手取りを増やし、消費を活性化し、デフレを脱却するときであります。

二〇二五年春闘も明るい兆しはあるものの、中小企業の賃上げについては依然厳しいものがあります。米や野菜を始めとする食料品、電気、ガス、ガソリン代などの高騰により、国民の暮らしは厳しさを増しています。このことは、エンゲル係数が四十三年ぶりに二八・三％と高水準になったことから明らかであります。政府は、このことにしっかりと受け止めなければなりません。

また、当時にはなかった携帯電話、スマートフォン、インターネットなども生活必需品として家計の負担になっています。教育費も年々上がります。理想の子供の数を持ってない夫婦が増えています。その結果、去年生まれた子供の数は七十二万九百八十八人で、九年連続で減り、過去最少となっております。

エネルギー価格高騰について、昨年末の自民

党、公明党、国民民主党の三党の幹事長合意に基づき、ガソリンの暫定税率廃止を直ちに実施すべきところであります。

政府は、先週二十四日の経済財政諮問会議で、物価高対策としてガソリン補助金を四月以降も当面継続する方針を示しましたが、なぜ暫定税率を廃止しないのでしょうか。ガソリン補助金は、令和四年度に会計検査院が二百四億円もの税金が価格抑制に使われずに、いなかったと報告をしています。配る途中で中抜きされているのに、なぜこのような非効率なばらまきを続けるのか全く分かりません。

ガソリンの暫定税率廃止となれば、車が生活必需品である地方の方々が助かるだけでなく、食料などの輸送コストが低減され、都市に暮らす人にとっても大きな恩恵があります。石破総理は、初代地方創生担当大臣として、地方で暮らす人々からのSOSを真摯に受け止める責務があります。石破さんはいいい人だと思ったのにそうでもないねという国民の声をね返す意味で、今こそガソリンの暫定税率廃止を決断すべきであります。

再エネ賦課金についても申し上げます。

再エネ賦課金が導入された二〇一二年度は、標準家庭で月額八十八円、年額千五百六十四円の負担でした。当時、東日本大震災の直後でしたから、再生エネルギーを推進するための負担も少しぐらいならいいか、八十八円ならいいか、一年で千円ちよつとならいいかとみんな思ってた協力をしてました。ところが、五月からの二〇二五年度は、標準家庭で月額千五百九十二円、年額一万九千四百円となり、導入当初と比べて何と十八倍、十八倍もの負担を家庭に押し付けることになりました。

電気も生きるための重要なインフラであるにもかかわらず、負担を増大させて国民を苦しめるのはもうやめなければなりません。ガソリンの暫定税率と併せて、再エネ賦課金についても一時停止若しくは廃止したらいかがですか。国民生活をしっかりと守っていきましょう。

物価高による家計負担は、みずほリサーチ&テクノロジーズによると、物価高対策なしで一世帯当たり平均十萬円の負担増と試算がされており、今回改正法案の減税額では全く足りないことが明らかです。

また、生きるコストは年収にかかわらず全ての人が同じであります。四つもの壁を新たに設け、税制を複雑化させ、年収による分断を起こすやり方は決して容認できません。繰り返して述べますが、税の三原則は、公平、中立、簡素です。これは国税庁のホームページにもしっかりとアピールされています。この新たな壁のどこが公平で中立で簡素なのでしょう。

今こそ、前回の控除を見直した際の最低賃金から現在までの最低賃金の伸び率を基に、真面目に働く全ての方を対象にして、一律百七十八万円まで引き上げるべきです。そのことが手取りを増やし、消費を活性化し、将来に希望を持てる社会になること、そのことを強く申し上げ、反対討論いたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長 関口昌一君 大門実紀史君。

(大門実紀史君登壇、拍手)

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史です。所得税法等改正案に反対の討論を行います。

反対する最大の理由は、本改正案が日本経済のゆがみを是正するどころか、更に助長するものだからです。

日本経済のゆがみとは、経済全体が株主資本主義に支配されていることです。株主資本主義は、企業は株主のものという考え方に基き、株主利益の最大化を企業経営の目的とします。株価を引き上げ、配当を増やすために目先の短期利益ばかり追求され、賃金の抑制と人員削減が日常化し、企業の中長期的な発展のために必要な設備投資などは後回しにされます。

しかし、企業は株主だけのものではありません。企業は、働く従業員や取引先、下請事業者、

顧客、地域社会といったあらゆるステークホルダーの利益に貢献すべき社会的存在です。そのことを自覚した経営を行ってこそ、企業の持続的な発展もあります。

ところが、そんなことはお構いなしに、株主利益の最大化に狂奔するのが株主資本主義です。この三十年、いつまでたっても実質賃金が上がらず、格差が拡大し、日本企業が持っていた競争力が失われ、経済全体が停滞してきたのも、株主資本主義がはびこってきた結果です。このことを正さなければ、失われた三十年が四十年になってしまいます。

株主資本主義の貪欲さを象徴するのが、この間問題になっている大企業の自社株買いです。自社株買いとは、企業が自分の会社の株式を市場から買い戻すことです。自社株買いを行うと、市場に出回る株式の数が減少し、一株当たりの株価が上昇します。つまり、自社株買いは、株主をもうけさせるために自分の会社の株を買って株価をつり上げることです。

この間、自社株買いが急増しています。特に二〇二四年度は、千五百五十二社、総額十五兆六百三十億円と、過去最高の自社株買いが行われました。買い付け額一位のトヨタ自動車は一兆一千四百十三億円、二位のリクルートホールディングスは七千五百十九億円、三位のホンダは六千二百五十九億円など、各社とも純利益の約四分の一を自社株買いにつぎ込んでいます。その結果、大企業が保有する自社株は、二〇一三年度以降の十年間で十一兆円から三十兆円へ二・七倍にも膨らみました。

企業の経営者、役員は取得した自社株を優先的に購入することができ、この間、経営陣による自社株保有も増加しています。しかし、経営陣が自社株を持つことになれば、自分たちはもうかるので、本業の努力で株価を上げるより、安易に自社株買いに走るようになります。かつては株主が株価引上げを経営陣に要求し、

物言う株主と呼ばれましたが、今や株主に言われなくとも経営陣が自ら進んで自社株買いを行っています。

既にアメリカでは、自社株買いが企業経営をゆがめているとし、それを抑制するため、二〇二二年から自社株買いへの課税に踏み出しています。日本でも、これ以上自社株買いを放置すると、企業も経済も更におかしくなってしまう。株主、経営者に警鐘を鳴らすためにも、大企業の自社株買いに対する課税を検討すべきです。

私たちは決して大企業を敵視しているわけではありません。大企業にふさわしい社会的責任を果たすべきだと主張しているだけです。内部留保も本来、企業にとって大事な蓄えです。いざというときのために一定貯蓄しておくことは必要です。問題は、様々な税の優遇措置を受けておきながら、賃金を抑え込み、将来に向けた設備投資も増やさず、株主利益だけを優先し、異常なため込みを続けていることです。

アベノミクス以降、大企業の内部留保は約二百兆円増え、五百三十九兆円に膨らみました。これほど内部留保をため込んでいるのは世界でも日本の大企業だけです。余剰資金と言われる手持ちの現預金も四十兆から七十六・五兆円へ一・八倍にも増加しています。この余剰資金の僅か数%を賃金に回すだけでも大幅な賃上げが可能です。

今まで法人税の税率が引き下げられてきたにもかかわらず、賃金や国内の設備投資は増えず、内部留保や現預金に回ったことは政府税調、与党税調も認めています。

二十七日の財政金融委員会における我が党の小池見議員の質問に対し、石破総理も、法人税を下げたことは思ったような効果を上げなかったという深い反省の下に法人税改革に取り組んでいきたいと答弁されました。深い反省と言うなら、単なる大企業への補助金と化した研究開発減税を始めとする大企業優遇税制はきっぱりやめるべきです。

巨額に膨らんだ大企業の内部留保については、安倍元総理や麻生元財務大臣、岸田前総理も石破総理も加藤財務大臣も、もつと賃金や設備投資に還元してほしいと述べてくれました。ならば、我が党が提案してきている内部留保課税案を真剣に検討すべきです。経団連などは、内部留保への課税が二重課税に当たると反対していますが、笑止千万です。大体、賃上げをする約束で減税してもらったのに、賃上げに回さなかったのだから、減税分を政府に返却してもらおうのは当たり前です。

一つの原資に違う目的で二回課税することは既に財務省が行っています。同族会社の留保金課税だけでなく、消費税もそうです。所得に税金を掛け、その所得は、使うときに消費税を掛けています。

そもそも課税というのは政策手段です。一つの原資に同じ税を掛けることはできませんが、その原資が運用される別の段階で政策目的に応じて別の税が課せられることはあり得るのです。法人税と内部留保課税は別の税金です。何の問題もありません。

また、石破総理は、予算委員会での質問に対し、韓国の内部留保課税はうまくいっていないので慎重にすべきと話されました。確かに韓国は、毎年のフローに掛ける方式ですので、企業は課税を逃れるために利益を一層配当に回し、結局 賃金にも設備投資にも回りませんでした。

一方、私たちの提案は既にたまっているストックに期間を区切って課税する方式ですから、逃げることはできません。内部留保課税で得た財源を中小企業が最低賃金を引き上げる支援に回し、経済全体を活性化させようという提案です。

個々の企業に内部留保を還元せよと幾ら迫っても、株価引上げ競争に陥っている経営者には対応できないでしょう。我が党の提案のように、全体に網を掛け是正を促進する仕組みがどうしても必

要です。本気で大企業の内部留保を問題だというのなら、我が党の提案を真剣に検討すべきです。予算委員会の締めくくり総括において、我が党の山添拓議員が逆進性のある消費税を減税するよう求めたのに対し、石破総理や加藤大臣は、給付において所得再分配はなされていると答弁されました。

しかし、給付だけでなく、税の取り方においても、富裕層への課税強化など応能負担を強化すれば、所得再分配効果は更に高まるのではないのでしょうか。本気で格差を是正し、景気を良くしようと思うなら、消費税の減税を直ちに決断すべきです。

以上申し上げて、反対討論を終わります。
(拍手)

○議長 関口昌一君 これにて討論は終局いたしました。

○議長 関口昌一君 これより採決をいたします。まず、所得税法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)
○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 百五十八
反対 七十七
よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長 関口昌一君 次に、関税定率法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長 関口昌一君 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)
○議長 関口昌一君 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 二百三十四
反対 二
よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長 関口昌一君 この際、日程に追加して、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長 関口昌一君 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。総務委員長宮崎勝君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(宮崎勝君登壇、拍手)

○宮崎勝君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、地方税関係通知により通知した事項について地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものとなっております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、令和七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を延長し、あわせて、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるための地方債を起すことができることとする等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和七年度の償還額を二千五百六十億円減額し、令和三十四年度までに償還することとする修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、百三万円の壁の引上げに向けた考え方と地方の減収への対応策、臨時財政対策債の取扱いを含む地方財政健全化に向けた取組、自然災害に対応した特別交付税の算定の在り方、インフラの老朽化対策の進め方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民・無所属を代表して岸真紀子委員より

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に反対、地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成、日本維新の会を代表して石井苗子委員より両法律案に賛成、国民民主党・新緑風会を代表して芳賀道也委員より両法律案に反対、日本共産党を代表して伊藤岳委員より両法律案に反対、NHKから国民を守る党を代表して浜田聡委員より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、特定地域づくり事業協同組合の健全な発展を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用制限の緩和を行うとともに、内閣府の所掌事務の特例の期限を延長しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴取した後、特定地域づくり事業協同組合制度の実施状況と雇用上の課題等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員、NHKから国民を守る党を代表して浜田聡委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

まず、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

百六十一

反対

七十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百六

反対

三十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百十九

反対

十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長柘植芳文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○柘植芳文君(登壇、拍手) ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦後八十年に当たり、国として改めて弔慰の意を表するため、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、特別弔慰金制度の趣旨、特別弔慰金の支給の在り方、今後の援護施策の取組等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十六

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(関口昌一君) 過半数と認めます。

よって、本規程案は可決されました。(拍手)
これにて休憩いたします。

午後三時三十一分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
議長	関口 昌一君	副議長	長 濱 博行君
議員			
伊藤 岳君	吉良よし子君	松野 明美君	仁比 聡平君
中条きよし君	大門実紀史君	柳ヶ瀬裕文君	岩 渕 友君
山 添 拓君	串 田 誠一君	紙 智子君	井 上 哲士君
倉林 明子君	高木かおり君	山下 芳生君	小 池 晃君
石井 苗子君	山口 和之君	猪瀬 直樹君	柴 田 巧君
金子 道仁君	竹内 真二君	青島 健太君	高橋 次郎君
窪田 哲也君	梅村みずほ君	安江 伸夫君	高橋 光男君

嘉田由紀子君	下野 六太君	藤 卷 健史君	宮 崎 勝君	片 山 大介君	杉 久武君	石 井 章君	新妻 秀規君	浅田 均君	若 松 謙維君	松 沢 成文君	里 見 隆治君	秋 野 公造君	竹谷とし子君	谷 合 正明君	山口那津男君	山本佐知子君	友 納 理緒君	平山佐知子君	加 藤 明良君	今井絵理子君	白 坂 亜紀君	三 浦 靖君	加 田 裕之君	比嘉奈津美君	松 川 るい君	羽 生 田 俊君	舞 立 昇治君	柘 植 芳文君	酒 井 庸行君	松 下 新平君	猪 口 邦子君	長 谷 川 岳君	古 賀 友一郎君	山 谷 えり子君	尾 辻 秀久君	浅 尾 慶一郎君	神 谷 宗幣君	寺 田 静君
--------	--------	---------	--------	---------	-------	--------	--------	-------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	----------	---------	--------

宮 口 治子君	山 本 太郎君	大 野 泰正君	田 中 昌史君	山 本 啓介君	高 橋 はるみ君	宮 崎 雅夫君	星 北斗君	自見はなこ君	こやり隆史君	森 屋 宏君	馬 場 成志君	太 田 房江君	佐 藤 正久君	石 井 準一君	岡 田 政人君	武 見 敬三君	末 松 信介君	齊 藤 健一郎君	浜 田 聡君	永 井 学君	白 井 正一君	梶 原 大介君	佐 藤 啓君	朝 日 健太郎君	山 下 雄平君	山 田 宏君	石 田 昌宏君	赤 池 誠章君	片 山 さつき君	森 まさこ君	石 井 浩郎君	松 村 祥史君	有 村 治子君	鶴 保 庸介君	中 曾 根 弘文君	奥 村 政佳君	村 田 亨子君
---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	-------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	--------	--------	---------	---------	--------	----------	---------	--------	---------	---------	----------	--------	---------	---------	---------	---------	-----------	---------	---------

三 上 えり君	水 野 素子君	高 木 真理君	古 賀 千景君	柴 慎一君	横 沢 高德君	塩 村 あやか君	羽 田 次郎君	田 島 麻衣子君	岸 真紀子君	石 垣 のりこ君	石 川 大我君	井 上 義行君	小 沢 雅仁君	勝 部 賢志君	木 戸 口 英司君	小 西 洋之君	熊 谷 裕人君	渡 辺 猛之君	齋 藤 嘉隆君	中 西 祐介君	牧 山 ひろえ君	木 村 英子君	青 木 愛君	福 山 哲郎君	堂 込 麻紀子君	鬼 木 誠君	芳 賀 道也君	磯 崎 哲史君	打 越 さく良君	浜 野 喜史君	古 賀 之土君	川 合 孝典君	野 田 国義君	榛 葉 賀津也君	天 晶 大輔君	内閣総理大臣	石 破 茂君	総 務 大 臣	村 上 誠一郎君	法 務 大 臣	鈴 木 馨祐君	外 務 大 臣	岩 屋 毅君	財 務 大 臣	加 藤 勝信君	国務大臣(内閣府特命担当大臣(金融))	文 部 科 学 大 臣	あ べ 俊子君
---------	---------	---------	---------	-------	---------	----------	---------	----------	--------	----------	---------	---------	---------	---------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	--------	---------	----------	--------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	--------	--------	---------	----------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------------------	-------------	---------

厚生労働大臣	福岡 資麿君
農林水産大臣	江藤 拓君
経済産業大臣	
国務大臣	武藤 容治君
内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)	
国土交通大臣	中野 洋昌君
環境大臣	
国務大臣	浅尾慶一郎君
内閣府特命担当大臣(原子力防災)	
防衛大臣	中谷 元君
国務大臣	林 芳正君
内閣官房長官	
国務大臣	平 将明君
(デジタル大臣)	
内閣府特命担当大臣(規制改革)	
国務大臣	伊藤 忠彦君
(復興大臣)	
国務大臣	坂井 学君
(国家公安委員会委員長)	
内閣府特命担当大臣(防災・海洋政策)	
国務大臣	三原じゅん子君
内閣府特命担当大臣(子ども政策・少子化対策若者活躍・男女共同参画・共生)	
国務大臣	赤澤 亮正君
内閣府特命担当大臣(経済政策)	
国務大臣	城内 実君
内閣府特命担当大臣(内閣府戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障)	

議長	議長	議長
議員の報告事項	議員の報告事項	議員の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員	総務委員	総務委員
辞任	辞任	辞任
古賀 千景君	田名部匡代君	田名部匡代君
補欠	補欠	補欠
外交防衛委員	外交防衛委員	外交防衛委員
辞任	辞任	辞任
松山 政司君	松川 るい君	松川 るい君
補欠	補欠	補欠
財政金融委員	財政金融委員	財政金融委員
辞任	辞任	辞任
松川 るい君	松川 るい君	松川 るい君
補欠	補欠	補欠
文教科学委員	文教科学委員	文教科学委員
辞任	辞任	辞任
松川 るい君	松川 るい君	松川 るい君
補欠	補欠	補欠
厚生労働委員	厚生労働委員	厚生労働委員
辞任	辞任	辞任
赤池 誠章君	梶原 大介君	梶原 大介君
補欠	補欠	補欠
農林水産委員	農林水産委員	農林水産委員
辞任	辞任	辞任
牧野たかお君	神谷 政幸君	神谷 政幸君
補欠	補欠	補欠
環境委員	環境委員	環境委員
辞任	辞任	辞任
宮崎 雅夫君	進藤金日子君	進藤金日子君
補欠	補欠	補欠
国土交通委員	国土交通委員	国土交通委員
辞任	辞任	辞任
高橋 光男君	高橋 次郎君	高橋 次郎君
補欠	補欠	補欠
環境委員	環境委員	環境委員
辞任	辞任	辞任
梶原 大介君	赤池 誠章君	赤池 誠章君
補欠	補欠	補欠
高橋 次郎君	高橋 光男君	高橋 光男君

国家基本政策委員	国家基本政策委員	国家基本政策委員
辞任	辞任	辞任
片山 大介君	嘉田由紀子君	嘉田由紀子君
補欠	補欠	補欠
吉良よし子君	仁比 聡平君	仁比 聡平君
山本 太郎君	木村 英子君	木村 英子君
予算委員	予算委員	予算委員
辞任	辞任	辞任
堀井 巖君	田中 昌史君	田中 昌史君
補欠	補欠	補欠
本田 顕子君	山本 啓介君	山本 啓介君
石川 大我君	小沢 雅仁君	小沢 雅仁君
大椿ゆうこ君	高木 真理君	高木 真理君
鬼木 誠君	川田 龍平君	川田 龍平君
古賀 之士君	小沼 巧君	小沼 巧君
柴 慎一君	辻元 清美君	辻元 清美君
三浦 信祐君	下野 六太君	下野 六太君
梅村みずほ君	松野 明美君	松野 明美君
嘉田由紀子君	片山 大介君	片山 大介君
堂込麻紀子君	田村 まみ君	田村 まみ君
仁比 聡平君	吉良よし子君	吉良よし子君
木村 英子君	天畠 大輔君	天畠 大輔君
決算委員	決算委員	決算委員
辞任	辞任	辞任
小沼 巧君	古賀 之士君	古賀 之士君
高木 真理君	大椿ゆうこ君	大椿ゆうこ君
行政監視委員	行政監視委員	行政監視委員
辞任	辞任	辞任
川田 龍平君	鬼木 誠君	鬼木 誠君
補欠	補欠	補欠
議院運営委員	議院運営委員	議院運営委員
辞任	辞任	辞任
田中 昌史君	堀井 巖君	堀井 巖君
山本 啓介君	本田 顕子君	本田 顕子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治改革に関する特別委員	政治改革に関する特別委員	政治改革に関する特別委員
辞任	辞任	辞任
清水 真人君	白井 正一君	白井 正一君

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員	地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員	地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員
辞任	辞任	辞任
村田 享子君	柴 慎一君	柴 慎一君
補欠	補欠	補欠
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
議院運営委員会	議院運営委員会	議院運営委員会
理事 熊谷 裕人君 (熊谷裕人君の補欠)	理事 熊谷 裕人君 (熊谷裕人君の補欠)	理事 熊谷 裕人君 (熊谷裕人君の補欠)
理事 高木かおり君 (高木かおり君の補欠)	理事 高木かおり君 (高木かおり君の補欠)	理事 高木かおり君 (高木かおり君の補欠)
理事 岩渕 友君 (岩渕友君の補欠)	理事 岩渕 友君 (岩渕友君の補欠)	理事 岩渕 友君 (岩渕友君の補欠)
同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。	同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。	同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。
棚田地域振興法の一部を改正する法律案 (衆第一九号)	棚田地域振興法の一部を改正する法律案 (衆第一九号)	棚田地域振興法の一部を改正する法律案 (衆第一九号)
山村振興法の一部を改正する法律案 (衆第二〇号)	山村振興法の一部を改正する法律案 (衆第二〇号)	山村振興法の一部を改正する法律案 (衆第二〇号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
関税定率法等の一部を改正する法律案 (関法第六号)	関税定率法等の一部を改正する法律案 (関法第六号)	関税定率法等の一部を改正する法律案 (関法第六号)
大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案 (関法第八号)	大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案 (関法第八号)	大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案 (関法第八号)
文教科科学委員会に付託	文教科科学委員会に付託	文教科科学委員会に付託
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆第九号)	公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆第九号)	公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆第九号)
公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆第一〇号)	公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆第一〇号)	公職選挙法の一部を改正する法律案 (衆第一〇号)
半島振興法の一部を改正する法律案	半島振興法の一部を改正する法律案	半島振興法の一部を改正する法律案
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
議院に上頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案	議院に上頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案	議院に上頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問主意書 (堀村あやか君提出) (第六七号)	診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問主意書 (堀村あやか君提出) (第六七号)	診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問主意書 (堀村あやか君提出) (第六七号)

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号 議長長の報告事項

同日本院は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に杉山治樹君、福重さと子君及び堀江正之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		同日本院は、公益認定等委員会委員に清水新一郎君、生野考司君、黒田かをり君、湯浅信好君、原田大樹君、北村聡子君及び石津寿恵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	
同日本院は、公正取引委員会委員長に茶谷栄治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		同日本院は、国家公安委員会委員に相星孝一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	
同日本院は、公認会計士・監査審査会会長に青木雅明君を、同委員に蟹江章君、上田亮子君、古布薫君、玉井裕子君、千葉通子君、川村義則君、塩谷公朗君及び井野貴章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		同日本院は、行政不服審査会委員に八木一洋君、田澤奈津子君、羽田淳一君、福本美苗君、中原茂樹君及び野口貴公美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	
同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に中里智美君、武藤京子君、稲山文男君、芳仲美恵子君、寺田麻佑君、木村琢磨君、佐藤郁美君、中村真由美君及び久未弥生君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		同日本院は、中央更生保護審査会委員に辻恵介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に八木貴美子君及び山田広樹君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	
公職選挙法の一部を改正する法律 公職選挙法の一部を改正する法律 半島振興法の一部を改正する法律		地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律 同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第二項の規定に基づく令和六年官民人事交流に関する年次報告を受領した。 去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 田名部匡代君 補欠 古賀 千景君 財政金融委員 辞任 熊谷 裕人君 補欠 村田 享子君 文教科科学委員 辞任 梶原 大介君 補欠 赤池 誠章君 農林水産委員 辞任 宮崎 雅夫君 補欠 進藤金日子君 高橋 次郎君 補欠 高橋 光男君 経済産業委員 辞任 村田 享子君 補欠 熊谷 裕人君 国土交通委員 辞任 進藤金日子君 補欠 宮崎 雅夫君 環境委員 辞任 赤池 誠章君 補欠 梶原 大介君 高橋 光男君 補欠 高橋 次郎君	
国家基本政策委員 辞任 古川 俊治君 補欠 山田 宏君 水岡 俊一君 奥村 政佳君 嘉田由紀子君 片山 大介君 仁比 聡平君 吉良よし子君		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号) 道路法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 土地改良法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 審査報告書 棚田地域振興法の一部を改正する法律案(衆第一九号) 審査報告書 山村振興法の一部を改正する法律案(衆第二〇号) 審査報告書 同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議会議長より祝辞を受けるとともに、これに対し、各国議会議長祝状を発送した。 リトアニア共和国 サウリウス・スクバルネリ ス国会議長 チュニジア共和国 ブラヒム・ブーデルバラ 国民代表議会議長 アルメニア共和国 アレン・シモニャン 国民議会議長 キルギス共和国 トウルグンベク・ウウル・ヌルランベク 議会議長 モルドバ共和国 イゴール・グロス 議会議長 ルーマニア ミルチャ・アブルデア 上院議長代行 ウクライナ ルスラン・ステファン チューク 最高議会議長 去る二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 山本 啓介君 補欠 中西 祐介君	

[illegible]

令和七年度一般会計予算修正

甲号 歳入歳出予算中

歳 出中

所 管	組 織	項 目	金 額 (千円)
財 務 省	省 財 務 本 省	備 費	750,000,000
を			
財 務 省	省 財 務 本 省	予 備 費	739,482,688
に、			
財 務 省	省 財 務 本 省	計	29,357,991,538
を			
財 務 省	省 財 務 本 省	計	29,347,474,226
に、			
財 務 省	省 財 務 本 省	計	30,153,091,071
を			
財 務 省	省 財 務 本 省	計	30,142,573,759
に、			
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	医 療 保 険 給 付 諸 費	10,527,430,788
を			
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	医 療 保 険 給 付 諸 費	10,537,948,100
に、			
所 管	組 織	項 目	金 額 (千円)
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	計	34,121,780,222
を			
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	計	34,132,297,534
に、			
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	計	34,295,905,283
を			
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	計	34,306,422,595
に、それぞれ修正する。			

要領書

一、委員会の決定の理由

令和七年度一般会計予算、令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算並びに令和七年度財政投融资計画は、(一)物価上昇を上回る賃金上昇を普及・定着させる、(二)地方創生二・〇を起動する、(三)官民連携による投資を拡大する、(四)中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行いつつも、重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならないこと等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面では、租税及印紙収入七十七兆八千九百九十億円を見込むとともに、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債六兆七千九百九十億円及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第三条第一項の規定による公債二十一兆八千五百六十億七千二百四十六万円の収入を予定しているほか、その他収入八兆七千三百十七億七千二百七十八万八千円を見込んでいる。

歳出面では、経済・財政一体改革の工程を具体化するとともに、効果的・効率的な支出を徹底することとしている。

これらの結果、令和七年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも百十五兆九百七十八億四千五百二十四万八千円となる。

右の措置は、おおむね妥当なものと認めるが、高額療養費について、見直し全体の実施を見合わせることを修正を行った。

なお、令和七年度一般会計予算の総額は、修正前と変わらず、歳入歳出とも百十五兆九百七十八億四千五百二十四万八千円である。

令和七年度一般会計予算

右は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月四日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

審査報告書

令和七年度特別会計予算

令和七年度政府関係機関予算

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和七年三月三十一日

予算委員長 鶴保 庸介

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

令和七年度一般会計予算、令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関係機関予算並びに令和七年度財政投融资計画は、(一)物価上昇を上回る賃金上昇を普及・定着させる、(二)地方創生二・〇を起動する、(三)官民連携による投資を拡大する、(四)中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行いつつも、重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならないこと等を基本方針として編成されたものである。

特別会計の数は、令和七年度において、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」に基づき、子ども・子育て支援特別会計を新たに設けることとしていることから、前年度から一増加して十四となる。

また、政府関係機関の数は、沖縄振興開発金融公庫など四で、前年度と同数である。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

令和七年度特別会計予算

右は本院において修正議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月四日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

令和七年度政府関係機関予算

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月四日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

審査報告書

土地改良法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和七年三月二十七日

農林水産委員長 舞立 昇治
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農村人口及び農業者の減少が進む中、土地改良施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、土地改良施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業用排水施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う土地改良施設及び末端施設の保全に係る制度の創設、農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地に係る土地改良事業の実施主体の拡充等、急施の土地改良事業への再度災害及び老朽化による事故を防止するための事業の追加等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認め

る。
なお、別紙の附帯決議を行った。

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

土地改良法等の一部を改正する法律案

一、費用

本法施行に要する経費として、令和七年度一般会計予算に農業農村整備事業費千九百九十億八千九百五十一万円等の内数として計上されているほか、令和七年度財政投融资特別会計財政融資資金勘定に二十億円が計上されている。

附帯決議

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水等の確保と有効な活用を通じて、農業生産の増大、農業生産活動の継続的な実施、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農業水利施設の老朽化が急速に進展する中において、施設に重大な事故が生じ、営農等に支障が生じることがないよう、基幹的な農業水利施設の計画的な更新を着実に進めること。また、国・都道府県の発意による農業水利施設の更新の実施に際しては、更新の必要性について、農業者を始め地域の関係者に對し、事前に十分な説明を行うなど、丁寧な運用に努めること。

二 連携管理保全事業の創設に当たっては、関連施設の管理者、関係市町村とともに、農地中間管理機構、農業委員会などの連携管理保全事業に係る地域の地域計画に関わる者を含めて連携を図ることを基本として連携管理保全計画が作成されるよう、制度の趣旨、運用の在り方等についてきめ細かな指導・助言等の必要な支援措置を行うこと。また、事業推進のための予算措置を継続的に確保するとともに、連携管理保全事業に取り組む土地改良区等に対し、都道府県土地改良事業団体連合会等が地域の実情に応じた適切な伴走支援を行える体制を整えるよう努

めること。

三 農業者の申請・同意・費用負担を求めずに実施する急施の防災事業及び急施の復旧事業の実施に際しては、国・都道府県において、老朽化の状況や長寿命化に向けた取組を的確に把握した上で、農業水利施設の損壊の危険度等を踏まえ、事業要件の透明性を確保し、適切に判断するとともに、複合災害等に対する柔軟な運用を図ること。また、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう配慮するとともに、現行の急施の事業の進捗に支障が出ないよう、適切な運用を図ること。

四 農地中間管理機構関連事業の拡充により、都道府県及び市町村が当該事業を実施するに当たっては、各市町村において策定された地域計画の実現に向けた取組と連動し、適切に整備された農用地が、地域計画に位置付けられた担い手等に対し、確実かつ円滑に貸付け等がなされるよう指導・助言等の支援を行うこと。

五 土地改良区がスマート農業等に対応した情報通信環境を整備できる附帯事業の拡充に当たっては、特に当該事業に係る農業者等の施設利用者の経費負担について納得が得られた上で実施されるよう配慮すること。また、情報通信環境整備事業と併せて、スマート農業技術が効果的に活用されるよう、土地改良区等の関係者の人材育成等の支援を行うこと。

六 施設管理准組合員の資格要件の見直しについては、連携管理保全計画や地域計画など地域の実情を踏まえた取組に理解のある者が施設管理准組合員となるよう、資格要件や判断基準の考え方を示すなど適切な運用を図ること。

七 理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮する規定については、地域や土地改良区の実情に即した配慮を求めるものであること、土地改良区の理事として適正な者が選任さ

れることが引き続き重要であること等を丁寧な周知すること。

八 土地改良施設の更新に必要な資金の積立の仕組みについては、平成三十年改正で導入された複式簿記会計の円滑な実施と併せて、これらの仕組みや制度の趣旨及び必要性についての理解が醸成されるよう、研修や説明会の実施等必要な支援を行うこと。

九 休眠土地改良区の解散の手続を見直し、総会の承認を都道府県知事の認可に代えることについては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うことが原則であり、休眠土地改良区の休眠状態を解消するための施策が優先されることを基本として、休眠土地改良区の解散が機械的に行われることのないよう、慎重な運用を図ること。

十 本法に基づく広範な改正内容について、土地改良区、農業者、地方公共団体等の幅広い関係者に対し具体例とともに説明するなど、丁寧な周知に努めること。また、改正事項の運用に当たっては、地域の農業者が安心して営農を継続できること、地域計画を始めとした地域の実情を踏まえたものとなること、地域の営農活動や集落活動に支障を及ぼすものとならないこと、土地改良区や地方公共団体等の過度な負担とならないこと等に十分配慮すること。

十一 農業生産基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置、土地改良区等の体制及び運営に関する措置等が的確に講じられるよう、土地改良制度の在り方について不断の見直しを行うとともに、適宜、連携管理保全事業を始めとした本法による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは当該規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。
右決議する。

土地改良法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月二十一日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

土地改良法等の一部を改正する法律案

土地改良法等の一部を改正する法律

(土地改良法の一部改正)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の九を「第五十七条の十六」に改める。

第一条第一項中「開発を」を「保全を」に、「農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び」を「農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第三条第八項中「第八十七条の三第七項」及び「第十八項」の下に「第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第四条の二第三項中「土地改良長期計画は」の下に「良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るため、農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨として」を加え、「農業生産の選択的拡大」を削り、「及び農業総生産の増大」を「農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第十五条第二項中「第五十七条の四第一項」の下に「第五十七条の九第一項及び第五十七条の十一第一項」を加える。

第十五条の二第二項中「含む」の下に「第十五条の五第二項、第四十二条及び第五十七条の

十一第一項において同じ」を加え、「土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつていてる団体であつて」を削り、「もの」を「団体その他の者」に改める。

第十五条の五の見出し中「土地改良事業」の下に「及び連携管理保全事業」を加え、同条第二項中「前項の情報の提供」を「第一項の情報の提供及び前項の措置」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、その組合員又は組合員以外の者の第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全事業への参加の促進を図るため、当該連携管理保全事業に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条中第十九項を第二十項とし、第六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 土地改良区は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第二十三条第四項中「第七項から第十一項まで、第十三項、第十五項及び第十六項」を「第八項から第十二項まで、第十四項、第十六項及び第十七項」に改める。

第二十四条第一項中「の決議」の下に「(第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画(同条第三項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。))について、同条第一項の認可(第五十七条の十三において準用する第五十七条の十一第一項の変更の認可を含む。の申請をする旨の決議を含む。)」を加える。

第二十八条第一項中「場所」を削り、同項ただし書中「よい」を「足りる」に改め、同条第二項中「場所」を削る。

第三十三条第二号中「第八十七条の二第四項」の下に「(第八十八条第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号を同条第四号

とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画の同項の認可(第五十七条の十三において準用する第五十七条の十一第一項の変更の認可を含む。第五十七条の十五において同じ。の申請

第三十三条に次の一号を加える。

五 第八十三条の二第三項の規定による権利義務の承継

第三十八条中「第四十二条第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

第四十四条を削り、第四十三条を第四十四条とし、第四十二条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

(土地改良施設の更新に必要な資金の積立て)

第四十二条 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、定款で定めるところにより、その管理する土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案し、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更が必要となる費用に充てるために資金を積み立てることができる。

第四十九条第一項中「第二条第二項第五号の」を「次に掲げる」に、「その事業」を「当該土地改良事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条第二項第五号の土地改良事業(次号、第五十二条第一項及び第八十七条の五第一項において「復旧事業」という。)

二 復旧事業とこれに附帯して施行することとを相当とする土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業(当該復旧事業が、災害復旧に係るものである場合にあっては当該復旧事業に係る土地改良施設において再度災害を防止するためのものに限る、突発事故被害の復旧に係るものに限る、突発事故被害の復旧に係る土地改良施設において当該突発事故

被害と類似の被害を防止するためのものに限る。)とを一体とした事業であつて、当該事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するもの

第五十二条第一項中「第二条第二項第五号の事業」を「復旧事業」に改める。

第二章第一節第三款第一目中第五十七条の九を第五十七条の十六とし、第五十七条の八の次に次の七条を加える。

(情報通信環境整備事業の実施)

第五十七条の九 農業用排水施設の管理(委託を受けて行う管理を含む。)を行う土地改良区は、当該管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用促進に資するため、当該土地改良区の地区又はその周辺の地域における情報通信技術の利用上必要な施設(土地改良施設を除く。)の新設、管理、廃止又は変更を内容とする事業(以下「情報通信環境整備事業」という。)を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て情報通信環境整備事業の計画その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 情報通信環境整備事業については、第五十七条の四第二項及び第三項並びに第五十七条の五から第五十七条の七までの規定を準用する。この場合において、同項中「第一項」とあり、及び第五十七条の五中「前条第一項」とあるのは「第五十七条の九第一項」と、第五十七条の六中「排水量」とあるのは「当該施設の利用状況」と読み替えるものとする。

(情報通信環境整備事業の計画の変更)

第五十七条の十 情報通信環境整備事業の計画の変更については、前条第一項及び第二項

(第五十七条の四第二項及び第三項並びに第五十七条の五に係る部分に限る。)の規定を準用する。

(連携管理保全事業の実施)

第五十七条の十一 土地改良施設の管理を行う土地改良区は、単独で又は共同して、農業用水の供給その他の当該土地改良施設の機能の發揮に資するため、農用地の利用上必要な当該土地改良施設以外の施設であつて当該土地改良施設と同一の水系に属するものその他の当該土地改良施設との間に地域の自然的社会的諸条件からみて相当の関連性があるもの(第一号及び第四項において「関連施設」という。)の管理者、関係市町村その他の関係者(第二号及び第五十七条の十四第一項において「関係者」という。)と連携して、当該土地改良施設の管理に関する活動及び次に掲げる取組を内容とする事業(以下「連携管理保全事業」という。)を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て連携管理保全事業の計画(以下「連携管理保全計画」という。)その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 一 当該土地改良施設の管理に関する活動と一体として行う当該関連施設の保全のために行うしゅんせつ、点検、修繕その他の取組(次号において「一体保全取組」という。)
- 二 一体保全取組における土地改良区及び関係者の適切な役割分担を定め、これに基づく土地改良区の運営基盤の強化その他の一体保全取組を円滑に行うための取組
- 2 連携管理保全計画においては、農林水産省令で定めるところにより、当該連携管理保全事業につき、目的、区域、内容及び実施時期その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 連携管理保全計画には、連携管理保全事業

の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 第五十七条の九第一項の認可(前条において準用する同項の変更の認可を含む。第五十七条の十五第一項において同じ。)を要する情報通信環境整備事業に関する事項
- 二 第七十二条第二項の認可を要する土地改良区の合併に関する事項

4 第一項の規定により連携管理保全計画を定めるには、土地改良区は、あらかじめ、当該連携管理保全計画について、第五十七条の十四第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては当該協議会の意見を、当該協議会が組織されていない場合にあつては関連施設の管理者その他農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

(連携管理保全事業の認可)

第五十七条の十二 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを認可しなければならない。

- 一 申請に係る連携管理保全事業が、申請に係る土地改良区が行う土地改良事業の遂行を妨げるものであるとき。
- 二 申請の手続又は連携管理保全計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。
- 三 申請に係る連携管理保全事業の適確な遂行が困難であると認められるとき。
- 四 当該連携管理保全計画に前条第三項第一号に掲げる事項が定められている場合において、当該事項に係る情報通信環境整備事業に関する内容が第五十七条の九第二項(第五十七条の十において準用する場合を含む。)において準用する第五十七条の五各号に掲げる場合に該当するとき。
- 五 当該連携管理保全計画に前条第三項第二

号に掲げる事項が定められている場合において、当該事項に係る合併の内容が第七十二条第五項において準用する第八条第四項各号に掲げる場合に該当するとき。

2 都道府県知事は、前条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(連携管理保全計画の変更)

第五十七条の十三 連携管理保全計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)については、前二条の規定を準用する。

(協議会)

第五十七条の十四 土地改良区は、連携管理保全計画の作成及び連携管理保全事業の実施に関し必要な事項について協議を行うため、当該土地改良区及び関係者により構成される協議会を組織することができる。

2 前項の協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(情報通信環境整備事業及び合併の認可の特例)

第五十七条の十五 第五十七条の十一第三項第一号に掲げる事項が定められた連携管理保全計画について同条第一項の認可があつたときは、当該認可を受けた土地改良区が当該認可に係る連携管理保全計画に従つて行う情報通信環境整備事業について、第五十七条の九第一項の認可があつたものとみなす。

2 第五十七条の十一第三項第二号に掲げる事項が定められた連携管理保全計画について同条第一項の認可があつたときは、当該認可を受けた土地改良区が当該認可に係る連携管理保全計画に従つて行う合併について、第七十二条第二項の認可があつたものとみなす。

第六十八条第四項中「第十八条第十七項から第十九項まで」を「第十八条第十八項から第二十

項まで」に改める。

第六十九条の見出しを「財産処分の方法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 残余財産は、土地改良事業を行う者その他土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人(農林水産省令で定めるものに限る。)に帰属させなければならない。

第七十一条の六の次に次の一条を加える。

(解散命令によつて解散した場合の清算に関する規定の適用)

第七十一条の七 土地改良区が第百三十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による解散命令によつて解散した場合における清算に関する規定の適用については、第六十九条第一項及び第七十一条中「これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない」とあるのは、「都道府県知事の認可を受けなければならない」とする。

第八十三条の次に次の一条を加える。

(所属土地改良区の合併に伴う解散等)

第八十三条の二 土地改良区連合は、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかにその所属土地改良区がなくなつた場合には、次条において準用する第六十七条第一項各号に掲げる事由によるほか、当該一の土地改良区が第三項の認可を受けて当該土地改良区連合の権利義務当該土地改良区連合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。)を承継することによつて解散する。

2 土地改良区連合は、前項の規定により解散する場合には、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 第一項の一の土地改良区は、同項に規定する場合において、その所属する土地改良区連合の権利義務を承継しようとするときは、総

会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 都道府県知事は、前二項の認可をしたときは、遅滞なく、第二項の土地改良区連合については解散する旨、前項の一の土地改良区については定款の変更の内容及び当該土地改良区連合の権利義務を承継する旨を公告しなければならない。

5 第一項の規定による土地改良区連合の解散及び第三項の規定による一の土地改良区による当該土地改良区連合の権利義務の承継は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(当該一の土地改良区の組合員等を除く。)に対抗することができない。

6 第一項の規定による解散については、次条において準用する第六十八条第一項の規定は、適用しない。

第八十五条第八項中「関係都道府県知事を経由して」を削る。

第八十五条の二第十項中「の定める」を「定める」に改め、「関係都道府県知事を経由して、(第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接、)」を削り、「関係都道府県知事に」を「関係都道府県知事に」に改める。

第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項中「の定める」を「定める」に改め、「関係都道府県知事を経由して」を削る。

第八十七条の二第一項に次の一号を加える。

三 土地改良施設(農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的なものに限る。)の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号に掲げる事業

第八十七条の二第三項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「の定める」を「定める」に改め、同条第四項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第六項中「同項第二号」及び「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第十項中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第八十七条の三第一項第一号中同じ。の下に「又は所有権(以下「農地中間管理権等」という。)」を加え、同項第三号中「事業施行地域内農用地」を「農地中間管理機構が事業施行地域内農用地について農地中間管理権を有する場合にあつては、当該事業施行地域内農用地」に改め、同条第三項及び第四項中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改める。

第八十七条の四第一項中結果、を「結果を踏まえて農業用排水施設の」に、「図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業(当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能の維持を図る)」を「図るために、又は農業用排水施設が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、急速に次の各号に掲げる土地改良事業(当該土地改良事業により、当該各号に定める農業用排水施設が有している本来の機能を維持し、又は代替する)」に、「当該事業」を「当該土地改良事業に」、「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に、「その事業」を「当該土地改良事業に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業 当該変更更に係る農業用排水施設
二 既存の農業用排水施設に代わるこれと同様の機能を有する農業用排水施設(次

項において「代替農業用排水施設」という。)の新設(当該新設に附帯して行う当該既存の農業用排水施設の変更又は廃止を含む。)を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業 当該既存の農業用排水施設

第八十七条の四第二項中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、「変更後の農業用排水施設」の下に「又は代替農業用排水施設」を加える。

第八十七条の五第一項中「第二條第二項第五号の」を「次に掲げる」に、「その事業」を「当該土地改良事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 復旧事業

二 復旧事業とこれに附帯して施行することとを相当とする土地改良施設の変更を内容とする第二條第二項第一号の土地改良事業(当該復旧事業が、災害復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において再度災害を防止するためのものに限り、突発事故被害の復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するためのものに限定。)とを一体とした事業であつて、当該事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなるものとして政令で定める要件に適合するもの

第八十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(計画の変更等)」を付し、同条第一項中「(除く。)」につき、土地改良事業」を「除く。次条において同じ。)」につき、土地改良事業」に、

「を変更し」を「の変更(土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち第一号に規定する非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。)」をし、「の定める」を「定める」に改め、同項第一号中「者」の下に「(当該土地について、当該変更前の土地改良事業計画に係る土地改良事業により利益を受けないことが明らかになった旨の申出をした者(以下「非受益申出者」という。))を除く。)」を加え、同項第二号中「者」の下に「(当該土地について、当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。)」を加え、同条第六項中「並びに第八十七条の二第八項を」並びに第八十七条の二第四項、第五項、第八項に改め、「第四十八條第四項中」の下に「(組合員」とあるのは「同条に規定する資格を有する者(当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。)」と、を加え、「第八十七条の二第八項中」を「第八十七条の二第四項中「第一項」とあるのは「第八十八条第一項」と、「同項第二号又は第三号の事業のうち施設更新事業」とあるのは「施設更新事業」と、「限る。」に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合」とあるのは「限る。以下この項において同じ。に係る土地改良事業の計画を変更しようとする場合であつて、その変更後の土地改良事業の計画が施設更新事業の施行を内容とするものであるとき」と、同条第八項中「に改め、同条第十五項第一号中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改め、同項第二号中「当該土地改良事業計画」を「農地中間管理機構が前号に規定する農用地について農地中間管理権を有する場合にあつては、当該土地改良事業計画」に、「前号の」を「当該」に改め、

同条第十八項中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改め、同条第十九項中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、「変更後の農業用排水施設」の下に「又は代替農業用排水施設」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 完了前の国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業について、市街化の進展その他の自然的経済的社会的諸条件の変化により、これらの土地改良事業の工事が完了してもその土地改良事業の施行に係る土地の大部分が当該土地改良事業の計画において予定した利益を受ける見込みがなくなつたと認められる場合において、当該土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件の事故によりその周辺の地域に被害を及ぼすおそれがあるとき、農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項第二号の規定によらず、同号に掲げる同意を得ることなく、当該国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業につき、同項に規定する土地改良事業の廃止をすることができる。

第九十一条の二第六項第一号イ中「第八十七条の三第一項」の下に「(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合
イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合
第九十二条の二中「係る土地」の下に「(農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。)」を、「第八十七条の三第一項」の下に「(第

九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十五条の二第二項中「を変更し」を「の変更(土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。)」を「し」に改め、「全ての者」の下に「(当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。)」を加え、同条第三項中「とあり、及び「組合員の三分の二以上の同意」を削り、「者の同意」との下に「「組合員の三分の二以上」とあるのは「当該権利を有する全ての者(当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。)」を加える。

第九十六条の三第二項中「を変更し」を「の変更(土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。)」を「し」に、「の定める」を「で定める」に改め、「者」の下に「(当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画又は当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。)」を加え、同条第五項中「(第四十八条第四項中)」の下に「(組合員とあるのは「同条に規定する資格を有する者(当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。)」と、」を加える。
第九十六条の四第一項中第六十五条までの下に「、第八十七条の三」を加え、「第八十八条

第十九項及び第二十項を「第八十八条第十五項から第二十項まで」に改め、「及び第七項」の下に「、第九十一条ただし書を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第一項及び第三十六条の三第一項	定款	条例
第三十六条第一項	その地区内にある土地につき、その組合員に對して	その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、
	できる	できる。この場合において、第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない
第三十六条第五項	組合員又は准組合員	第一項に規定する者
	第一項若しくは第二項	同項
第三十六条の三第一項	組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを	土地改良事業（第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を
	当該組合員	その者
第五十二条第六項	当該土地改良区の理事	当該市町村の長
第五十二条第七項	第二十七条、第二十八条第一項	第二十八条第一項
第五十二条の三第二項	「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」	「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」

第五十三條の四第二項	第五十二條第四項から第九項まで及び	第五十二條第五項前段及び第六項から第九項まで並びに
第五十五條	申請し	申請し、又は囑託し
第五十七條の二第一項	管理規程を定め	条例をもつて、管理規程を定め
第五十七條の二第一項及び第三項	都道府県知事の認可を受けなければ	都道府県知事に協議しなければ
第五十八條、第六十條、第六十一條第一項及び第三項並びに第六十二條第一項	組合員	第三十六條第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの
第六十一條第三項	規約	条例
第六十四條	第百十三條の三第二項	第百十三條の三第三項
第八十七條の三第一項	第八十五條第一項、第八十五條の二第一項、第八十五條の三第一項若しくは第六項又は第八十五條の四第一項の規定による申請によつて行ふ土地改良事業及び前条第一項	第九十六條の二及び第九十六條の三
第八十七條の三第六項	関係市町村長（その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る土地改良施設に係る土地改良区その他農林水産大臣の指定する者）をその土地改良方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者とする旨を定めるときにあつては、関係市町村長及び当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者	その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者

第八十七條の三第七項	及び第四項	から第六項まで
第八十七條の四第一項	第八十五條から前条まで	第九十六條の二及び第九十六條の三
第八十七條の四第二項	あらかじめ	あらかじめ、市町村の議会の議決を経て
	必要な事項について、 国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに	必要な事項について
第八十七條の四第四項	第七條第三項	第七條第三項、第五項及び第六項
第八十七條の五第一項	第八十五條から前条まで	第九十六條の二から第九十六條の四まで
第八十八條第十八項	定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）	関係市町村長（その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者）をその土地改良方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者とする旨を定めるときにあつては、関係市町村長及び当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者（その土地改良施設に係る土地改良区その他農林水産大臣の指定する者）をその土地改良方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者とする旨を定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）にあつては、当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者
第八十八條第十九項	第八條第二項	第七條第五項及び第六項、第八條第二項
	第八十七條の四第二項及び第三項	第八十七條の四第二項

と、」を加え、「同号の」を「前号の」に改め、「第九十二条の二中」の下に「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、」を加え、同条第二項中「第八十八条第十六項」の下に「これらの規定を同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を、 「第八十七条の三第四項」の下に「同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。」を加える。 （農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正） 第三条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の一部を次のように改正する。 第八条第三項第三号中「第八十七条の三第一項」の下に「同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。次号ハにおいて同じ。」を加える。 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。 （残余財産の帰属に関する経過措置） 第二条 第一条の規定による改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第六十九条第二項（新法第八十四条及び第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた事由により土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会が解散した場合について適用する。 （解散命令によって解散した場合の清算に関する規定の適用に関する経過措置） 第三条 新法第七十一条の七（新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日	以後に土地改良区及び土地改良区連合が新法第百三十五条第一項第二号に係る部分に限る。）（新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による解散命令によって解散した場合について適用する。 （土地改良事業計画の変更等に関する経過措置） 第四条 施行日前にした第一条の規定による改正前の土地改良法第八十八条第一項、第九十五条の二第二項又は第九十六条の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の手続については、なお従前の例による。 （新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業に関する経過措置） 第五条 新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律（次項において「農地中間管理事業法」という。）第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地（新法第二条第一項に規定する農用地（新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により当該農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。）をいう。次項において同じ。）について適用する。 2 前項の規定にかかわらず、農地中間管理事業法第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、施行日前に取得した同条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地に関し、新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて、農林水産省令で定めるところにより、施行日以後	に当該農用地の所有者及びその貸付けの相手方の同意を得た場合には、当該農用地については、新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定を適用する。 （政令への委任） 第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 （地方自治法の一部改正） 第七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。 別表第一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の項中「第八十五条第八項、第八十五条の二第十項、第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（国営土地改良事業に係るものに限る。）並びに」を削る。 （独立行政法人水資源機構法の一部改正） 第八条 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。 第十五条中「第八十七条の三第七項」の下に「（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）を加え、」第十三項、第十八項及び第十九項（を）及び第十三項、同条第十八項及び第十九項（これらの規定を）に改める。 審査報告書 棚田地域振興法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。 令和七年三月二十七日 農林水産委員長 舞立 昇治 参議院議長 関口 昌一殿	要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、棚田地域振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を令和十二年三月三十一日まで延長するとともに、国及び地方公共団体の指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供の努力義務に係る規定、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るための生産基盤の強化等について配慮する規定等を設ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めらる。 なお、別紙の附帯決議を行った。 一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。 附帯決議 棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を有する国民的財産である。棚田を保全し、棚田地域の振興を図るためには、棚田及び棚田地域の置かれた状況に十分に配慮した上で、様々な課題に対処することが求められる。 よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。 一 棚田地域の特性に即した農業の振興を図るために、中山間地域等直接支払制度における棚田地域振興活動加算等の活用が更に促進されるよう検討を行い、必要な措置を講ずること。 二 棚田地域における農地の区画整理、農業用排水路、農道、法面の修復等の小規模な整備を図るとともに、草刈機等の棚田等における農作業の省力化を図るために必要となる先進的な機器等の導入を確実に進めるために必要な措置を講ずること。
--	---	--	---

三 農林水産省、環境省等の野生鳥獣被害対策の関係省庁は連携して、棚田地域における野生鳥獣被害の防止対策が実効性を確保しつつ継続的に実施されるよう必要な支援を行うこと。
右決議する。

棚田地域振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和七年三月二十一日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

棚田地域振興法の一部を改正する法律
棚田地域振興法(令和元年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「機能」の下に「(第十六条の四において「棚田地域」の有する多面的機能」という。)を加え、「棚田地域における定住等 棚田地域における定住及び他の地域の住民がその住所のほか棚田地域に居所を有することをいう」を「棚田地域への移住、棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住(他の地域に住所を有する者が定期的な滞在のため棚田地域内に居所を定める特定居住(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう)をいう。第十六条の二及び第十六条の三において同じ)に改める。」

第六条第三項中「過疎地域持続的発展計画」の下に「特定居住促進計画」を加え、同条第五項中「第八条第一項において」を「以下」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(農地法等による処分)

第十三条の二 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、指定棚田地域内の土地を認定棚田地域振興活動計画に定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の

法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該指定棚田地域の持続的発展に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。
第十五条の見出し中「公表」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、指定棚田地域の振興に資する事業を活用した棚田地域振興活動を促進するため、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の棚田地域振興活動に参加する者に対し、当該事業に関する情報の提供に努めるものとする。
第十五条の次に次の二条を加える。

(農業の振興を図るための生産基盤の強化等)

第十五条の二 国及び地方公共団体は、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るため、生産基盤の強化(災害復旧及び災害からの復興に係るものを含む)、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進、先端的な技術の導入並びに観光業その他の産業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(鳥獣被害の防止等)

第十五条の三 国及び地方公共団体は、棚田地域における生活環境の保全、農業の振興等を図るため、鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による鳥獣による被害の防止並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保について適切な配慮をするものとする。

第十六条中「地方公共団体は、」の下に「前条に定めるもののほか、棚田地域の農業の振興に寄与する人材その他の」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(生活環境等の整備)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、棚田地域への移住、棚田地域における定住及び棚田地域における特定居住並びに棚田地域における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資する

ため、住宅等の整備(空家の活用によるものを含む)、棚田地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進)

第十六条の三 国及び地方公共団体は、棚田地域への移住及び棚田地域における特定居住の促進を図るため、棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の棚田地域への移住又は棚田地域における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

(都市等と棚田地域の交流の促進等)

第十六条の四 国及び地方公共団体は、棚田地域における農業、棚田地域の有する多面的機能等を含め棚田地域に対する国民の理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した棚田地域への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と棚田地域との間の交流の促進等について適切な配慮をするものとする。

(棚田地域との関わりを持つ者の間における連携及び協力の確保)

第十六条の五 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ棚田地域の持続的な発展を図られるよう、年齢、性別等にかかわらず、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人、特定地域づくり事業協同組合(地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう)、学校、事業者その他の棚田地域との関わりを持つ者の間

における緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

審査報告書

山村振興法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年三月二十七日

農林水産委員長 舞立 昇治
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を令和十七年三月三十一日まで延長するとともに、山村の自立的かつ持続的な発展の促進を図るため、目的規定及び基本理念を整備し、国等の責務に係る規定を定め、交通、情報通信、産業、防災、福祉、人材確保その他の分野における施策の充実等を図ろうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約十五億円の見込みである。

山村振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

令和七年三月二十一日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

棚田地域振興法の一部を改正する法律案 山村振興法の一部を改正する法律案

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

山村振興法の一部を改正する法律

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に、「農林水産物の供給」を、「涵養」の下に「生物の多様性の確保その他の」を、「自然環境の保全」の下に「地球温暖化の防止」を、「目標」の下に「及び国等の責務」を加え、「自立的発展」を「自立的かつ持続的な発展」に改め、「山村における」の下に「地域の特性を生かした産業の成長発展等による」を加え、「地域間の交流の促進等による」を削り、「の促進を含めた山村における定住の促進及び」を、「山村における定住等及び地域間交流の促進並びに」に改める。

第二条の二第二項中「有する」の下に「農林水産物の供給」を、「涵養」の下に「生物の多様性の確保その他の」を、「自然環境の保全」の下に「地球温暖化の防止」を、「機能」の下に「(以下「山村の有する多面的機能」という。))」を、「できるよ」の下に「山村における農林水産物の生産活動及び農業者その他の地域住民による山村の有する多面的機能の発揮に資する共同活動の継続を図るとともに」を加え、同条第二項中「振興は」の下に「山村における持続可能な地域社会の維持及び形成がなされるよう」を加え、「及び地域間交流の促進等による」を並びに「移住の促進を含めた山村における定住」を「移住並びに山村における定住及び特定居住(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第二条第一項第一号ハに規定する特定居住をいう。以下同じ。))並びに地域間交流」に改める。

第三条中「次条及び第五条において」を「次条第一項及び第五条第一項において単に」に改め、同条第一号中「交通施設、通信施設等の整備」を「交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保」に、「交通通信連絡を確保するとともに、山村地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進する」を「交通の機能を確保し及び向上させる」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 通信施設の整備等を図ることにより、山村におけるデジタル社会(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。)の形成を促進すること。

山村振興法の一部を改正する法律案

第三条第二号中「農用地の造成」を削り、同条第三号中「農業経営」を「農林水産物の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営」に改め、「山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を削り、同条第四号中「整備等」を「整備、防災体制の強化等」に改め、同条第五号中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス」を、「高齢者」の下に「及び児童」を、「増進の下に」を「子育て環境の確保」を加え、「福祉を向上させる」を「生活の安定と福祉の向上を図る」に改め、同条に次の一号を加える。

六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し及び育成すること。

第四条の見出しを「(国の責務)」に改め、同条中「基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため」を削り、「財政金融上」を「財政上、金融上及び税制上」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、基本理念にのっとり、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

第五条の見出しを「(地方公共団体の責務)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、山村の振興のため、市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する必要な情報の提供その他の援助を行うように努めなければならない。

山村振興法の一部を改正する法律案

第七条の二第二項第二号中「交通通信体系」を「交通体系」に改め、「山村における情報化及び地域間交流の促進のための施策」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する基本的な事項

第七条の二第二項第三号中「農業経営」を「農林水産物の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営」に改め、「山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 防災体制の強化のための施策に関する基本的な事項

第七条の二第二項第四号中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス」を、「高齢者」の下に「及び児童」を、「増進の下に」を「子育て環境の確保」を加え、同項第五号中「の整備、農用地の造成」を削り、同項に次の一号を加える。

六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する基本的な事項

第七条の二第三項中「関する計画」の下に「並びに災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第八号に掲げる防災基本計画、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第十条第一項に規定する国土強靱化基本計画及び水循環基本法(平成二十六年法律第十六号)第十三条第一項に規定する水循環基本計画」を加える。

山村振興法の一部を改正する法律案

第八条第二項第二号中「交通通信体系」を「交通体系」に改め、「地域における情報化及び地域間交流の促進のための施策」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 山村におけるデジタル社会の形成の促進のための施策に関する事項

第八条第二項第三号中「農業経営」を「農林水産物の生産性の向上、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び保全、農業経営」に改め、「山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 防災体制の強化のための施策に関する事項

第八条第二項第四号中「介護サービス」の下に「及び障害福祉サービス」を、「高齢者」の下に「及び児童」を、「増進」の下に「子育て環境の確保」を加え、同項第五号中「の整備、農用地の造成」を削り、同項に次の一号を加える。

六 山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等のための施策に関する事項

第八条第四項第二号中「第十四条において同じ」を削る。

第十二条から第十六条までを次のように改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保等)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、振興山村における住民の自立した日常生活及び社会生活の確保並びに利便性の向上、振興山村内の交流及び振興山村とその他の地域との交流の促進等を図るため、地域旅客運送サービスの持続可能な提供及び物資の流通の確保について適切な配慮をするものとする。

第十八条の見出しを「(情報の流通の円滑化等)」に改め、同条中「における」の下に「情報通信技術の利用の機会その他の地域との格差の是正」を、「向

上」の下に「農林水産業その他の」を、「の振興」の下に「地域公共交通の活性化及び再生、物資の流通の確保、医療及び教育の充実を加え、「ため」を」とともに、振興山村におけるデジタル社会の形成に資するように、「円滑化及び」を「円滑化」に改め、「充実」の下に「及び先端的な情報通信技術の活用」を加える。 第十八条の二を第十八条の四とし、同条の次に次の三条を加える。 （就業の促進） 第十八条の五 国及び地方公共団体は、振興山村の住民及び振興山村への移住又は振興山村における定住若しくは特定居住をしようとする者の振興山村における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上（高齢者を対象とするものを含む）のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。 （防災に関する施策の推進） 第十八条の六 国及び地方公共団体は、山村が厳しい自然条件の下にあること及び国土強靱化（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第一条の国土強靱化をいう）の観点を踏まえ、災害を防除し及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、振興山村において、次に掲げる事項その他の防災に関する施策の推進及びその実効性の確保について適切な配慮をするものとする。 一 道路等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備 二 防災上必要な教育及び訓練の実施	三 被災者の救難、救助その他の保護、施設及び設備の応急の復旧、緊急輸送の確保その他の災害応急対策並びに災害復旧を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化 （感染症が発生した場合等における住民の生活の安定等） 第十八条の七 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、振興山村の住民が他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定及び福祉の向上に係る限り同様の受けるよう適切な配慮をするものとする。 第十八条の次に次の二条を加える。 （農林水産業その他の産業の振興） 第十八条の二 国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに生産、流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、振興山村の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。 （森林の整備及び保全の推進等） 第十八条の三 国及び地方公共団体は、振興山村における森林の適正な整備及び保全の推進等により山村の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進並びに森林病害虫の駆除及びそのまん延防止並びに建築物等における木材の利用の促進について適切な配慮をするものとする。
第十九条中「配置」の下に「、振興山村に係る遠隔医療（振興山村の住民等又は医療機関等と当該振興山村の区域内又は区域外の医療機関等との間で高度情報通信ネットワーク及び情報通信機器を用いて行われる医療をいう。次項において同じ。）の実施及びそのための施設の設置」を、「含む」の下に「。同項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。 2 国及び地方公共団体は、振興山村の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、振興山村に係る遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。 第十九条の二の見出し中「介護給付等対象サービス等」の下に「及び障害福祉サービス等」を加え、同条中「この条をこの項」に改め、「者の確保」の下に「及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入」を加え、「整備及び」を「整備並びに」に改め、同条に次の一項を加える。 2 国及び地方公共団体は、振興山村における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。	第二十条の見出し中「居住用施設」の下に「及び児童福祉施設を加え、同条中」及び高齢者がその能力を発揮するための就業の機会の確保等」を削り、同条に次の一項を加える。 2 国及び地方公共団体は、振興山村における児童の福祉の増進及び子育て環境の確保を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備等について適切な配慮をするものとする。 第二十条の次に次の一条を加える。 （保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減） 第二十条の二 国及び地方公共団体は、振興山村と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、振興山村における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。 第二十一条中「伝承されてきた」の下に「建造物その他の有形の文化的所産及び」を、「その他の」の下に「無形の」を、「文化的所産の下に」、山村における年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能等、山村における城跡その他の遺跡並びに山村の風土等により形成された景観地を、「活用」の下に「並びにこれらの担い手の育成」を加える。 第二十一条の二を削る。 第二十一条の三の見出し中「防止の下に」等を加え、同条中「における」の下に「住民の安全の確保その他の」を、「ため」の下に「鳥獣の捕獲、防護柵の設置等による」を、「防止」の下に並びにこれらに寄与する人材の育成及び確保」を加え、同条に次の一項を加える。 2 国及び地方公共団体は、捕獲した鳥獣を地域

における資源として有効に活用することができよう、その食品等としての利用の促進について適切な配慮をするものとする。

第二十一条の三を第二十一条の二とする。
第二十一条の四第二項中「区域外」を「区域の外」に改め、同条を第二十一条の三とし、同条の次に次の六条を加える。

(移住等の促進に資する生活環境の整備)

第二十一条の四 国及び地方公共団体は、振興山村への移住並びに振興山村における定住及び特定居住並びに振興山村における持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、住宅等の整備(空家の活用によるものを含む)、水の確保、汚水及び廃棄物の処理、振興山村において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動への支援その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(移住又は特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進)

第二十一条の五 国及び地方公共団体は、振興山村への移住及び振興山村における特定居住の促進を図るため、振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の振興山村への移住又は振興山村における特定居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

(都市等と山村の交流の促進等)

第二十一条の六 国及び地方公共団体は、山村における森林及び農林水産業、山村の有する多面的機能等を含め山村に対する国民の理解と関心が深まるよう努めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため余暇を利用した山村への滞在の機会を提供する事業活動の促進その他の都市等と山村との間の交流の促進、公衆の保

健又は教育のための森林の利用の促進等について適切な配慮をするものとする。

(地域社会の担い手となる人材の育成等)

第二十一条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ山村の自立的かつ持続的な発展が図られるよう、地域社会の担い手となる人材の育成並びに年齢、性別等にかかわらずなく、多様な住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう)、特定地域づくり事業協同組合(地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう)、事業者その他の山村との関わりを持つ者との間の緊密な連携及び協力を確保することについて適切な配慮をするものとする。

(自然環境の保全及び再生)

第二十一条の八 国及び地方公共団体は、振興山村における自然環境の保全及び再生(自然景観の保全を含む)に資するための措置について適切な配慮をするものとする。

(規制の見直し)

第二十一条の九 国は、国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じてその全部又は一部の区域が振興山村である地方公共団体から提案があつたときは、山村の振興を図るため、振興山村の自然的経済的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、当該提案に係る規制の見直しについて適切な配慮をするものとする。

附則第二項中「平成三十七年三月三十一日」を

「令和十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則

第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の山村振興法第十九条の二第二項の規定の適用については、同項中「同条第十九項」とあるのは、「同条第十八項」とする。

る。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。附則第九条第一項において同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第九条第一項において同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第五条の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日	山村振興法
半島振興法	

附則第九条第一項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和十七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和十七年三月三十一日

振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

審査報告書

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和七年三月三十一日

文教科学委員長 堂故 茂

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、令和七年度一般会計予算において、二千五百五十六億円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、高等教育の修学支援新制度は、学生等に対する経済的支援の面を持つ一方で、大学等に国費が拠出されることから大学等への支援となる面も併せ持つことに留意しつつ、急速な少子化が

進行する中で高等教育を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、大学等における職業教育と学術研究との役割の明確化、教育内容の一層の充実、入学者の選抜に係る制度の改善、学修の成果に係る評価の客観性や妥当性の一層の確保及び大学等の数の適正化その他の大学等の改革の実施に努めること。

二、一で示した改革の実施後においては、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の理念にのっとり、更なる教育の機会均等を図るため、高等教育の無償化を推進すること。

三、修学支援新制度の更なる拡充にも対応できるよう、消費税に限りない幅広い財源の活用等を検討するなど、安定的な財源の確保に努めること。

四、多子世帯の学生等に対する授業料等減免については、扶養する子等の数を要件としたことにより、兄弟姉妹の年齢差により支援を受ける期間が異なるという問題が生じることから、このような不公平を避けるため、修学支援新制度の見直しを検討すること。

五、本法附則第六条による施行後四年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。

六、本法による改正後における修学支援新制度の効果等を評価・検証するため、授業料等減免の対象者数及び要した費用の額並びに確認要件を満

たさない大学等の数等の支援実績について、適切に調査し公開するよう努めること。

七、大学等における授業料の値上げ傾向が続いている実情を踏まえ、授業料等減免の上限額の見直しを検討するとともに、国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費が確実に措置され、競争的研究費を含む大学等への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学等の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

八、物価高の影響等により学生等の消費支出が増加していることを踏まえ、給付型奨学金を受ける学生等が学業に専念して学生生活を送ることができるよう、給付型奨学金の支給額の見直しを検討すること。

九、大学等の確認要件については、確認大学等以外の大学等において学ぶ権利を侵害するおそれがあるほか、地方・中小の私立大学等については、これを容易に満たすことができないことから縮小・撤退に追い込まれることも想定されるため、その内容の見直しについて検討すること。

十、本法による改正後においては、学生等への経済的支援が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、奨学金制度を含め、修学支援新制度全般の更なる周知徹底及び簡素化に努めること。

十一、令和六年度から開始された教職大学院等修了後に教員となった者に対する大学院段階に貸与された第一種奨学金の返還免除制度について、

て、教員不足が深刻な状況を踏まえ、学部段階にも拡充するよう検討すること。

十二、教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨を踏まえ、貸与型奨学金が給付型奨学金を、有利子奨学金が無利子奨学金を金額・人数とも上回っている現状を改善し、貸与型から給付型へ、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。

十三、貸与型奨学金の返還に係る負担軽減の観点から、返還額を所得控除の対象とすることや有利子である第二種奨学金の利子分の免除等について検討すること。

十四、今後、学生等への経済的支援に係る重大な法改正を行うに当たっては、国会における十分な審議期間を確保するとともに学生等、保護者、学校関係者及び大学等への周知や準備のための期間を設ける必要性を踏まえ、制度の施行まで十分な余裕をもって法律案を国会に提出するよう努めること。

右決議する。

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月二十一日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

山村振興法の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

目次
第二章 大学等における修学の支援
第一節 通則(第三條)
第二節 学資支給(第四條・第五條)
第三節 授業料等減免(第六條―第十條)

を「第二章 大学等における修学の支援(第六條)」
「第三條―第十五條」に、「第十七條・第十八條」を
「第十六條・第十七條」に、「第十九條」を「第十八
條」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、多数の子等の教育費を負担
している家庭及び経済的理由により子等の教育
費の負担を求めることが極めて困難な状況にあ
る家庭における教育費の負担の一部を社会全体
で負担することによりこれらの家庭における負
担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に
係る大学等の授業料等(授業料及び入学金をい
う。以下同じ。)の減免を行い、もって子育てに
希望を持つことができる社会の実現に寄与する
ことを目的とする。

第二条 第一項中「第七條第一項及び第十條」を
「次條第一項及び第八條」に改め、同條第三項中
「第七條第一項」を「次條第一項」に改め、同項を同
條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加え
る。

3 この法律において「子等」とは、子その他これ
に類する者として文部科学省令で定めるものを
いう。

第二章 第一節及び第二節、同章第三節の節名並
びに第六條を削る。

第七條 第一項中「授業料等減免」を「次條第一項
の規定による授業料等の減免」に改め、同項第一
号中「限る。第十條第一号」を「限る。第八條第一
号」に、「いう。第十條第一号」を「いう。同号」に

改め、同項第三号中「第十條第一号」を「第八條第
一号」に改め、同項第五号中「第十條第三号」を第
八條第三号」に改め、同項第六号中「第十條第四
号」を「第八條第四号」に改め、同條第二項中「第九
條第一項第一号及び第十五條第一項第一号」を第
七條第一項第一号及び第十三條第一項第一号」に
改め、同項第三号中「第十五條第一項」を「第十三
條第一項」に改め、第二章中同條を第三條とす
る。

第八條の見出し中「授業料等の減免」を「授業料
等減免」に改め、同條第一項及び第二項を次のよ
うに改める。

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在
学する学生等のうち、特に優れた者であり、か
つ、次の各号に掲げる要件(以下「認定事由」と
いう。)のいずれかに該当する者として認定を
行つたもの(以下「授業料等減免対象者」とい
う。)に対して授業料等の減免を行うものとする。

一 当該学生等が三人以上の子等の生計を維持
する者に生計を維持されている子等であるこ
と。

二 当該学生等及びその生計を維持する者の収
入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負
担を求めることが極めて困難な状況にあるこ
と。

2 次の各号に掲げる授業料等減免対象者に対し
て前項の規定により行う授業料等の減免(以下
「授業料等減免」という。)の額は、当該各号に定
める額とする。

一 前項第一号の認定事由に該当する者として
同項の認定(第六條第一項に規定する変更認
定を含む。次号において同じ。)を受けた授業
料等減免対象者 確認大学等の種別その他の
事情を考慮して政令で定める額

二 前項第二号の認定事由に該当する者として
同項の認定を受けた授業料等減免対象者 当
該授業料等減免対象者及びその生計を維持す
る者の収入の状況並びに確認大学等の種別そ
の他の事情を考慮して政令で定める額
第八條を第四條とし、同條の次に次の二條を加
える。

(認定の手続)

第五條 前條第一項の認定を受けようとする学生
等は、文部科学省令で定めるところにより、い
ずれの認定事由に該当する者として当該認定を
受けようとするかの別その他文部科学省令で定
める事項を記載した申請書に、当該学生等の学
業成績に関する書類その他の文部科学省令で定
める書類(以下この項において「学業成績関係書
類等」という。)及び当該認定事由に該当するこ
とを証する書類を添付して、当該学生等が在学
する確認大学等の設置者に提出しなければならない。
ただし、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等の添付を省略すること
ができる。

2 前條第一項の認定は、確認大学等の設置者
が、文部科学省令で定める基準及び方法に従
い、前項の申請書を提出した学生等が特に優れ
た者であり、かつ、当該申請書に記載した認定
事由に該当する者であると認める場合に行うも
のとする。

(変更認定)

第六條 授業料等減免対象者は、当該認定を行つ
た確認大学等の設置者から当該認定に係る認定
事由とは別の認定事由に該当する者として授業
料等減免を受けようとするときは、当該別の認
定事由に該当することについて当該設置
者の認定(以下この条において「変更認定」と
いう。)を受けなければならない。変更認定に係

る認定事由とは別の認定事由に該当する者とし
て当該設置者から授業料等減免を受けようとす
るときも、同様とする。

2 前條 第一項本文及び第二項の規定は、変更認
定について準用する。この場合において、同條
第一項本文中「学生等は」とあるのは「授業料等
減免対象者は」と、「当該学生等の学業成績に関
する書類その他の文部科学省令で定める書類
(以下この項において「学業成績関係書類等」と
いう。及び当該」とあるのは「当該」と、「当該学
生等が在学する」とあるのは「次條第一項の」
と、同條第二項中「学生等が特に優れた者であ
り、かつ、」とあるのは「授業料等減免対象者が」
と読み替えるものとする。

第九條 第二項中「第七條第三項」を「第三條第三
項」に改め、同條を第七條とする。

第十條 中「第十二條第三項」を「第十條第三項」に
改め、同條を第八條とし、第十一條を第九條とす
る。

第十二條 第一項中「第八條第一項の規定による」
を「第四條第一項又は第六條第一項の」に改め、同
條を第十條とし、第十三條を第十一條とし、第十
四條を第十二條とする。

第十五條 第一項第四号及び第五号中「第十三條
第二項」を「第十一條第二項」に改め、同條第二項
中「第七條第三項」を「第三條第三項」に改め、同條
を第十三條とする。

第十六條 ただし書中「第十條及び第十一條」を
「第八條及び第九條」に改め、同條を第十四條と
し、第二章中同條の次に次の一項を加える。

(第四條 第一項第二号の認定事由に該当する者
に係る授業料等減免についての配慮事項)
第十五條 国は、第四條第一項第二号の認定事由
に該当する者に係る授業料等減免については、
経済的理由により極めて修学が困難な者の修学

の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

第十七条第一項中「第十条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十条第二項」に改め、第三章中同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十九条第一項中「第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、「忌避したの下に」ときは、その違反行為をした」を加え、第四章中同条を第十八条とする。

附則第四条第一号中「学資支給」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給」に、「独立行政法人日本学生支援機構法」を「同法」に改め、同条第二号中「第十条」を「第八条」に、「第十一条」を「第九条」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(認定に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の大学等における修学の支援に関する法律(次条において「旧法」という。)第八条第一項の規定による認定を受けており、かつ、当該認定に係る大学等(大学等)における修学の支援に関する法律第二条第一項に規定する大学等という。次条において同じ。)に引き続き在学する者についてこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の在学に係る授業料の減免については、当該者は、施行日において、この法律に

よる改正後の大学等における修学の支援に関する法律(附則第六条において「新法」という。)第四条第一項第二号の認定事由(同項に規定する認定事由をいう。)に該当する者として同項の認定を受けたものとみなす。

(授業料等減免に関する経過措置)

第三条 施行日前に旧法第八条第一項の規定による認定を受けた者の当該認定に係る大学等の入学金及び施行日前の在学に係る授業料の減免については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第七条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「第十条」を「第八条」に改める。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)
第八条 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「第十五条第一項」を「第十三条

第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)
第九条 学校教育法の一部を改正する法律(令和六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中大学等における修学の支援に関する法律第二条第二項の改正規定の前に次のように加える。

第一条中「学生等」を「学生」に改める。

附則第七条のうち大学等における修学の支援に関する法律第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三項の改正規定中「第二条第一項第二号及び第三項の改正規定中「第二条第一項並びに第十二条第一項第二号」を「第四条第一項、第五条、第六条第二項並びに第十条第一項第二号」に改める。

(子ども家庭庁設置法の一部改正)

第十条 子ども家庭庁設置法令和四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号中「大学等における修学の支援に関する法律」を「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に、「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年三月三十一日

財政金融委員長 三宅 伸吾

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点等からの所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設並びに所得税の基礎控除等の特例の創設等を行うとともに、成長意欲の高い中小企業の実業投資を促進し地域経済に好循環を生み出すための中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特例償却又は税額控除制度の拡充並びに国際環境の変化等に対応するための防衛特別法人税の創設及びたばこ税の見直しを行うほか、既存の特例措置の整理合理化を図り、あわせて相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う令和七年度の租税減収見込額は、約一兆三千十億円である。また、令和八年四月から順次施行される防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による租税増収見込額は、平年度約九千八百六十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 物価の高騰に賃金が追いつかない状況下、所得格差と資産格差も拡大しており、最低限の生活保障、税負担の公平性確保や再分配機能を強化する観点から所得税の人的控除等や課税の在り方について検討を行い、その結果をもって必要な改革を実行するよう努めること。

二 「貯蓄から投資へ」の推進が資本逃避による円安を招くことがないよう、民間企業の賃上げや設備投資等を費用対効果にも十分配慮しながら引き続き支援し、国内企業の生産性を向上することによって企業価値を高め、投資資金が国内企業へ十分に供給されるよう努めること。

三 揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止に向けた検討を速やかに行うとともに、その廃止に当たっては、流通への影響や関係事業者の事務負担等に配慮するとともに、国及び地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、安定的な財源を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

四 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税に関する制度については、いわゆるリファンド方式への変更の効果を見極めるとともに、免税とすることの妥当性について検討を行い、その結果に基づきその縮減その他の必要な措置を講ずるよう努めること。

五 適格請求書等保存方式（インボイス）制度が実施されたことにより、事業者間取引において不当な扱いが生じているといった意見があることを踏まえ、中小・小規模事業者に対する不当な扱いを防止するための取引環境の整備への取組を強化すること。

六 金融所得課税について、一定以上の高額所得を有する者の実効税率が低位である問題を解決するため、中低所得者層の金融資産形成に配慮しつつ、課税方法の変更も含めた金融所得課税の在り方について検討を進め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。

七 物価上昇局面における税負担調整の一環として、食事の現物支給の場合の非課税限度額引上げに向けた検討を行い、その実現に努めること。

八 災害による所得税力の喪失を勘案し、被災者の

負担軽減及び実額控除の機会を拡大する観点から、個人の有する住宅、家財等につき災害により損失が生じた場合における控除の在り方について、当該損失を当該個人の所得から人的控除の後に控除することができ、独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な検討を行い、その実現に努めること。

九 奨学金の返済その他の教育に関する経済的負担を軽減するための税制上の施策について検討を行い、その実現に努めること。

十 各種の企業関係租税特別措置については、企業等の行動変容を促すインセンティブ措置として機能しているか否か等の観点から、政策効果や必要性をよく見極めた上で、一部の企業等に対する過度の優遇にならないよう、各措置の適用実態のより一層の透明化に向け必要な措置を講ずるよう努めること。

十一 給与等の支給額が増加した場合の所得税額及び法人税額の特別控除に関する制度については、その効果の検証を継続的にを行い、その結果や賃金を巡る状況を踏まえ、同制度の廃止を含む見直しについて検討を進め、必要な措置を講ずるよう努めること。

十二 相続税及び贈与税について、資産に係る格差が拡大し、固定化している現状に鑑み、再分配機能の適切な確保の観点から、税率構造、非課税措置等の見直しについて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。

十三 税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。

十四 政治資金を巡る問題を踏まえ、税制は国民の理解と信頼の上に成り立っているとの認識の

下、国民からの税に対する信頼を損なわないよう、課税上問題があると認められる場合には適時・適切に税務調査を行うなど、適正、公平な課税の実現に努めること。

十五 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引のデジタル化・グローバル化に伴う調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、インボイス制度の実施への対応、大阪・関西万博開催に伴うインバウンド観光客増大などに対応しての消費税の不正還付事案への厳正な対応など、社会情勢の変化による事務量が增大していることに鑑み、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払い、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
令和七年三月四日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

(小字及び―は衆議院修正)

所得税法等の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)
第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中「七十五万円」を「八十五万円」に改め、同項第三十三号中「四十

八万円」を「五十八万円」に改め、同項第三十四号中「ものを」を「もの(第三十四号の五において「青色事業専従者等」という。)を」に、「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同項第三十四号の四の次に次の一号を加える。

三十四の五 源泉控除対象親族 控除対象扶養親族並びに居住者の親族(その居住者の配偶者を除く。)及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。)のうち年齢十九歳以上二十三歳未満の者で合計所得金額が百万円以下であるもの(控除対象扶養親族に該当しないものに限る。)をいう。

第二十八条第三項第一号中「百八十万円」を「百九十万円」に、「当該収入金額の百分の四十に相当する金額から十万円を控除した残額(当該残額が五十五万円に満たない場合には、五十五万円)」を「六十五万円」に改め、同項第二号中「百八十万円」を「百九十万円」に、「六十二万円」を「六十五万円」に改める。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

十五 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)の規定による課徴金及び延滞金

第六十五条を次のように改める。
第六十五条 削除

第六十七条の三第一項中「と」を「第四項第一号において「受益者等」という。」とに、「同号ロ」を「同法第二十九条の二ロ」に改め、「いう」の下に「第三項及び第四項第一号において同じ」を、「定める金額」の下に「第三項において「帳簿価額相当額」という。」を加え、同条第八項中「第三項」を「第五項」に、「第六項」を

「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。 3 第一項の場合において、同項の法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その受託法人の信託財産に属する特定株式については、前二項の規定にかかわらず、当該特定株式を第一項に規定する該当しないこととなつた時における価額（当該価額が帳簿価額相当額に満たない場合には、当該帳簿価額相当額）により取得したものとみなして、同項の居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式の当該帳簿価額相当額は、当該居住者のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。 4 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定法人課税信託 その受託法人の信託財産に属する特定株式に係る発行人等が委託者となる第一項に規定する法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）又は従業員の勤続年数、業績その他の基準を勘案して、当該役員又は従業員（役員又は従業員であつた者を含む。）がその受益者等となるべき者として指定されるものをいう。 二 特定株式 譲渡についての制限その他の条件が付されている株式として政令で定めるものの以外の株式をいう。	三 発行人等 特定株式の発行人、当該発行人の役員等（役員若しくは従業員又は株主をいう。以下この号において同じ。）又は当該役員等と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。 第八十三条第一項第一号中「及び」を、「第八十四条の二第一項（特定親族特別控除）及び」に改める。 第八十四条の次に次の一条を加える。 （特定親族特別控除） 第八十四条の二 居住者が生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族（その居住者の配偶者を除く。）及び児童福祉法第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の四（定義）に規定する里親に委託された児童（第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下この項及び次項において「特定親族」という。）を有する場合においては、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特定親族一人につきその特定親族の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。 一 合計所得金額が八十五万円以下である特定親族 六十三万円 二 合計所得金額が八十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円からその特定親族の合計所得金額のうち八十四万一千円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額
額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額 三 合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円 四 合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円 2 前項の規定は、次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。 一 特定親族が前項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合 二 特定親族が、給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族（特定親族に限る。）がある居住者として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該居住者としてこれらの規定の適用を受けている特定親族が、その年分の所得税につき、第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。） 三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合 3 第一項の規定による控除は、特定親族特別控除という。 第八十五条第三項中「その他の扶養親族」の下に若しくは前条第一項に規定する特定親族（第五項から第七項までにおいて「特定親族」という。）を加え、同条第六項中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 一の居住者の配偶者がその居住者の第八十三条の二第一項に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の居住者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。 第八十六条第一項第一号中「二十四万円」を「二千三百五十万円」に、「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円を超え二千四百万円以下である場合 四十八万円 第八十七条第一項中「又は」を、「特定親族特別控除又は」に改める。 第二百二十条第三項第三号中「係る扶養控除」の下に「又は特定親族特別控除」を加え、「扶養控除に係る」を「これらの控除に係る」に改め、同条第四項第二号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。 6 第一項の規定による申告書に小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除に関する事項の記載をする居住者が当該申告書を提出する場合には、第三項の規定による同項第一号に定める書類（これらの控除に係る部分に限る。）の添付又は提示に代えて、当該書類に記載されている事項として財務省令で定める事項の記載がある明細書を当該申告書に添付することができる。	額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額 三 合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円 四 合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円 2 前項の規定は、次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。 一 特定親族が前項に規定する居住者として同項の規定の適用を受けている場合 二 特定親族が、給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族（特定親族に限る。）がある居住者として第百八十五条第一項第一号若しくは第二号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号（賞与に係る徴収税額）の規定の適用を受けている場合（当該居住者としてこれらの規定の適用を受けている特定親族が、その年分の所得税につき、第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。） 三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合 3 第一項の規定による控除は、特定親族特別控除という。 第八十五条第三項中「その他の扶養親族」の下に若しくは前条第一項に規定する特定親族（第五項から第七項までにおいて「特定親族」という。）を加え、同条第六項中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。 5 一の居住者の配偶者がその居住者の第八十三条の二第一項に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の居住者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。 第八十六条第一項第一号中「二十四万円」を「二千三百五十万円」に、「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 二 その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円を超え二千四百万円以下である場合 四十八万円 第八十七条第一項中「又は」を、「特定親族特別控除又は」に改める。 第二百二十条第三項第三号中「係る扶養控除」の下に「又は特定親族特別控除」を加え、「扶養控除に係る」を「これらの控除に係る」に改め、同条第四項第二号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。 6 第一項の規定による申告書に小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除に関する事項の記載をする居住者が当該申告書を提出する場合には、第三項の規定による同項第一号に定める書類（これらの控除に係る部分に限る。）の添付又は提示に代えて、当該書類に記載されている事項として財務省令で定める事項の記載がある明細書を当該申告書に添付することができる。

7 税務署長は、前項の規定により同項に規定する明細書が添付された申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者(以下この項において「小規模企業共済等掛金控除等適用者」という。)に対し、当該申告書に係る確定申告期限の翌日から起算して五年を経過する日(同日前六月以内に国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求があつた場合には、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日)までの間、前項に規定する書類の提示又は提出を求めることができる。この場合において、この項前段の規定による求めがあつたときは、当該小規模企業共済等掛金控除等適用者は、当該書類を提示し、又は提出しなければならない。 第二百一十一条第一項第二号ロ中「及び扶養控除の額」を「扶養控除の額及び特定親族特別控除の額」に改める。 第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項中「第七項」を「第九項」に改め、「同条第五項」の下に「及び第七項」を加える。 第二百六十六条中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。 第二百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第二百八十六条第一項第一号及び第二項第一号中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。 第二百八十六条の二の次に次の一条を加える。 (源泉控除対象親族に係る控除の適用) 第二百八十六条の三 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者(以下この条において「対象居住者」という。)のこれらの申告書に源	源泉控除対象親族(第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)に規定する特定親族に限る。以下この条において同じ。)である旨の記載がされた者(以下この条において「対象者」という。)が、他の者を、当該対象者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として第二百八十五条第一項第一号若しくは第二号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)又は第二百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号(賞与に係る徴収税額)の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとして、第二百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第二百八十六条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。 第二百八十七条中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。 第二百九十条第二号ハ中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改め、同号ホを同号へとし、同号二の次に次のように加える。 ホ 給与所得者の特定親族特別控除申告書に記載された特定親族(第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)に規定する特定親族をいう。ホにおいて同じ。)(当該特定親族が第二百九十四条第五項又は第二百九十五条の三第二項(給与所得者の特定親族特別控除申告書)の記載がされた者である場合には、これらの規定に規定する書類の提出又は提示がされた特定親族に限る。)の有無、その特定親族がこの条に規定する居住者として当該申告書を提	出しているかどうか、その特定親族の合計所得金額又はその見積額及びその特定親族の数に依じ、第八十四条の二の規定に準じて計算した特定親族特別控除の額に相当する金額 第二百九十四条第一項第五号から第七号までの規定及び同条第五項中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。 第二百九十五条第一項中「扶養控除の額」を「源泉控除対象親族について控除を受ける扶養控除の額又は特定親族特別控除の額」に改め、同項第二号から第四号までの規定並びに同条第四項及び第五項中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改める。 第二百九十五条の二第一項第二号中「及び次条第一項第二号」を「次条第一項第二号及び第二百九十五条の四第一項第二号 給与所得者の基礎控除申告書」に改め、同項第三号中「個人番号及び」を「及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)並びに」に改める。 第二百九十五条の三第一項中「同条第二号ホ」を「同条第二号へ」に改め、同条を第二百九十五条の四とし、第二百九十五条の二の次に次の一条を加える。 (給与所得者の特定親族特別控除申告書) 第二百九十五条の三 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第二百九十条(年末調整)に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ホに掲げる特定親族特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者)からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経	由して、その給与等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 一 当該給与等の支払者の氏名又は名称 二 第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)に規定する特定親族(次項において「特定親族」という。)の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)並びにその者のその年の合計所得金額又はその見積額並びにその者が非居住者である親族である場合にはその旨 三 その他財務省令で定める事項 2 前項の規定による申告書に特定親族が非居住者である親族である旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類及び当該記載がされた者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。 3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の特定親族特別控除申告書という。 第二百九十八条第四項中「又は給与所得者の配偶者控除等申告書」を「給与所得者の配偶者控除等申告書又は給与所得者の特定親族特別控除申告書」に、「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族、第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)に規定する特定親族に、「及び第二百九十五条の二第一項」を「第二百九十五条の二第一項及び第二百九十五条の三第一項」に改める。 第二百九十三条の三第一号イ中「六万五千円」を「七万五千円」に、「九万円」を「十万円」に改め、同号ハ中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族(第二百九十三条の六第一項第四号に規定する源泉控除対象親族に限り、」に、「控除対象扶養
---	---	--	---

親族が」を「源泉控除対象親族が」に、「第二十三
条の六第三項」を「同条第三項」に、「控除対象
扶養親族に」を「源泉控除対象親族に」に、「控除
対象扶養親族の」を「源泉控除対象親族の」に、「
又は老人扶養親族を」を「老人扶養親族又は第
八十四条の二第一項(特定親族特別控除に規定
する特定親族(へにおいて「特定親族」という。)
に改め、「その特定扶養親族」の下に「及び特定
親族」を加え、同条第四号中「六万五千円」を「七
万五千円」に、「九万円」を「十万円」に改める。
第二百三条の四の次に次の一条を加える。
(源泉控除対象親族に係る控除の適用)

第二百三条の四の二 公的年金等の受給者の扶
養親族等申告書を提出した居住者(以下この
条において「対象居住者」という。)の当該申告
書に源泉控除対象親族(第八十四条の二第一
項(特定親族特別控除)に規定する特定親族に
限る。以下この条において同じ。)である旨の
記載がされた者(以下この条において「対象
者」という。)(が、他の者を、当該対象者の提
出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従
たる給与についての扶養控除等申告書に記載
された源泉控除対象親族として第百八十五条
第一項第一号若しくは第二号(賞与以外の給
与等に係る徴収税額)又は第百八十六条第一
項第一号若しくは第二項第一号(賞与に係る
徴収税額)の規定の適用を受ける場合には、
当該対象者は当該対象居住者の提出した公的
年金等の受給者の扶養親族等申告書に源泉控
除対象親族である旨の記載がされていないも

のとして、第二百三条の三第一号から第三号
まで徴収税額」の規定を適用する。

第二百三条の六第一項第四号中「控除対象扶
養親族の氏名」を「源泉控除対象親族(当該支払
を受ける日の属する年の第二条第一項第三十号
(定義)に規定する合計所得金額の見積額が八十
五万円を超える者を除く。以下この項、第三項
及び第七項において同じ。)(の氏名)」に、「控除対
象扶養親族のうち」を「源泉控除対象親族のうち」
に、「又は老人扶養親族を」を「老人扶養親族
又は第八十四条の二第一項(特定親族特別控除)
に規定する特定親族」に改め、同項第六号中「控
除対象扶養親族」を「源泉控除対象親族」に改
め、同条第三項中「控除対象扶養親族」を「源泉
控除対象親族」に改め、「(定義)」を削り、同条
第七項中「控除対象扶養親族」を「源泉控除対象
親族」に改める。
第二百四条第一項第三号中「社会保険診療報
酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査
支払機構法」に、「支払基金から」を「基盤機構か
ら」に改める。

第二百二十四条の三第四項第三号を同項第四
号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第
一号の次に次の一号を加える。

二 特定受益証券発行信託の元本の払戻し
(当該特定受益証券発行信託に係る信託の
終了若しくは一部の解約又は信託の分割に
よるものを除く。)により交付を受ける金銭
別表第一委託者保護基金の項の次に次のよう
に加える。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法

別表第一 社会保険診療報酬支払基金の項を削る。
別表第二から別表第五までを次のように改める。

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第百八十五条、第百八十六条、第百八十九
条関係)

(一)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲							乙	
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0	1	2	3	4	5	6		7
以 上	未 満	税 額							税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
105,000円未満		0							0	その月の社会保 険料等控除 後の給与等の 金額に 乗算する金額
105,000	107,000	170	0	0	0	0	0	0	0	3,700
107,000	109,000	270	0	0	0	0	0	0	0	3,700
109,000	111,000	370	0	0	0	0	0	0	0	3,800
111,000	113,000	470	0	0	0	0	0	0	0	3,900
113,000	115,000	570	0	0	0	0	0	0	0	4,000
115,000	117,000	670	0	0	0	0	0	0	0	4,000
117,000	119,000	770	0	0	0	0	0	0	0	4,100
119,000	121,000	870	0	0	0	0	0	0	0	4,200
121,000	123,000	970	0	0	0	0	0	0	0	4,200
123,000	125,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	4,300
125,000	127,000	1,170	0	0	0	0	0	0	0	4,300
127,000	129,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	4,400
129,000	131,000	1,370	0	0	0	0	0	0	0	4,900
131,000	133,000	1,470	0	0	0	0	0	0	0	5,200
133,000	135,000	1,570	0	0	0	0	0	0	0	5,400
135,000	137,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	5,700
137,000	139,000	1,770	190	0	0	0	0	0	0	6,000
139,000	141,000	1,870	290	0	0	0	0	0	0	6,300
141,000	143,000	1,970	390	0	0	0	0	0	0	6,600
143,000	145,000	2,070	490	0	0	0	0	0	0	6,900
145,000	147,000	2,170	590	0	0	0	0	0	0	7,200
147,000	149,000	2,270	690	0	0	0	0	0	0	7,500
149,000	151,000	2,370	790	0	0	0	0	0	0	7,800
151,000	153,000	2,470	890	0	0	0	0	0	0	8,100
153,000	155,000	2,570	990	0	0	0	0	0	0	8,400
155,000	157,000	2,670	1,090	0	0	0	0	0	0	8,700
157,000	159,000	2,770	1,190	0	0	0	0	0	0	9,000
159,000	161,000	2,870	1,270	0	0	0	0	0	0	9,300
161,000	163,000	2,970	1,340	0	0	0	0	0	0	9,600
163,000	165,000	3,070	1,410	0	0	0	0	0	0	9,900
165,000	167,000	3,170	1,480	0	0	0	0	0	0	10,200
167,000	169,000	3,270	1,550	0	0	0	0	0	0	10,500
169,000	171,000	3,370	1,620	0	0	0	0	0	0	10,800
171,000	173,000	3,470	1,690	100	0	0	0	0	0	11,100
173,000	175,000	3,570	1,760	170	0	0	0	0	0	11,300
175,000	177,000	3,670	1,830	240	0	0	0	0	0	11,600
177,000	179,000	3,770	1,900	310	0	0	0	0	0	11,900
179,000	181,000	3,870	1,970	380	0	0	0	0	0	12,200
181,000	183,000	3,970	2,040	450	0	0	0	0	0	12,500
183,000	185,000	4,070	2,110	520	0	0	0	0	0	12,800
185,000	187,000	4,170	2,180	590	0	0	0	0	0	13,100
187,000	189,000	4,270	2,250	660	0	0	0	0	0	13,400
189,000	191,000	4,370	2,320	730	0	0	0	0	0	13,700
191,000	193,000	4,470	2,390	800	0	0	0	0	0	14,000
193,000	195,000	4,570	2,460	870	0	0	0	0	0	14,300

(二)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲													乙							
	扶 養 親 族 等 の 数																				
	税 額																				
	以	上	未	満	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人	税 額
195,000	円	197,000	円	4,110	円	2,530	円	940	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	17,900
197,000	円	199,000	円	4,180	円	2,600	円	1,010	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	18,600
199,000	円	201,000	円	4,250	円	2,670	円	1,080	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	19,300
201,000	円	203,000	円	4,320	円	2,740	円	1,150	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	20,000
203,000	円	205,000	円	4,390	円	2,810	円	1,220	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	20,600
205,000	円	207,000	円	4,460	円	2,880	円	1,290	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	21,300
207,000	円	209,000	円	4,530	円	2,950	円	1,360	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	22,000
209,000	円	211,000	円	4,600	円	3,020	円	1,430	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	22,500
211,000	円	213,000	円	4,670	円	3,090	円	1,500	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	23,100
213,000	円	215,000	円	4,740	円	3,160	円	1,570	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	23,600
215,000	円	217,000	円	4,810	円	3,230	円	1,640	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	24,200
217,000	円	219,000	円	4,880	円	3,300	円	1,710	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	24,800
219,000	円	221,000	円	4,950	円	3,370	円	1,780	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	25,300
221,000	円	223,000	円	5,040	円	3,450	円	1,870	円	290	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	25,900
223,000	円	225,000	円	5,140	円	3,560	円	1,980	円	390	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	26,500
224,000	円	226,000	円	5,140	円	3,560	円	1,980	円	390	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	26,500
227,000	円	229,000	円	5,250	円	3,680	円	2,080	円	500	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	27,900
230,000	円	233,000	円	5,350	円	3,770	円	2,190	円	600	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	28,900
233,000	円	236,000	円	5,460	円	3,870	円	2,290	円	710	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	29,900
236,000	円	239,000	円	5,560	円	3,980	円	2,400	円	810	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	30,900
239,000	円	242,000	円	5,670	円	4,080	円	2,500	円	920	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	31,900
242,000	円	245,000	円	5,770	円	4,190	円	2,610	円	1,020	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	32,900
245,000	円	248,000	円	5,880	円	4,290	円	2,710	円	1,130	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	33,900
248,000	円	251,000	円	5,980	円	4,400	円	2,820	円	1,230	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	34,800
251,000	円	254,000	円	6,090	円	4,500	円	2,920	円	1,340	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	35,800
254,000	円	257,000	円	6,190	円	4,610	円	3,030	円	1,440	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	36,800
257,000	円	260,000	円	6,300	円	4,710	円	3,130	円	1,550	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	37,800
260,000	円	263,000	円	6,400	円	4,820	円	3,240	円	1,650	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	38,800
263,000	円	266,000	円	6,510	円	4,920	円	3,340	円	1,750	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	39,800
266,000	円	269,000	円	6,610	円	5,030	円	3,450	円	1,860	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	40,800
269,000	円	272,000	円	6,720	円	5,130	円	3,550	円	1,970	円	0	円	0	円	0	円	0	円	0	41,800
272,000	円	275,000	円	6,820	円	5,240	円	3,660	円	2,070	円	490	円	0	円	0	円	0	円	0	42,800
275,000	円	278,000	円	6,930	円	5,340	円	3,760	円	2,180	円	590	円	0	円	0	円	0	円	0	43,800
278,000	円	281,000	円	7,030	円	5,450	円	3,870	円	2,280	円	700	円	0	円	0	円	0	円	0	44,700
281,000	円	284,000	円	7,140	円	5,550	円	3,970	円	2,390	円	800	円	0	円	0	円	0	円	0	45,700
284,000	円	287,000	円	7,240	円	5,660	円	4,080	円	2,490	円	910	円	0	円	0	円	0	円	0	46,800
287,000	円	290,000	円	7,350	円	5,760	円	4,180	円	2,600	円	1,010	円	0	円	0	円	0	円	0	47,900
290,000	円	293,000	円	7,450	円	5,870	円	4,290	円	2,700	円	1,120	円	0	円	0	円	0	円	0	48,900
293,000	円	296,000	円	7,560	円	5,970	円	4,390	円	2,810	円	1,220	円	0	円	0	円	0	円	0	49,900
296,000	円	299,000	円	7,670	円	6,080	円	4,500	円	2,910	円	1,330	円	0	円	0	円	0	円	0	50,900
299,000	円	302,000	円	7,770	円	6,190	円	4,600	円	3,020	円	1,440	円	0	円	0	円	0	円	0	51,900
302,000	円	305,000	円	7,890	円	6,310	円	4,720	円	3,140	円	1,560	円	0	円	0	円	0	円	0	53,000
305,000	円	308,000	円	8,010	円	6,430	円	4,840	円	3,260	円	1,680	円	0	円	0	円	0	円	0	54,000
308,000	円	311,000	円	8,130	円	6,550	円	4,960	円	3,380	円	1,800	円	0	円	0	円	0	円	0	55,000
311,000	円	314,000	円	8,270	円	6,670	円	5,080	円	3,500	円	1,920	円	0	円	0	円	0	円	0	56,000
314,000	円	317,000	円	8,610	円	6,790	円	5,200	円	3,620	円	2,040	円	0	円	0	円	0	円	0	57,500
317,000	円	320,000	円	8,860	円	6,910	円	5,320	円	3,740	円	2,160	円	570	円	0	円	0	円	0	57,300
320,000	円	323,000	円	9,030	円	7,080	円	5,490	円	3,910	円	2,330	円	640	円	0	円	0	円	0	58,300
323,000	円	326,000	円	9,230	円	7,270	円	5,680	円	3,980	円	2,400	円	810	円	0	円	0	円	0	59,300
326,000	円	329,000	円	9,570	円	7,390	円	5,680	円	4,100	円	2,520	円	930	円	0	円	0	円	0	60,300
329,000	円	332,000	円	9,810	円	7,390	円	5,800	円	4,220	円	2,640	円	1,050	円	0	円	0	円	0	61,300

(三)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲													乙							
	扶 養 親 族 等 の 数																				
	税 額																				
	以	上	未	満	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人	税 額
332,000	円	335,000	円	10,050	円	7,510	円	5,920	円	4,340	円	2,760	円	1,170	円	0	円	0	円	0	62,400
335,000	円	338,000	円	10,290	円	7,630	円	6,040	円	4,460	円	2,880	円	1,290	円	0	円	0	円	0	63,400
338,000	円	341,000	円	10,530	円	7,750	円	6,160	円	4,580	円	3,000	円	1,410	円	0	円	0	円	0	64,400
341,000	円	344,000	円	10,770	円	7,870	円	6,280	円	4,700	円	3,120	円	1,530	円	0	円	0	円	0	65,400
344,000	円	347,000	円	11,010	円	7,990	円	6,400	円	4,820	円	3,240	円	1,650	円	0	円	0	円	0	66,400
347,000	円	350,000	円	11,250	円	8,110	円	6,520	円	4,940	円	3,360	円	1,770	円	190	円	0	円	0	67,400
350,000	円	353,000	円	11,490	円	8,230	円	6,640	円	5,060	円	3,480	円	1,890	円	310	円	0	円	0	68,400
353,000	円	356,000	円	11,730	円	8,350	円	6,760	円	5,180	円	3,600	円	2,010	円	430	円	0	円	0	69,400
356,000	円	359,000	円	11,970	円	8,470	円	6,880	円	5,300	円	3,720	円	2,130	円	550	円	0	円	0	70,400
359,000	円	362,000	円	12,210	円	8,590	円	7,000	円	5,420	円	3,840	円	2,250	円	670	円	0	円	0	71,400
362,000	円	365,000	円	12,450	円	8,710	円	7,120	円	5,540	円	3,960	円	2,370	円	790	円	0	円	0	72,400
365,000	円	368,000	円	12,690	円	8,830	円	7,240	円	5,660	円	4,080	円	2,490	円	910	円	0	円	0	73,400
368,000	円	371,000	円	12,930	円	8,950	円	7,360	円	5,780	円	4,200	円	2,610	円	1,030	円	0	円	0	74,400
371,000	円	374,000																			

(四)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲														乙		
	扶 養 親 族 等 の 数																
	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人		7	人
以 上	未 満	税 額														税 額	
482,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
485,000	24,730	18,890	15,720	12,550	9,390	7,170	5,590	4,010	133,300								
488,000	25,210	19,130	15,960	12,790	9,630	7,290	5,710	4,130	134,800								
491,000	25,690	19,370	16,200	13,030	9,870	7,410	5,850	4,250	136,400								
494,000	26,170	19,610	16,440	13,270	10,110	7,550	5,950	4,370	138,000								
497,000	26,650	20,320	16,680	13,510	10,350	7,680	6,070	4,490	139,600								
500,000	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	7,770	6,190	4,610	141,100								
503,000	27,610	21,280	17,160	13,990	10,830	7,890	6,310	4,730	142,700								
506,000	28,090	21,760	17,400	14,230	11,070	8,010	6,430	4,850	144,300								
509,000	28,570	22,240	17,680	14,470	11,310	8,140	6,550	4,970	145,900								
512,000	29,050	22,720	17,880	14,710	11,550	8,380	6,670	5,090	147,400								
515,000	29,530	23,200	18,120	14,950	11,790	8,620	6,790	5,210	149,000								
518,000	30,010	23,680	18,360	15,190	12,030	8,860	6,910	5,330	150,600								
521,000	30,490	24,160	18,600	15,430	12,270	9,100	7,030	5,450	152,200								
524,000	30,970	24,640	18,840	15,670	12,510	9,340	7,150	5,570	153,700								
527,000	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	9,580	7,270	5,690	155,300								
530,000	31,930	25,600	19,320	16,150	12,990	9,820	7,390	5,810	156,900								
533,000	32,410	26,080	19,750	16,390	13,230	10,060	7,510	5,930	158,300								
536,000	32,890	26,560	20,220	16,630	13,470	10,300	7,630	6,050	159,800								
539,000	33,370	27,040	20,710	16,870	13,710	10,540	7,750	6,170	161,200								
542,000	33,850	27,520	21,190	17,110	13,950	10,780	7,870	6,290	162,600								
545,000	34,330	28,000	21,670	17,350	14,190	11,020	7,990	6,410	164,100								
548,000	34,810	28,480	22,150	17,590	14,430	11,260	8,110	6,530	165,500								
551,000	35,290	28,960	22,630	17,830	14,670	11,500	8,330	6,650	167,000								
554,000	35,820	29,490	23,160	18,100	14,930	11,770	8,590	6,780	168,400								
557,000	36,390	30,030	23,700	18,370	15,200	12,040	8,870	6,910	169,800								
560,000	36,900	30,570	24,240	18,640	15,470	12,310	9,140	7,050	171,300								
563,000	37,440	31,110	24,780	18,910	15,740	12,580	9,410	7,180	172,700								
566,000	37,980	31,650	25,320	19,180	16,010	12,850	9,680	7,320	174,200								
569,000	38,520	32,190	25,860	19,520	16,280	13,130	9,950	7,450	175,600								
572,000	39,060	32,730	26,400	20,060	16,550	13,390	10,220	7,590	177,000								
575,000	39,600	33,270	26,940	20,600	16,820	13,660	10,490	7,720	178,500								
578,000	40,140	33,810	27,480	21,140	17,090	13,920	10,760	7,860	179,900								
581,000	40,680	34,350	28,020	21,680	17,360	14,200	11,030	7,990	181,400								
584,000	41,220	34,890	28,560	22,220	17,630	14,470	11,300	8,130	182,900								
587,000	41,760	35,430	29,100	22,760	17,900	14,740	11,570	8,400	184,200								
590,000	42,300	35,970	29,640	23,300	18,170	15,010	11,840	8,670	185,700								
593,000	42,840	36,510	30,180	23,840	18,440	15,280	12,110	8,940	187,100								
596,000	43,380	37,050	30,720	24,380	18,710	15,550	12,380	9,210	188,600								
599,000	43,920	37,590	31,260	24,920	18,980	15,820	12,650	9,480	190,000								
602,000	44,460	38,130	31,800	25,460	19,250	16,090	12,920	9,750	191,400								
605,000	45,000	38,670	32,340	26,000	19,670	16,360	13,190	10,020	192,900								
608,000	45,540	39,210	32,880	26,540	20,210	16,630	13,460	10,290	194,300								
611,000	46,080	39,750	33,420	27,080	20,750	16,900	13,730	10,560	195,800								
614,000	46,620	40,290	33,960	27,620	21,290	17,170	14,000	10,830	197,200								
617,000	47,160	40,830	34,500	28,160	21,830	17,440	14,270	11,100	198,600								
620,000	47,700	41,370	35,040	28,700	22,370	17,710	14,540	11,370	200,100								
623,000	48,240	41,910	35,580	29,240	22,910	17,980	14,810	11,640	201,500								
626,000	48,780	42,450	36,120	29,780	23,450	18,250	15,080	11,910	203,000								
629,000	49,320	42,990	36,660	30,320	23,990	18,520	15,350	12,180	204,400								
632,000	49,860	43,530	37,200	30,860	24,530	18,790	15,620	12,450	205,800								

(五)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲													乙			
	扶 養 親 族 等 の 数																
	0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人	税 額
以 上	満																
632,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
635,000	50,490	44,610	37,740	31,490	25,070	19,600	15,990	12,990	207,300								
638,000	51,480	45,150	38,820	32,480	26,150	20,680	16,980	13,980	208,700								
641,000	52,020	45,690	39,360	33,020	26,690	21,220	17,520	14,520	210,200								
644,000	52,560	46,230	39,900	33,560	27,230	20,900	16,970	13,800	211,500								
647,000	53,100	46,770	40,440	34,100	27,770	21,440	17,240	14,070	213,000								
650,000	53,640	47,310	40,980	34,640	28,310	21,980	17,780	14,610	214,500								
653,000	54,180	47,850	41,520	35,180	28,850	22,520	18,050	14,880	216,000								
656,000	54,720	48,390	42,060	35,720	29,390	23,060	18,320	15,150	217,500								
659,000	55,260	48,930	42,600	36,260	29,930	23,600	18,320	15,150	219,000								
662,000	55,800	49,470	43,140	36,800	30,470	24,140	18,590	15,420	220,500								
665,000	56,340	49,990	43,680	37,340	31,010	24,680	19,130	15,960	222,000								
668,000	56,880	50,530	44,220	37,880	31,550	25,220	19,420	16,230	223,500								
671,000	57,420	51,070	44,760	38,420	32,090	25,760	19,960	16,500	225,000								
674,000	57,960	51,610	45,300	38,960	32,630	26,300	20,500	16,770	226,400								
677,000	58,500	52,170	45,840	39,500	33,170	26,840	21,040	17,100	227,900								
680,000	59,040	52,710	46,380	40,040	33,710	27,380	21,580	17,470	229,400								
683,000	59,580	53,250	46,920	40,580	34,250	27,920	22,120	17,850	230,900								
686,000	60,120	53,790	47,460	41,120	34,790	28,460	22,120	17,850	232,400								
689,000	60,660	54,330	48,000	41,660	35,330	29,000	22,660	17,850	233,900								
692,000	61,200	54,870	48,540	42,200	35,870	29,540	23,200	18,120	235,400								
695,000	61,740	55,410	49,080	42,740	36,410	30,080	23,740	18,390	236,900								
698,000	62,280	55,950	49,620	43,280	36,950	30,620	24,280	18,930	238,400								
701,000	62,820	56,490	50,160	43,820	37,490	31,160	24,820	19,470	240,000								
704,000	63,360	57,030	50,700	44,360	38,030	31,700	25,360	19,200	241,500								
707,000	63,900	57,570	51,240	44,910	38,570	32,240											

(七)

甲																			
扶養親族等の数																			
以 上		未 満		0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人
3,500,000円		円		1,102,130	円	1,085,790	円	1,089,460	円	1,083,130	円	1,076,790	円	1,070,460	円	1,064,130	円	1,057,790	円
3,500,000円を超える金額				3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額															
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の所額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額																			
1人ごとに1,580円を控除した金額																			

乙																			
その月の社会保険料等控除後の給与等の金額																			
扶養親族等の数																			
以 上		未 満		0	人	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人	6	人	7	人
3,500,000円		円		1,102,130	円	1,085,790	円	1,089,460	円	1,083,130	円	1,076,790	円	1,070,460	円	1,064,130	円	1,057,790	円
3,500,000円を超える金額				3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額															
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の所額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額																			
1人ごとに1,580円を控除した金額																			

(注) この表における用語については、次に定められているとおりとする。

(一)「扶養親族」とは、源泉徴除対象親族をいう。

(二)「扶養親族等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等）に規定する小規模企業共済等掛金を含む。

(三)「税額控除の求め方は、次のとおりである。」

① 給与所得者の扶養親族等申告書の提出があった居住者については、

控除した金額を求める。

② 当該申告書により申告された扶養親族等（第六十八條の二（源泉徴除対象配偶者に係る控除の適用）に規定により当該申告書に記載されていないもの）である源泉徴除対象親族等（源泉徴除対象親族等に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載されているもの）である源泉徴除対象親族等（源泉徴除対象親族等）のうち、当該扶養親族等が第九百八十五條第五項（給与所得者の扶養親族等申告書）に規定する国内居住者（第四（以下この章において「同居」という。）である場合に同居に規定する）の申告の提出又は提示がなされた扶養親族等（同居）に限り、以下この章において「同居」という。）の数が7人以下である場合には、同居により求めた金額に於いて「その月の全扶養親族等申告書の給与等の金額」の控除される金額。その行その申告された扶養親族等の数に於いて求めた甲額の控除額と交わることに記載されている金額。その求める申告金額である。

③ 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(一)により求めた金額に於いて、扶養親族等の数が7人であるものとして2人にのみ求めた控除額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額を求める。

(4) ②及び③の適用の場合において、当該申告書による居住者が「寡婦」(注)又は「ひとり親又はひとり親と見做される者」に該当するときは、当該申告書に当該居住者である旨の記載があるほか、第九百八十四條第四項に規定する書類の提出又は提示があること（以下「扶養親族等の数にこれらに該当することにより1人を加算した数」という。）を、当該申告書にその居住者の同一生計に該当する旨の記載があるほか、第九百八十五條第一項（扶養親族等の数の定め）の四（第五項に規定する書類の提出）又は提示がなされた居住者又は当該申告書に同居居住者である場合に、第九百八十四條第五項に規定する書類の提出又は提示がなされた居住者又は当該申告書に同居居住者である場合に、第九百八十五條第一項に規定する書類の提出又は提示がなされた居住者である場合に、第九百八十五條第一項に規定する書類の提出又は提示がなされた扶養親族等の数とする。

居住者（同居）については、その居住者その月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除されつつ、社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて、その月の社会保険料控除後の給与等の金額（欄）の該当する行を求め、その行の控除との交わることに記載されている金額（従たる給与）について、その扶養親族等申告書に記載があった場合に、当該申告書により申告された扶養親族等（第六十八條の三の規定により当該申告書に申告書に記載がないもの）とされる源泉徴除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第九百八十五條第五項（記載と実情とに不一致の場合）の記載がないものとして扶養親族等申告書の記載がないものとして、その申告された扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表 (日額表) (第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲										乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数							税 額	税 額			
	0	1	2	3	4	5	6			7		
以上	未 満	税							税 額	税 額		
3,500円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,500	3,600	5	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	15	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	25	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	30	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	35	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,200	4,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
4,300	4,400	45	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,400	4,500	50	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
4,500	4,600	55	5	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,600	4,700	60	10	0	0	0	0	0	0	0	220	0
4,700	4,800	65	15	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,800	4,900	70	20	0	0	0	0	0	0	0	250	0
4,900	5,000	75	25	0	0	0	0	0	0	0	260	0
5,000	5,100	80	30	0	0	0	0	0	0	0	280	0
5,100	5,200	85	35	0	0	0	0	0	0	0	290	0
5,200	5,300	90	40	0	0	0	0	0	0	0	300	0
5,300	5,400	95	45	0	0	0	0	0	0	0	320	0
5,400	5,500	100	45	0	0	0	0	0	0	0	330	0
5,500	5,600	100	50	0	0	0	0	0	0	0	350	0
5,600	5,700	105	55	0	0	0	0	0	0	0	360	0
5,700	5,800	110	55	5	0	0	0	0	0	0	380	0
5,800	5,900	115	60	10	0	0	0	0	0	0	390	0
5,900	6,000	115	65	10	0	0	0	0	0	0	410	0
6,000	6,100	120	65	15	0	0	0	0	0	0	420	0
6,100	6,200	125	70	15	0	0	0	0	0	0	460	0
6,200	6,300	125	75	20	0	0	0	0	0	0	490	0
6,300	6,400	130	75	25	0	0	0	0	0	0	530	0
6,400	6,500	135	80	30	0	0	0	0	0	0	560	0
6,500	6,600	135	85	30	0	0	0	0	0	0	600	0
6,600	6,700	140	90	35	0	0	0	0	0	0	630	0
6,700	6,800	145	90	40	0	0	0	0	0	0	670	0
6,800	6,900	150	95	40	0	0	0	0	0	0	700	0
6,900	7,000	150	100	45	0	0	0	0	0	0	730	0
7,000	7,100	155	100	50	0	0	0	0	0	0	760	0
7,100	7,200	160	105	50	0	0	0	0	0	0	790	0
7,200	7,300	160	110	55	0	0	0	0	0	0	820	0
7,300	7,400	165	110	60	5	0	0	0	0	0	840	0
7,400	7,500	170	115	65	10	0	0	0	0	0	880	0
7,500	7,600	170	120	65	15	0	0	0	0	0	910	0
7,600	7,700	175	125	70	15	0	0	0	0	0	940	0
7,700	7,800	180	125	75	20	0	0	0	0	0	970	0
7,800	7,900	185	130	75	25	0	0	0	0	0	1,010	0
7,900	8,000	185	135	80	30	0	0	0	0	0	1,040	0

(二)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲										乙	丙		
	扶養親族等の数							税額	税額	税額				
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人						
以上	未満	税							税額			税額		
8,000	8,100	190	85	135	30	0	0	0	0	0	1,070	0		
8,100	8,200	195	90	140	35	0	0	0	0	0	1,110	0		
8,200	8,300	195	145	145	40	0	0	0	0	0	1,140	0		
8,300	8,400	200	145	145	40	0	0	0	0	0	1,170	0		
8,400	8,500	205	150	100	45	0	0	0	0	0	1,210	0		
8,500	8,600	205	155	100	50	0	0	0	0	0	1,240	0		
8,600	8,700	210	155	105	55	0	0	0	0	0	1,270	0		
8,700	8,800	215	160	110	55	5	0	0	0	0	1,300	0		
8,800	8,900	220	165	110	60	5	0	0	0	0	1,330	0		
8,900	9,000	220	170	115	65	10	0	0	0	0	1,370	0		
9,000	9,100	225	170	120	65	15	0	0	0	0	1,400	0		
9,100	9,200	230	175	120	70	15	0	0	0	0	1,440	0		
9,200	9,300	230	180	125	70	20	0	0	0	0	1,470	0		
9,300	9,400	235	185	135	70	25	0	0	0	0	1,500	0		
9,400	9,500	240	185	135	80	25	0	0	0	0	1,540	0		
9,500	9,600	240	190	135	85	30	0	0	0	0	1,570	0		
9,600	9,700	245	195	140	85	35	0	0	0	0	1,610	0		
9,700	9,800	250	200	145	90	40	0	0	0	0	1,650	0		
9,800	9,900	255	205	150	95	40	0	0	0	0	1,690	0		
9,900	10,000	255	205	150	100	45	0	0	0	0	1,720	5		
10,000	10,100	260	205	155	100	50	0	0	0	0	1,760	8		
10,100	10,200	265	210	160	105	55	0	0	0	0	1,790	12		
10,200	10,300	270	215	160	110	55	5	0	0	0	1,810	15		
10,300	10,400	275	220	165	115	60	10	0	0	0	1,840	19		
10,400	10,500	280	225	170	115	65	10	0	0	0	1,870	22		
10,500	10,600	290	225	175	120	70	15	0	0	0	1,900	26		
10,600	10,700	295	230	180	125	75	20	0	0	0	1,920	29		
10,700	10,800	305	235	180	130	80	25	0	0	0	1,960	33		
10,800	10,900	315	240	185	135	80	30	0	0	0	1,990	36		
10,900	11,000	320	245	190	135	85	30	0	0	0	2,020	40		
11,000	11,100	330	245	195	140	90	35	0	0	0	2,060	43		
11,100	11,200	335	250	200	145	95	40	0	0	0	2,090	47		
11,200	11,300	345	255	205	150	100	45	0	0	0	2,130	51		
11,300	11,400	350	260	210	155	105	50	0	0	0	2,160	54		
11,400	11,500	360	265	210	155	105	50	0	0	0	2,190	57		
11,500	11,600	370	265	215	160	110	55	0	0	0	2,220	61		
11,600	11,700	375	270	220	165	115	60	0	0	0	2,260	64		
11,700	11,800	385	280	220	170	115	65	5	0	0	2,290	68		
11,800	11,900	395	285	225	175	120	70	10	0	0	2,320	71		
11,900	12,000	400	290	230	180	125	75	20	0	0	2,360	75		
12,000	12,100	410	305	235	180	130	75	25	0	0	2,390	78		
12,100	12,200	415	310	240	185	135	80	30	0	0	2,420	82		
12,200	12,300	425	320	240	190	135	85	30	0	0	2,460	85		
12,300	12,400	435	325	245	195	140	90	35	0	0	2,490	89		
12,400	12,500	440	335	250	195	145	90	40	0	0	2,520	92		
12,500	12,600	450	345	255	200	150	95	45	0	0	2,550	96		
12,600	12,700	455	350	260	205	155	100	45	0	0	2,580	99		
12,700	12,800	465	360	260	215	160	105	50	0	0	2,610	103		
12,800	12,900	475	365	265	215	160	110	55	0	0	2,640	106		
12,900	13,000	480	375	270	215	165	110	60	0	0	2,690	110		

(三)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲													乙		丙								
	扶 養 親 族 等 の 数													税 額	税 額									
	0	1	2	3	4	5	6	7	人	人	人	人	人											
以上	未	満	税 額													税 額								
13,000	13,000	490	385	280	220	170	115	65	10	2,750	113	13,000	13,000	490	385	280	220	170	115	65	10	2,750	113	
13,100	13,100	495	390	285	225	175	120	65	15	2,810	117	13,100	13,100	495	390	285	225	175	120	65	15	2,810	117	
13,200	13,200	505	400	295	230	175	125	70	20	2,860	120	13,200	13,200	505	400	295	230	175	125	70	20	2,860	120	
13,300	13,300	515	405	300	235	180	130	75	25	2,920	124	13,300	13,300	515	405	300	235	180	130	75	25	2,920	124	
13,400	13,400	520	415	310	235	185	130	80	25	2,970	127	13,400	13,400	520	415	310	235	185	130	80	25	2,970	127	
13,500	13,500	530	425	320	240	190	135	85	30	3,030	131	13,500	13,500	530	425	320	240	190	135	85	30	3,030	131	
13,600	13,600	535	430	325	245	195	140	85	35	3,090	134	13,600	13,600	535	430	325	245	195	140	85	35	3,090	134	
13,700	13,700	545	440	335	250	195	145	90	40	3,140	138	13,700	13,700	545	440	335	250	195	145	90	40	3,140	138	
13,800	13,800	555	445	340	255	200	150	95	40	3,190	142	13,800	13,800	555	445	340	255	200	150	95	40	3,190	142	
13,900	13,900	560	455	350	255	205	150	100	45	3,250	146	13,900	13,900	560	455	350	255	205	150	100	45	3,250	146	
14,000	14,000	570	465	360	260	210	155	105	50	3,310	150	14,000	14,000	570	465	360	260	210	155	105	50	3,310	150	
14,100	14,100	575	470	365	265	215	160	105	55	3,360	154	14,100	14,100	575	470	365	265	215	160	105	55	3,360	154	
14,200	14,200	585	480	375	270	215	165	110	60	3,420	158	14,200	14,200	585	480	375	270	215	165	110	60	3,420	158	
14,300	14,300	590	485	380	275	220	170	115	65	3,470	162	14,300	14,300	590	485	380	275	220	170	115	65	3,470	162	
14,400	14,400	600	495	390	285	225	170	120	65	3,530	166	14,400	14,400	600	495	390	285	225	170	120	65	3,530	166	
14,500	14,500	610	505	400	290	230	175	125	70	3,580	170	14,500	14,500	610	505	400	290	230	175	125	70	3,580	170	
14,600	14,600	615	510	405	295	235	180	125	75	3,640	174	14,600	14,600	615	510	405	295	235	180	125	75	3,640	174	
14,700	14,700	625	520	415	310	240	185	130	80	3,690	178	14,700	14,700	625	520	415	310	240	185	130	80	3,690	178	
14,800	14,800	635	525	420	315	245	190	135	85	3,750	182	14,800	14,800	635	525	420	315	245	190	135	85	3,750	182	
14,900	14,900	640	535	430	325	245	190	140	85	3,800	186	14,900	14,900	640	535	430	325	245	190	140	85	3,800	186	
15,000	15,000	655	545	440	330	250	195	145	90	3,860	190	15,000	15,000	655	545	440	330	250	195	145	90	3,860	190	
15,100	15,100	670	550	445	340	255	200	145	95	3,920	194	15,100	15,100	670	550	445	340	255	200	145	95	3,920	194	
15,200	15,200	685	560	455	350	255	205	150	100	3,970	198	15,200	15,200	685	560	455	350	255	205	150	100	3,970	198	
15,300	15,300	700	565	460	355	260	210	155	100	4,030	202	15,300	15,300	700	565	460	355	260	210	155	100	4,030	202	
15,400	15,400	715	575	470	365	265	210	160	105	4,080	206	15,400	15,400	715	575	470	365	265	210	160	105	4,080	206	
15,500	15,500	735	585	480	370	270	215	165	110	4,140	210	15,500	15,500	735	585	480	370	270	215	165	110	4,140	210	
15,600	15,600	750	590	485	380	275	220	165	115	4,190	214	15,600	15,600	750	590	485	380	275	220	165	115	4,190	214	
15,700	15,700	765	600	495	390	285	225	170	120	4,250	218	15,700	15,700	765	600	495	390	285	225	170	120	4,250	218	
15,800	15,800	780	605	500	395	290	230	175	120	4,300	222	15,800	15,800	780	605	500	395	290	230	175	120	4,300	222	
15,900	15,900	795	615	510	405	300	230	180	125	4,350	226	15,900	15,900	795	615	510	405	300	230	180	125	4,350	226	
16,000	16,000	815	625	520	410	305	235	185	130	4,410	230	16,000	16,000	815	625	520	410	305	235	185	130	4,410	230	
16,100	16,100	830	630	525	420	315	240	185	135	4,460	234	16,100	16,100	830	630	525	420	315	240	185	135	4,460	234	
16,200	16,200	840	640	535	430	325	245	190	140	4,510	238	16,200	16,200	840	640	535	430	325	245	190	140	4,510	238	
16,300	16,300	860	650	540	435	330	250	195	145	4,560	242	16,300	16,300	860	650	540	435	330	250	195	145	4,560	242	
16,400	16,400	875	665	550	445	340	250	200	145	4,620	246	16,400	16,400	875	665	550	445	340	250	145	145	4,620	246	
16,500	16,500	895	680	560	450	345	255	205	150	4,670	250	16,500	16,500	895	680	560	450	345	255	205	150	4,670	250	
16,600	16,600	910	695	565	460	355	260	205	155	4,720	254	16,600	16,600	910	695	565	460	355	260	155	155	4,720	254	
16,700	16,700	925	715	575	470	365	265	210	160	4,770	258	16,700	16,700	925	715	575	470	365	265	210	160	4,770	258	
16,800	16,800	940	730	580	475	370	270	215	160	4,830	262	16,800	16,800	940	730	580	475	370	270	215	160	4,830	262	
16,900	16,900	955	745	590	485	380	275	220	165	4,880	266	16,900	16,900	955	745	590	485	380	275	220	165	4,880	266	
17,000	17,000	975	760	600	490	385	280	225	170	4,930	270	17,000	17,000	975	760	600	490	385	280	225	170	4,930	270	
17,100	17,100	990	775	605	500	395	290	230	175	4,980	274	17,100	17,100	990	775	605	500	395	290	175	175	4,980	274	
17,200	17,200	1,005	795	615	510	405	295	235	180	5,040	278	17,200	17,200	1,005	795	615	510	405	295	180	180	5,040	278	
17,300	17,300	1,020	810	620	515	410	305	235	185	5,090	282	17,300	17,300	1,020	810	620	515	410	305	185	185	5,090	282	
17,400	17,400	1,035	825	630	525	420	315	240	185	5,140	286	17,400	17,400	1,035	825	630	525	420	315	185	185	5,140	286	
17,500	17,500	1,055	840	640	530	425	320	245	190	5,190	290	17,500	17,500	1,055	840	640	530	425	320	190	190	5,190	290	
17,600	17,600	1,070	855	645	540	435	330	245	195	5,250	294	17,600	17,600	1,070	855	645	540	435	330	195	195	5,250	294	
17,700	17,700	1,085	875	660	550	445	335	250	200	5,300	298	17,700	17,700	1,085	875	660	550	445	335	200	200	5,300	298	
17,800	17,800	1,100	890	680	555	450	345	255	205	5,340	302	17,800	17,800	1,100	890	680	555	450	345	205	205	5,340	302	
17,900	17,900	1,115	905	695						5,390	306	17,900	17,900	1,115	905	695							5,390	306

(四)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲													乙		丙							
	扶 養 親 族 等 の 数													税 額	税 額								
	0	1	2	3	4	5	6	7	人	人	人	人	人										
以上	未	満	税 額													税 額							
18,000	18,000	1,135	920	710	570	465	360	265	210	5,440	310	18,000	18,000	1,135	920	710	570	465	360	265	210	5,440	310
18,100	18,100	1,150	935	725	580	475	370	265	215	5,490	314	18,100	18,100	1,150	935	72							

(五)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲													乙		丙
	扶 養 親 族 等 の 数													税 額 税 額		
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	人	税 額	税 額	税 額	税 額			
以上 未 満																
23,000 円 23,100 円 23,200 円 23,300 円 23,400 円 23,500 円	2,023 円 2,045 円 2,065 円 2,080 円 2,100 円	1,815 円 1,835 円 1,850 円 1,870 円 1,890 円	1,605 円 1,625 円 1,640 円 1,660 円 1,675 円	1,395 円 1,410 円 1,430 円 1,445 円 1,465 円	1,180 円 1,200 円 1,220 円 1,235 円 1,255 円	970 円 990 円 1,005 円 1,025 円 1,045 円	760 円 780 円 795 円 815 円 830 円	545 円 565 円 585 円 615 円 635 円	2,620 円 2,670 円 2,720 円 2,780 円 2,830 円	651 円 659 円 667 円 675 円 683 円	7,880 円 7,930 円 7,980 円 8,030 円 8,080 円	691 円 697 円 703 円 709 円 715 円	8,431 円 8,481 円 8,531 円 8,581 円 8,631 円	21,530 円 21,530 円 21,530 円 21,530 円 21,530 円	8,431 円 8,431 円 8,431 円 8,431 円 8,431 円	21,530 円 21,530 円 21,530 円 21,530 円 21,530 円
24,000 円	2,205 円	1,995 円	1,785 円	1,570 円	1,360 円	1,150 円	940 円	725 円	8,130 円	731 円						
24,000 円を超え 26,500 円に満た ない金額	24,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額													8,130 円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20%に相当する金額を加算した金額		731 円
26,500 円	2,705 円	2,495 円	2,285 円	2,070 円	1,860 円	1,650 円	1,440 円	1,225 円	981 円							
26,500 円を超え 32,500 円に満た ない金額	26,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額													981 円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23%に相当する金額を加算した金額		981 円
32,500 円	4,085 円	3,875 円	3,665 円	3,450 円	3,240 円	3,030 円	2,820 円	2,605 円	2,161 円							
32,500 円を超え 57,500 円に満た ない金額	32,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額													2,161 円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額		2,161 円

(六)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額	甲													乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数																
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	人	税 額	税 額	税 額					
以上 未 満														税 額	税 額		
57,500円	12,385円	12,125円	11,915円	11,700円	11,490円	11,280円	11,070円	10,855円	21,530円	8,431円							
57,500円を超え 71,000円に満た ない金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額													21,530円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	8,431円		
71,000円	17,850円	17,640円	17,430円	17,215円	17,005円	16,795円	16,585円	16,370円									
71,000円を超え 72,500円に満た ない金額	71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額																
72,500円	18,630円	18,420円	18,210円	17,995円	17,785円	17,575円	17,365円	17,150円									
72,500円を超え 73,500円に満た ない金額	72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額																
73,500円	19,210円	19,000円	18,790円	18,575円	18,365円	18,155円	17,945円	17,730円									
73,500円を超え 75,000円に満た ない金額	73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額																
75,000円	19,990円	19,780円	19,570円	19,385円	19,145円	18,935円	18,725円	18,510円									
75,000円を超え 116,500円に満 たない金額	75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額																

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲										乙	丙
以上	未満	0人	扶養親族等の数							税額	税額	税額	税額
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
116,500円		円 36,590	円 36,380	円 36,170	円 35,955	円 35,745	円 35,535	円 35,325	円 35,110			円 27,901	円 27,901
116,500円を超える金額		116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額													

- (注) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (一) 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。
- (二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項「社会保険料控除」に規定する社会保険料及び第七十五条第二項「規模企業共済等掛金控除」に規定する小規模企業共済等掛金をいう。
- (備考) 税額の求め方は、次のとおりである。
- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二（源泉控除対象配偶者に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三（源泉控除対象親族に係る控除の適用）の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（4）において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この（一）において同じ。）の数が7人以下である場合には、（1）により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じた求めた甲欄の該当欄との交わることに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、（1）により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして（2）により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) （2）及び（3）の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときには、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第百八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ（2）及び（3）の扶養親族等の数とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) （2）に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わることに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号（賃金以外の給与等に係る徴収税額）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わることに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (第百八十六条関係)

賞与の金額に 乗ずべき率	甲						乙					
	扶養親族			養親			等の数			以上		
	0	1	2	3	人	人	4	5	6	7	人	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額
以	上	満	以	上	満	以	上	満	以	上	満	以
0	千円 82 千円未満	千円 107 千円未満	千円 143 千円未満	千円 181 千円未満	千円 218 千円未満	千円 251 千円未満	千円 284 千円未満	千円 317 千円未満	千円 350 千円未満	千円 383 千円未満	千円 416 千円未満	千円 449 千円未満
2	82	94	107	119	131	143	155	167	179	191	203	215
4	94	107	119	131	143	155	167	179	191	203	215	227
6	260	309	346	377	408	439	470	501	532	563	594	625
8	309	346	377	408	439	470	501	532	563	594	625	656
10	342	372	401	426	451	476	501	526	551	576	601	626
12	372	402	430	457	484	511	538	565	592	619	646	673
14	402	433	463	492	521	550	579	608	637	666	695	724
16	433	463	492	521	550	579	608	637	666	695	724	753
18	520	603	621	636	651	666	681	696	711	726	741	756
20	605	684	705	728	751	774	797	820	843	866	889	912
22	684	715	739	762	785	808	831	854	877	900	923	946
24	715	752	778	804	830	856	881	907	933	959	985	1,011
26	752	795	821	848	876	903	930	957	985	1,012	1,040	1,067
28	795	854	882	910	938	966	994	1,022	1,051	1,080	1,109	1,138
30	854	922	882	910	938	966	994	1,022	1,051	1,080	1,109	1,138
32	922	1,318	952	1,342	1,367	1,391	1,416	1,440	1,464	1,489	1,513	1,538
35	1,318	1,521	1,342	1,367	1,391	1,416	1,440	1,464	1,489	1,513	1,538	1,563
38	1,521	2,621	1,526	2,645	2,699	2,753	2,807	2,861	2,915	2,969	3,023	3,077
41	2,621	3,495	2,645	3,527	3,559	3,591	3,623	3,655	3,687	3,719	3,751	3,783
45	3,495 千円以上	3,527 千円以上	3,559 千円以上	3,590 千円以上	3,622 千円以上	3,654 千円以上	3,685 千円以上	3,717 千円以上	3,748 千円以上	3,779 千円以上	3,810 千円以上	3,841 千円以上

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、源泉徴収対象配偶者及び源泉徴収対象親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第百七十四条第二項 (社会保険料控除) に規定する社会保険料及び第七十五条第二項 (備前) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(三) 給与所得者の扶養親族等申告書の提出があつて居住者については、四に該当する場合を除き、

(一) まず、その居住者の前月中の給与等 (賞与を除く、以下この表において同じ。) の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等 (第百八十六条の二 (源泉徴収対象配偶者) に係る控除の通除対象親族に係る控除の適用) の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉徴収対象親族 (二において「国外居住親族」という。) である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族金額 (二) により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を、その求める率 (三) の場合において、給与所得者の扶養親族等申告書にその居住者が障害者、療養、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示同一生計配偶者又は扶養親族のうち障害者又は八十五歳第二項 (扶養親族等の判定の時期) に規定する同の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。) がある旨の記載があるときは、扶養親族等の (三) 給与所得者の扶養親族等申告書の提出がない居住者 (従たる給与に付する扶養親族等申告書の提出があつた (一) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) (1) により求めた金額に応じて「欄」の前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 (欄) の該当する行を求め (3) (2) により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を、その求める率 (四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。) により税額を計算する。

(五) (一) から(四)までの場合において、その居住者の受けける給与等の支給期間が月の整数倍の間のことと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

(小規模企業共済等掛金控除) に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額 (以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。) を控除し (用) の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉徴収対象配偶者及び第百八十六条の三 (源泉控除) を除くものとし、当該扶養親族等が第百九十四条第五項 (給与所得者の扶養親族等申告書) に規定する国外居住親族等に限る。(二)において同じ。) の数と(1)により求めた金額とに応じて中欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄に記入する。

当する旨の記載があるとき (当該勤労学生が第二条第三十二号ロ又はハ (定義) に掲げる者に該当するとき) があったときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することにより加算した数を、当該申告書にその居住者の居住特別障害者 (当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第五項に規定する書類にこれらの一に該当することにより加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。) については、四に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額 (当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額) が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号若しくは第二号ロ又は第二項 (賞与に係る徴収税額) の規定 (同条第三項) ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

糸関係)

[illegible][illegible]

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上		以	上		以	上	
3,069,000	3,064,000	2,062,000	3,290,000	3,264,000	2,202,000	3,460,000	3,464,000	2,342,000
3,064,000	3,068,000	2,064,800	3,294,000	3,285,000	2,204,800	3,464,000	3,468,000	2,344,800
3,068,000	3,072,000	2,067,600	3,298,000	3,272,000	2,207,600	3,468,000	3,472,000	2,347,600
3,072,000	3,076,000	2,070,400	3,302,000	3,276,000	2,210,400	3,472,000	3,476,000	2,350,400
3,076,000	3,080,000	2,073,200	3,306,000	3,280,000	2,213,200	3,476,000	3,480,000	2,353,200
3,080,000	3,084,000	2,076,000	3,290,000	3,284,000	2,216,000	3,480,000	3,484,000	2,356,000
3,084,000	3,088,000	2,078,800	3,284,000	3,288,000	2,218,800	3,484,000	3,488,000	2,358,800
3,088,000	3,092,000	2,081,600	3,288,000	3,292,000	2,221,600	3,488,000	3,492,000	2,361,600
3,092,000	3,096,000	2,084,400	3,292,000	3,296,000	2,224,400	3,492,000	3,496,000	2,364,400
3,096,000	3,100,000	2,087,200	3,296,000	3,300,000	2,227,200	3,496,000	3,500,000	2,367,200
3,100,000	3,104,000	2,090,000	3,300,000	3,304,000	2,230,000	3,500,000	3,504,000	2,370,000
3,104,000	3,108,000	2,092,800	3,304,000	3,308,000	2,232,800	3,504,000	3,508,000	2,372,800
3,108,000	3,112,000	2,095,600	3,308,000	3,312,000	2,235,600	3,508,000	3,512,000	2,375,600
3,112,000	3,116,000	2,098,400	3,312,000	3,316,000	2,238,400	3,512,000	3,516,000	2,378,400
3,116,000	3,120,000	2,101,200	3,316,000	3,320,000	2,241,200	3,516,000	3,520,000	2,381,200
3,120,000	3,124,000	2,104,000	3,320,000	3,324,000	2,244,000	3,520,000	3,524,000	2,384,000
3,124,000	3,128,000	2,106,800	3,324,000	3,328,000	2,246,800	3,524,000	3,528,000	2,386,800
3,128,000	3,132,000	2,109,600	3,328,000	3,332,000	2,249,600	3,528,000	3,532,000	2,389,600
3,132,000	3,136,000	2,112,400	3,332,000	3,336,000	2,252,400	3,532,000	3,536,000	2,392,400
3,136,000	3,140,000	2,115,200	3,336,000	3,340,000	2,255,200	3,536,000	3,540,000	2,395,200
3,140,000	3,144,000	2,118,000	3,340,000	3,344,000	2,258,000	3,540,000	3,544,000	2,398,000
3,144,000	3,148,000	2,120,800	3,344,000	3,348,000	2,260,800	3,544,000	3,548,000	2,400,800
3,148,000	3,152,000	2,123,600	3,348,000	3,352,000	2,263,600	3,548,000	3,552,000	2,403,600
3,152,000	3,156,000	2,126,400	3,352,000	3,356,000	2,266,400	3,552,000	3,556,000	2,406,400
3,156,000	3,160,000	2,129,200	3,356,000	3,360,000	2,269,200	3,556,000	3,560,000	2,409,200
3,160,000	3,164,000	2,132,000	3,360,000	3,364,000	2,272,000	3,560,000	3,564,000	2,412,000
3,164,000	3,168,000	2,134,800	3,364,000	3,368,000	2,274,800	3,564,000	3,568,000	2,414,800
3,168,000	3,172,000	2,137,600	3,368,000	3,372,000	2,277,600	3,568,000	3,572,000	2,417,600
3,172,000	3,176,000	2,140,400	3,372,000	3,376,000	2,280,400	3,572,000	3,576,000	2,420,400
3,176,000	3,180,000	2,143,200	3,376,000	3,380,000	2,283,200	3,576,000	3,580,000	2,423,200
3,180,000	3,184,000	2,146,000	3,380,000	3,384,000	2,286,000	3,580,000	3,584,000	2,426,000
3,184,000	3,188,000	2,148,800	3,384,000	3,388,000	2,288,800	3,584,000	3,588,000	2,428,800
3,188,000	3,192,000	2,151,600	3,388,000	3,392,000	2,291,600	3,588,000	3,592,000	2,431,600
3,192,000	3,196,000	2,154,400	3,392,000	3,396,000	2,294,400	3,592,000	3,596,000	2,434,400
3,196,000	3,200,000	2,157,200	3,396,000	3,400,000	2,297,200	3,596,000	3,600,000	2,437,200
3,200,000	3,204,000	2,160,000	3,400,000	3,404,000	2,300,000	3,600,000	3,604,000	2,440,000
3,204,000	3,208,000	2,162,800	3,404,000	3,408,000	2,302,800	3,604,000	3,608,000	2,443,200
3,208,000	3,212,000	2,165,600	3,408,000	3,412,000	2,305,600	3,608,000	3,612,000	2,446,400
3,212,000	3,216,000	2,168,400	3,412,000	3,416,000	2,308,400	3,612,000	3,616,000	2,449,600
3,216,000	3,220,000	2,171,200	3,416,000	3,420,000	2,311,200	3,616,000	3,620,000	2,452,800
3,220,000	3,224,000	2,174,000	3,420,000	3,424,000	2,314,000	3,620,000	3,624,000	2,456,000
3,224,000	3,228,000	2,176,800	3,424,000	3,428,000	2,316,800	3,624,000	3,628,000	2,459,200
3,228,000	3,232,000	2,179,600	3,428,000	3,432,000	2,319,600	3,628,000	3,632,000	2,462,400
3,232,000	3,236,000	2,182,400	3,432,000	3,436,000	2,322,400	3,632,000	3,636,000	2,465,600
3,236,000	3,240,000	2,185,200	3,436,000	3,440,000	2,325,200	3,636,000	3,640,000	2,468,800
3,240,000	3,244,000	2,188,000	3,440,000	3,444,000	2,328,000	3,640,000	3,644,000	2,472,000
3,244,000	3,248,000	2,190,800	3,444,000	3,448,000	2,330,800	3,644,000	3,648,000	2,475,200
3,248,000	3,252,000	2,193,600	3,448,000	3,452,000	2,333,600	3,648,000	3,652,000	2,478,400
3,252,000	3,256,000	2,196,400	3,452,000	3,456,000	2,336,400	3,652,000	3,656,000	2,481,600
3,256,000	3,260,000	2,199,200	3,456,000	3,460,000	2,339,200	3,656,000	3,660,000	2,484,800

(四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上		未	満		以	上	
3,660,000	3,664,000	2,488,000	3,880,000	3,884,000	2,648,000	4,060,000	4,064,000	2,808,000
3,664,000	3,668,000	2,491,200	3,884,000	3,888,000	2,651,200	4,064,000	4,068,000	2,811,200
3,668,000	3,672,000	2,494,400	3,888,000	3,892,000	2,654,400	4,068,000	4,072,000	2,814,400
3,672,000	3,676,000	2,497,600	3,892,000	3,896,000	2,657,600	4,072,000	4,076,000	2,817,600
3,676,000	3,680,000	2,500,800	3,896,000	3,900,000	2,660,800	4,076,000	4,080,000	2,820,800
3,680,000	3,684,000	2,504,000	3,880,000	3,884,000	2,664,000	4,080,000	4,084,000	2,824,000
3,684,000	3,688,000	2,507,200	3,884,000	3,888,000	2,667,200	4,084,000	4,088,000	2,827,200
3,688,000	3,692,000	2,510,400	3,888,000	3,892,000	2,670,400	4,088,000	4,092,000	2,830,400
3,692,000	3,696,000	2,513,600	3,892,000	3,896,000	2,673,600	4,092,000	4,096,000	2,833,600
3,696,000	3,700,000	2,516,800	3,896,000	3,900,000	2,676,800	4,096,000	4,100,000	2,836,800
3,700,000	3,704,000	2,520,000	3,900,000	3,904,000	2,680,000	4,100,000	4,104,000	2,840,000
3,704,000	3,708,000	2,523,200	3,904,000	3,908,000	2,683,200	4,104,000	4,108,000	2,843,200
3,708,000	3,712,000	2,526,400	3,908,000	3,912,000	2,686,400	4,108,000	4,112,000	2,846,400
3,712,000	3,716,000	2,529,600	3,912,000	3,916,000	2,689,600	4,112,000	4,116,000	2,849,600
3,716,000	3,720,000	2,532,800	3,916,000	3,920,000	2,692,800	4,116,000	4,120,000	2,852,800
3,720,000	3,724,000	2,536,000	3,920,000	3,924,000	2,696,000	4,120,000	4,124,000	2,856,000
3,724,000	3,728,000	2,539,200	3,924,000	3,928,000	2,699,200	4,124,000	4,128,000	2,859,200
3,728,000	3,732,000	2,542,400	3,928,000	3,932,000	2,702,400	4,128,000	4,132,000	2,862,400
3,732,000	3,736,000	2,545,600	3,932,000	3,936,000	2,705,600	4,132,000	4,136,000	2,865,600
3,736,000	3,740,000	2,548,800	3,936,000	3,940,000	2,708,800	4,136,000	4,140,000	2,868,800
3,740,000	3,744,000	2,552,000	3,940,000	3,944,000	2,712,000	4,140,000	4,144,000	2,872,000
3,744,000	3,748,000	2,555,200	3,944,000	3,948,000	2,715,200	4,144,000	4,148,000	2,875,200
3,748,000	3,752,000	2,558,400	3,948,000	3,952,000	2,718,400	4,148,000	4,152,000	2,878,400
3,752,000	3,756,000	2,561,600	3,952,000	3,956,000	2,721,600	4,152,000	4,156,000	2,881,600
3,756,000	3,760,000	2,564,800	3,956,000	3,960,000	2,724,800	4,156,000	4,160,000	2,884,800
3,760,000	3,764,000	2,568,000	3,960,000	3,964,000	2,728,000	4,160,000	4,164,000	2,888,000
3,764,000	3,768,000	2,571,200	3,964,000	3,968,000	2,731,200	4,164,000	4,168,000	2,891,200
3,768,000	3,772,000	2,574,400	3,968,000	3,972,000	2,734,400	4,168,000	4,172,000	2,894,400
3,772,000	3,776,000	2,577,600	3,972,000	3,976,000	2,737,600	4,172,000	4,176,000	2,897,600
3,776,000	3,780,000	2,580,800	3,976,000	3,980,000	2,740,800	4,176,000	4,180,000	2,900,800
3,780,000	3,784,000	2,584,000	3,980,000	3,984,000	2,744,000	4,180,000	4,184,000	2,904,000
3,784,000	3,788,000	2,587,200	3,984,000	3,988,000	2,747,200	4,184,000	4,188,000	2,907,200
3,788,000	3,792,000	2,590,400	3,988,000	3,992,000	2,750,400	4,188,000	4,192,000	2,910,400
3,792,000	3,796,000	2,593,600	3,992,000	3,996,000	2,753,600	4,192,000	4,196,000	2,913,600
3,796,000	3,800,000	2,596,800	3,996,000	4,000,000	2,756,800	4,196,000	4,200,000	2,916,800
3,800,000	3,804,000	2,600,000	4,000,000	4,004,000	2,760,000	4,200,000	4,204,000	2,920,000
3,804,000	3,808,000	2,603,200	4,004,000	4,008,000	2,763,200	4,204,000	4,208,000	2,923,200
3,808,000	3,812,000	2,606,400	4,008,000	4,012,000	2,766,400	4,208,000	4,212,000	2,926,400
3,812,000	3,816,000	2,609,600	4,012,000	4,016,000	2,769,600	4,212,000	4,216,000	2,929,600
3,816,000	3,820,000	2,612,800	4,016,000	4,020,000	2,772,800	4,216,000	4,220,000	2,932,800
3,820,000	3,824,000	2,616,000	4,020,000	4,024,000	2,776,000	4,220,000	4,224,000	2,936,000
3,824,000	3,828,000	2,619,200	4,024,000	4,028,000	2,779,200	4,224,000	4,228,000	2,939,200
3,828,000	3,832,000	2,622,400	4,028,000	4,032,000	2,782,400	4,228,000	4,232,000	2,942,400
3,832,000	3,836,000	2,625,600	4,032,000	4,036,000	2,785,600	4,232,000	4,236,000	2,945,600
3,836,000	3,840,000	2,628,800	4,036,000	4,040,000	2,788,800	4,236,000	4,240,000	2,948,800
3,840,000	3,844,000	2,632,000	4,040,000	4,044,000	2,792,000	4,240,000	4,244,000	2,952,000
3,844,000	3,848,000	2,635,200	4,044,000	4,048,000	2,795,200	4,244,000	4,248,000	2,955,200
3,848,000	3,852,000	2,638,400	4,048,000	4,052,000	2,798,400	4,248,000	4,252,000	2,958,400
3,852,000	3,856,000	2,641,600	4,052,000	4,056,000	2,801,600	4,252,000	4,256,000	2,961,600
3,856,000	3,860,000	2,644,800	4,056,000	4,060,000	2,804,800	4,256,000	4,260,000	2,964,800

(五)					
給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満	
4,250,000	4,254,000	円 2,968,000	円 4,460,000	円 4,464,000	円 3,288,000
4,254,000	4,258,000	2,971,200	4,464,000	4,468,000	3,291,200
4,258,000	4,262,000	2,974,400	4,468,000	4,472,000	3,294,400
4,262,000	4,266,000	2,977,600	4,472,000	4,476,000	3,297,600
4,266,000	4,270,000	2,980,800	4,476,000	4,480,000	3,300,800
4,270,000	4,274,000	2,984,000	4,480,000	4,484,000	3,304,000
4,274,000	4,278,000	2,987,200	4,484,000	4,488,000	3,307,200
4,278,000	4,282,000	2,990,400	4,488,000	4,492,000	3,310,400
4,282,000	4,286,000	2,993,600	4,492,000	4,496,000	3,313,600
4,286,000	4,290,000	2,996,800	4,496,000	4,500,000	3,316,800
4,290,000	4,294,000	2,984,000	4,480,000	4,484,000	3,304,000
4,294,000	4,298,000	2,987,200	4,484,000	4,488,000	3,307,200
4,298,000	4,302,000	2,990,400	4,488,000	4,492,000	3,310,400
4,302,000	4,306,000	2,993,600	4,492,000	4,496,000	3,313,600
4,306,000	4,310,000	2,996,800	4,496,000	4,500,000	3,316,800
4,310,000	4,314,000	3,000,000	4,500,000	4,504,000	3,320,000
4,314,000	4,318,000	3,003,200	4,504,000	4,508,000	3,323,200
4,318,000	4,322,000	3,006,400	4,508,000	4,512,000	3,326,400
4,322,000	4,326,000	3,009,600	4,512,000	4,516,000	3,329,600
4,326,000	4,330,000	3,012,800	4,516,000	4,520,000	3,332,800
4,330,000	4,334,000	3,016,000	4,520,000	4,524,000	3,336,000
4,334,000	4,338,000	3,019,200	4,524,000	4,528,000	3,339,200
4,338,000	4,342,000	3,022,400	4,528,000	4,532,000	3,342,400
4,342,000	4,346,000	3,025,600	4,532,000	4,536,000	3,345,600
4,346,000	4,350,000	3,028,800	4,536,000	4,540,000	3,348,800
4,350,000	4,354,000	3,032,000	4,540,000	4,544,000	3,352,000
4,354,000	4,358,000	3,035,200	4,544,000	4,548,000	3,355,200
4,358,000	4,362,000	3,038,400	4,548,000	4,552,000	3,358,400
4,362,000	4,366,000	3,041,600	4,552,000	4,556,000	3,361,600
4,366,000	4,370,000	3,044,800	4,556,000	4,560,000	3,364,800
4,370,000	4,374,000	3,048,000	4,560,000	4,564,000	3,368,000
4,374,000	4,378,000	3,051,200	4,564,000	4,568,000	3,371,200
4,378,000	4,382,000	3,054,400	4,568,000	4,572,000	3,374,400
4,382,000	4,386,000	3,057,600	4,572,000	4,576,000	3,377,600
4,386,000	4,390,000	3,060,800	4,576,000	4,580,000	3,380,800
4,390,000	4,394,000	3,064,000	4,580,000	4,584,000	3,384,000
4,394,000	4,398,000	3,067,200	4,584,000	4,588,000	3,387,200
4,398,000	4,402,000	3,070,400	4,588,000	4,592,000	3,390,400
4,402,000	4,406,000	3,073,600	4,592,000	4,596,000	3,393,600
4,406,000	4,410,000	3,076,800	4,596,000	4,600,000	3,396,800
4,410,000	4,414,000	3,080,000	4,600,000	4,604,000	3,400,000
4,414,000	4,418,000	3,083,200	4,604,000	4,608,000	3,403,200
4,418,000	4,422,000	3,086,400	4,608,000	4,612,000	3,406,400
4,422,000	4,426,000	3,089,600	4,612,000	4,616,000	3,409,600
4,426,000	4,430,000	3,092,800	4,616,000	4,620,000	3,412,800
4,430,000	4,434,000	3,096,000	4,620,000	4,624,000	3,416,000
4,434,000	4,438,000	3,099,200	4,624,000	4,628,000	3,419,200
4,438,000	4,442,000	3,102,400	4,628,000	4,632,000	3,422,400
4,442,000	4,446,000	3,105,600	4,632,000	4,636,000	3,425,600
4,446,000	4,450,000	3,108,800	4,636,000	4,640,000	3,428,800
4,450,000	4,454,000	3,112,000	4,640,000	4,644,000	3,432,000
4,454,000	4,458,000	3,115,200	4,644,000	4,648,000	3,435,200
4,458,000	4,462,000	3,118,400	4,648,000	4,652,000	3,438,400
4,462,000	4,466,000	3,121,600	4,652,000	4,656,000	3,441,600
4,466,000	4,470,000	3,124,800	4,656,000	4,660,000	3,444,800

(六)					
給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満	
4,860,000	4,864,000	円 3,448,000	円 5,060,000	円 5,064,000	円 3,608,000
4,864,000	4,868,000	3,451,200	5,064,000	5,068,000	3,611,200
4,868,000	4,872,000	3,454,400	5,068,000	5,072,000	3,614,400
4,872,000	4,876,000	3,457,600	5,072,000	5,076,000	3,617,600
4,876,000	4,880,000	3,460,800	5,076,000	5,080,000	3,620,800
4,880,000	4,884,000	3,464,000	5,080,000	5,084,000	3,624,000
4,884,000	4,888,000	3,467,200	5,084,000	5,088,000	3,627,200
4,888,000	4,892,000	3,470,400	5,088,000	5,092,000	3,630,400
4,892,000	4,896,000	3,473,600	5,092,000	5,096,000	3,633,600
4,896,000	4,900,000	3,476,800	5,096,000	5,100,000	3,636,800
4,900,000	4,904,000	3,480,000	5,100,000	5,104,000	3,640,000
4,904,000	4,908,000	3,483,200	5,104,000	5,108,000	3,643,200
4,908,000	4,912,000	3,486,400	5,108,000	5,112,000	3,646,400
4,912,000	4,916,000	3,489,600	5,112,000	5,116,000	3,649,600
4,916,000	4,920,000	3,492,800	5,116,000	5,120,000	3,652,800
4,920,000	4,924,000	3,496,000	5,120,000	5,124,000	3,656,000
4,924,000	4,928,000	3,499,200	5,124,000	5,128,000	3,659,200
4,928,000	4,932,000	3,502,400	5,128,000	5,132,000	3,662,400
4,932,000	4,936,000	3,505,600	5,132,000	5,136,000	3,665,600
4,936,000	4,940,000	3,508,800	5,136,000	5,140,000	3,668,800
4,940,000	4,944,000	3,512,000	5,140,000	5,144,000	3,672,000
4,944,000	4,948,000	3,515,200	5,144,000	5,148,000	3,675,200
4,948,000	4,952,000	3,518,400	5,148,000	5,152,000	3,678,400
4,952,000	4,956,000	3,521,600	5,152,000	5,156,000	3,681,600
4,956,000	4,960,000	3,524,800	5,156,000	5,160,000	3,684,800
4,960,000	4,964,000	3,528,000	5,160,000	5,164,000	3,688,000
4,964,000	4,968,000	3,531,200	5,164,000	5,168,000	3,691,200
4,968,000	4,972,000	3,534,400	5,168,000	5,172,000	3,694,400
4,972,000	4,976,000	3,537,600	5,172,000	5,176,000	3,697,600
4,976,000	4,980,000	3,540,800	5,176,000	5,180,000	3,700,800
4,980,000	4,984,000	3,544,000	5,180,000	5,184,000	3,704,000
4,984,000	4,988,000	3,547,200	5,184,000	5,188,000	3,707,200
4,988,000	4,992,000	3,550,400	5,188,000	5,192,000	3,710,400
4,992,000	4,996,000	3,553,600	5,192,000	5,196,000	3,713,600
4,996,000	5,000,000	3,556,800	5,196,000	5,200,000	3,716,800
5,000,000	5,004,000	3,560,000	5,200,000	5,204,000	3,720,000
5,004,000	5,008,000	3,563,200	5,204,000	5,208,000	3,723,200
5,008,000	5,012,000	3,566,400	5,208,000	5,212,000	3,726,400
5,012,000	5,016,000	3,569,600	5,212,000	5,216,000	3,729,600
5,016,000	5,020,000	3,572,800	5,216,000	5,220,000	3,732,800
5,020,000	5,024,000	3,576,000	5,220,000	5,224,000	3,736,000
5,024,000	5,028,000	3,579,200	5,224,000	5,228,000	3,739,200
5,028,000	5,032,000	3,582,400	5,228,000	5,232,000	3,742,400
5,032,000	5,036,000	3,585,600	5,232,000	5,236,000	3,745,600
5,036,000	5,040,000	3,588,800	5,236,000	5,240,000	3,748,800
5,040,000	5,044,000	3,592,000	5,240,000	5,244,000	3,752,000
5,044,000	5,048,000	3,595,200	5,244,000	5,248,000	3,755,200
5,048,000	5,052,000	3,598,400	5,248,000	5,252,000	3,758,400
5,052,000	5,056,000	3,601,600	5,252,000	5,256,000	3,761,600
5,056,000	5,060,000	3,604,800	5,256,000	5,260,000	3,764,800
5,060,000	5,064,000	3,608,000	5,260,000	5,264,000	3,768,000
5,064,000	5,068,000	3,611,200	5,264,000	5,268,000	3,771,200
5,068,000	5,072,000	3,614,400	5,268,000	5,272,000	3,774,400
5,072,000	5,076,000	3,617,600	5,272,000	5,276,000	3,777,600
5,076,000	5,080,000	3,620,800	5,276,000	5,280,000	3,780,800
5,080,000	5,084,000	3,624,000	5,280,000	5,284,000	3,784,000
5,084,000	5,088,000	3,627,200	5,284,000	5,288,000	3,787,200
5,088,000	5,092,000	3,630,400	5,288,000	5,292,000	3,790,400
5,092,000	5,096,000	3,633,600	5,292,000	5,296,000	3,793,600
5,096,000	5,100,000	3,636,800	5,296,000	5,300,000	3,796,800
5,100,000	5,104,000	3,640,000	5,300,000	5,304,000	3,800,000
5,104,000	5,108,000	3,643,200	5,304,000	5,308,000	3,803,200
5,108,000	5,112,000	3,646,400	5,308,000	5,312,000	3,806,400
5,112,000	5,116,000	3,649,600	5,312,000	5,316,000	3,809,600
5,116,000	5,120,000	3,652,800	5,316,000	5,320,000	3,812,800
5,120,000	5,124,000	3,656,000	5,320,000	5,324,000	3,816,000
5,124,000	5,128,000	3,659,200	5,324,000	5,328,000	3,819,200
5,128,000	5,132,000	3,662,400	5,328,000	5,332,000	3,822,400
5,132,000	5,136,000	3,665,600	5,332,000	5,336,000	3,825,600
5,136,000	5,140,000	3,668,800	5,336,000	5,340,000	3,828,800
5,140,000	5,144,000	3,672,000	5,340,000	5,344,000	3,832,000
5,144,000	5,148,000	3,675,200	5,344,000	5,348,000	3,835,200
5,148,000	5,152,000	3,678,400	5,348,000	5,352,000	3,838,400
5,152,000	5,156,000	3,681,600	5,352,000	5,356,000	3,841,600
5,156,000	5,160,000	3,684,800	5,356,000	5,360,000	3,844,800
5,160,000	5,164,000	3,688,000	5,360,000	5,364,000	3,848,000
5,164,000	5,168,000	3,691,200	5,364,000	5,368,000	3,851,200
5,168,000	5,172,000	3,694,400	5,368,000	5,372,000	3,854,400
5,172,000	5,176,000	3,697,600			

(七)									
給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	
以	上		以	上		以	上		
5,460,000	5,464,000	円 3,928,000	円 5,660,000	円 5,664,000	円 4,088,000	円 5,860,000	円 5,864,000	円 4,248,000	
5,464,000	5,468,000	円 3,931,200	円 5,664,000	円 5,668,000	円 4,091,200	円 5,864,000	円 5,868,000	円 4,251,200	
5,468,000	5,472,000	円 3,934,400	円 5,668,000	円 5,672,000	円 4,094,400	円 5,868,000	円 5,872,000	円 4,254,400	
5,472,000	5,476,000	円 3,937,600	円 5,672,000	円 5,676,000	円 4,097,600	円 5,872,000	円 5,876,000	円 4,257,600	
5,476,000	5,480,000	円 3,940,800	円 5,676,000	円 5,680,000	円 4,100,800	円 5,876,000	円 5,880,000	円 4,260,800	
5,480,000	5,484,000	円 3,944,000	円 5,680,000	円 5,684,000	円 4,104,000	円 5,880,000	円 5,884,000	円 4,264,000	
5,484,000	5,488,000	円 3,947,200	円 5,684,000	円 5,688,000	円 4,107,200	円 5,884,000	円 5,888,000	円 4,267,200	
5,488,000	5,492,000	円 3,950,400	円 5,688,000	円 5,692,000	円 4,110,400	円 5,888,000	円 5,892,000	円 4,270,400	
5,492,000	5,496,000	円 3,953,600	円 5,692,000	円 5,696,000	円 4,113,600	円 5,892,000	円 5,896,000	円 4,273,600	
5,496,000	5,500,000	円 3,956,800	円 5,696,000	円 5,700,000	円 4,116,800	円 5,896,000	円 5,900,000	円 4,276,800	
5,500,000	5,504,000	円 3,960,000	円 5,700,000	円 5,704,000	円 4,120,000	円 5,900,000	円 5,904,000	円 4,280,000	
5,504,000	5,508,000	円 3,963,200	円 5,704,000	円 5,708,000	円 4,123,200	円 5,904,000	円 5,908,000	円 4,283,200	
5,508,000	5,512,000	円 3,966,400	円 5,708,000	円 5,712,000	円 4,126,400	円 5,908,000	円 5,912,000	円 4,286,400	
5,512,000	5,516,000	円 3,969,600	円 5,712,000	円 5,716,000	円 4,129,600	円 5,912,000	円 5,916,000	円 4,289,600	
5,516,000	5,520,000	円 3,972,800	円 5,716,000	円 5,720,000	円 4,132,800	円 5,916,000	円 5,920,000	円 4,292,800	
5,520,000	5,524,000	円 3,976,000	円 5,720,000	円 5,724,000	円 4,136,000	円 5,920,000	円 5,924,000	円 4,296,000	
5,524,000	5,528,000	円 3,979,200	円 5,724,000	円 5,728,000	円 4,139,200	円 5,924,000	円 5,928,000	円 4,299,200	
5,528,000	5,532,000	円 3,982,400	円 5,728,000	円 5,732,000	円 4,142,400	円 5,928,000	円 5,932,000	円 4,302,400	
5,532,000	5,536,000	円 3,985,600	円 5,732,000	円 5,736,000	円 4,145,600	円 5,932,000	円 5,936,000	円 4,305,600	
5,536,000	5,540,000	円 3,988,800	円 5,736,000	円 5,740,000	円 4,148,800	円 5,936,000	円 5,940,000	円 4,308,800	
5,540,000	5,544,000	円 3,992,000	円 5,740,000	円 5,744,000	円 4,152,000	円 5,940,000	円 5,944,000	円 4,312,000	
5,544,000	5,548,000	円 3,995,200	円 5,744,000	円 5,748,000	円 4,155,200	円 5,944,000	円 5,948,000	円 4,315,200	
5,548,000	5,552,000	円 3,998,400	円 5,748,000	円 5,752,000	円 4,158,400	円 5,948,000	円 5,952,000	円 4,318,400	
5,552,000	5,556,000	円 4,001,600	円 5,752,000	円 5,756,000	円 4,161,600	円 5,952,000	円 5,956,000	円 4,321,600	
5,556,000	5,560,000	円 4,004,800	円 5,756,000	円 5,760,000	円 4,164,800	円 5,956,000	円 5,960,000	円 4,324,800	
5,560,000	5,564,000	円 4,008,000	円 5,760,000	円 5,764,000	円 4,168,000	円 5,960,000	円 5,964,000	円 4,328,000	
5,564,000	5,568,000	円 4,011,200	円 5,764,000	円 5,768,000	円 4,171,200	円 5,964,000	円 5,968,000	円 4,331,200	
5,568,000	5,572,000	円 4,014,400	円 5,768,000	円 5,772,000	円 4,174,400	円 5,968,000	円 5,972,000	円 4,334,400	
5,572,000	5,576,000	円 4,017,600	円 5,772,000	円 5,776,000	円 4,177,600	円 5,972,000	円 5,976,000	円 4,337,600	
5,576,000	5,580,000	円 4,020,800	円 5,776,000	円 5,780,000	円 4,180,800	円 5,976,000	円 5,980,000	円 4,340,800	
5,580,000	5,584,000	円 4,024,000	円 5,780,000	円 5,784,000	円 4,184,000	円 5,980,000	円 5,984,000	円 4,344,000	
5,584,000	5,588,000	円 4,027,200	円 5,784,000	円 5,788,000	円 4,187,200	円 5,984,000	円 5,988,000	円 4,347,200	
5,588,000	5,592,000	円 4,030,400	円 5,788,000	円 5,792,000	円 4,190,400	円 5,988,000	円 5,992,000	円 4,350,400	
5,592,000	5,596,000	円 4,033,600	円 5,792,000	円 5,796,000	円 4,193,600	円 5,992,000	円 5,996,000	円 4,353,600	
5,596,000	5,600,000	円 4,036,800	円 5,796,000	円 5,800,000	円 4,196,800	円 5,996,000	円 6,000,000	円 4,356,800	
5,600,000	5,604,000	円 4,040,000	円 5,800,000	円 5,804,000	円 4,200,000	円 6,000,000	円 6,004,000	円 4,360,000	
5,604,000	5,608,000	円 4,043,200	円 5,804,000	円 5,808,000	円 4,203,200	円 6,004,000	円 6,008,000	円 4,363,200	
5,608,000	5,612,000	円 4,046,400	円 5,808,000	円 5,812,000	円 4,206,400	円 6,008,000	円 6,012,000	円 4,366,400	
5,612,000	5,616,000	円 4,049,600	円 5,812,000	円 5,816,000	円 4,209,600	円 6,012,000	円 6,016,000	円 4,369,600	
5,616,000	5,620,000	円 4,052,800	円 5,816,000	円 5,820,000	円 4,212,800	円 6,016,000	円 6,020,000	円 4,372,800	
5,620,000	5,624,000	円 4,056,000	円 5,820,000	円 5,824,000	円 4,216,000	円 6,020,000	円 6,024,000	円 4,376,000	
5,624,000	5,628,000	円 4,059,200	円 5,824,000	円 5,828,000	円 4,219,200	円 6,024,000	円 6,028,000	円 4,379,200	
5,628,000	5,632,000	円 4,062,400	円 5,828,000	円 5,832,000	円 4,222,400	円 6,028,000	円 6,032,000	円 4,382,400	
5,632,000	5,636,000	円 4,065,600	円 5,832,000	円 5,836,000	円 4,225,600	円 6,032,000	円 6,036,000	円 4,385,600	
5,636,000	5,640,000	円 4,068,800	円 5,836,000	円 5,840,000	円 4,228,800	円 6,036,000	円 6,040,000	円 4,388,800	
5,640,000	5,644,000	円 4,072,000	円 5,840,000	円 5,844,000	円 4,232,000	円 6,040,000	円 6,044,000	円 4,392,000	
5,644,000	5,648,000	円 4,075,200	円 5,844,000	円 5,848,000	円 4,235,200	円 6,044,000	円 6,048,000	円 4,395,200	
5,648,000	5,652,000	円 4,078,400	円 5,848,000	円 5,852,000	円 4,238,400	円 6,048,000	円 6,052,000	円 4,398,400	
5,652,000	5,656,000	円 4,081,600	円 5,852,000	円 5,856,000	円 4,241,600	円 6,052,000	円 6,056,000	円 4,401,600	
5,656,000	5,660,000	円 4,084,800	円 5,856,000	円 5,860,000	円 4,244,800	円 6,056,000	円 6,060,000	円 4,404,800	

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上		以	上	
6,060,000	6,064,000	円 4,406,000	6,260,000	6,264,000	円 4,568,000
6,064,000	6,068,000	円 4,411,200	6,264,000	6,268,000	円 4,571,200
6,068,000	6,072,000	円 4,414,400	6,268,000	6,272,000	円 4,574,400
6,072,000	6,076,000	円 4,417,600	6,272,000	6,276,000	円 4,577,600
6,076,000	6,080,000	円 4,421,800	6,276,000	6,280,000	円 4,580,800
6,080,000	6,084,000	円 4,424,000	6,280,000	6,284,000	円 4,584,000
6,084,000	6,088,000	円 4,427,200	6,284,000	6,288,000	円 4,587,200
6,088,000	6,092,000	円 4,430,400	6,288,000	6,292,000	円 4,590,400
6,092,000	6,096,000	円 4,433,600	6,292,000	6,296,000	円 4,593,600
6,096,000	6,100,000	円 4,436,800	6,296,000	6,300,000	円 4,596,800
6,100,000	6,104,000	円 4,440,000	6,300,000	6,304,000	円 4,600,000
6,104,000	6,108,000	円 4,443,200	6,304,000	6,308,000	円 4,603,200
6,108,000	6,112,000	円 4,446,400	6,308,000	6,312,000	円 4,606,400
6,112,000	6,116,000	円 4,449,600	6,312,000	6,316,000	円 4,609,600
6,116,000	6,120,000	円 4,452,800	6,316,000	6,320,000	円 4,612,800
6,120,000	6,124,000	円 4,456,000	6,320,000	6,324,000	円 4,616,000
6,124,000	6,128,000	円 4,459,200	6,324,000	6,328,000	円 4,619,200
6,128,000	6,132,000	円 4,462,400	6,328,000	6,332,000	円 4,622,400
6,132,000	6,136,000	円 4,465,600	6,332,000	6,336,000	円 4,625,600
6,136,000	6,140,000	円 4,468,800	6,336,000	6,340,000	円 4,628,800
6,140,000	6,144,000	円 4,472,000	6,340,000	6,344,000	円 4,632,000
6,144,000	6,148,000	円 4,475,200	6,344,000	6,348,000	円 4,635,200
6,148,000	6,152,000	円 4,478,400	6,348,000	6,352,000	円 4,638,400
6,152,000	6,156,000	円 4,481,600	6,352,000	6,356,000	円 4,641,600
6,156,000	6,160,000	円 4,484,800	6,356,000	6,360,000	円 4,644,800
6,160,000	6,164,000	円 4,488,000	6,360,000	6,364,000	円 4,648,000
6,164,000	6,168,000	円 4,491,200	6,364,000	6,368,000	円 4,651,200
6,168,000	6,172,000	円 4,494,400	6,368,000	6,372,000	円 4,654,400
6,172,000	6,176,000	円 4,497,600	6,372,000	6,376,000	円 4,657,600
6,176,000	6,180,000	円 4,500,800	6,376,000	6,380,000	円 4,660,800
6,180,000	6,184,000	円 4,504,000	6,380,000	6,384,000	円 4,664,000
6,184,000	6,188,000	円 4,507,200	6,384,000	6,388,000	円 4,667,200
6,188,000	6,192,000	円 4,510,400	6,388,000	6,392,000	円 4,670,400
6,192,000	6,196,000	円 4,513,600	6,392,000	6,396,000	円 4,673,600
6,196,000	6,200,000	円 4,516,800	6,396,000	6,400,000	円 4,676,800
6,200,000	6,204,000	円 4,520,000	6,400,000	6,404,000	円 4,680,000
6,204,000	6,208,000	円 4,523,200	6,404,000	6,408,000	円 4,683,200
6,208,000	6,212,000	円 4,526,400	6,408,000	6,412,000	円 4,686,400
6,212,000	6,216,000	円 4,529,600	6,412,000	6,416,000	円 4,689,600
6,216,000	6,220,000	円 4,532,800	6,416,000	6,420,000	円 4,692,800
6,220,000	6,224,000	円 4,536,000	6,420,000	6,424,000	円 4,696,000
6,224,000	6,228,000	円 4,539,200	6,424,000	6,428,000	円 4,699,200
6,228,000	6,232,000	円 4,542,400	6,428,000	6,432,000	円 4,702,400
6,232,000	6,236,000	円 4,545,600	6,432,000	6,436,000	円 4,705,600
6,236,000	6,240,000	円 4,548,800	6,436,000	6,440,000	円 4,708,800
6,240,000	6,244,000	円 4,552,000	6,440,000	6,444,000	円 4,712,000
6,244,000	6,248,000	円 4,555,200	6,444,000	6,448,000	円 4,715,200
6,248,000	6,252,000	円 4,558,400	6,448,000	6,452,000	円 4,718,400
6,252,000	6,256,000	円 4,561,600	6,452,000	6,456,000	円 4,721,600
6,256,000	6,260,000	円 4,564,800	6,456,000	6,460,000	円 4,724,800

給与等の金額に
出した金額から
100,000円を控
除した金額

20,000,000円

18,050,000円

(備考) 給付所得控除後の給付等の金額を求めるには、その年中の給付等の金額に、〔給付等の金額〕×の数を乗ずる行を求るものとし、その行の〔給付所得控除後の給付等の金額〕欄に記載されている金額が、その給付等の金額に対する給付所得控除後の給付等の金額である。この場合において、給付等の金額が6,000,000円以上の居住者の給付所得控除後の給付等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給付所得控除後の給付等の金額とする。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を削り、「第七目の第七目の

二 譲渡制限付株式を対価とする費用等(第五
三 不正行為等に係る費用等(第五十五条・第

[illegible]

貸借取引に係る費用(第五十三條)
渡制限付株式を対価とする費用等(第五十四條)

条・第五十四条の二に、「収益及び費用」を

「第二」

「工事の請負に係る収益及び費用」に、

章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する
一節 総則(第八十二条―第八十一条の三)

二節 課税標準(第八十二条の四)
三節 税額の計算(第八十二条の五)
四節 申告及び納付等(第八十二条の六―第八

「第二章 各対象会計年度の国
第一節 総則(第八十二条・
第二節 各対象会計年度の

第一課 國際最低課稅額
第二款 課稅標準(第八十
第三款 課稅額の計算(第八

を
第一節 第三款 第四款
各 国 對 申 告 及 納 付 等
際 最 低 課 税 度 の

課税標準(第八十
税額の計算(第八
申告及び納付等

第四節 各地方公共団体の課税標準(第八十
第一款 国内最低課税額
第二款 課税標準)

第四款 申告及び納付等

第八十二条の二）
国際最低課税額に対する法人税

二条の四)
十二条の五)

恒久的施設に係る取引に係る文書化（第百四十七條）及び決定（第百四十七條）——第百四十七條

二節 税額の計算(第四百五十五条の十二)
三節 申告及び納付(第四百五十五条の十三)
青色申告(第四百五十六条)

第四款 申告及び納付等(第四百四十五条の九)
退職年金等積立金に対する法人税

第一款 国内最低課税額(第四百五十条の六)
第二款 課税標準(第四百五十条の七)

第四款 申告及び納付等(第四百四十五条の五)

第一章 各対象会計年度の国際最低課税残余额に
第一節 各対象会計年度の国際最低課税残余额に
第一款 国際最低課税残余额(第四百四十五条の

第六十七

第五卷

書化(第四百六条の二
百四十七条の四)

五(四)十五條の二・第四百四十五條の三を

第二章

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文
第六章 更正及び決定（第四百七条―第

に、
第二章 第三節 税額の計算（第四百四十五条の
申告及び納付（第四百四十五条の
青色申告（第四百四十六条）

「第三章 退職年金等積立金に対する法人
第一節 果税票準及びその計算（第百四

二条の二十
二条の二十二

(第八十二条の十四―第八十二条の十八)
国内最低課税額に対する法人税

余額(第八十二條の十二)
二條の十二)

（第八十二条の六―第八十二条の十）

する法人税等
に対する法人税
二)

る法人税

に改める。

十・第百四十五条の十二)

四十六条の二)
条の四)

第二条第三十一号の二の次に次の二号を加え
る。

三十一の三 国際最低課税残余額確定申告
書 第八十二条の十四第一項(国際最低課
税残余額に係る確定申告)(第百四十五条の
五(申告及び納付等))において準用する場合
を含む。の規定による申告書(当該申告書に
係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十一の四 国内最低課税額確定申告書 第
八十二条の二十二第一項(国内最低課税額
に係る確定申告)(第百四十五条の九(申告
及び納付等))において準用する場合を含む。
の規定による申告書(当該申告書に係る
期限後申告書を含む。)をいう。

第二条第三十二号及び第三十三号中「第百四
十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め
る。

第三条中「及び」を「第八十二条の十五(電子
情報処理組織による申告)、第八十二条の二十
三(電子情報処理組織による申告及び)」に改め
る。

第四条第一項ただし書中「引受けを行う場
合、」の下に「特定多国籍企業グループ等(」を加
え、「に属する」を「をいう。以下この項及び第
三項において同じ。に属する同条第十三号に規

定する構成会社等である場合若しくは特定多国
籍企業グループ等に係る同条第十五号に規定す
る共同支配会社等である」に改め、同条第三項
中「又は第百四十五条の三」を「特定多国籍企
業グループ等」に属する恒久的施設等(第八十二
条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その
同条第七号に規定する所在地国が我が国である
ものに限る。以下この項において同じ。))を有す
る第八十二条第十三号に規定する構成会社等
であるとき若しくは特定多国籍企業グループ等
に係る恒久的施設等を有する同条第十五号に規
定する共同支配会社等であるとき又は第百四五
条の十一に改める。

第六条の二中「第八十二条第四号」を「特定多
国籍企業グループ等(第八十二条第四号)」に、
「に属する」を「をいう。以下この節において同
じ。に属する構成会社等(同条第十三号に規定
する構成会社等をいう。以下この節において同
じ。である」に、「第八十二条の二第一項を第
八十二条の三第一項」に改め、同条の次に次の
二条を加える。

(内国法人の国際最低課税残余額の課税)
第六条の三 特定多国籍企業グループ等に属す
る構成会社等である内国法人に対しては、第
五条(内国法人の課税所得の範囲)及び前条の
規定により課する法人税のほか、各対象会計
年度の第八十二条の十一第一項(国際最低課
税残余額)に規定する国際最低課税残余額に
ついて、各対象会計年度の国際最低課税残余
額に対する法人税を課する。

(内国法人の国内最低課税額の課税)
第六条の四 特定多国籍企業グループ等に属す
る構成会社等である内国法人又は特定多国籍
企業グループ等に係る第八十二条第十五号
(定義)に規定する共同支配会社等である内国
法人に対しては、第五条(内国法人の課税所
得の範囲)及び前二条の規定により課する法

人税のほか、各対象会計年度の第八十二条の
十九第一項(国内最低課税額)に規定する国内
最低課税額について、各対象会計年度の国内
最低課税額に対する法人税を課する。
第七条中「前条」を「前三条」に改める。
第八条の次に次の二条を加える。

(外国法人の国際最低課税残余額の課税)
第八条の二 特定多国籍企業グループ等に属す
る恒久的施設等(第八十二条第六号(定義))に
規定する恒久的施設等をいい、その同条第七
号に規定する所在地国が我が国であるものに
限る。次条において同じ。))を有する構成会社
等である外国法人に対しては、前条第一項の
規定により課する法人税のほか、各対象会計
年度の第百四十五条の二第一項(国際最低課
税残余額)に規定する国際最低課税残余額に
ついて、各対象会計年度の国際最低課税残余
額に対する法人税を課する。

(外国法人の国内最低課税額の課税)
第八条の三 特定多国籍企業グループ等に属す
る恒久的施設等を有する構成会社等である外
国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る
恒久的施設等を有する第八十二条第十五号
(定義)に規定する共同支配会社等である外国
法人に対しては、第八条第一項(外国法人の
課税所得の範囲)及び前条の規定により課す
る法人税のほか、各対象会計年度の第百四十
五条の六第一項(国内最低課税額)に規定する
国内最低課税額について、各対象会計年度の
国内最低課税額に対する法人税を課する。
第九条中「第百四十五条の三」を「第百四十五
条の十二」に、「前条第一項」を「第八条第一項
(外国法人の課税所得の範囲)及び前二条」に改
める。

第五十五条第五項に次の一号を加える。
ハ スマートフォンにおいて利用される特定
ソフトウェアに係る競争の促進に関する法
律(令和六年法律第五十八号)の規定による

課徴金及び延滞金

第二編第一章第一節第四款第七目の三を同款
第七目の四とし、同款第七目の二を同款第七目
の三とする。

第五十二条の次に次の目名を付する。

第七目の二 賃貸借取引に係る費

用

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 内国法人が資産の賃貸借で第六十
四条の二第三項(リース取引に係る所得の金
額の計算)に規定するリース取引以外のもの
(以下この項において「賃貸借取引」という。))
によりその賃貸借取引の目的となる資産の賃
借を行った場合において、その賃貸借取引に
係る契約をした事業年度以後の各事業年度に
おいてその契約に基づき当該内国法人が支払
うこととされている金額(その資産の賃借の
ために要する費用の額又はその資産の賃借の
用に供するために直接要する費用の額を含む
ものとし、次に掲げる額に該当するものを除
く。)があるときは、その支払うこととされて
いる金額のうち当該各事業年度において債務
の確定した部分の金額は、当該各事業年度の
所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
一 第二十二条第三項第一号(各事業年度の
所得の金額の計算の通則)に掲げる原価の
額
二 固定資産の取得に要した金額とされるべ
き費用の額及び繰延資産となる費用の額
三 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政
令で定める。

第六十一条の二第二十四項を同条第二十五項
とし、同条第二十項から第二十三項までを一項
ずつ繰り下げ、同条第十九項の次に次の一項を
加える。
20 内国法人が所有受益権(当該内国法人が有
する第二条第二十九号ハに規定する特定受益
証券発行信託の受益権をいう。)に係る同号ハ

に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻し(当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。以下この項において「払戻し」という。)として金銭の交付を受けた場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、当該所有受益権の払戻しの直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第六十一条の四第一項及び第六十一条の六第四項第三号中「第六十一条の第二十項」を「第六十一条の第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

第六十二条の八第一項中「限る。以下この項において同じ」を「限る」に、「取得価額。以下この項において同じ」を「取得価額」に、「含む。以下この項において同じ」を「含む」に、「控除した」を「減算した」に改め、「当該資産の取得価額の合計額が当該負債の額の合計額に満たない場合には、その満たない部分の金額を加算した金額」を削り、同条第十二項中「当該非適格合併等」の下に「当該内国法人の株式又は出資の交付が省略された」と認められるものに限る。」を加える。

第二編第一章第一節第七款の款名を次のように改める。

第七款 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例

第六十三条を削る。

第六十四条の見出しを削り、第二編第一章第一節第七款中同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十四条 削除

第二編第二章の章名を次のように改める。

第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等

第八十二条第一号八中「この節」を「この章」に改め、同条第三十一号及び第三十二号を次のように改める。

三十一 基準税率 百分の十五をいう。

三十二 過去対象会計年度 各対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度をいう。

第八十二条に次の三号を加える。

三十三 自国内最低課税額に係る税 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税及び当該法人税に係る地方法人税又は外国におけるこれらに相当する税をいう。

三十四 グループ国際最低課税額等報告事項 第三百五十条の三第一項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいう。

三十五 グループ国内最低課税額報告事項 第三百五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等をいう。

第八十二条の三及び第二編第二章第二節から第四節までの節名を削る。

第八十二条の二の見出しを削り、同条第一項中「この章」を「この節」に改め、同項第四号中「前条第十五号八」を「第八十二条第十五号八(定義)」に改め、同条第二項第一号中「百分の十五をいう。以下この項及び第四項において同じ。」を削り、同号イ(3)中「口に規定する」を削り、同号ロ中「当該対象会計年度開始の日前に開始した各対象会計年度をいう。以下この条において同じ。」を削り、同条第六項中「我が国以外の国又は地域」を「国等(我が国又は我が国以外の国若しくは地域をいう。第二号において同じ。)」に改め、同項第一号中「前条第二十六号」を「第八十二条第二十六号」に改め、同項第二号中「国又は地域」を「国等」に改め、同条第十項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等(二)」を「グループ国際最低課税額等報告事項等(二)」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「」

「(特定多国籍企業グループ等報告事項等)」を「(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等)に改め、同条第十一項及び第十二項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に改め、同条第十四項中「前条第五号」を「第八十二条第五号」に改め、同条を第八十二条の三とする。

第八十二条の次に次の一条、節名及び款名を加える。

(除外会社等に関する特例)

第八十二条の二 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等(当該対象会計年度以後の各対象会計年度において除外会社等(前条第十四号へに掲げる除外会社等)に限る。以下この項及び次項において同じ。)に該当する会社等についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。若しくはグループ国内最低課税額報告事項等(当該対象会計年度以後の各対象会計年度において除外会社等に該当する会社等)についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項若しくは当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第三百五十条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合に限る。)には、当該会社等については、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、前項の規定は、適用しない。

等(当該対象会計年度以後の各対象会計年度において除外会社等に該当する会社等)について前項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項若しくは当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第三百五十条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合に限る。)には、当該会社等については、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに前項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

4 第二項の規定は、同項の当該対象会計年度の直前の四対象会計年度のうちに第一項の規定の適用を受けることとなつた対象会計年度がない場合に限り、適用する。

5 各対象会計年度の前対象会計年度において第一項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定の適用があつた場合における同項の規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一款 国際最低課税額

第八十二条の四の前に次の款名を付する。

第二款 課税標準 第八十二条の四の次に次の款名を付する。 第三款 税額の計算 第八十二条の五の次に次の款名を付する。 第四款 申告及び納付等 第八十二条の六第二項中「当該対象会計年度について」を削り、「場合（当該対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度を「対象会計年度」として当該申告書を提出する場合（過去対象会計年度に、「が第百五十条の三第六項（特定多国籍企業グループ等報告事項等」を若しくは外国法人（我が国を所在地とする恒久的施設等を有していたものに限り。以下この項において同じ。）若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が第百五十条の三第九項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に改める。 第八十二条の十中「特定基準法人税額」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額」に改める。 第二編第二章に次の二節を加える。 第三節 各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税 第一款 国際最低課税残額 第八十二条の十一 この節において「国際最低課税残額」とは、特定多国籍企業グループ等に係る構成会社等である内国法人の各対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の国内グループ国際最低課税残額に、当該特定多国籍企業グループ等に係る構成会社等その所在地国が我が国であるものに限る。以下この項において同じ。）の従業員その他これに類する者（以下この項及び次項において「従業員等」という。）の数の合計数のうち当該内国法人（その所在地国が我が国であるものに限る。以下この項において同じ。）の従業員等の数の占める割合として政令で定	めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合と当該構成会社等の有形資産の額の合計額のうちに当該内国法人の有形資産の額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額をいう。 2 前項の「国内グループ国際最低課税残額」とは、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残額（第八十二条の三第三項（国際最低課税額）に規定するグループ国際最低課税額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額を控除した残額をいう。）に、当該特定多国籍企業グループ等に係る構成会社等の従業員等の数の合計数のうちに我が国を所在地とする構成会社等の従業員等の数の合計数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合と当該特定多国籍企業グループ等に係る構成会社等の有形資産の額の合計額のうちに我が国を所在地とする構成会社等の有形資産の額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合とを合計した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額をいう。 一 第八十二条の三第二項に規定する構成会社等に係るグループ国際最低課税額がある場合 当該特定多国籍企業グループ等に係る構成会社等（以下この号において「対象構成会社等」という。）ことの会社等別国際最低課税額等（同条第一項に規定する会社等別国際最低課税額又は我が国を所在地とする構成会社等若しくは共同支配会社等に係るこれに相当するものとして政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）に係る国際最低課税額等（同条第一項第一号に規定する国際最低課税額等）をい	う。次号イにおいて同じ。）（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象構成会社等ことの会社等別国際最低課税額等を合計した金額 イ 当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が当該対象構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている場合 ロ 当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が当該対象構成会社等の所有持分を直接に有していない場合であつて、かつ、当該最終親会社等と当該対象構成会社等との間に所有持分の保有を通じて介在する他の構成会社等が当該対象構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている場合（当該最終親会社等と当該対象構成会社等との間に所有持分の保有を通じて二以上の連鎖関係がある場合には、当該二以上の連鎖関係のいずれにおいても当該対象構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている他の構成会社等が介在する場合に限る。） 二 第八十二条の三第四項に規定する共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額がある場合 当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等ことの次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等を超える場合には、当該会社等別国際最低課税額等）を合計した金額 イ 当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等に係る国際最低課税額等	ロ 当該共同支配会社等の会社等別国際最低課税額等のうち当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に帰せられない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額 3 特定多国籍企業グループ等の対象会計年度（以下この項において「判定対象会計年度」という。）が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める対象会計年度開始の日以後五年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとして政令で定める対象会計年度に該当する場合には、当該判定対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の前項に規定するグループ国際最低課税残額は、零とする。 一 当該特定多国籍企業グループ等が各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税に関する法令の規定が最も早く施行された日と国際的に認められる日として財務省令で定める日から各対象会計年度の国際最低課税残額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税に関する法令の規定が最も早く施行された日と国際的に認められる日として財務省令で定める日（以下この号及び次号において「国際最低課税残額法人税等施行日」という。）の前日までの間に最初に開始した対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る場合 国際最低課税残額法人税等施行日以後最初に開始した対象会計年度 二 前号に掲げる場合以外の場合 特定多国籍企業グループ等に係る対象会計年度のうちに、国際最低課税残額法人税等施行日以後最初に開始した対象会計年度 4 会社等について、当該会社等の各対象会計年度に係る収入等（第八十二条第五号（定義）
--	---	--	---

に規定する収入等をいう。以下この項において同じ。)のうちに特定収入等(同号イ又はロに掲げる収入等をいう。以下この項において同じ。)その他の収入等(特定収入等以外の収入等をいう。以下この項において同じ。)がある場合には、特定収入等のみを有する導管会社等その他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、第二項に規定する国内グループ国際最低課税残余額の計算を行うものとする。 5 我が国を所在地とする導管会社等がある場合における国際最低課税残余額の計算その他第一項及び第二項の計算並びに前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	ことを要しない。 一 当該対象会計年度の課税標準である内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額 二 前号に掲げる内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額 三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項 2 特定多国籍企業グループ等に係する内国法人が、前項の規定による申告書を最初に提出すべき対象会計年度において当該申告書を提出する場合(過去対象会計年度において当該内国法人又は当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人(我が国を所在地とする恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項において同じ。)若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が第百五十条の三第九項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定の適用を受けていなかった場合に限り)には、当該内国法人の当該最初に提出すべき対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一年三月」とあるのは、「二年六月」とする。	て「納税申告書」という。)により行うこととされ、又はこれにこの法律(これに基づく命令を含む)若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。	3 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。 4 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項(定義に規定する法人番号をいう。))の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。 (電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例) 第八十二条の十六 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについては、納税申告書の提出することについては、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。 2 第八十二条の八第二項から第五項まで(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)の規定は前項の承認について、同条第六項から第八項までの規定は前項の規定の適用を受けている内国法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定の」とあるのは「第八十二条の十六第一項(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)の規定の」と、「第八十二条の六第一項(国際最低課税額)とあるの
2 各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額とする。 第三款 税額の計算 第八十二条の十三 内国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額に百分の九十・七の税率を乗じて計算した金額とする。 第四款 申告及び納付等 (国際最低課税残余額に係る確定申告) 第八十二条の十四 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人は、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額がない場合は、当該申告書を提出する	3 第一項の規定による申告書には、当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の連結等財務諸表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。 (電子情報処理組織による申告) 第八十二条の十五 第八十二条の七第二項(電子情報処理組織による申告)に規定する特定法人である内国法人は、前条第一項又は国税通則法第十八条期限後申告若しくは第十九条(修正申告)の規定により、国際最低課税残余額確定申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書(以下この条及び次条第一項におい	2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づく命令を含む)及び国税通則法(第百二十四条書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)を除く。)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。	

は「第八十二条の十四第一項(国際最低課税残余額)」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八十二条の十六第一項」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは「第八十二条の十五第一項(電子情報処理組織による申告)」と、「第一項の承認」とあるのは「第八十二条の十六第一項の承認」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは「第八十二条の十五第一項」と、「つき第一項」とあるのは「つき第八十二条の十六第一項」と読み替えるものとする。

があつた場合には、その申告又は更正後の金額。以下この条において「申告書記載税額」という。)が過大となる場合には、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書記載税額につき国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができ。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならぬ。

第四節 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

第一款 国内最低課税額

第八十二条の十九 この節において「国内最低課税額」とは、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

- 一 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。以下この号において同じ。)である内国法人又は過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る構成会社等であつた内国法人で当該対象会計年度において当該構成会社等でないもの 当該対象会計年度における構成会社等に係る国内最低課税額
- 二 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。以下この号において同じ。)である内国法人又は過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であつた内国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないもの 当該対象会計年度における共同支配会社等に係る国内

最低課税額

2 前項第一号に規定する構成会社等に係る国内最低課税額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

- 一 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係るイ(3)に規定する国内実効税率が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額(我が国に係る第八十二条の三第二項第一号イ(1)(国際最低課税額)に規定する国別グループ純所得の金額をいう。以下この項において同じ。)がある場合 前項第一号に掲げる内国法人に係る次に掲げる金額の合計額(過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であつた内国法人で当該対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつては、ロに掲げる金額の合計額)
- イ 当該対象会計年度の当期グループ国内最低課税額(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に(3)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。)に、前項第一号に掲げる内国法人の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額(3)に規定する国内実効税率を計算するための基準とすべき税の額として構成会社等の各対象会計年度の第八十二条第二十六号(定義)に規定する当期純損益金額に係る我が国における対象租税の額その他の事情を勘案して政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項及び第九項第一号イにおいて同じ。)が当該対象会計年度に係る個別基準税額(個別計算所得等の金額に基準税率を乗じて計算した金額をいう。以

下この項及び第五項において同じ。)を下回る場合のその下回る部分の金額が、我が国を所在地国とする全ての構成会社等の当該下回る部分の金額の合計額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額

- (1) 国内グループ純所得の金額
- (2) 我が国に係る第八十二条の三第二項第一号イ(2)に掲げる金額
- (3) 基準税率から当該対象会計年度に係る国内実効税率(イ)に掲げる金額当該対象会計年度に係る(イ)に掲げる金額が零を超え、かつ、当該対象会計年度において国内グループ純所得の金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに(イ)に掲げる金額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る(イ)に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る(イ)に掲げる金額が零を下回る場合においては(イ)に掲げる金額が零とする。)が(ロ)に掲げる金額のうち占める割合をいう。次号において同じ。)を控除した割合

- (イ) 国内グループ調整後対象租税額(我が国を所在地国とする全ての構成会社等の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額の合計額をいう。第三号において同じ。)
- (ロ) 国内グループ純所得の金額

過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額(過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に満たない金額として政令で定める金額をいう。次号イ、第三号イ及び次項において同じ。)

二 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合 前項第一号に掲げる内国法人に係る次の掲げる金額の合計額(過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であつた内国法人で当該対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつては、イに掲げる金額の合計額) イ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額 ロ 当該対象会計年度の前項第一号に掲げる内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額	三 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がない場合 前項第一号に掲げる内国法人に係るイ及びロに掲げる金額の合計額(当該対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度の我が国に係る第八十二条の第三項第三号ハに規定する特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては次に掲げる金額の合計額とし、過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であつた内国法人で当該対象会計年度において当該構成会社等でないものにあつてはイに掲げる金額の合計額とする。) イ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額 ロ 当該対象会計年度の前項第一号に掲げる内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額 ハ 当該対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度の我が国に係る第八十二条の第三項第三号ハに規定する特定国別調整後対象租税額を控除した残額に、前項第一号に掲げる内国法人の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額が当該対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額が、我が国を所在地国とする全ての構成会社等の当該下回る部分の金額の合計額のうち占める割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額 3 前項各号の特定多国籍企業グループ等に属	する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であつた内国法人が過去対象会計年度において合併により解散した場合又は過去対象会計年度において当該内国法人の残余財産が確定した場合において、各対象会計年度における当該内国法人に係る同項第一号ロ、第二号イ又は第三号イに掲げる金額があるときは、同項の規定にかかわらず、これらの金額は、再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度として政令で定めるものにおける当該内国法人の同項に規定する構成会社等に係る国内最低課税額に含むものとする。 4 第八十二条の第三項の規定は、第二項各号の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちにその所在地国を我が国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八十二条の十九第二項及び第三項(国内最低課税額)」と読み替えるものとする。 5 第一項第二号に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額とは、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。 一 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)に係るイ(3)に規定する国内実効税率が基準税率を下回り、かつ、当該対象会計年度において当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等に係る国内グループ純所得の金額(我が国に係る第八十二条の第三	四項第一号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額をいう。以下この項において同じ。)がある場合 第一項第二号に掲げる内国法人に係る次に掲げる金額の合計額(過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)であつた内国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないものにあつては、ロに掲げる金額の合計額) イ 当該対象会計年度の当期グループ国内最低課税額(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に(3)に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。ロにおいて同じ。)に、第一項第二号に掲げる内国法人の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額(3)に規定する国内実効税率を計算するための基準とすべき税の額として共同支配会社等の各対象会計年度の第八十二条第二十六号に規定する当期純損益金額に係る我が国における対象租税の額その他の事情を勘案して政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。)が当該対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額が、当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等の当該下回る部分の金額の合計額のうち占める割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額 (1) 国内グループ純所得の金額 (2) 我が国に係る第八十二条の第四項第一号イ(2)に掲げる金額 (3) 基準税率から当該対象会計年度に係る国内実効税率(i)に掲げる金額(当該対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が
--	--	---	--

零を超え、かつ、当該対象会計年度において国内グループ純所得の金額がある場合において、過去対象会計年度のうちに(i)に掲げる金額が零を下回るものがあるときは、当該過去対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が零を下回る部分の金額のうち当該対象会計年度に繰り越される部分として政令で定める金額を控除した残額とし、当該対象会計年度に係る(i)に掲げる金額が零を下回る場合には零とする。)が(ii)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。)を控除した割合 (i) 国内グループ調整後対象租税額(当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額の合計額をいう。第三号において同じ。) (ii) 国内グループ純所得の金額 ロ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額(過去対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に満たない金額として政令で定める金額をいう。次号イ、第三号イ及び次項において同じ。)に過去帰属割合(第一項第二号に掲げる内国法人の当該過去対象会計年度に係る国内調整後対象租税額が当該過去対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額が、当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(当該過去対象会計年度においてその所在地国が我が国であるものに限り)の当該下回る部分の金額の合計額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。)を乗じて計算した金額	ハ 当該対象会計年度の第一項第二号に掲げる内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額(当該内国法人に係る個別計算所得金額のうち当該内国法人に係る他の共同支配会社等に分配されなかつた部分に対応する国内最低課税額として政令で定める金額をいう。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。) 二 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)に係る国内実効税率が基準税率以上であり、かつ、当該対象会計年度において当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等に係る国内グループ純所得の金額がある場合 第一項第二号に掲げる内国法人に係る次に掲げる金額の合計額(過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)であつた内国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないものにあつては、イに掲げる金額の合計額) イ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額 ロ 当該対象会計年度の第一項第二号に掲げる内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額 三 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)に係る国内グループ純所得の金額がな
場合 第一項第二号に掲げる内国法人に係るイ及びロに掲げる金額の合計額(当該対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度の我が国に係る第八十二条の三第四項第三号ハに規定する特定国別調整後対象租税額を超える場合にあつては次に掲げる金額の合計額とし、過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)であつた内国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないものにあつてはイに掲げる金額の合計額とする。) イ 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に過去帰属割合を乗じて計算した金額 ロ 当該対象会計年度の第一項第二号に掲げる内国法人(各種投資会社等に限る。)に係る未分配所得国内最低課税額 ハ 当該対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額から当該対象会計年度の我が国に係る第八十二条の三第四項第三号ハに規定する特定国別調整後対象租税額を控除した残額に、第一項第二号に掲げる内国法人の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額が当該対象会計年度に係る個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額が、当該共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等の当該下回る部分の金額の合計額のうちに占める割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額 6 前項各号の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)であつた内国法人が過去対	象会計年度において合併により解散した場合又は過去対象会計年度において当該内国法人の残余財産が確定した場合において、各対象会計年度における当該内国法人に係る同項第一号ロ、第二号イ又は第三号イに掲げる金額があるときは、同項の規定にかかわらず、これらの金額は、再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度として政令で定めるものにおける当該内国法人の同項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額に含むものとする。 7 第八十二条の三第五項の規定は、第五項各号の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等のうちにその所在地国を我が国とする同条第五項に規定する特定共同支配会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八十二条の十九第五項及び第六項(国内最低課税額)」と読み替えるものとする。 8 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限り)のとし、各種投資会社等を除く。)である内国法人が各対象会計年度において次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る第二項第一号イに規定する当期グループ国内最低課税額は、零とする。 一 我が国における当該対象会計年度及びその直前の二対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。 二 我が国における当該対象会計年度及びそ

の直前の二対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

9 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国を我が国とする構成会社等のうちに連結除外構成会社等(企業集団の計算書類において連結の範囲から除かれる構成会社等として財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)が含まれるものに限る。)である内国法人が各対象会計年度において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る第二項第一号イに規定する当期グループ国内最低課税額は、零とする。

一 イに掲げる金額がロに掲げる金額(零を超えるものに限る。)のうちに占める割合が百分の十五以上であること。

イ 我が国を所在地国とする全ての構成会社等(連結除外構成会社等を除く。)の当該対象会計年度に係る国内調整後対象租税額及び我が国の租税に関する法令又はこれに相当するものにより国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係る我が国の税額に関する事項のうち財務省令で定めるものに係る金額(当該連結除外構成会社等に係る部分に限る。)の合計額として政令で定める金額

ロ 我が国を所在地国とする全ての構成会社等(連結除外構成会社等を除く。)の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を減算した金額に、我が国の租税に関する法令又はこれ

に相当するものにより国際的な租税に関する情報の交換のために提供された当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係る我が国の収入金額(当該連結除外構成会社等に係る部分に限る。)を加算した金額として政令で定める金額

二 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該内国法人に係る第二項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

10 第八十二条の第三項の規定は、前項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちにその所在地国を我が国とする同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「第八十二条の十九第九項第一号(国内最低課税額)」と読み替えるものとする。

11 第八項及び第九項の規定は、これらの規定の特定多国籍企業グループ等のこれらの規定の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等(第一項第一号に掲げる内国法人について第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第百五十条の三第六項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)に限り、適用する。

12 第二項第一号の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等(同号に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当

局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第百五十条の三第六項の規定の適用がある場合に限る。)には、当該対象会計年度の同号イ(2)に掲げる金額は、零とする。

13 第二項第三号の特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等(同号に定める金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供がある場合(第百五十条の三第六項の規定の適用がある場合に限る。)には、当該対象会計年度の同号ハに規定する控除した残額は、零とする。

14 第一項第一号の特定多国籍企業グループ等の対象会計年度(以下この項において「判定対象会計年度」という。)が、第八十二条の十一第三項各号(国際最低課税残額)に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める対象会計年度開始の日以後五年以内に開始し、かつ、同項に規定する政令で定める対象会計年度に該当する場合(当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)のいずれかに係る最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等が外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税を課することとされている場合を除く。)には、当該判定対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等に属する第一項第一号に掲げる内国法人の同号に定める金額は、零とする。

15 第八項及び第十一項から前項までの規定は、第五項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額について準用する。この場合において、第八項中「第二項第一号」とあるのは「第五項第一号」と、同項各号中「我が国における」とあるのは「当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)」のと、「係る当該特定多国籍企業グループ等」とあるのは「係る」と、第十一項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」と、「第一項第一号」とあるのは「第一項第二号」と、「第八項又は第九項」とあるのは「第十五項において準用する第八項」と、第十二項中「第二項第一号」とあるのは「第五項第一号」と、第十三項中「第二項第三号」とあるのは「第五項第三号」と、前項中「第一項第一号」とあるのは「第一項第二号」と読み替えるものとする。

16 会社等について、当該会社等の各対象会計年度に係る収入等(第八十二条第五号に規定する収入等をいう。以下この項において同じ。)のうちに特定収入等(同号イ又はロに掲げる収入等をいう。以下この項において同じ。)とその他の収入等(特定収入等以外の収入等をいう。以下この項において同じ。)がある場合には、特定収入等のみを有する導管会社等その他の収入等のみを有する導管会社等以外の会社等があるものとみなして、国内最低課税額の計算を行うものとする。

17 国内最低課税額の計算その他第三項、第四項及び第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条の二十 内国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人

第二款 課税標準

税の課税標準は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額とする。

2 各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額は、各対象会計年度の国内最低課税額とする。

第三款 税額の計算

第八十二条の二十一 内国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の内国法人に係る課税標準国内最低課税額に百分の七十五・三の税率を乗じて計算した金額とする。

第四款 申告及び納付等

(国内最低課税額に係る確定申告)

第八十二条の二十二 第八十二条の十九第一項各号(国内最低課税額)に掲げる内国法人(以下この条において「申告対象法人」という。)は、各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該対象会計年度の課税標準である内国法人に係る課税標準国内最低課税額

二 前号に掲げる内国法人に係る課税標準国内最低課税額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 申告対象法人が、前項の規定による申告書を最初に提出すべき対象会計年度において当該申告書を提出する場合(過去対象会計年度において当該申告対象法人又は当該申告対象法人の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人(我が国を所在地とする恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項において同じ。))若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であつた他の内国

法人若しくは外国法人が第百五十条の三第九項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)の規定の適用を受けていなかった場合に限り。には、当該申告対象法人の当該最初に提出すべき対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二年三月」とあるのは、「二年六月」とする。

3 第一項の規定による申告書には、当該対象会計年度の特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に係る連結等財務諸表の作成の基礎となる申告対象法人の財産及び損益の状況を記載した計算書類その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(電子情報処理組織による申告)

第八十二条の二十三 第八十二条の七第二項(電子情報処理組織による申告)に規定する特定法人である内国法人は、前条第一項又は国税通則法第十八条期限後申告若しくは第十九条(修正申告)の規定により、国内最低課税額確定申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書(以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又はこれにこの法律(これに基づく命令を含む。若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。))を添付して行うこととされている各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。))又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。))を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の

使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。))を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づく命令を含む。))及び国税通則法(第百二十四条書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)を除く。の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項(定義)に規定する法人番号をいう。))の記載については、第二項の内国法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第八十二条の二十四 前条第一項の内国法人

が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2 第八十二条の八第二項から第五項まで(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)の規定は前項の承認について、同条第六項から第八項までの規定は前項の規定の適用を受けている内国法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定」とあるのは「第八十二条の二十四第一項(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)の規定」と、「第八十二条の六第一項(国際最低課税額)とあるのは「第八十二条の二十二第一項(国内最低課税額)と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八十二条の二十四第一項」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは「第八十二条の二十三第一項(電子情報処理組織による申告)」と、「第一項の承認」とあるのは「第八十二条の二十四第一項の承認」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは「第八十二条の二十三第一項」と、「つき第一項」とあるのは「つき第八十二条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

(国内最低課税額に係る確定申告による納付)

第八十二条の二十五 第八十二条の二十二第一項(国内最低課税額に係る確定申告)の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該

金額に相当する法人税を国に納付しなければならぬ。

(前対象会計年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第八十二条の二十六 内国法人が、国内最低課税額確定申告書に記載すべき第八十二条の二十二第一項第一号若しくは第二号(国内最低課税額に係る確定申告)に掲げる金額又は地方法税法第二十四条の十一第一項(国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)に記載すべき同項第一号若しくは第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各対象会計年度で決定を受けた対象会計年度に係る第八十二条の二十二第一項第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。以下この条において「申告書記載税額」という。)が過大となる場合には、当該内国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書記載税額につき国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることが出来る。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならぬ。

第三百三十条第二項及び第三百三十一条中「の課税標準の」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税若しくは各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準

の」に改める。

第四百四十七条中「内国法人に係る更正及び決定」を「青色申告書等に係る更正等」に、「及び外国法人」を「、外国法人の各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税、外国法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税及び外国法人」に改める。

第三編第六章を同編第七章とし、同編第五章を同編第六章とし、同編第四章を同編第五章とする。

第四百四十五条の五中「第四百四十五条の四」を「第四百四十五条の十二」に改め、第三編第三章第三節中同条を第四百四十五条の十三とし、同章第二節中第四百四十五条の四を第四百四十五条の十二とし、同章第一節中第四百四十五条の三を第四百四十五条の十一とし、第四百四十五条の二を第四百四十五条の十とする。

第三編第三章を同編第四章とし、同編第二章の次に次の一章を加える。

第三章 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税等

第一節 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税

第一款 国際最低課税残余額

第四百四十五条の二 この節において「国際最低課税残余額」とは、特定多国籍企業グループ等(第八十二条第四号(定義)に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この項において同じ。)に属する恒久的施設等(同条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地(同条第七号に規定する所在地)をいう。以下この条において同じ。)が我が国であるものに限る。以下この項において同じ。)を有する構成会社等(第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この項において同じ。)である外国法人の各対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の第八十

二条の十一第二項(国際最低課税残余額)に規定する国内グループ国際最低課税残余額に、当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地が我が国であるものに限る。以下この項において同じ。)の同条第一項に規定する従業員等の数の合計数のうちに当該外国法人の恒久的施設等の同項に規定する従業員等の数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合に百分の五十を乗じて計算した割合と当該構成会社等の有形資産の額の合計額のうちに当該外国法人の恒久的施設等の有形資産の額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合とを合計した割合を乗じて計算した金額をいう。

我が国を所在地とする第八十二条第五号に規定する導管会社等がある場合における国際最低課税残余額の計算その他前項の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二款 課税標準

第四百四十五条の三 外国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額とする。

2 各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額は、各対象会計年度の国際最低課税残余額とする。

第三款 税額の計算

第四百四十五条の四 外国法人に対して課する各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額に百分の九十・七の税率を乗じて計算した金額とする。

第四款 申告及び納付等

第四百四十五条の五 前編第二章第三節第四款(申告及び納付等)(第八十二条の十五電子情

報処理組織による申告)及び第八十二条の十六(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)を除く。)の規定は、外国法人の各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税についての申告、納付及び国税通則法第二十三条第一項更正の請求の規定による更正の請求について準用する。この場合において、第八十二条の十四第一項第一号(国際最低課税残余額に係る確定申告)中「内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額」とあるのは「外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額」と、同項第二号中内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額」とあるのは「外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額」と、「前条」とあるのは「第四百四十五条の四(税額の計算)」と読み替えるものとする。

第二節 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

第一款 国内最低課税額

第四百四十五条の六 この節において「国内最低課税額」とは、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等(第八十二条第四号(定義)に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この項において同じ。)に属する恒久的施設等(同条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地(同条第七号に規定する所在地)が我が国であるものに限る。以下この条において同じ。)を有する構成会社等(第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この号において同じ。)である外国法人又は過去対象会計年度(同条第三十二号に規定する過去対象会計年度をいう。次号において同じ。)において当該特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等であつた外国法人で当該

対象会計年度において当該構成会社等でないもの。当該対象会計年度における構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額
二 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等(第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この号において同じ。)である外国法人又は過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等であつた外国法人で当該対象会計年度において当該共同支配会社等でないもの。当該対象会計年度における共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額

2 前項第一号に規定する構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額とは、同号に掲げる外国法人の恒久的施設等につき、第八十二条の十九第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項(国内最低課税額)の規定に準じて計算した金額をいう。

3 第一項第二号に規定する共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額とは、同号に掲げる外国法人の恒久的施設等につき、第八十二条の十九第五項から第七項までの規定、同条第十五項において準用する同条第八項及び第十一項から第十四項までの規定並びに同条第十六項及び第十七項の規定に準じて計算した金額をいう。

4 国内最低課税額の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 課税標準

第四百四十五条の七 外国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の課税標準は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額とする。

2 各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額は、各対象会計年度の国内最低課税額とする。

第三款 税額の計算

第四百四十五条の八 外国法人に対して課する各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の外国法人に係る課税標準国内最低課税額に百分の七十五・三の税率を乗じて計算した金額とする。

第四款 申告及び納付等

第四百四十五条の九 前編第二章第四節第四款(申告及び納付等)(第八十二条の二十三(電子情報処理組織による申告)及び第八十二条の二十四(電子情報処理組織による申告)が困難である場合の特例)を除く。の規定は、第四百四十五条の六第一項各号(国内最低課税額に掲げる外国法人の各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税についての申告、納付及び国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求について準用する。この場合において、第八十二条の二十二第一項第一号(国内最低課税額に係る確定申告)中「内国法人に係る課税標準国内最低課税額」とあるのは、「外国法人に係る課税標準国内最低課税額」と、同項第二号中「内国法人に係る課税標準国内最低課税額」とあるのは、「外国法人に係る課税標準国内最低課税額」と、「前条」とあるのは「(第四百四十五条の八(税額の計算)と読み替えるものとする。

第四百五十条の二第二項中「を」及び各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を除く」に改める。

第四百五十条の三の見出しを「(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供)」に改め、同条第一項中「をいう。以下この条において同じ。」である内国法人(を「(以下この条において「構成会社等」という。をいい、」に、「第一号イ

及び第三項」を「以下この条」に、「でないものを除く。以下この条において同じ」を「であるものに限る。」である内国法人又は当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等(第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国が我が国であるものに限る。第四項において同じ。)を有する構成会社等である外国法人(以下この条において「グループ国際最低課税額等報告対象法人」という)に、「及び第六項」を「及び第九項」に、「(特定多国籍企業グループ等報告事項等)」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「(行う内国法人)」を「(以下この条及び第五項並びに)」を「以下この条及び」に、「当該内国法人」を「当該グループ国際最低課税額等報告対象法人」に改め、同項第一号イ中「口及び第三項」を「第三項及び第四項第一号」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」に改め、同号口中「内国法人が最終親会社等その他の」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人が各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を課することとされるものとして」に、「第八十二条の二第二項」を「第八十二条の三第一項」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第六項」を「第八十二条の二第一項(除外会社等に関する特例)又は第八十二条の三第六項」に改め、「又は第八十二条の三第一項(除外会社等に関する特例)」を削り、同項第三号中「第八十二条の三第一項」を「第八十二条の二第一項」に改め、同条第二項中「(特定多国籍企業グループ等報告事項等)」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「(特定多国籍企業グループ等報告事項等)」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「事項」を「事項及び次項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等に相当す

る事項」に、「次項」を「第六項及び第七項」に、「に属する構成会社等である内国法人」を「のグループ国際最低課税額等報告対象法人」に改め、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「(特定多国籍企業グループ等)」に属する構成会社等である内国法人」を「グループ国際最低課税額等報告対象法人又はグループ国内最低課税額報告対象法人」に、「又は第四項の規定により特定多国籍企業グループ等の」に、「(特定多国籍企業グループ等報告事項等)」を「グループ国際最低課税額等報告事項等、グループ国内最低課税額報告事項等」に、「他の内国法人」を「他の法人又は当該特定多国籍企業グループ等に係る第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等であつた他の法人」に改め、「第二項の下に」第四項、第五項を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項中「内国法人」を「法人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「(特定多国籍企業グループ等)」に属する構成会社等である内国法人は、当該を「グループ国際最低課税額等報告対象法人又は前項の規定の適用を受けるグループ国内最低課税額報告対象法人は、第三項又は前項の」に改め、「同項の」を削り、「第六項」を「第九項」に、「当該内国法人」を「当該グループ国際最低課税額等報告対象法人又は当該グループ国内最低課税額報告対象法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 グループ国内最低課税額報告対象法人(特定多国籍企業グループ等)に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限る。)である内国法人若しくは過去対象会計年度(第八十二条第三十二号に規定する過去対象会計年度をいう。以下この項において同じ。)において当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その所在地国が我が国であ

るものに限る。)であつた内国法人で報告対象会計年度(この項、第七項又は第九項の規定の適用に係る対象会計年度をいう。以下この項において同じ。)において当該構成会社等でないもの(当該報告対象会計年度に係る第八十二条の十九第一項(国内最低課税額)に規定する国内最低課税額を有するものに限る。)若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等(その所在地国が我が国であるものに限

る。）である内国法人若しくは過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る同号に規定する共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限り。）であつた内国法人で当該報告対象会計年度において当該共同支配会社等でないもの（当該報告対象会計年度に係る同項に規定する国内最低課税額を有するものに限り。）又は当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人若しくは過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する構成会社等であつた外国法人で当該報告対象会計年度において当該構成会社等でないもの（当該報告対象会計年度に係る第百四十五条の六の六第一項（国内最低課税額）に規定する国内最低課税額を有するものに限り。）若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する同号に規定する共同支配会社等である外国法人若しくは過去対象会計年度において当該特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する同号に規定する共同支配会社等であつた外国法人で当該報告対象会計年度において当該共同支配会社等でないもの（当該報告対象会計年度に係る同項に規定する国内最低課税額を有するものに限り。）をいう。以下この項、第七項及び第九項において

同じ。は、当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る次に掲げる事項（次条第6項、第6項及び第9項並びに第百六十条において「グループ国内最低課税額報告事項等」という。）を、当該各対象会計年度終了の日の翌日から二年三月以内に、財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により、当該グループ国内最低課税額報告対象法人の納税地の所轄税務署長に提供しなければならぬ。

一 当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称 当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地の名称その他の財務省令で定める事項及び当該特定多国籍企業グループ等に係る第八十二条の十九第一項又は第四百五十五条の六第二項に規定する国内最低課税額に関する事項として財務省令で定める事項

二 第八十二条の二第一項、

第九第八項、第九項、第十二項若しくは第十三項（これらの規定（同条第九項を除く。）を含む。以下この号において同じ。）又は第四百四十五條の六第二項若しくは第三項の規定により第八十二條の十九第八項、第九項、第十二項若しくは第十三項の規定に準じて計算する場合における同条第八項、第九項、第十二項若しくは第十三項の規定その他の政令で定める規定の適用を受けようとする旨

三 第八十二条の二第一項の規定その他政令で定める規定の適用を受けることをやめようとする旨

前項の規定により同項の特定多国籍企業グループ等に係るグループ国内最低課税額報告事項等を提供しなければならないこととされる法人が複数ある場合において、同項の各対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内

に、電子情報処理組織を使用する方法により、当該法人のうちのいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人の納税地の所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等を提供することを要しない。

6 前二項の規定は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の租税に関する法令を執行する当局が当該特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができると認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、適用しない。

第百五十九条第一項中「第八十九条第二号」を「第八十二条の十四第一項第二号 国際最低課税残余額に係る確定申告（第百四十五条の五（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）」に規定する法人税の額、第八十二条の二十二第一項第二号（国内最低課税額に係る確定申告（第百四十五条の九（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額、第八十九条第二号」に、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三に改め、「偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪」を削り、「二罰規定を罰則」に改め、同条第三項中「第八十九条（第百四十五条の五）」を「第八十二条の十四第一項（第百四十五条の五）において準用す

る場合を含む。）、第八十二条の二十二第一項（第百四十五条の九において準用する場合を含む。）、第八十九条（第百四十五条の十三に、「第八十九条第二号（第百四十五条の五）を第八十二条の十四第一項第二号（第百四十五条の五）において準用する場合を含む。」に規定する法人税の額、第八十二条の二十二第一項第二号（第百四十五条の九において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額、第八十九条第二号（第百四十五条の五）に改める。

第十四第一項（国際最低課税残余額に係る確定申告（第百四十五条の五申告及び納付等）において準用する場合を含む。）、第八十二条の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告（第百四十五条の九（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）、第八十九条に、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を」〔特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等〕に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を」を「グループ国際最低課税額等報告事項等若しくは同条第四項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等」に改める。

第百六十二条中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「若しくは第四項(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等)」に改める。

附則第二十条第二項中「第三編第三章」を「第三編第四章」に、「第百四十五条の三」を「第百四十五条の十一」に改める。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）

別表第一 社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

(地方法人税法の一部改正)

第三条 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定基準法人税額に対する地方法人税を」「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に、

「第四章 更正 第六章 罰則」を

及び決定(第二十五条―第二十九条)を(第三十条―第三十二条)を(第三十三条―第三十七条)を

章 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に
一節 課税標準(第二十四条の九)
二節 税額の計算(第二十四条の十一)―第
三節 申告及び納付等(第二十五条―第二十九
章 更正及び決定(第二十五条―第二十九条)
章 雑則(第三十条―第三十二条)
章 罰則(第三十三条―第三十七条)
に対する地方法人税

二十四条の十五)に改める。

第三条第一項中「及び第六章を」、第二十四
条の十二及び第七章に改め、同条第二項中「第
六章を」第七章に改める。

第五条第二項中「法人税法」を「特定多国籍企
業グループ等(法人税法)に、「に属する内国法
人」をいう。次項において同じ。に属する同
条第十三号に規定する構成会社等である法人」
に、「の特定基準法人税額を」「の国際最低課税
額等に係る特定基準法人税額に、「特定基準法
人税額に対する地方法人税」を「国際最低課税額
等に係る特定基準法人税額に対する地方法人
税」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特定多国籍企業グループ等に属する法人税

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

所得税法等の一部を改正する法律案

法第八十二条第十三号に規定する構成会社等
である法人又は特定多国籍企業グループ等に
係る同条第十五号に規定する共同支配会社等
である法人の各課税対象会計年度の国内最低
課税額に係る特定基準法人税額には、この法
律により、国内最低課税額に係る特定基準法
人税額に対する地方法人税を課する。

第六条第二項を次のように改める。

2 この法律において「国際最低課税額等に係
る特定基準法人税額」とは、次の各号に掲げ
る法人の区分に応じ当該各号に定める金額を
いう。

一 法人税法第二十一条第三十一号の二に規定す
る国際最低課税額確定申告書を提出すべき
内国法人 当該内国法人の法人税の課税標
準である各対象会計年度の同法第八十二条
の四第一項に規定する課税標準国際最低課
税額につき、同法その他の法人税の税額の
計算に関する法令の規定により計算した法
人税の額(附帯税の額を除く。)

二 法人税法第二十一条第三十一号の三に規定す
る国際最低課税額確定申告書を提出す
べき法人 当該法人の法人税の課税標準で
ある各対象会計年度の同法第八十二条の十
二第一項に規定する内国法人に係る課税標
準国際最低課税残額又は同法第四百十五
条の三第一項に規定する外国法人に係る課
税標準国際最低課税残額につき、同法そ
の他の法人税の税額の計算に関する法令の
規定により計算した法人税の額(附帯税の
額を除く。)

第六条に次の一項を加える。

3 この法律において「国内最低課税額に係る
特定基準法人税額」とは、法人税法第二条第
三十一号の四に規定する国内最低課税額確定
申告書を提出すべき法人の法人税の課税標準
である各対象会計年度の同法第八十二条の二

十第一項に規定する内国法人に係る課税標準
国内最低課税額又は同法第四百五条の七第
一項に規定する外国法人に係る課税標準国内
最低課税額につき、同法その他の法人税の税
額の計算に関する法令の規定により計算した
法人税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

第七条第二項中「内国法人」を「法人」に改め
る。

第十六条第六項中「第四百五条の五」を「第
百四十五条の十三」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 国際最低課税額等に係る特定基
準法人税額に対する地方法人税

第二十四条の二第一項中「特定基準法人税額
に対する地方法人税」を「国際最低課税額等に係
る特定基準法人税額に対する地方法人税」に、
「課税標準特定法人税額を」「課税標準国際最低
課税法人税額」に改め、同条第二項中「課税標準
特定法人税額を」「課税標準国際最低課税法人税
額」に、「特定基準法人税額を」「国際最低課税額
等に係る特定基準法人税額」に改める。

第二十四条の三「特定基準法人税額に対す
る地方法人税」を「国際最低課税額等に係る特定
基準法人税額に対する地方法人税」に、「課税標
準特定法人税額を」「課税標準国際最低課税法人
税額」に改める。

第二十四条の四の見出しを「国際最低課税額
等に係る特定基準法人税額に係る確定申告」に
改め、同条第二項中「次項を」「以下この条」に、
「第六条第二項に規定する」を「第六条第二項第
一号に掲げる」に改め、同項第一号中「課税標準
特定法人税額を」「課税標準国際最低課税法人税
額第六条第二項第一号に定める国際最低課税
額等に係る特定基準法人税額に係るものに限
る。」に改め、同項第二号中「課税標準特定法
人税額」を「課税標準国際最低課税法人税額」に改
め、同条第二項中「当該課税対象会計年度につ

いて」を削り、「場合(一)を」「課税対象会計年度に
おいて当該申告書を提出する場合(二)に、「法人
税法」を「構成会社等(法人税法)に改め、「構成
会社等」の下に「をいう。第四項において同
じ。」を加え、「同法第五百十條の三第六項」
を「若しくは外国法人我が国を同条第七号に規
定する所在地とする同条第六号に規定する恒
久的施設等を有していたものに限る。以下この
項及び第四項において同じ。若しくは当該特定
多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等
(同条第十五号に規定する共同支配会社等をい
う。第四項において同じ。)であつた他の内国法
人若しくは外国法人が同法第五百十條の三第九
項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 特定多国籍企業グループ等に属する法人
(第六条第二項第二号に掲げる法人に限る。)
は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から
一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げ
る事項を記載した申告書を提出しなければな
らない。

一 当該課税対象会計年度の課税標準である
課税標準国際最低課税法人税額 第六条第
二項第二号に定める国際最低課税額等に係
る特定基準法人税額に係るものに限る。
二 前号に掲げる課税標準国際最低課税法人
税額につき前条の規定を適用して計算した
地方法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他
財務省令で定める事項

4 特定多国籍企業グループ等に属する法人
が、前項の規定による申告書を最初に提出す
べき課税対象会計年度において当該申告書を
提出する場合当該課税対象会計年度開始の
日前に開始した課税対象会計年度において当
該法人又は当該特定多国籍企業グループ等に
属する構成会社等であつた他の内国法人若し
くは外国法人若しくは当該特定多国籍企業グ

ループ等に係る共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が法人税法第百五十条の第三九項の規定の適用を受けていなかった場合に限る。〕には、当該法人の当該最初に提出すべき課税対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二年三月」とあるのは、「二年六月」とする。

第二十四条の五第一項中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「特定基準法人税額に対する地方法人税」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に改める。

第二十四条の六中「の承認」を「又は第八十二条の十六第一項の承認」に、「当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の」を「次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める」に、「同条」を「前条」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法人税法第八十二条の八第一項の承認
当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告（第二十四条の四第一項に係るものに限る。）

二 法人税法第八十二条の十六第一項の承認
当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告（第二十四条の四第三項に係るものに限る。）

第二十四条の七の見出し中「特定基準法人税額を」国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十四条の四第三項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。第二十四条の八に次の一項を加える。

2 法人税法第八十二条の十八の規定は、法人が同法第二条第三十一号の三に規定する国際最低課税残余額確定申告書に記載すべき同法第八十二条の十四第一項第一号又は第二号（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各課税対象会計年度で決定を受けた課税対象会計年度に係る第二十四条の四第三項第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額が過大となるときについて準用する。）

第三十三条第一項中「される」を「されるべき」に、「若しくは第二十四条の四第一項第二号」を「第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額、同条第三項第二号に規定する地方法人税の額若しくは第二十四条の十一第一項第二号に改め、同条第三項中「又は第二十四条の四第一項の」を「第二十四条の四第一項若しくは第三項又は第二十四条の十一第一項の」に、「される」を「されるべき」に、「又は第二十四条の四第一項第二号」を「第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額、同条第三項第二号に規定する地方法人税の額又は第二十四条の十一第一項第二号に改める。」

第三十三条第一項中「又は第二十四条の四第一項の」を「第二十四条の四第一項若しくは第三項又は第二十四条の十一第一項の」に、「される」を「されるべき」に、「又は第二十四条の四第一項第二号」を「第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額、同条第三項第二号に規定する地方法人税の額又は第二十四条の十一第一項第二号に改める。」

第三十三条第一項中「又は第二十四条の四第一項の」を「第二十四条の四第一項若しくは第三項又は第二十四条の十一第一項の」に、「される」を「されるべき」に、「又は第二十四条の四第一項第二号」を「第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額、同条第三項第二号に規定する地方法人税の額又は第二十四条の十一第一項第二号に改める。」

第三十三条第一項中「又は第二十四条の四第一項の」を「第二十四条の四第一項若しくは第三項又は第二十四条の十一第一項の」に、「される」を「されるべき」に、「又は第二十四条の四第一項第二号」を「第二十四条の四第一項第二号に規定する地方法人税の額、同条第三項第二号に規定する地方法人税の額又は第二十四条の十一第一項第二号に改める。」

第二十七条第五項中「内国法人の特定基準法人税額に対する地方法人税」を「法人の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方

法人税若しくは国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に改める。
第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税

第一節 課税標準
第二十四条の九 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の課税標準は、各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税法人税額とする。

2 各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税法人税額は、各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額とする。

第二節 税額の計算
第二十四条の十 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の課税標準国内最低課税法人税額に七百五十三分の二百四十七の税率を乗じて計算した金額とする。

第三節 申告及び納付等
（国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告）
第二十四条の十一 申告対象法人（第六条第三項に規定する法人をいう。次項において同じ。）は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準国内最低課税法人税額
二 前号に掲げる課税標準国内最低課税法人税額につき前条の規定を適用して計算した地方法人税の額
三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項
申告対象法人が、前項の規定による申告書

を最初に提出すべき課税対象会計年度において当該申告書を提出する場合（当該課税対象会計年度開始の日前に開始した課税対象会計年度において当該申告対象法人又は当該申告対象法人の特定多国籍企業グループ等（法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この項において同じ。）に属する同条第十三号に規定する構成会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人（我が国を同条第七号に規定する所在地国とする同条第六号に規定する恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項において同じ。）若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る同条第十五号に規定する共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が同法第百五十条の三第九項の規定の適用を受けていなかった場合に限る。〕には、当該申告対象法人の当該最初に提出すべき課税対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

（電子情報処理組織による申告）
第二十四条の十二 第二十四条の五第二項に規定する特定法人である内国法人は、前条又は国税通則法第十八条若しくは第十九条の規定により、前条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは当該申告書に係る修正申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び次項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税

2 申告対象法人が、前項の規定による申告書

を最初に提出すべき課税対象会計年度において当該申告書を提出する場合（当該課税対象会計年度開始の日前に開始した課税対象会計年度において当該申告対象法人又は当該申告対象法人の特定多国籍企業グループ等（法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この項において同じ。）に属する同条第十三号に規定する構成会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人（我が国を同条第七号に規定する所在地国とする同条第六号に規定する恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項において同じ。）若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る同条第十五号に規定する共同支配会社等であつた他の内国法人若しくは外国法人が同法第百五十条の三第九項の規定の適用を受けていなかった場合に限る。〕には、当該申告対象法人の当該最初に提出すべき課税対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二年三月」とあるのは、「一年六月」とする。

の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び次項において「添付書類記載事項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づく命令を含む。)及び国税通則法(第百二十四条を除く。)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。)の記載については、

第一項の内国法人は、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。
(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第二十四条の十三 前条第一項の内国法人が、法人税法第八十二条の二十四第一項の承認を受けている場合には、当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。
(国内最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告による納付)

第二十四条の十四 第二十四条の十一第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

(更正の請求の特例)
第二十四条の十五 法人税法第八十二条の二十六の規定は、法人が同法第二条第三十一号の四に規定する国内最低課税額確定申告書に記載すべき同法第八十二条の二十二第一項第一号又は第二号(同法第百四十五条の九において準用する場合を含む。)に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。)を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る対象会計年度後の各課税対象会計年度で決定を受けた課税対象会計年度に係る第二十四条の十一第一項第二号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は

更正後の金額)が過大となるときについて準用する。
(登録免許税法の一部改正)
第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三の一の四の項を同表の一の五の項とし、同表の一の三の項を同表の一の四の項とし、同表の一の二の項を同表の一の三の項と

し、同表の一の項の第三欄中「専ら自己の事務所の用に供する建物を用。以下同じ。」、「(賃借権を含む。以下同じ。」、「(権利の保存、設定、転貸又は移転の登記を用。以下同じ。）」及び「(土地の所有権及び土地の上に存する権利を用。以下同じ。)」を削り、同項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第百二十九号)	事務所用建物(専ら自己の事務所の用に供する建物を用。以下同じ。の所有権(賃借権を含む。以下同じ。の取得登記(権利の保存、設定、転貸又は移転の登記を用。以下同じ。))又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利(土地の所有権及び土地の上に存する権利を用。以下同じ。の取得登記
---------------------	------------------------------------	--

別表第三の十一の項を次のように改める。

十一 削除		
-------	--	--

(消費税法の一部改正)
第五条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「政令で定める物品」を削り、「ものの譲渡」を「物品消費税に関する不正の目的をもつて購入されるおそれが高い物品」として財務省令で定めるもの及び当該購入される物品の譲渡が「に、」を「を」に改め、同条における当該物品を除く。以下この条において「免税対象物品」という。)の譲渡に、「政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡」を「その免税購入対象者に対して同一の輸出物品販売場において同一の日に譲渡する免税対象物品」に、「とき」を「場合」に、「には、当該物品を

「であつて、当該免税購入対象者が、政令で定めるところにより当該免税対象物品を輸出することにつき税関長の確認を受けたとき(その購入した日から九十日以内に確認を受けた場合に限る。))は、当該免税対象物品」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「物品が免税購入対象者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類又は電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律(平成十年法律第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録を用。))を「譲渡に係る第二項前段の規定により提供した購入記録情報及び前項後段の規定により提

供された税関確認情報を、政令で定めるところにより」に改め、同項ただし書中「既に次項本文若しくは第五項本文(第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用により消費税が徴収された場合又は」を削り、「書類若しくは電磁的記録」を「購入記録情報及び当該税関確認情報」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者は、当該譲渡に係る電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十一年法律第二十五号)第二条第三号(定義に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。)として政令で定めるもの(以下この条において「購入記録情報」という。)を、政令で定めるところにより、遅滞なく、国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、購入記録情報の提供を受けた国税庁長官は、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該購入記録情報を税関長に提供するものとする。

3 税関長は、前項の規定により提供された購入記録情報に基づき第一項の確認をした場合には、政令で定めるところにより、当該購入記録情報ごとに、遅滞なく、その確認をした旨を記録した電磁的記録(以下この項及び次項において「税関確認情報」という。)を国税庁長官に提供するものとする。この場合において、税関確認情報の提供を受けた国税庁長官は、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該税関確認情報をこれに係る購入記録情報を提供した輸出物品販売場を経営する事業者に提供するものとする。

5 第一項の税関長の確認を受けた免税購入対

象者(輸出物品販売場において同項に規定する政令で定める方法により購入した後に免税購入対象者に該当しないこととなった者を含む。次項において同じ。)は、当該確認を受けた免税対象物品を、遅滞なく、輸出しなければならない。

6 第一項の税関長の確認を受けた免税対象物品が輸出されないこととなったときは、税関長は、当該確認を受けた免税購入対象者から当該免税対象物品の譲渡についての同項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。

第八条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第一項に規定する物品で同項」を「免税対象物品で第一項」に、「方法」を「政令で定める方法」に改め、「ものとして」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同項第二号中「次項」の下に「(第三号に係る部分を除く。)」を加え、同条第八項中「消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一 消費税に関する法令の規定に違反した場合
二 当該輸出物品販売場において免税対象物品を譲渡する際の手続その他の状況が特に不適当と認められる場合
三 第二項前段の規定により提供された購入記録情報に不備又は不实の記録があることその他の事情により第一項の税関長の確認に支障があると認められる場合
第八条第九項中「第一項に規定する物品を「免税対象物品」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第十一項中「第三項本文の承認及び」を「第六項の規定による」に、「並びに同項本文の

規定により直ちに」を「及びその」に改め、同条第十二項中「第七項に規定する輸出物品販売場の許可に関する事項その他前各項」を「前各項に定めるもののほか、この条」に改める。

第十六条を次のように改める。
(個人事業者の山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十六条 個人事業者が所得税法第百三十二条第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納)に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に該当する資産の譲渡等(以下この条において「延払条件付譲渡」という。)を行つた場合において、当該個人事業者(その相続人を含む。以下この条において同じ。)が当該延払条件付譲渡に係る所得額の全部又は一部につき同項の延納の許可を受けたときは、当該延払条件付譲渡のうち当該延払条件付譲渡に係る賦払金の額で当該延払条件付譲渡をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの(当該課税期間において支払を受けたものを除く。)に係る部分については、当該個人事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該延払条件付譲渡に係る対価の額から控除することができる。

2 前項の規定により延払条件付譲渡をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該個人事業者が当該延払条件付譲渡に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、延払条件付譲渡に係る所得税の額につき所得税法第百三十五条第一項

(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の取消し)の規定により前項の延納の許可が取り消された場合は、当該延納の許可が取り消された日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けようとする個人事業者は、当該適用を受けようとする課税期間及び前項本文の規定の適用を受けようとする各課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項期限後申告に規定する期限後申告書を含む。次条第四項及び第十八条第二項において同じ。)にその旨を付記するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合又は第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「二」を「の特例」に改め、同条第二項中「第六十四条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同項ただし書中「第六十四条第二項ただし書」に改める。

第二十七条の見出しを「(税関長の確認を受けた免税対象物品を輸出しない場合の納税地)」に改め、同条第一項中「第八条第三項本文」を「第八条第六項」に、「物品」を「同条第一項に規定する免税対象物品」に、「に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地」を「の税関長の確認を受けた場所(同条第六項に規定する免税購入対象者が当該税関長の確認を受けた場所以外の場所から出国する場合には、その出港地)」に改め、同条第二項を削る。

第五十九条の第二項中「電磁的記録その他の」を「購入記録情報その他の」に、「をいう」を「をいい、この法律その他の消費税に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところに従つて保存が行われているもの（以下この項において「特定電磁的記録」という。）であつてその保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録（当該事

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）

別表第三第一号の表社会保険診療報酬支払基金の項を削る。
（印紙税法の一部改正）
第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号業務の範囲に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書の項中「学資の貸与を」を「学資の貸与及び支給に」に、「学資の貸与を」を「学資の貸与若しくは支給を」に改め、同表社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書の項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又ははに改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、

業者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。を「を除く」に改める。
第六十五条第一号を次のように改める。
一 正当な理由なく、第八条第五項の規定に違反して同項の免税対象物品を輸出しなかつたとき。
別表第三第一号の表一般財団法人及び一般社団法人の項の次に次のように加える。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書の項中「第百三十九条第一項各号（支払基金を」を「第百三十九条第一項各号（機構）に、」に係る支払基金を「係る機構に、」に、「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条各号（機構の業務）に掲げる業務、介護保険法」に、「第百六十条第一項各号（支払基金を」を「第百六十条第一項各号（機構）に、」に、「支払基金の業務）に掲げる業務及び」を「基盤機構の業務）に掲げる業務及び」に、「支払基金の業務）に掲げる業務に」を「基盤機構の業務）に掲げる業務に」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同表児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第百七十六条第一項第一号及び

所得税法等の一部を改正する法律案

第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項中「第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務」の下に、「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律」を「母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条の十四各号（連合会の業務）に掲げる業務、高齢者の医療の確保に関する法律」に、「業務並びに」を「業務、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六十七条の十二第一号及び第三号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務並びに」に改める。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）

第七条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第十五条第二項第三号の二中「及び特定基準法人税額に対する地方法人税を」、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に改める。
第三十三条第四項中「第八条第三項を」を「第八条第六項に改める。
第六十五条第三項第二号ロ中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改める。
第七十四条の二第二項第四号イ中「方法」を「政令で定める方法」に改める。
（租税特別措置法の一部改正）
第八条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第三項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。
第九条の八中「第三十七条の十四第三十四項及び第三十五項を」を「第三十七条の十四第三十五項及び第三十六項」に改める。
第十条の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
第十条の四第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。
第十条の五の三第一項中「認定（の下に」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成二十三年法律第五十九号）第十三条各号に掲げる計画につき同法第六十一条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の認定を受けた場合における当該認定を含む。」を加え、「認定」を「特定認定」に、「受けた同法」を「受けた中小企業等経営強化法」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「もので、」を「ものに限る。」に該当するもののうちに、に、「認定に」を「特定認定に」に、「その変更後」を「その変更後のものとし、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三条各号に掲げる計画（同法第七条第一項の規定又は同法第八条第七項、第九条第八項若しくは第十条第七項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後」に、「記載された」を「を含む。」に記載された」に、「に限る。」に該当するもののうち政令を「政令」に、「もの（以下）を」ものに限る。以下」に改める。
第十条の五の五を削る。
第十条の五の六の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に、「場合等」を「場合」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同

条第五項中「された産業競争力強化法」の下に「平成二十五年法律第九十八号」を加え、「認定に係る同法」を「認定(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画(以下この項において「環境負荷低減事業活動計画」という。))につき同法第九条第一項の認定を受けた場合における当該認定(以下この項において「事業活動計画認定」という。を含む。以下この項及び第三項において「特定認定」という。に係る産業競争力強化法」に、「その同条第二項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。のうちの産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項」に、「に関する」を「(以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。に関する」に、「以下この条」を「ものとし、事業活動計画認定に係る環境負荷低減事業活動計画(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のものを含む。以下この項及び第三項に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に、「行う同法第二十一条の二十二第二項第二号に規定する」を「行う」に改め、「(以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。を削り、「して同法」を「して産業競争力強化法」に、「に限る。第九項」を「(第三項」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年」を「貸付けの用に供した場合を除く。第

三項において同じ。には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。に、「金額。第九項」を「金額。第三項に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項を同条第二項とし、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定」を「特定認定」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に改め、「第五項又は第七項」を削り、「生産工程効率化等設備(税額控除限度額)」を「税額控除限度額」に改め、「(の当該供用年の年分の)の下に」第十條第八項第四号に規定する」を加え、「(前二項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第十項中「及び第五項及び第一項に規定する情報技術事業適応設備及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第十一項中「から第六項まで」を「及び第二項」に改め、「第一項に規定する情報技術事業適応設備、第三項に規定する事業適応繰延資産又は」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項及び第三項の規定は、令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画のうち同法第二十一条の二十二第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するもの(同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。)に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたもの

については、適用しない。

第十條の五の六第十二項を削り、同条第十三項中「第七項から第九項までの規定は」を「第三項の規定は」に、「これら」を「同項」に改め、「第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は」を削り、「第七項から第九項まで」を「同項に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項中「第七項から第九項までの」を「第三項の」に、「第十條の五の六第七項から第九項まで(事業適応設備)」を「第十條の五の五第三項(生産工程効率化等設備)」に、「場合等」を「場合」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項中「第十項」を「第四項」に、「第九項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条を第十條の五の五とする。

第十條の六の第一項第十号中「第十條の五の五第三項」を「前条第三項」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同条第五項中「第十号又は第十一号」を「又は第十号」に改め、同条第六項中「第十條の五の五第六項及び前条第十三項」を「及び前条第七項」に改める。

第十一條の三の第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「百分の十八(令和七年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十六)」を「百分の十六」に改める。

第十二條第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二條第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(同項第一号に掲げるものに限る。にあつては当該個人の第十條の五の五第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、」を削り、同項の

表の第一号中「沖縄振興特別措置法」の下に「平成十四年法律第十四号」を加え、同条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「から令和七年三月三十一日まで」を削り、「から令和九年三月三十一日まで」を「から令和九年三月三十一日まで」に改め、同項の表の第一号中「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の下に「令和三年法律第十九号」を加え、同表の第二号中「半島振興法」の下に「昭和六十年法律第六十三号」を加え、同表の第三号中「離島振興法」の下に「昭和二十八年法律七十二号」を加える。

第十二條の二第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第十九條第一項第一号中「第十條の五の六」を削り、同条第二項中「又は繰延資産の額を削り、「又は繰延資産について」を「について」に改める。

第二十二條第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「次に」を「同号及び第二号」に改め、「低い金額」の下に「(その年の前年以前五年内の各年のいずれにおいても鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わなかつた場合には、当該いずれか低い金額から第三号に掲げる金額を控除した金額)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 次に掲げる金額の合計額からその年の次条第一項第一号に掲げる金額を控除した残額(当該残額が前二号に掲げる金額のうちいずれか低い金額に百分の二十五を乗じて計算した金額を超える場合には、当該計算した金額)

イ その年において第三項の規定により総収入金額に算入されるべきこととなつた同項の五年を経過した探鉱準備金の金額

ロ その年において第四項の規定により総

収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同項第二号に規定する探鉱準備金の金額に係る同号に定める金額

第二十四条の二第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第三項第二号イ及びロ」を「第三項第二号イ及びロ並びに」に改め、同条第三項中「第二号イ若しくはロ又は第四号」を「これらの号」に改め、同項第二号中「農用地等」(次条第一項を「次に掲げる農用地(農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいい、当該農用地に係る賃借権を含む。以下この号において同じ。)」又は特定農業用機械等(次条第一項に、「農用地等を」を「特定農業用機械等を」に、「イ及びロ」を「以下この号に」、「いい、同項に規定する」を「いい、」に、「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地又は特定農業用機械等の取得価額に相当する金額」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 認定計画等の定めるところにより取得等をする次条第一項に規定する農用地等
ロ 農用地(認定計画等の定めるところにより取得等をするものを除く。)又は特定農業用機械等(イに掲げるものと並びに農業用の器具及び備品並びにソフトウェアを除く。)

第二十四条の三第一項中「農用地」を「農用地で同法第十九条第一項に規定する地域計画(同条第八項の規定によるこれを定めた旨の公告があつたものに限るものとし、同項の規定によるこれを変更した旨の公告があつたときはその変更後のものとする。)に当該個人が利用するものとして定められたもの」に改める。

第二十五条の二第四項第一号中「規定する電磁的記録」の下に「(以下この号において「電磁的

記録」という。)を加え、「当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、同法第八条第四項に規定する財務省令で定める要件を満たしている」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条第四項に規定する財務省令で定める要件を満たしている場合
ロ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1) その年において前項に規定する不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第五号に規定する電子取引(2)において「電子取引」という。)の同号に規定する取引情報(2)において「取引情報」という。)に係る同法第八条第五項に規定する特定電磁的記録(2)において「特定電磁的記録」という。)の保存が同項に規定する財務省令で定める要件を満たすために必要な措置として財務省令で定めるものを講じていること。

(2) その年において(1)の電子取引を行つた場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録を保存していること。

第二十七条中「[五十五万円]」を「[六十五万円]」に改める。

第二十八条の四第五項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。
第二十九条を次のように改める。

(令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者に勤務する非居住者等の給与の非課税)

第二十九条 恒久的施設を有しない非居住者で次に掲げるものの所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる給与(令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行う博覧会関連業務(令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の準備又は運営に関する業務で営利を目的としないものをいう。第二号において同じ。)に係る勤務に基因するものに限る。)については、所得税を課さない。

一 公式参加者(日本国政府からの二千二十七年国際園芸博覧会への参加の公式の招請を受け入れた外国又は国際機関(外国法人に限る。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に勤務する者

二 公式参加者の博覧会関連業務を行う外国法人で財務省令で定めるものに勤務する者

三 公式参加者が当該公式参加者の二千二十七年国際園芸博覧会の会場における展示について責任を有することその他の政令で定める任務のために任命する者又はその者の当該任務に係る事務の代理をする者

四 博覧会国際事務局の事務局長又は博覧会国際事務局の事務局の職員
第三十一条第三項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

第三十七号の十第四項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 その特定受益証券発行信託の元本の払戻し(当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。)により交付を受ける金

銭の額
第三十七号の十第六項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

第三十七号の十一第二項第十三号中「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「及び同法第二十九号の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者」を加え、同条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 その特定受益証券発行信託の元本の払戻し(当該特定受益証券発行信託に係る信託の終了若しくは一部の解約又は信託の分割によるものを除く。)により交付を受ける金銭の額
第三十七号の十一の三第九項中「第四十二号の三第四項第三号」を「第四十二号の三第六項第三号」に改める。

第三十七号の十三第一項中「この項及び同条」を「この項、第三項及び第五項並びに同条」に改め、「として政令で定める金額」の下に「(以下第三項までにおいて「控除対象特定株式取得金額」という。)を加え、「この項に」を「この項及び第三項に」に、「当該政令で定める金額」を「当該控除対象特定株式取得金額」に改め、同項第三号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額として政令で定める金額」を「控除対象特定株式取得金額」に改め、同条第三項中「場合」の下に「又は第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合」を加え、「その他前二項を」これらの場合において控除対象特定株式をその取得の日の属する年の翌年中に譲渡をしたときにおける当該控除対象特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前各項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二項の次に次の十一項を加える。

3 令和八年一月一日以後に控除対象特定株式

を払込みにより取得をした第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、その年において生じた特定株式控除未済額（その年の適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が控除対象特定株式取得金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のうち、同項第一号又は第二号に定める特定株式に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、その年分の確定申告書（前条第九項第三十七條の十三の第三十項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三條第一項（同法第六百六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。第五項及び第九項において同じ。）の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する所得税の還付を請求することができる。

一 その年の前年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額をいう。以下この条において同じ。）及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額をいう。以下この条において同じ。）（次条第四項において準用する場合）は、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から同条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額。次号において同じ。）につき第三十七條の十第一項及び第三十七條の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額

二 その年の前年分の一般株式等に係る課税

譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から当該特定株式控除未済額を控除した金額につき第三十七條の十第一項及び第三十七條の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額

4 前項の場合において、同項に規定する控除した金額に相当する所得税の額がその年の前年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額（次条第四項において準用する前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した金額に相当する所得税の額を控除した金額）（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）を超えるときは、前項の還付の請求をすることができる金額は、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額に相当する金額を限度とする。

5 第三項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年分の所得税につき第一項第一号又は第二号に定める特定株式をその年中に払込みにより取得をする見込みである旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある確定申告書（税務署長においてやむを得ない事情がある）と認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて、その年分の確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

6 所得税法第二百二十五條第一項から第三項まで又は第五項（これらの規定を同法第六百六十六條において準用する場合を含む。）の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出する者は、その年の中途において死亡をした第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、政令で定めるところにより、当該申告書の提出と同時に、当該申告書に係る所得税の納税地の所轄税務署長に対し、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する所得税の還付を請求することができる。

出する者は、その年の中途において死亡をした第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、政令で定めるところにより、当該申告書の提出と同時に、当該申告書に係る所得税の納税地の所轄税務署長に対し、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に相当する所得税の還付を請求することができる。

一 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年の前年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（次条第四項において準用する場合）は、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から同条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額。次号において同じ。）につき第三十七條の十第一項及び第三十七條の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額

二 前号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年の前年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から当該特定株式控除未済額を控除した金額につき第三十七條の十第一項及び第三十七條の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額

7 第四項の規定は、前項の場合について準用する。

8 第六項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年の前年分の所得税につき第五項に規定する書類の添付がある確定申告書をその提出期限までに提出している場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて、第六項に規定する申告書を提出する者が

当該申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

9 第三項の居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が年の中途において死亡をした場合におけるその相続人等（相続人（包括受遺者を含む。以下この項において同じ。）又は当該相続人がその相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日（同日前に当該相続人が出国（所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）をする場合には、その出国の時）までに次項の還付請求書を提出しないで死亡をした場合における当該相続人の相続人をいう。第一号において同じ。）が、第三項又は第六項の規定による還付の請求をしようとする場合であつて、その年分の所得税につき確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、次に定めるところによる。

一 当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又はその相続人等は、第三項又は第六項に規定する所得税の還付を請求できるものとする。

二 第三項から前項までの規定は、前号の還付の請求をする場合について準用する。この場合において、第三項中「その年分の確定申告書（前条第九項（第三十七條の十三の第三十項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三條第一項（同法第六百六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。第五項及び第九項において同じ。）の提出と同時に、納税

地」とあるのは「納税地」と、同項第一号中「この項」とあるのは「第九項第二号において準用するこの項」と、第四項中「前項の規定」とあるのは「第九項第二号において準用する前項の規定」と、第五項中「その年分の確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限」とあるのは「第十項の還付請求書をその年の翌年三月十五日（その者が同日前に出国（第九項に規定する出国をいう。以下この項及び第八項において同じ。）をする場合には、その出国の時。以下この項において同じ。）までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該還付請求書をその年の翌年三月十五日」と、第六項中「所得税法第二百二十五条第一項から第三項まで又は第五項（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出する者は、その年の中途において死亡をした第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の」とあるのは「第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が年の中途において死亡をした場合において、その者の」と、「場合には、政令」とあるのは「ときは、その相続人等（第九項に規定する相続人等をいう。）は、政令」と、「当該申告書の提出と同時に、当該申告書に係る所得税」とあるのは「当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者」と、同項第一号中「この項」とあるのは「第九項第二号において準用するこの項」と、前項中「申告書を提出する者が当該申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限」とあるのは「相続人等が第	十項の還付請求書をその相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日（同日前に当該相続人等が出国をする場合には、その出国の時。以下この項において同じ。）までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該還付請求書をその四月を経過した日の前日」と読み替えるものとする。 10 第三項又は第六項（これらの規定を前項第二号において準用する場合を含む。以下この項及び第十三項において同じ。）の規定による還付の請求をしようとする者は、その還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書に特定株式控除未済額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類を添付して、第三項又は第六項に規定する税務署長に提出しなければならない。 11 税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求の基礎となつた特定株式控除未済額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした者に対し、所得税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。 12 前項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第三項又は第六項（これらの規定を第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求がされた日（第三項又は第六項の規定による還付の請求がされた日（この規定に規定する申告書の提出期限前である場合にはその提出期限とし、同号において準用する第三項又は第六項の規定による還付の請求がされた日が同号において準用する第五項又は第八項の還付請求書の提出期限前である場合にはその提出期限とす	る。）の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當（同法第五十七条第一項の規定による充當をいう。以下この項において同じ。）をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。 13 第三項又は第六項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十三第三項若しくは第六項（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する特定株式控除未済額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」と、同法第十九条第四項第二号ハ中「又は」とあるのは「と」と、同法第三十七条の十三第三十一項（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）の」とする。 第三十七条の十三の二第一項中「の取得に要した金額」の下に「として政令で定める金額（以下この項、第三項及び第四項において「控除対象設立特定株式取得金額」という。）を、「合計額（以下この項の下に「及び第四項」を加え、「当該取得に要した金額」を「当該控除対象設立特定株式取得金額」に改め、同条第二項中「前項の下に」の規定又は第四項において準用する前条第三項若しくは第六項（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）を、「前条第一項の下に」の規定又は同条第三項若しくは第六項（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）を加え、同条第三項中「控除対象設立特定株式の取得に要した金額」を「控除対象設立特定株式取得金額」に改め、同条第四項中「金額」の下に「と	前項において準用する前条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合における当該所得税に係る設立特定株式控除未済額との合計額」を加え、「その他前三項」を、「第一項の規定の適用を受けた場合又は同条第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合において控除対象設立特定株式をその取得の日の属する年の翌年中に譲渡をしたときにおける当該控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 4 前条第三項から第十三項までの規定は、令和八年一月一日以後に控除対象設立特定株式を払込みにより取得をした第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年において生じた設立特定株式控除未済額（その年分の適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が控除対象設立特定株式取得金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。次項において同じ。）がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「特定株式控除未済額」その年分の適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が控除対象特定株式取得金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のうち、同項第一号又は第二号に定める特定株式に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは「設立特定株式控除未済額（次条第四項に規定する設立特定株式控除未済額」と、同項第一号中「次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から同条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額。次号において同じ。）につき」とあるのは「に」と、「に準じて」とあるのは「を適用して」と、同項第二号中「特
--	---	---	--

定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、同条第四項中「の額(次条第四項において準用する前項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した金額に相当する所得税の額を控除した金額」とあるのは「の額」と、「前項」とあるのは、「同項」と、同条第五項中「第一項第一号又は第二号に定める特定株式」とあるのは「次条第一項に規定する設立特定株式」と、同条第六項中「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、同項第一号中「(次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から同条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額。次号において同じ。)」につき」とあるのは「(つき」と、「準じて」とあるのは「を適用して」と、同項第二号中「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、同条第九項第二号中「同項第一号中「この項」とあるのは「第九項第二号において準用するこの項」と、第四項中「前項の規定」とあるのは「第九項第二号において準用する前項の規定」と、第五項」とあるのは「第五項」と、「同項第一号中「この項」とあるのは「第九項第二号において準用するこの項」と、前項」とあるのは「前項」と、同条第十項及び第十一項中「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、同条第十三項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十三の二第四項(特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等)において準用する同法」と、「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と読み替えるものとする。

第三十七条の十四第四項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同条第五項第一号中「第

三十一項」を「第三十二項」に、「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項第二号中「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同号イ中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同号イ(2)中「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同項第四号中「第六号において同じ」を削り、「同項第二号イ」を「同号イ」に改め、同項第六号中「イ及び」を、「累積投資契約(当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、一定額の同項第二号イ又はロに掲げる上場株式等(当該上場株式等が同号イに掲げる上場株式等である場合には、一定額又は当該一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の同号イに掲げる上場株式等)につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託をし、当該金融商品取引業者等から取得し、又は当該金融商品取引業者等が行う募集により取得することを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする上場株式等の銘柄が定められているものをいう。))により取得したイに掲げるもの及び」に改め、「イに掲げるものにあつては、累積投資契約により取得したものに限り。」を削り、同号イ及びハ(1)中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項第七号ロ中「第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供を」これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座座廃止通知書記載事項の提供(ロ及びハにおいて「廃止通知の提出又は提供」という。))に、「当該事項の提供」を「当該廃止通知の提出又は提供」に改め、同号に次のように加える。

ハ その勘定を設定しようとする年の一月一日前に廃止通知の提出又は提供があつた場合において、同日に当該勘定が設けられるときは、当該廃止通知の提出又は提供に係る第二十項に規定する提出事項

につき同日前に第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第二号に定める事項の提供がなかつたこと。

第三十七条の十四第八項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同条第十一項中「あるもの」の下に「(次項第二号において「特定非課税口座開設届出書」という。))を加え、同条第十二項中「第九項の規定により受理することができないもの又は前項の規定により提出をすることができないもの」を「次に掲げる届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第九項の規定により受理することができない非課税口座開設届出書又は前項の規定により提出をすることができない非課税口座開設届出書

二 特定非課税口座開設届出書に係る第二十項に規定する提出事項につき第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第二号に定める事項の提供があつた場合における当該特定非課税口座開設届出書

第三十七条の十四第四十項中「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「第三十六項」を「第三十七項」に、「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第三十六項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項を同条第三十六項とし、同条第三十一項から第三十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十項中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第

二十二項」を「第二十三項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三十一項」を「第三十二項」に、「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十六項並びに」を「第二十七項並びに」に改め、同項第一号中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22 第十九項の勘定廃止通知書又は非課税口座座廃止通知書その他財務省令で定める書類(電磁的方法により提供された勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座座廃止通知書記載事項を含む。以下この項において「勘定廃止通知等」という。))に係る第二十項に規定する提出事項につき前項の規定により同項の所轄税務署長から同項第二号に定める事項の提供があつた場合には、当該勘定廃止通知等の提出又は提供により非課税口座に設けられた当該口座に係る振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定は、当該勘定の設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないものとし、かつ、非課税口座に該当しない上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられたものとして、第五項第一号及び第六号から第八号までの規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

第三十七条の十四の二第五項第二号ト及び第六号ホ中「第二十項」を「第二十項第一号」に改

め、同条第二十項中「未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行につき未成年者口座等廃止事由又は課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合には、これらの事由が生じた時に、当該を「次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時又は日に、当該各号の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行につき未成年者口座等廃止事由又は課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合 これらの事由が生じた時

二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合 同日

イ 当該未成年者口座に設けられる非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日又は対象年(当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十八歳である年をいう。)の一月一日のいずれか遅い日

ロ 令和八年一月一日

第三十七条の十四の三第一項中「第六十八条の二の三第五項第一号」を「第六十八条の二の二第五項第一号」に改める。

第三十七条の十四の四第一項中「第六十八条の二の三第五項第一号」を「第六十八条の二の二第五項第一号」に改め、同条第二項中「第六十八条の二の三第二項第一号」を「第六十八条の二の二第二項第一号」に改める。

第三十八条第三項中「第二百二十四条の三第四項第三号」を「第二百二十四条の三第四項第四号」に改める。

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

所得税法等の一部を改正する法律案

第四十条第四項第四号中「第四十条第四項第三号」を「第四十条第四項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「この項、第十一項及び第十二項を「この条」に、「の財産に係る」を「に規定する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項後段の規定により第一項第二号に規定する公益信託の受託者に前項後段に規定する所得税が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この号において同じ。)及び固有資産等(公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下この号において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、所得税法(第一編第二章及び第五章並びに第六編を除く。)この法律(第四十二条の三を除く。)その他所得税に關する法令の規定を適用する。この場合において、各公益信託の信託資産等及び固有資産等は、この号の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとし、当該公益信託の受託者(居住者に限る。)につきこの号の規定により各公益信託の信託資産等が帰属するものとされた当該別の者に係る同項後段に規定する所得税については、所得税法第七十九条から第八十五条までの規定は、適用しない。

第四十条第五項中「この場合において」の下に「次の各号の公益法人等が第一項第二号に規定する公益信託の受託者であるとき当該公益信託の受託者が二以上ある場合に限る。」はその主宰受託者が当該各号の書類を提出しなければならぬものとしを加え、同条第七項中「次項」の下に「第九項を加え、同条第九項中「以下この項において「受贈公益法人等」という」を

「同号に掲げる者に限る」に、「贈与しよう」を「贈与し、又は類似の公益事務をその目的とする公益信託(その公益信託の受託者が第一項第二号に掲げる者に該当する者であるものに限る。の信託財産としよう」に改め、「寄附」の下に「又は支出」を加え、「贈与の日の」を「贈与の日又は当該信託財産とする日(以下この項において「贈与等の日」という。の」に、「贈与の日その他」を「贈与等の日その他」に、「贈与の日以後」を「贈与等の日以後」に、「受贈公益法人等は」を「他の公益法人等又は当該公益信託の受託者(以下この項において「受贈公益法人等」という。は」に、「贈与を受けた」を「贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同条第十四項中「当該特定一般法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日を」又は同項に規定する財産等を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合(当該特定一般法人が当該贈与又は当該信託財産とすることにつき同項に規定する書類を同項に規定する贈与等の日」に改める。

第四十条の三の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第四十条の四第一項、第六項、第八項及び第十一項並びに第四十条の七第一項、第六項、第八項及び第十一項中「二月」を「四月」に改める。

第四十一条第十項中「及び第十二項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同条第十三項中「同年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第十四項中「令和六年十二月三十一日」を「居住年の十二月三十一日」に改め、同条第二十一項中「令和六年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

第四十一条の十五の三第二項第一号中「九万円」を「十万円」に、「十三万五千元」を「十四万円」に改める。

第四十一条の十五の四の次に次の一条を加える。

(年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例)

第四十一条の十五の五 居住者が年齢二十三歳未満の扶養親族(所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。次項において同じ。)を有する場合における令和八年分の同法第七十六条第十一項に規定する生命保険料控除については、同条第一項中「各年」とあるのは「令和八年」と、同項第一号イ中「二万円」とあるのは「三万円」と、同号ロ中「二万円」とあるのは「三万円」と、「四万円」とあるのは「六万円」と、同号ハ中「四万円」とあるのは「六万円」と、「八万円」とあるのは「十二万円」と、「三万円」とあるのは「四万五千元」と、同号ニ中「八万円」とあるのは「十二万円」と、「四万円」とあるのは「六万円」と、同項第三号中「四万円」とあるのは「六万円」とする。

2 前項の場合において、その者が年齢二十三歳未満の扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和八年十二月三十一日(その居住者が年の中途において死亡し、又は出国(所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。以下この項において同じ。)をする場合には、その死亡又は出国の時)の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第百九十条第二号ロ	の規定	及び租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項（年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）の規定
第百九十六条第一項	事項を	事項並びに租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項（年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）に規定する扶養親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）その他の財務省令で定める事項を
第百九十六条第一項第三号	の規定	の規定及び租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項の規定
第百九十八条第四項	又は給与所得者の特定親族特別控除申告書 その他財務省令	、給与所得者の特定親族特別控除申告書又は給与所得者の保険料控除申告書
	の規定	、租税特別措置法第四十一条の十五の五第一項（年齢二十三歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例）に規定する扶養親族その他財務省令
第四十一条の十六の次に次の一条を加える。 （令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）		並びに同法第四十一条の十五の五第三項の規定により読み替えて適用される第百九十六条第一項の規定
第四十一条の十六の二 令和七年分以後の各年分において、居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例） （第百九十六条第一項第三号の合計所得金額をいう。第一号において同じ。）が六百五十万円（令和九年分以後の各年分にあつては、百三十二万円）以下である場合における同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額を加算した額とする。 一 令和七年分及び令和八年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 イ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円以下である場合 三十七万円 ロ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円を超え三百三十六万円以下である場合 三	十万円 ハ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が三百三十六万円を超え四百八十九万円以下である場合 十万円 ニ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が四百八十九万円を超える場合 五万円 三 令和九年分以後の各年分 三十七万円 2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第百九十条の規定の適用については、同条第二号へ中の規定とあるのは、及び租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）の規定とする。 3 令和八年以後の各年分において、居住者が所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額以下であるときにおける同法第二百三条の三の規定及び第四十一条の十五の三第二項の規定の適用については、同法第二百三条の三第一号イ及び第四号中「七万五千円」とあるのは「十万円」と、「十万円」とあるのは「十二万五千円」と、同項第一号中「所得税法」とあるのは「第四十一条の十六の二第四項の規定により読み替えて適用する所得税法」と、「十万円」とあるのは「十二万五千円」と、「十四万円」とあるのは「十六万五千円」とする。 4 令和八年において、居住者が公的年金等の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において前項に規定する政令で定める金額を超えるときにおける所得税法第二百三条の三の規定及び第四十一条の十五の三第二項の規定の適用については、同法第二百三条の第三号イ及び第四号中「七万五千円」とあるのは「十万円」と、「十万円」とあるのは「十二万五千円」と、同項第一号中「所得税法」とあるのは「第四十一条の十六の二第四項の規定により読み替えて適用する所得税法」と、「十万円」とあるのは「十二万五千円」と、「十四万円」とあるのは「十六万五千円」とする。 5 第二項に定めるもののほか、第一項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第四十一条の十八の四第一項中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「及び第三十七条の十三の二第一項」を「の規定又は同条第三項若しくは第六項（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）の規定及び第三十七条の十三の二第一項の規定又は同条第四項において準用する第三十七条の十三第三項若しくは第六項（これらの規定を同条第九項第二号において準用する場合を含む。）」に改める。 第四十一条の十九の三第七項中「同年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「令和六年分」を「その居住の用に供した日の属する年分」に改め、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十七項の次に次の一項を加える。 18 第七項の規定は、特例対象個人がその年の前年分の所得税について同項の規定の適用を	
		受けている場合には、適用しない。ただし、当該前年分の所得税について同項の規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する対象子育て対応改修工事等をした場合は、この限りでない。 第四十二条の二の二第一項及び第三項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十五項」に、「第三十七条の十四第三十六項から第四十項まで」を「第三十七条の十四第三十七項から第四十一項まで」に改める。 第四十二条の三第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」の下に、「第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項第二号中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十六項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。 偽りその他不正の行為により、第三十七条の十三第十一項（第三十七条の十三の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による所得税の還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 前項の還付を受けた所得税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその還付を受けた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第四十二条の三の二第一項中「同法第六十六條第六項に規定する大通算法人」及び「(以下この項において「適用除外事業者」という。)」を削り、「(通算法人である普通法人の各事業年度終了の日において当該普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合における当該普通法人を含む。)」を「及び通算法人」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の第二欄中「第六項並びに」を削り、同号の第四欄及び同表の第二号の第四欄中「百分の十五の下に」(「所得の金額が年十億円を超える事業年度については、百分の十七とする。)」を加え、同条第二項中「協同組合等の」を「協同組合等(通算親法人であるものを除く。)」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「各事業年度の所得の金額のうち」を「所得の金額が十億円(事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。以下この項において同じ。)」以下である事業年度にあつては当該事業年度の所得の金額のうち」に、「以下」を「以下この項において同じ。以下」に、「十億円(事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。)」を「所得の金額が十億円を超える事業年度にあつては当該事業年度の所得の金額のうち、八百万円以下の部分の金額については百分の十七とし、十億円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第三号及び第四号に掲げる法人(前項第二号に規定する協同組合等及び	び同項第四号に規定する法人を除く。に)に対する第一項(同表の第三号及び第四号に係る部分に限る。)」を「各号に掲げる法人又は人格のない社団等に対する同項に、「第三号及び第四号中」を「第一号及び第二号中「年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」と、同表の第三号及び第四号中」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、」年十億円」とあるのは「十億円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とするに改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。 第四十二条の四第十九項第二号イ中、「第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項及び第十一項」を「から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。 第四十二条の六第一項中「第四十二条の四第十九項第七号に規定する」を削り、「(同項第八号を「(政令で定める中小企業者に該当する法人をいう。のうち第四十二条の四第十九項第八号に、「適用除外事業者又は」を「適用除外事業者及び」に、「に該当するものを除く。)」又は「を「のいずれにも該当しないものを除く。)」に改め、「もの(の下に「第四十二条の十二の四第一項に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当するもののうち当該特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に同項第二号に掲げる減価償却資産が記載されているものを除く。)」を加え、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。 第四十二条の九第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定す	る特定高度情報通信技術活用システム(同項第一号に掲げるものに限る。にあつては当該法人の第四十二条の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、」を削る。 第四十二条の十一の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。 第四十二条の十二の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。 第四十二条の十二の四第一項中「第四十二条の四第十九項第七号」を「第四十二条の六第一項に、「(同項第八号)を「第四十二条の四第十九項第八号」に、「同項第九号」を「第四十二条の四第十九項第九号」に改め、「認定(の下に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三条各号に掲げる計画につき同法第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の認定を受けた場合における当該認定を含む。)」を加え、「認定」を「特定認定」に、「受けた同法」を受けた中小企業等経営強化法」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等(経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもの。)」を「減価償却資産で次に掲げるもののうち」に、「認定に係る同条第一項」を「特定認定に係る同法第十七条第一項」に、「その変更後」を「その変更後のものとし、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業	活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三条各号に掲げる計画(同法第七条第一項の規定又は同法第八条第七項、第九条第八項若しくは第十条第七項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後に、「に記載された」を「を含む。第二号ロにおいて「特定経営力向上計画」という。に記載されたに、「に限る。に該当するもののうち政令」を「(政令に、「もの(以下」を「ものに限る。以下」に、「当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する」を「次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。 一 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェア(次号において「特定ソフトウェア」という。で、中小企業等経営強化法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等(経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるものに限る。に)に該当するもの(同号に掲げるものを除く。その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額 二 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに特定ソフトウェアで、中小企業等経営強化法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等(建物の新設又は増設をする場合における当該建物を含む生産等設備を構成するもので、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するものとして財務省令で定めるものに限る。に)に該当するもの(イ及び次項各号において「特定機械装置等」という。次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額
--	---	---	---

イ 機械及び装置、工具、器具及び備品並びに特定ソフトウェア その取得価額（一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が六十億円を超える場合には、六十億円にその特定機械装置等の取得価額が当該合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額。ロ及び次項において「基準取得価額」という。）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額

ロ 建物及びその附属設備 その基準取得価額の百分の十五（その中小企業者等のその特定認定に係る特定経営力向上計画に記載された中小企業等経営強化法第二十条第十項に規定する経営力向上が確実に行われるために必要なものとして財務省令で定めるもの（次項第二号において「特定建物等」という。）については、百分の二十五）に相当する金額

第四十二条の十二の四第二項中「百分の七（中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人がその指定事業の用に供した当該特定経営力向上設備等については、百分の十）に相当する」を「前項第二号に掲げる減価償却資産にあつては、基準取得価額に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる減価償却資産及び特定機械装置等のうち同項第二号イに掲げるもの 百分の七（中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人がその指定事業の用に供したこれらの減価償却資産については、百分の十）

二 特定機械装置等のうち前項第二号ロに掲げるもの 百分の一（特定建物等について

は、百分の二）

第四十二条の十二の六を削る。

第四十二条の十二の七の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「認定に係る同法」を「認定（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画（以下この項において「環境負荷低減事業活動計画」という。）につき同法第九条第一項の認定を受けた場合における当該認定（以下この項において「事業活動計画認定」という。）を含む。以下この項及び次項において「特定認定」という。）に係る産業競争力強化法」に、「その同条第二項を」食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む」のうちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項に、「に關する」を「（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）に關する」に、「以下この条を」ものとし、事業活動計画認定に係る環境負荷低減事業活動計画（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のものを含む。以下この項及び次項に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に、「行う同法第二十一条の二十二第二項第二号に規定する」を「行う」に改め、「（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）を削り、「して同法」を「して産業

競争力強化法」に、「に限る。第六項を「次項」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度」を「（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）に、「金額。第六項を」金額。次項に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定」を「特定認定」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に、「第一項、第三項又は第四項を」前項に、「調整前法人税額からそのを」調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）からそのに、「（生産工程効率化等設備税額控除限度額を」税額控除限度額に改め、「（前二項の規定により当該供用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額」を削り、同項を同条第二項とし、同条第七項中「第二十一条の三十五第二項を」第二十一条の三十五に、「第十項」を「第六項」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（同法第二十一条の二十二第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に關するものに限る。第六項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）に、「第十七項を」第十三項に、「第一項、第三項、第四項又は前項」を「前二項」に、「第九項を」第五

項に、「前三項を」前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「第四項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「第七項を」第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「第十七項を」第十三項に、「第一項、第三項、第四項、第六項又は第七項を」第一項から第三項までに、「第十二項を」第八項に、「第四項から第八項まで」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「第四項から第八項まで」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「第十項を」第六項に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「及び第三項」及び「第一項に規定する情報技術事業適応設備及び」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十四項中「から第三項まで」及び「第一項に規定する情報技術事業適応設備、第二項に規定する事業適応繰延資産又は」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第一項及び第二項の規定は、令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画のうち同法第二十一条の二十二第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に關するもの（同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたものについては、適用しない。

第四十二条の十二の七第十五項を削り、同条第十六項中「第四項から第六項までの規定は」を「第二項の規定は」に、「これら」を「同項」に改

め、「第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は」を削り、「第四項から第六項まで」を、「同項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第七項及び第十項」を「第三項及び第六項」に、「第七項各号又は第十項各号」を「第三項各号又は第六項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「第七項及び第十項」を「第三項及び第六項」に、「第四十二條の十二の五第五項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同項第一号中「第四十二條の十二の五第五項第四号」を「前条第五項第四号」に、「第二十三項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項を同条第十五項とし、同条第二十項中「第八項」を「第四項」に、「第十一項」を「第七項」に、「第七項又は第十項」を「第三項又は第六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項中「第四項から第八項まで、第六項又は第十一項」を「第二項から第四項まで、第六項又は第七項」に、「第四十二條の十二の七第四項から第八項まで、第十項及び第十一項」を「第四十二條の十二の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十二項中「第十項又は第十一項」を「第六項又は第七項」に、「第四十二條の十二の七第十項及び第十一項」を「第四十二條の十二の六第六項及び第七項」に、「する」を、「同法第十二條第二項中「まで」とあるのは「まで並びに租税特別措置法第四十二條の十二の六第六項及び第七項」と、「国外所得金額同法」とあるのは「国外所得金額(法人税法)」と、同法第十二條の二第一項中「を超える」とあるのは「(当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二條の十二の六第六項又は第七項の規定により控除された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該控除された金額を控除した金額)

を超える」と、同条第二項中「のみ」とあるのは「(租税特別措置法第四十二條の十二の六第六項又は第七項の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額のみ」とする」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十三項中「第十三項」を「第九項」に、「第十八項第一号」を「第十四項第一号」に、「第十二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条を第四十二條の十二の六とする。

第四十二條の十三第一項第十五号中「第四十二條の十二の六第二項」を「前条第二項」に改め、同項第十六号を削り、同項第十六号の二中「前条第七項、第八項、第十項又は第十一項」を「前条第三項、第四項、第六項又は第七項」に、「同条第七項」を「同条第三項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に、「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第七項」に改め、同号を同項第十六号とし、同条第二項中「前条第八項若しくは第十一項」を「前条第四項若しくは第七項」に改め、同条第三項中「前条第九項若しくは第十二項」を「前条第五項若しくは第八項」に改め、同条第五項中「第十五号又は第十六号」を「又は第十五号」に改め、同条第八項中「第四十二條の十二の六第五項並びに前条第十六項」を「並びに前条第十二項」に改める。

第四十二條の十四第一項の表の第九号の上欄中「規定の下に」、同条第三項の規定又は同条第四項の規定」を加え、同号の下欄中「同項」を「同条第二項」に改め、同表の第十号を削り、同表の第十一号の上欄中「第四十二條の十二の七第十項」を「第四十二條の十二の六第六項」に、「同条第十一項」を「同条第七項」に改め、同号の下欄中「同条第十項」を「同条第六項」に改め、同号を同表の第十号とし、同条第四項中「第四十二條の十二の七第七項、第八項、第十項若しくは第十一項」を「第四十二條の十二の六第三項、

第四項、第六項若しくは第七項」に改め、同条第五項中「第四十二條の十二の七第十項及び第十一項」を「第四十二條の十二の六第六項及び第七項」に、「とする」を「と、同法第十二條の二第一項中「を超える」とあるのは「(当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二條の十四第一項又は第四項(同法第四十二條の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。))の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額に当該加算された金額を加算した金額を超える」とする」に改める。

第四十四條第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四十四條の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「百分の十八(令和七年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十六)」を「百分の十六」に改める。

第四十四條の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四十四條の五の次に次の一条を加える。

(再資源化事業等高度化設備の特別償却)
第四十四條の六 青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十一条第一項又は第十六条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和十年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次の各号に掲げる計画(以下この項において「認定計画」という。)に記載された当該各号に定める施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、同法第二条第二項に規定する再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして政令で定めるもの(政令で定める規模のものに限る。以下この項において「再資

源化事業等高度化設備」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は再資源化事業等高度化設備を製作して、これを当該法人の指定事業(同法第十一条第一項に規定する高度再資源化事業又は同法第十六条第一項に規定する高度分離・回収事業をいう。以下この項において同じ。)の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該再資源化事業等高度化設備をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該再資源化事業等高度化設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再資源化事業等高度化設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該再資源化事業等高度化設備の取得価額(その認定計画に従って行う指定事業の用に供するために取得又は製作をする再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円にその指定事業の用に供した再資源化事業等高度化設備の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)の百分の三十五に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十二條第三項に規定する認定高度再資源化事業計画 同法第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設
二 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十七條第三項に規定する認定高度分離・回収事業計画 同法第十六條第二項第七号に規定する廃棄物処理施設
2 第四十三條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の

適用に關し必要な事項は、政令で定める。 第四十五条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に關する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム」同項第一号に掲げるものに限る。にあつては当該法人の第四十二条の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、「を削り、同条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「から令和七年三月三十一日まで」を削り、「から令和九年三月三十一日まで」を「から令和九年三月三十一日まで」に改める。 第四十五条の二第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。	第五十七条の五第二項中「其済の種類」の下に「異常災害による損失の發生の状況が類似するものとして政令で定める保険又は共済については、政令で定める区分」を加え、同条第六項中「に係る」を「(第二項に規定する政令で定める保険又は共済については、同項に規定する区分に係る)に改める。 第五十八条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「次に」を「同号及び第二号に」に改め、「低い金額」の下に「(当該事業年度開始の日前五年以上に開始した各事業年度のいずれにおいても鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わなかつた場合には、当該いづれか低い金額から第三号に掲げる金額を控除した金額。第八項及び第十四項において「積立限度額」という。)を加え、同項に次の一号を加える。 三 次に掲げる金額の合計額から当該事業年度の次条第一項第一号に掲げる金額を控除した残額(当該残額が前二号に掲げる金額のうちいづれか低い金額に百分の二十五を乗じて計算した金額を超える場合には、当該計算した金額) イ 当該事業年度において第四項の規定により益金の額に算入されるべきこととなつた同項の五年を経過した探鉱準備金の金額 ロ 当該事業年度において第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同項第四号に規定する探鉱準備金の金額に係る同号に定める金額 第五十八條第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「相当する金額」の下に「(当該事業年度開始の日前五年以上に開始した各事業年度のいずれにおいても国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出を行わ	なかつた場合には、当該相当する金額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額(当該残額が当該相当する金額に百分の二十五を乗じて計算した金額を超える場合には、当該計算した金額)を控除した金額」を加え、同項に次の各号を加える。 一 次に掲げる金額の合計額 イ 当該事業年度において第四項の規定により益金の額に算入されるべきこととなつた同項の五年を経過した海外探鉱準備金の金額 ロ 当該事業年度において第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同項第四号に規定する海外探鉱準備金の金額に係る同号に定める金額 二 当該事業年度の次条第二項第一号に掲げる金額 第五十八條第八項中「第一項各号」を「第一項に、「金額のうちいづれか低い金額」を「積立限度額」に改め、同条第十四項中「の第一項第一号に規定する収入金額」における「積立限度額」に、「同項」を「第一項」に改める。 第六十条第一項の表及び第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。 第六十一条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第三項第二号イ」を「第三項第二号イ及びロ」に改め、同条第三項中「第二号イ若しくはロ又は第五号」を「これらの号」に改め、同項第二号中「農用地等(次条第一項)を「次に掲げる農用地(農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいい、当該農用地に係る賃借権を含む。以下この号において同じ。)又は特定農業用機械等(次条第一項)に、「農用地等を」を「特定農業用機械等を」に、「イ及びロ」を「以下この号」	に、「いい、同項に規定する」を「いい、」に、「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額」をその取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地又は特定農業用機械等の取得価額に相当する金額」に改め、同号イ及びロを次のように改める。 イ 認定計画の定めるところにより取得等をする次条第一項に規定する農用地等 ロ 農用地(認定計画の定めるところにより取得等をするものを除く。)又は特定農業用機械等(イに掲げるものと並びに農業用の器具及び備品並びにソフトウェアを除く。) 第六十一条の三第一項中「農用地」を「農用地で同法第十九条第一項に規定する地域計画(同条第八項の規定によるこれを定めた旨の公告があつたものに限るものとし、同項の規定によるこれを変更した旨の公告があつたときはその変更後のものとする。)に当該法人が利用するものとして定められたもの」に改める。 第六十六条の六第一項、第六項、第八項及び第十一項中「二月」を「四月」に改める。 第六十六条の七第四項第一号中「法人税」の下に「(各対象会計年度の国際最低課税残額に對する法人税及び」を、「基準法人税額に對する法人税及び」を、「基準法人税額に
--	---	---	--

対する地方税法の下に「及び同条第二項第二号に定める国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方税法を加え、同条第八項中「第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第二十一項」を「又は第四十二条の十二の六第六十七項」に改める。 第六十六条の十一の三第四項中「規定の下に「及び第四十二条の三の二第三項の規定を加える。	対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。 3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。 4 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	条の七の五第二項第六号へ中「日まで引き続き三年以上にわたり」を「直前において」に改める。 第七十一条の十六第一項中「電波法」の下に「昭和二十五年法律第百三十一号」を加える。 第七十八条中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「千分の一・五」を「千分の二」に改める。 第八十条第一項中「第十五条の規定」の下に「又は食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定」を加える。	なくなる日」までに当該免税対象物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者が当該免税対象物品を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該免税対象物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された場合は、この限りでない。 4 合衆国軍隊の構成員等が海軍販売所等において第一項に規定する政令で定める方法により購入した免税対象物品は、国内消費税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。次項及び第六項において同じ。）において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該免税対象物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において同じ。）をしてはならない。ただし、当該免税対象物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該免税対象物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。 5 国内において前項に規定する免税対象物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該免税対象
第六十七条の五第一項中「通算法人を除く。」のうち、「を削り、「をいう」を「に限るものとし、通算法人及び第四十二条の十二の四第一項に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当するもののうち当該特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に同項第二号に掲げる減価償却資産が記載されているものを除く。」をいう」に改める。 第六十七条の五の二を削る。 第六十七条の十六の次に次の一条を加える。 （令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例） 第六十七条の十六の二 次に掲げる外国法人の各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得又は同項第六号に掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるもの（これらの国内源泉所得のうち令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行う第二十九条に規定する博覧会関連業務に係るものに限る。次項において「対象国内源泉所得」という。）については、法人税を課さない。 一 第二十九条第一号に規定する公式参加者 二 第二十九条第二号に規定する財務省令で定める外国法人 三 博覧会国際事務局 2 前項各号に掲げる外国法人の各事業年度の	第六十八條の二を削る。 「第六十八條の二の二第二項中「第六十八條の二の二第二項」を「第六十八條の二の二第二項」に改め、同条を第六十八條の二とする。 「第六十八條の二の三第一項中「第六十八條の二の三第一項」を「第六十八條の二の三第二項」に改め、同条第二項中「第六十八條の二の三第二項」を「第六十八條の二の三第三項」に改め、同条第三項中「第六十八條の二の三第三項」を「第六十八條の二の二第三項」に改め、同条第四項中「第六十八條の二の三第四項」を「第六十八條の二の二第四項」に改め、同条を第六十八條の二の二とする。 第六十八條の三の四第二項及び第四項中「第四十二條の十二の七第八項、第十一項及び第十八項」を「第四十二條の十二の六第四項、第七項及び第十四項」に改める。 第七十條の二の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。 第七十條の六の八第二項第二号ハ及び第七十	第八十三条の二の二、第八十三条の三第一項及び第三項並びに第八十四条の二の三中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。 第八十六条の二第二項中「に対し」を「以下この条において「海軍販売所等」という。」に對しに、「次項」を「以下この条に」、「これらの機関」を「海軍販売所等」に、「政令で定めるもの」を「（消耗品その他の財務省令で定めるものを除く。以下この条において「免税対象物品」という。）に、「物品の」を「免税対象物品の」に改め、同条第二項中「同項の物品を「免税対象物品」に、「物品が」を「免税対象物品が」に、「方法」を「政令で定める方法」に改め、同項ただし書中「次項において準用する消費税法第八条第三項本文を「次項本文」に、「同条第六項」を「第六項」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。 3 海軍販売所等において免税対象物品を第一項に規定する政令で定める方法により購入した合衆国軍隊の構成員等が、本邦から出国する日（その者が合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、当該合衆国軍隊の構成員等で	なくならない日）までに当該免税対象物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者が当該免税対象物品を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該免税対象物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された場合は、この限りでない。 4 合衆国軍隊の構成員等が海軍販売所等において第一項に規定する政令で定める方法により購入した免税対象物品は、国内消費税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。次項及び第六項において同じ。）において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該免税対象物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において同じ。）をしてはならない。ただし、当該免税対象物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該免税対象物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。 5 国内において前項に規定する免税対象物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該免税対象

物品を譲り渡した者(同項本文に規定する所持をさせた者を含む。次項において同じ。)から当該免税対象物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用により消費税が徴収された場合は、この限りでない。	11 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。	6 第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する免税対象物品の譲渡又は譲受けがされたときは、当該免税対象物品を譲り受けた者(同項本文に規定する所持をした者を含む。)は、当該免税対象物品を譲り渡した者と連帯して当該免税対象物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を納付する義務を負う。この場合における消費税の徴収については、前項の規定を準用する。	7 第三項本文の規定に該当する免税対象物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とする。	8 第五項本文又は第六項の規定に該当する免税対象物品の譲渡に係る消費税の納税地は、これらの規定に規定する譲渡又は譲受けがあつた時(第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時)における当該譲渡若しくは譲受け又は承認に係る免税対象物品の所在場所とする。	9 第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項に規定する免税対象物品の譲渡又は譲受けをしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	10 法人(人格のない社団等(消費税法第二条第一項第七号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。))の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。	11 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。	第八十七条の六第一項中「政令で定める酒類で」を削り、「もの」を「酒類(政令で定める酒類をいう。以下この条において「免税対象酒類」という。))」に、「当該酒類」を「当該免税対象酒類」に、「移出する場合」を「移出した場合であつて、当該免税購入対象者が、政令で定めるところにより当該免税対象酒類を輸出することにつき税関長の確認を受けたとき(その購入した日から九十日以内に確認を受けた場合に限る。))」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「酒類が免税購入対象者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))」を「移出に係る第二項前段の規定により提供した酒類購入記録情報及び前項後段の規定により提供された税関確認情報を政令で定めるところにより」に改め、同項ただし書中「既に次項本文若しくは第五項本文(第六項において準用する場合を含む。))の規定の適用により	酒税が徴収された場合又は」を削り、「酒類が免税購入対象者によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録」を「酒類購入記録情報及び当該税関確認情報」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	2 前項の移出をした輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、当該移出に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。))として政令で定めるもの(以下この条において「酒類購入記録情報」という。))を、政令で定めるところにより、消費税法第八条第二項の規定による購入記録情報(同項に規定する購入記録情報をいう。))の提供に併せて、遅滞なく、国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、酒類購入記録情報の提供を受けた国税庁長官は、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該酒類購入記録情報を税関長に提供するものとする。	3 税関長は、前項の規定により提供された酒類購入記録情報に基づき第一項の確認をした場合には、政令で定めるところにより、当該酒類購入記録情報ごとく、遅滞なく、その確認をした旨を記録した電磁的記録(以下この条において「税関確認情報」という。))を国税庁長官に提供するものとする。この場合において、税関確認情報の提供を受けた国税庁長官は、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該税関確認情報をこれに係る酒類購入記録情報を提供した輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供するものとする。	5 第一項の税関長の確認を受けた免税購入対象者(輸出酒類販売場において同項に規定する政令で定める方法により購入した後免税購入対象者に該当しないこととなつた者を含む。次項において同じ。))は、当該確認を受けた免税対象酒類を、遅滞なく、輸出しなければならない。	6 第一項の税関長の確認を受けた免税対象酒類が輸出されないこととなつたときは、税関長は、当該確認を受けた免税購入対象者から当該免税対象酒類の移出についての同項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を直ちに徴収する。	7 前項の規定の適用がある免税対象酒類に係る酒税の納税地は、第一項の税関長の確認を受けた場所(前項に規定する免税購入対象者が当該税関長の確認を受けた場所以外の場所から出国する場合には、その出港地)とする。	第八十七条の六第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に、「第一項に規定する酒類で同項」を「免税対象酒類で第一項に」、「方法」を「政令で定める方法」に改め、「として」の下に、「政令で定めるところにより」を加え、同項第一号中「第十一項」の下に「(第三号に係る部分を除く。))」を加え、同条第十項中「次項及び第十五項」を「及び次項」に改め、同条第十一項中「酒税に関する法令の規定に違反した場合又は輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。	一 酒税に関する法令の規定に違反した場合	二 当該輸出酒類販売場において免税対象酒類を販売する際の手続その他の状況が特に不適当と認められる場合	三 第二項前段の規定により提供された酒類購入記録情報に不備又は不実の記録がある
---	---	---	--	---	--	--	---	---	--	--	---	--	---	--	--	----------------------	--	---

ことその他の事情により第一項の税関長の確認に支障があると認められる場合

第八十七条の六第十二項中「は第一項に規定する酒類で同項に規定する」を「は免税対象酒類を第一項に規定する政令で定める」に、「第二項に規定する電磁的記録」を「酒類購入記録情報及び税関確認情報」に、「第八十七条の六第一項に規定する酒類で同項に規定する」を「第八十七条の六第一項に規定する免税対象酒類（以下この項及び次項において「免税対象酒類」という。）を同条第一項に規定する政令で定める」に、「の規定の適用を受けた酒類」を「に規定する政令で定める方法により購入した免税対象酒類」に、「掲げる酒類」を「掲げる免税対象酒類」に、「当該酒類」を「当該免税対象酒類」に、「事業者」を「事業者により保存され」、「酒類製造者」を「酒類製造者により保存され」に、「電磁的記録（第八條第二項に規定する電磁的記録）」を「第八條第二項に規定する購入記録情報に改め、」をいう。以下この項において同じ。」を削り、「電磁的記録」を「酒類購入記録情報及び同条第三項に規定する税関確認情報」に、「消費税とあるのは」を「この法律その他の消費税に関する法律（これらに基づく命令を含む。）」とあるのは「財務省令で」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「関し消費税」とあるのは「関し」に改め、同条第十四項中「第三項本文の承認及び」を「第六項の規定による」に、「並びに同項本文の規定により直ちに」を「及びその」に改め、同条第十五項中「輸出酒類販売場の許可に関する事項その他前各項」を「前各項に定めるもののほか、この条」に改め、同条第十六項中「第四項本文」を「正当な理由なく、第五項」に、「同項ただし書の承認を受けないで同項に規定する酒類の譲渡等をした」を「同項の免税対象酒類を輸出しなかつた」に改める。

第八十八条を次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第八十八条 令和八年四月一日以後に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこ（たばこ税法第二条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、同法第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る同法第十条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（同法第二条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他のこれに類する材料のものと巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを財務省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の財務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合に

にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（たばこ税法第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、前項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十八条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第九十条の八の二第一項中「第一条」を「（昭和二十九年法律第八十九号）第一条」に改める。

第九十条の十一第一項中「及び第二項並びに」を「並びに」に改める。

第九十条の十一の二第一項中「月」を「月の前月」に改める。

第九十条の十一の三第一項を削り、同条第二項中「月」を「月の前月」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十一条の三第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第九条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「取引情報に係る電磁的記録」

の下に「同条に規定する財務省令で定めるところに従つて保存が行われているもの（以下この項において「特定電磁的記録」という。）であつて、その保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録（当該保存義務者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。）を除く。」を加える。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項中「第十一条の六まで」を「この条及び次条」に改め、同条第六項中「次項」を「次項及び」に改め、「及び第十一条の七」を削る。

第十一条の六を削る。

第十一条の七第一項の表租税特別措置法第三十一条の三第二項第二号の項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に改め、同条を第十一條の六とする。

第十三条の二第三項中「同年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に改める。

第十七条の二第十四項中「、第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項及び第十一項」を「から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第十八条の九第一項中「及び次条」を削る。

第十八条の十及び第四十条の四を削る。

第四十一条の二第一項中「登録免許税法」の下に「（昭和四十二年法律第三十五号）」を加える。

二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。

十 適格合併 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

十一 恒久的施設 法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設をいう。

十二 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

十三 法人課税信託 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。

十四 防衛特別法人税中間申告書 第二十一条第一項の規定による申告書をいう。

十五 防衛特別法人税確定申告書 第二十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む)をいう。

十六 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十八 中間納付額 第二十九条の規定により納付すべき防衛特別法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の防衛特別法人税の額)をいう。

十九 更正 国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

二十 附帯税 国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

二十一 充当 国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

二十二 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用)

第七条 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章(第二十七条及び第六節を除く。)の規定を

適用する。

2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(次条、第十二条及び第六節を除く。)の規定を適用する。

3 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(納税義務者)

第八条 各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、この法律により、防衛特別法人税を納める義務がある。

(課税の対象)

第九条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、当分の間、防衛特別法人税を課する。

(基準法人税額)

第十条 この章(第四十三条第二項第二号を除く。)において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき内国法人 当該内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十八条から第七十条の二まで並びに租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十二条の十二の六第六項及び第七項、第四十二条の十四第一項及び第四項(同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。)、第六十六条の七第四項並びに第六十六条の九の第三項の規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

二 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書を提出すべき外国法人 次に掲げ

る外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の次に掲げる国内源泉所得(法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得をいう。以下この号において同じ。)に係る所得の金額の区分ごとに、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第百四十四条から第百四十四条の二の三まで並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項の規定を除く。)により計算した法人税の額の合計額(附帯税の額を除く。)

(1) 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2) 法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

ロ 恒久的施設を有しない外国法人 当該外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第百四十四條並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項の規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)

(課税事業年度)

第十一条 この章(第十八条第一項及び第二項を除く。)において「課税事業年度」とは、法人の令和八年四月一日以後に開始する各事業年度(当該法人が通算子法人である場合には、当該法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度の期間内に開始する当該法人の事業年度)をいう。

(納税地)

第十二条 法人の防衛特別法人税の納税地は、当該法人の法人税法第十六条から第十八条ま

での規定による法人税の納税地とする。

2 法人税法第十九条の規定は、法人税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合における防衛特別法人税について準用する。

第二節 課税標準

第十三条 防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 一次号に掲げる場合以外の場合 各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額

二 各課税事業年度の基準法人税額に法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合 次に掲げる金額の合計額

イ 当該課税事業年度の加算前基準法人税額(基準法人税額から法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。)から基礎控除額を控除した金額

ロ 当該課税事業年度の基準法人税加算額(基準法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額をいう。以下この条において同じ。)から基礎控除残額を控除した金額

3 前項に規定する基礎控除額とは、次の各号に掲げる課税事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 通算法人以外の法人の課税事業年度 年五百万円

二 通算法人の課税事業年度(通算子法人の課税事業年度にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度に限る。) 五百万円にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該通算法人の当該課税事業年度の基準法人税額(前項第二号に掲げる場合には、加算前基準法人税額。以下この条において同じ。) ロ 当該通算法人の当該課税事業年度及び当該課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する課税事業年度の基準法人税額の合計額 三 通算子法人の前号に掲げる課税事業年度以外の課税事業年度 五百万円を十二で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した金額 4 第二項第二号に規定する基礎控除残額とは、次の各号に掲げる課税事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。 一 通算法人以外の法人の課税事業年度 前項に規定する基礎控除額から加算前基準法人税額を控除した金額 二 通算法人の課税事業年度(通算子法人の課税事業年度にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度に限る。) 五百万円から前項第二号に掲げる金額を控除した金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額 イ 当該通算法人の当該課税事業年度の基準法人税加算額 ロ 当該通算法人の当該課税事業年度及び当該課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する課税事業年度の基準法人税加算額の合計額 三 通算子法人の前号に掲げる課税事業年度以外の課税事業年度 前項に規定する基礎控除額から加算前基準法人税額を控除した金額	5 前三項の規定を適用する場合において、第三項第二号イ若しくはロの基準法人税額又は前項第二号イ若しくはロの基準法人税加算額が第三項第二号の通算法人の同号イの課税事業年度若しくは同号ロの他の通算法人の同号ロに規定する日に終了する課税事業年度又は前項第二号の通算法人の同号イの課税事業年度若しくは同号ロの他の通算法人の同号ロに規定する日に終了する課税事業年度(以下この条において「通算課税事業年度」という。)の第二十五条第一項の規定による申告書に当該通算課税事業年度の基準法人税額又は基準法人税加算額として記載された金額(以下この項及び第七項においてそれぞれ「当初申告基準法人税額」又は「当初申告基準法人税加算額」という。)と異なるときは、当初申告基準法人税額又は当初申告基準法人税加算額を第三項第二号イ若しくはロの基準法人税額又は前項第二号イ若しくはロの基準法人税加算額とみなす。 6 通算課税事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第三項第二号の通算法人の同号イの課税事業年度及び第四項第二号の通算法人の同号イの課税事業年度については、前項の規定は、適用しない。 一 前項の規定を適用しないものとした場合における第三項第二号ロに掲げる金額(第二項第二号に掲げる場合には、当該金額に前項の規定を適用しないものとした場合における第四項第二号ロに掲げる金額を加算した金額)が五百万円以下である場合 二 当該通算課税事業年度について法人税法第六十四条の五第六項の規定の適用がある場合 三 当該通算課税事業年度について法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合	7 通算課税事業年度について前項(第三号に係る部分を除く。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第五項の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に当該通算課税事業年度の基準法人税額又は基準法人税加算額として記載された金額を当初申告基準法人税額又は当初申告基準法人税加算額とみなす。 8 第三項第一号に掲げる課税事業年度が一年に満たない場合における同号の法人に対する同項の規定の適用については、同号中「年五百万円」とあるのは、「五百万円を十二で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」とし、通算親法人の課税事業年度が一年に満たない場合における当該通算親法人及び他の通算法人に対する同項(第二号に係る部分に限る。)、第四項第二号に係る部分に限る。及び第六項の規定の適用については、第三項第二号、第四項第二号及び第六項第一号中「五百万円」とあるのは、「五百万円を十二で除し、これに当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。 9 第三項第三号及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。 第三節 税額の計算 第十四条 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の四の税率を乗じて計算した金額とする。 2 前項の場合において、法人の各課税事業年度の基準法人税額に法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、前項の課税標準法人税額は、前条第二項第二号イに掲げる金額とする。	(特定同族会社の特別税率の適用がある場合の防衛特別法人税の額) 第十五条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける場合には、防衛特別法人税の額は、前条及び次条第九項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により計算した防衛特別法人税の額に、第十三条第二項第二号ロに掲げる金額に百分の四を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (外国税額の控除) 第十六条 内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項及び地方税法(平成二十六年法律第十一号)第十二条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象外国法人税の額(法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいい、租税特別措置法第六十六条の七第一項又は第六十六条の九の三第一項の規定により法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。第十六項及び第十七項において同じ。)が法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額及び地方税法第十二条第一項に規定する地方法人税控除限度額の合計額を超えるときは、防衛特別法人税控除限度額(第十四条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の防衛特別法人税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の国外所得金額(法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいう。第四項において同じ。)に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。 2 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税法第一百四十四条の二第一
---	---	---	--

項及び地方税法第十二条第二項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の法人税法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額及び地方税法第十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額を超えるときは、当該課税事業年度の恒久的施設帰属防衛特別法人税額(第十条第二号イ⁽¹⁾)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第百四十四条から第百四十四条の二の三まで並びに租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項及び第七項の規定を除く。)により計算した法人税の額に当該課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額のみを課税標準法人税額として第十四条の規定を適用して計算した場合の防衛特別法人税の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。)のうち当該外国法人の当該課税事業年度の国外所得金額(法人税法第百四十四条の二第一項に規定する国外所得金額をいう。)に对应するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。	当該通算課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終了する各課税事業年度の同条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算課税事業年度の国外所得金額に对应するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。 5 第一項の規定を適用する場合において、通算法人の同項の各課税事業年度(当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する課税事業年度、残余財産の確定の日の属する課税事業年度及び公益法人等(法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。)に該当することとなった日の前日の属する課税事業年度を除く。以下第七項までにおいて「適用課税事業年度」という。)の税額控除額(当該適用課税事業年度における第一項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この条において同じ。)が、当初申告税額控除額(当該適用課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項及び第七項において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。 6 前項の通算法人の適用課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。 一 通算法人又は当該通算法人の適用課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用課税事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を	隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその防衛特別法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合 二 法人税法第六十九条第十六項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合 7 適用課税事業年度について前項(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第五項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなす。 8 通算法人(通算法人であつた内国法人(公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。)を含む。以下第十一項までにおいて同じ。)の各課税事業年度(以下第十二項までにおいて「対象課税事業年度」という。)において、過去適用課税事業年度(当該対象課税事業年度で第五項の規定の適用を受けた課税事業年度をいう。以下この項及び第十一項第二号において同じ。)における税額控除額(当該対象課税事業年度開始の前日に開始した各課税事業年度(以下この項において「対象前各課税事業年度」という。)において当該過去適用課税事業年度に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各課税事業年度の防衛特別法人税の額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。)が過去当初申告税額控除額(当該過去適用課税事業年度の第二十五条第一項の	規定による申告書に添付された書類に当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額(当該過去適用課税事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を超える場合には、税額控除不足額相当額(当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第十項から第十二項までにおいて同じ。)を当該対象課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。 9 通算法人の対象課税事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象課税事業年度の防衛特別法人税の額は、第十四条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した防衛特別法人税の額に、税額控除超過額相当額(当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項から第十二項までにおいて同じ。)を加算した金額とする。 10 前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額それぞれ当該対象課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項及び第十二項において同じ。)と異なるとき
---	--	---	--

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

所得税法等の一部を改正する法律案

は、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

11 前項の通算法人の対象課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を減少させることによりその防衛特別法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二 対象課税事業年度において第八項の規定により防衛特別法人税の額から控除した税額控除不足額相当額又は第九項の規定により防衛特別法人税の額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用課税事業年度について第六項の規定の適用がある場合

三 対象課税事業年度(第十八項又は第十九項の規定による説明が行われた日の属するものに限る。以下この号において同じ。)の

第二十五条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が第十八項又は第十九項の規定による説明の内容と異なる場合

12 対象課税事業年度について前項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第十項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

13 第八項及び第九項の規定は、通算法人通算法人であった内国法人を含む。以下この条において同じ。が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項			
の各課税事業年度(以下第十二項までにおいて「対象課税事業年度」という。)において、過去適用課税事業年度(当該対象課税事業年度	税額控除額(当該対象課税事業年度	超える場合には	を当該対象課税事業年度
が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用課税事業年度(最終課税事業年度(その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)	税額控除額(当該最終課税事業年度	超えるときは	を当該最終課税事業年度

第九項	
の対象課税事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

14 第八項及び第九項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項			
の各課税事業年度(以下第十二項までにおいて「対象課税事業年度」という。)において、過去適用課税事業年度(当該対象課税事業年度	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に、過去適用課税事業年度(最終課税事業年度(その該当することとなった日の前日の属する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)	税額控除額(当該最終課税事業年度	超えるときは
税額控除額(当該対象課税事業年度	税額控除額(当該最終課税事業年度	超える場合には	を当該最終課税事業年度
を当該対象課税事業年度	を当該最終課税事業年度	の対象課税事業年度において	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に
場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度		

第九項	
の対象課税事業年度において	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に
場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

15 第一項及び第二項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書(次項及び第十七項において「申告書等」という。)に控除対象外国法人税等の額(第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は法人税法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。)、第一項及び第二項の規定による控除を受けるべき金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限る。この場合において、これらの

16 規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額として記載された金額を限度とする。

第八項第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、申告書等に第八項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限る。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額の計算

の基礎となる控除対象外国法人税の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税の額として記載された金額を限度とする。

17 第九項(第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける通算法人は、申告書等に第九項の規定により防衛特別法人税の額に加算されるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税の額として記載された金額を限度とする。

18 防衛特別法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各課税事業年度第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限が到来していないものに限る。において第八項又は第九項の規定を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、当該通算法人に対し、その調査結果の内容(第八項又は第九項の規定を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。)を説明するものとする。

19 実地の調査により第四十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の九第一項に規定する質問検査等を行った通算法人について同条第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該通算法人の第四十二条第一項において準用する同法第七十四条の十一第四項の同意があるときは、前項の規定による説明は、当該通算法人に代えて、当該税務代理人に行うことができる。

20 第三項及び第十五項から前項までに定めるもののほか、第一項、第二項及び第四項から

第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(分配時調整外国税相当額の控除)

第十七条 内国法人が各課税事業年度において東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号。以下この条及び次条において「復興財確法」という。)第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項及び地方法人税法第十二条の二第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額が当該内国法人の当該課税事業年度の第十條第一号に定める基準法人税額(当該課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項若しくは第七項の規定により控除された金額又は同法第四十二条の十四第一項若しくは第四項(同法第四十二条の十二の六第六項及び第七項に係る部分に限る。)の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該控除された金額を控除した金額に当該加算された金額を加算した金額)及び地方法人税法第十一條に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2 恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第百四十四条の二の二第一項及び地方法人税法第十二条の二第二項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第百四十四条の二の二第二項に規定する分配時調整外国税相当額が当該課税事業年度の第十條第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(同法第百四十四条から第百四十四条の三までの規定を除く。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除く。)及び地方法人税法第十二条の二第二項に規定する政令で定める金額の合計額を超えるときは、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の当該法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十二の六第六項又は第七項の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額)に当該課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額のみを課税標準法人税額として第十四条の規定を適用して計算した場合の防衛特別法人税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

3 法人税法第六十九条の二第二項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同法第百四十四条の二の二第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に分配時調整外国税相当額(復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項及び第二項の規定において同じ。)の項において同じ。第一項及び第二項の規定による控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。第一項及び第二項の規定による控除を受ける金額並びに当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

(控除対象所得税額等相当額の控除)

第十八条 内国法人が各防衛特別法人税課税事業年度(第十一條に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。)において第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該防衛特別法人税課税事業年度の同条第四項に規定する控除対象所得税額等相当額が同条第十項に規定する事業年度の同条第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する課税事業年度の同項に規定する所得地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を当該防衛特別法人税課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

2 内国法人が各防衛特別法人税課税事業年度において第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定の適用を受ける場合において、当該防衛特別法人税課税事業年度の同条第三項に規定する控除対象所得税額等相当額が同条第九項に規定する事業年度の同条第三項に規定する法人税の額及び同条第九項に規定する課税事業年度の同項に規定する所

得地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を当該防衛特別法人税課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する。

3 前二項の規定は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に前二項の規定による控除の対象となる所得税等の額(第四十三条第一項及び復興財確法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十六条の九の三第三項に規定する所得税等の額をいう。以下この項において同じ。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前二項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除)

第十九条 内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度(当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した課税事業年度(以下この条において「被合併法人課税事業年度」という。)を含む。)の防衛特別法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第三十九条第一項の規定の適用があったときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理防衛特別法人税額(既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなった金額及びこの条の規定により控除された金額を除く。)は、当該各課税

事業年度(当該更正の日(当該更正が被合併法人課税事業年度の防衛特別法人税につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日)以後に終了する課税事業年度に限る。)の防衛特別法人税の額から控除する。

(税額控除の順序)

第二十条 第十六条から前条までの規定による防衛特別法人税の額からの控除については、次に掲げる順序によるものとする。

- 一 第十七条の規定による控除
- 二 第十八条の規定による控除
- 三 前条の規定による控除
- 四 第十六条の規定による控除

第四節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告

(中間申告)

第二十一条 法人税法第七十一条又は第四百四十四条の三の規定による申告書を提出すべき法人は、これらの申告書に係る課税事業年度(当該法人が通算子法人である場合には、当該課税事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の課税事業年度)開始の日以後六月を経過した日(以下この条において「六月経過日」という。)から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該課税事業年度の前課税事業年度の防衛特別法人税額(防衛特別法人税確定申告書に記載すべき第二十五条第一項第二号に掲げる金額(第十六条第九項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額)をいう。次項第一号及び第五項において同じ。)で六月経過日の前日までに確定したものを当該前課税事業年度の月数で除し、これに当該課税事業年度開始の日から当該前日までの期間(次項第一

号及び第三項において「中間期間」という。)の月数を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 前項の場合において、同項の法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべき当該課税事業年度の防衛特別法人税中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該課税事業年度の前課税事業年度 当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各課税事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)の防衛特別法人税額(第十六条第十三項において準用する同条第九項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第五項において同じ。)で六月経過日の前日までに確定したもの(次号及び次項において「被合併法人確定防衛特別法人税額」という。)をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該法人の当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数の割合に中間期間の月数を乗じた数を乗じて計算した金額

二 当該課税事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間 当該適格合併に係る被合併法人の被合併法人確定防衛特別法人税額をその計算の基礎となつた当該被合併

法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該適格合併の日から六月経過日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

3 第一項の場合において、同項の法人が適格合併(法人を設立するものに限り。)に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税事業年度の防衛特別法人税中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該適格合併に係る各被合併法人の被合併法人確定防衛特別法人税額をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額の合計額とする。

4 前三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第一項第一号に規定する前課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限が同条第四項の規定により当該前課税事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日まで(以下この条において「申告書の提出期限」という。)の間に防衛特別法人税額が確定したときは、六月経過日の前日までに当該防衛特別法人税額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

(仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等)

第二十二条 前条第一項に規定する法人又は通算法人で、法人税法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出するもの(還付請求法人

を含む。第二十四条において「仮決算中間申告法人」という。）は、当該申告書に係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した防衛特別法人税中間申告書を提出しなければならない。 一 当該課税事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である課税標準法人税額 二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節(第十五条及び第十九条を除く。)の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額 三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項 2 前項に規定する還付請求法人とは、法人税法第七十二条第一項又は第四百四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出する法人で、当該申告書に係るこれらの規定に規定する期間について、同法第八十条第五項において準用する同条第一項又は同法第四百四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による還付の請求をするものをいう。 3 第一項第一号に規定する期間に係る課税標準である課税標準法人税額及び同項第二号に掲げる防衛特別法人税の額の計算については、第十三条第五項並びに第十六条第五項、第十項及び第十一項第三号中「第二十五条第一項の規定による申告書」とあり、並びに同条第十五項、第十七条第四項及び第十八条第三項中「防衛特別法人税確定申告書」とあるのは、「防衛特別法人税中間申告書」とする。 4 第一項の法人が通算子法人である場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。 一 第一項第一号に規定する期間は、同号の	課税事業年度開始の日から前条第一項に規定する六月経過日の前日までの期間とする。 二 第二項中「これらの規定」とあるのは、「同法第七十二条第五項第一号」とする。 5 第三項に定めるもののほか、第一項第二号に掲げる防衛特別法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。 (通算法人の災害等による防衛特別法人税中間申告書の提出期限の延長) 第二十三条 国税通則法第十一条の規定により通算法人の第二十一条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。 (防衛特別法人税中間申告書の提出がない場合の特例) 第二十四条 防衛特別法人税中間申告書を提出すべき法人がその防衛特別法人税中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し第二十一条第一項各号に掲げる事項(仮決算中間申告法人にあつては、第二十一条第一項各号に掲げる事項)を記載した防衛特別法人税中間申告書の提出があつたものとみなして、この章の規定を適用する。 第二款 確定申告 (確定申告) 第二十五条 法人は、各課税事業年度終了日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。 一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額	二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額 三 第十六条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額 四 当該法人が当該課税事業年度につき防衛特別法人税中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる防衛特別法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額 五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額 六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項 2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものを除く。)に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内当該翌日から一月以内」に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで」とする。 3 外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内(恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が法人税法第三百三十八条第一項第四号に規定する事業でこの法律の施行地において行うものを廃止する場合)には、当該課税事業年	度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその有しないこととなる日又はその廃止の日のうちいずれか早い日まで」とする。 4 第一項の法人が同項の課税事業年度の所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条(同法第四百四条の七において準用する場合を含む。)又は第七十五条の二(同法第四百四条の八において準用する場合を含む。)の規定により同法第七十四条第一項又は第四百四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税については、同法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第八項若しくは第十項において準用する同法第七十五条第七項の規定を準用する。 5 租税特別措置法第六十六条の三の規定は、前項において準用する法人税法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定の適用を受ける法人の第一項の規定による申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税について準用する。 (通算法人の災害等による防衛特別法人税確定申告書の提出期限の延長) 第二十六条 国税通則法第十一条の規定により通算法人の前条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。 第三款 電子情報処理組織による申告の特例 (電子情報処理組織による申告) 第二十七条 特定法人である内国法人は、第二
---	---	---	--

十一 条、第二十二 条若しくは第二十五 条又は国税通則法第十八 条若しくは第十九 条の規定により、防衛特別法人税中間申告書若しくは防衛特別法人税確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書(以下この項及び第三項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又はこれにこの章(これに基づく命令を含む。)若しくは同法第十八 条第三項若しくは第十九 条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている各課税事業年度の防衛特別法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「申告書記載事項」という。)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。)を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。))を使用して財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により、行うことができる。 2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。 一 当該課税事業年度開始の時ににおける資本金の額、出資金の額その他これらに類する	ものとして政令で定める金額が一億円を超える法人 二 通算法人(前号に掲げる法人を除く。) 三 保険業法(平成七年法律第五五号)に規定する相互会社(前号に掲げる法人を除く。) 四 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人(第一号に掲げる法人を除く。) 五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。) 3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この章(これに基づく命令を含む。)及び国税通則法第二百二十四条を除く。)の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。 4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。 5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十六項に規定する法人番号をいう。)の記載については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。 (電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例) 第二十八 条 前条第一項の内国法人が、法人税	法第七十五 条の五第一項の承認を受けている場合には、当該承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。 第四款 納付 (中間申告による納付) 第二十九 条 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した第二十一条第一項第一号に掲げる金額(第二十二 条第一項各号に掲げる事項を記載した防衛特別法人税中間申告書を提出した場合には、同項第二号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する防衛特別法人税を国に納付しなければならない。 (確定申告による納付) 第三十 条 第二十五 条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する防衛特別法人税を国に納付しなければならない。 第五款 還付 (外国税額の還付) 第三十一 条 防衛特別法人税確定申告書の提出があつた場合において、当該防衛特別法人税確定申告書に第二十五 条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該防衛特別法人税確定申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。 2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八 条第一項の期間は、前項の防衛特別法人税確定申告書の提出期限	(当該防衛特別法人税確定申告書が期限後申告書である場合には、当該防衛特別法人税確定申告書を提出した日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。 3 第一項の規定による還付金を同項の防衛特別法人税確定申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合に、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。 4 前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充当する場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (中間納付額の還付) 第三十二 条 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があつた場合において、その防衛特別法人税確定申告書に第二十五 条第一項第五号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。 2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。 3 第一項の規定による還付金について還付加
--	--	--	--

算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項の規定により還付をすべき中間納付額の納付の日(その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。ただし、同項の防衛特別法人税確定申告書が期限後申告書である場合には、当該申告書の提出期限の翌日からその提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

4 第一項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

5 第二項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充当をする場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)

第三十三条 税務署長は、法人税法第八十条第九項の還付請求書を提出した内国法人又は同法第四百四十四条の十三第二項の還付請求書を提出した外国法人に対して同法第八十条第十項(同法第四百四十四条の十三第十三項にお

いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度、同法第四百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の防衛特別法人税の額(附帯税の額を除くものとし、第十六条第一項、第二項若しくは第八項又は第十九条の規定により控除された金額がある場合には当該金額を加算した金額とし、第十六条第九項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。)でその還付の時において確定しているもの(既にこの項の規定の適用がある場合には、当該防衛特別法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定防衛特別法人税額」という。)があるときは、当該内国法人又は外国法人に対し、当該確定防衛特別法人税額のうち、同法第八十条第十項の規定による還付金の額に百分の四を乗じて計算した金額に当該課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度、同法第四百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に該当する課税事業年度については、防衛特別法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の還付請求書に係る法人税法第八十条第十項の規定による還付金について還付加算金を

計算する場合における同条第十一項(同法第四百四十四条の十三第十三項において準用する場合を含む。)に規定する三月を経過した日から前項の規定による還付のための支払決定をする日又は同項の規定による還付金につき充当をする日(同日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。ただし、同項ただし書の防衛特別法人税確定申告書が期限後申告書である場合において、その提出された日が当該三月を経過した日以後であるときは、当該三月を経過した日から当該提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

第六款 更正の請求の特例その他(更正の請求の特例)

第三十四条 法人税法第八十一条の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。)を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第二十五条第一項第二号若しくは第四号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となり、又は当該課税事業年度に係る同項第五号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となることについて準用する。

一 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号までに掲げる金額又は同法第四百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは同条第二項第一号から

第五号までに掲げる金額
二 地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第五号までに掲げる金額

三 防衛特別法人税確定申告書に記載すべき第二十五条第一項第一号から第五号までに掲げる金額

(更正に関する特例)

第三十五条 内国法人の提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、当該課税事業年度の防衛特別法人税につき、当該事実を仮装して経理した内国法人が当該課税事業年度後の各課税事業年度において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該修正の経理をした課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

2 税務署長が第三十九条第一項の更正をする場合における国税通則法第二十八条第二項の規定の適用については、同項第三号中「次に掲げる金額」とあるのは、「次に掲げる金額及び二又はホに掲げる金額のうち我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)第三十九条第一項又は第二項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例)の規定の適用がある金額」とする。

(青色申告書に係る更正)
第三十六条 法人が法人税法第二百一十一条第一項(同法第四百四十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の承認を

受けている場合には、その法人は、防衛特別法人税中間申告書及び防衛特別法人税確定申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書（次項において「防衛特別法人税申告書」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2 法人が法人税法第二百二十七条第一項（同法第四百六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二百二十一条第一項の承認を取り消された場合には、同項の承認の取消しに係る同法第二百二十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した防衛特別法人税申告書（納付すべき義務が同日前に成立した防衛特別法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によって提出する防衛特別法人税申告書をいう。第五項において同じ。）以外の申告書とみなす。

3 通算法人が法人税法第二百二十七条第一項の規定により同法第二百二十一条第一項の承認を取り消された場合には、その承認の取消しについては、前項の規定は、適用しない。

4 通算法人であった法人に係る第二項の規定の適用については、同項中「事業年度」とあるのは、「事業年度（当該事業年度が同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失った日の前日（当該前日がその法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）の属する事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度」とする。

5 法人税法第二百三十条第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る防衛特別法人税について準用する。

（更正等による外国税額の還付）
第三十七条 内国法人の提出した防衛特別法人

税確定申告書に係る防衛特別法人税につき更正（当該防衛特別法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第二十五条第一項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を同項の防衛特別法人税確定申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合に、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項

の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）

第三十八条 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人のその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があった場合において、その決定に係る第二十五条第一項第五号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人のその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税につき更正（当該防衛特別法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。第四項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は決定（同法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び同号イにおいて「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第二十五条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計

算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から第一項の決定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。（1）において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服

申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する課税事業年度の課税標準法人税額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていない無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていない取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。当該決定の日 ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日 5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。 6 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。 7 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充当をする場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例) 第三十九条 内国法人の提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額を超え、かつ、その超える額のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合にお	いて、税務署長が当該課税事業年度の防衛特別法人税につき更正をしたとき(当該内国法人につき当該課税事業年度終了の日から当該更正の日の前日までの間に第三項各号又は第四項各号に掲げる事実が生じたとき及び当該内国法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人につき当該適格合併の日から当該更正の日の前日までの間に当該事実が生じたときを除く。)は、当該課税事業年度の防衛特別法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの(以下この条において「仮装経理防衛特別法人税額」という。)は、次項、第三項又は第七項の規定の適用がある場合のこれらの規定による還付金の額を除き、還付しない。 2 前項に規定する場合において、同項の内国法人(当該内国法人が同項の更正の日の前日までに適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人。以下この項において同じ。)の前項の更正の日の属する課税事業年度開始の前一年以内に開始する各課税事業年度の防衛特別法人税の額(附帯税の額を除く。)で当該更正の日の前日において確定しているもの(既にこの項の規定により還付をすべき金額の計算の基礎となったものを除く。以下この項において「確定防衛特別法人税額」という。)があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該更正に係る仮装経理防衛特別法人税額のうち当該確定防衛特別法人税額に達するまでの金額を還付する。 3 第一項の規定の適用があつた内国法人(当該内国法人が適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人。以下この条において「適用法人」という。)について、同項の更正の日の属する課税事業年度開始の日(当該更正が当該適格合併に係る被合併法人の課税事業年度の防衛特別法人税について当該適格合併の前日にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する課税事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する課税事業年度の第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限(当該更正の日から当該課税事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める日の属する課税事業年度の同項の規定による申告書の提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。)が到来した場合(当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかった場合にあつては、当該申告書に係る期限後申告書の提出又は当該申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税についての国税通則法第二十五条の規定による決定があつた場合には、税務署長は、当該適用法人に対し、当該更正に係る仮装経理防衛特別法人税額(既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなった金額及び第十九条の規定により控除された金額を除く。)を還付する。 一 残余財産が確定したこと その残余財産の確定の日 二 合併(適格合併を除く。)による解散をしたこと その合併の日の前日 三 破産手続開始の決定による解散をしたこと その破産手続開始の決定の日 四 法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなったこと その該当することとなった日の前日 4 適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人は、当該事実が生じた日以後一年以内に、納税地の所轄税務署長に	対し、その適用に係る仮装経理防衛特別法人税額(既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなった金額及び第十九条の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。)の還付を請求することができる。 一 更生手続開始の決定があつたこと。 二 再生手続開始の決定があつたこと。 三 前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実 5 内国法人につきその各課税事業年度の課税標準法人税額を減少させる更正で当該内国法人の当該各課税事業年度開始の前日に終了した課税事業年度の防衛特別法人税についてされた更正(当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の前日に終了した課税事業年度の防衛特別法人税についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という。)に伴うもの(以下この項において「反射的更正」という。)があつた場合において、当該反射的更正により減少する部分の課税標準法人税額のうち当該原更正に係る課税事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各課税事業年度において当該内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前各項の規定を適用する。 6 第四項の規定による還付の請求をしようとする適用法人は、その還付を受けようとする仮装経理防衛特別法人税額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。 7 税務署長は、前項の還付請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対
--	--	---

し、仮装経理防衛特別法人税額を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

8 第二項、第三項又は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日(第三項の規定による還付金にあつては同項の最終申告期限(同項の期限後申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日とし、前項の規定による還付金にあつては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。)からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日までの期間とする)。

9 第一項の場合において、同項の更正により第二十五条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理防衛特別法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

第五節 雑則

(通算法人の電子情報処理組織による申告)
第四十条 通算親法人が、他の通算法人の第二十七条第一項に規定する防衛特別法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとはみなす。

2 前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の防衛特別法人税の申告について第二十七条第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

(連帯納付の責任)

第四十一条 法人税法第五十二条第一項及び第二項の規定は、通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人につきその通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立した各課税事業年度の防衛特別法人税について準用する。

2 法人税法第五十二条第三項及び第四項の規定は、第七条第三項において準用する同法第四条の四第二項の規定により同法第五十二条第三項に規定する主宰受託者が納めるものとされる防衛特別法人税について準用する。

(当該職員の質問検査権等)

第四十二条 国税通則法第七十四条の二(第一項第二号に係る部分に限る。次項において同じ。)及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、防衛特別法人税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二の規定による防衛特別法人税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第四十三条 この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第二十六条第一項第三号		又は	若しくは
の規定			又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。)第三十一条(外国税額の還付)若しくは第三十七条(更正等による外国税額の還付)の規定
法人税法第二十六条第一項第四号		又は	若しくは
の規定			又は特別措置法第三十三条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の規定
法人税法第二十六条第四項		地方法人税	地方法人税並びに防衛特別法人税
法人税法第三十八条第一項		額は	額並びに防衛特別法人税(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。)の額は
額を		額並びに国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第二号ハ又は第二十八条第二項第三号ハに掲げる金額に相当する防衛特別法人税及び特別措置法第二十五条第四項(確定申告)において準用する第七十五条第七項(第七十五条の二第八項又は第十項において準用する場合を含む。)の規定による利子税の額を	額並びに当該
法人税法第六十七条第三項		額と当該	額並びに当該事業年度の特別措置法第十三条第二項(課税標準)に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第十四条(税率)及び第十六条第九項(外国税額の控除)(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により計算した防衛特別法人税の額を
額とを		並びに同法	並びに地方法人税法
(の規定による			(並びに特別措置法第十六条第一項及び第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)並びに第十九条(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除)の規定による

法人税法第六十九条第二項	地方法人税控除限度額	地方法人税控除限度額、特別措置法第十六条第一項(外国税額の控除)に規定する防衛特別法人税控除限度額
法人税法第八十一条	掲げる金額又は掲げる金額につき	掲げる金額若しくは掲げる金額又は特別措置法第六条第十五号(定義)に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき特別措置法第二十五条第一項第一号から第五号まで(確定申告)に掲げる金額につき
法人税法第四百四十二条の二第一項第四号	又は計算した	若しくは計算した金額に相当するものに限る。又は特別措置法第三十三条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)の規定による還付金(同号に定める金額に百分の四を乗じて計算した金額に同条第一項の課税事業年度の特別措置法第十三条第二項(課税標準)に規定する課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の特別措置法第十条第二号(基準法人税額)に定める基準法人税額で除して計算した
法人税法第四百四十二条の二第二項	及び	、防衛特別法人税控除限度額として政令で定める金額及び
法人税法第四百四十五条	掲げる金額又は掲げる金額につき	掲げる金額若しくは掲げる金額又は特別措置法第六条第十五号(定義)に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき特別措置法第二十五条第一項第一号から第五号まで(確定申告)に掲げる金額につき
地方法人税法第二十四条	掲げる金額につき	掲げる金額又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号)第六条第十五号に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき同法第二十五条第一項第一号から第五号までに掲げる金額につき
租税特別措置法第九条の三の二第七項	及び地方法人税法	、地方法人税法及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。)

租税特別措置法第九条の六の二第二項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項	法	、地方法人税法及び特別措置法
租税特別措置法第四十二条の十二の六第十八項	地方法人税法 については、同法	地方法人税法及び特別措置法 については、地方法人税法
租税特別措置法第四十二条の十四第五項	並びに地方法人税法	、地方法人税法並びに特別措置法
租税特別措置法第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九の三第三項第一号	(及び 地方法人税を除く。)	、 地方法人税を除く。の額(附帯税の額を除く。及び防衛特別法人税
租税特別措置法第六十六条の十一の三第四項	規定は	規定並びに特別措置法第十三条第八項の規定は
租税特別措置法第九十三条第一項第二号	準用する法人税法第七十五条第七項	準用する法人税法第七十五条第七項並びに特別措置法第二十五条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項
国税通則法第十五条第二項第三号	地方法人税	地方法人税並びに防衛特別法人税
国税通則法第十九条第四項第二号ハ	還付)の	還付)若しくは我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。第三十三条第一項欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付)の

国稅通則法第二十 一条第二項、第三 十條第二項、第三 十三條第二項及び 第四十三條第二項	地方法人稅	地方法人稅、防衛特別法人稅
国稅通則法第六十 五條第三項第二号	加算した金額	加算した金額(特別措置法第六條第十八号(定義)に規定する中間納付額又は特別措置法第十六條(外国稅額の控除)の規定による控除をされるべき金額があると きは、これらの金額を加算した金額)
	地方法人稅、 防衛特別法人稅、	地方法人稅、防衛特別法人稅、
	地方法人稅	地方法人稅、防衛特別法人稅
地方稅法(昭和二十 五年法律第二百 二十六号)第五十三 條第三十六項	及び第十項	及び第十項並びに我が國の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号。以下この條において「特別措置法」という。)第十八條第一項
	同條第四項	租稅特別措置法第六十六條の七第四項
	額及び	額、
	所得地方法人稅 額	所得地方法人稅額及び特別措置法第十八條第一項に規定する防衛特別法人稅の額
地方稅法第五十三 條第三十七項	及び第九項	及び第九項並びに特別措置法第十八條第二項
	同條第三項	租稅特別措置法第六十六條の九の三第三項
	額及び	額、
	所得地方法人稅 額	所得地方法人稅額及び特別措置法第十八條第二項に規定する防衛特別法人稅の額
地方稅法第五十三 條第三十八項	控除限度額及び 計算した金額	控除限度額、 計算した金額及び特別措置法第十六條第一項の防衛特別法人稅控除限度額又は同條第二項の政令で定めるところにより計算した金額

地方稅法第五十三 條第四十項	三 地方法人稅 法第十二條第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合(同号に掲げる場合における稅額控除額が当初申告稅額控除額と異なる場合に限る。))	三 地方法人稅法第十二條第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合(同号に掲げる場合における稅額控除額が当初申告稅額控除額と異なる場合に限る。))
地方稅法第五十三 條第四十一項	及び第三号	、第三号及び第四号
地方稅法第五十三 條第四十五項	三 地方法人稅 法第十二條第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における稅額控除不足額相当額又は稅額控除超過額相当額又は当初申告稅額控除超過額相当額と異なる場合に限る。))	三 地方法人稅法第十二條第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における稅額控除不足額相当額又は稅額控除超過額相当額又は当初申告稅額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)) 四 特別措置法第十六條第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における稅額控除不足額相当額又は稅額控除超過額相当額が当初申告稅額控除不足額相当額又は稅額控除超過額相当額と異なる場合に限る。))

令和七年三月三十一日 参議院會議録第九号 所得税法等の一部を改正する法律案

地方税法第三百二十一条の八第三十六項	及び第十項	及び第十項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下この条において「特別措置法」という。)第十八条第一項
地方税法第三百二十一条の八第三十七項	同条第四項 額及び 所得地方法人税額	租税特別措置法第六十六条の七第四項 額、 所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第一項に規定する防衛特別法人税の額
地方税法第三百二十一条の八第三十八項	及び第九項 同条第三項 額及び 所得地方法人税額 控除限度額及び 計算した金額	及び第九項並びに特別措置法第十八条第二項 租税特別措置法第六十六条の九の三第三項 額、 所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第二項に規定する防衛特別法人税の額 控除限度額、 計算した金額及び特別措置法第十六条第一項の防衛特別法人税控除限度額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額
地方税法第三百二十一条の八第四十項	三 地方法人税法第十二条第六項(第一号に係る部分に限る。) 六項(第一号に係る部分に限る。) の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。)	三 地方法人税法第十二条第六項(第一号に係る部分に限る。) に規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。) 四 特別措置法第十六条第六項(第一号に係る部分に限る。) の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。)
地方税法第三百二十一条の八第四十一項	及び第三号	、 第三号及び第四号

地方税法第三百二十一条の八第四十五項	三 地方法人税法第十二条第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。) 十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。) の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相対額又は税額控除超過額相対額が当初申告税額控除不足額相対額又は当初申告税額控除超過額相対額と異なる場合に限る。)	三 地方法人税法第十二条第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。) に規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相対額又は税額控除超過額相対額が当初申告税額控除不足額相対額又は当初申告税額控除超過額相対額と異なる場合に限る。)
地方税法第七百三十四条第三項	の規定を準用する。	(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定を準用する。

2 前項に定めるもののほか、法人税、地方法人税及び防衛特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。 一 国税通則法第七十一条第一号第一項の規定の適用については、法人税及び防衛特別法人税は、同一の税目に属する国税とみなす。 二 法人税(各事業年度の所得に対する法人税に限る。以下この号、次項及び第五項に	において同じ。)又は防衛特別法人税に係る更正決定等(国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等をいう。以下この条において同じ。)について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である他の防衛特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第四百十五条第一項
--	---

第二号の規定の適用については、当該他の防衛特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は防衛特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。地方法人税（地方法人税法第六条第二項第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。以下この号、次項及び第五項において同じ。）又は防衛特別法人税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合における当該地方法人税又は防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である他の防衛特別法人税又は地方法人税についてされた更正決定等についても、同様とする。

。国税通則法第七十条第三項（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（同法第五十九条の三第十四項、第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る更正が行われた場合には、当該法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税についての更正又は当該更正に伴って行われることとなる加算税（同法第六十九条に規定することとなる加算税（同法第六十九条に規定することとなる加算税をいう。以下この条において同じ。）に付する賦課決定（同法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）は、同法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第八項（第十三項から第十五項までにおいて準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の

規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することがでさる。同条第三項第八項の規定により読み替へて適用する場合を含む。の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である法人税についての更正又は賦課決定、同条第三項（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替へて適用する場合を含む。の規定により地方法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該地方法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税についての更正又は賦課決定並びに国税通則法第七十条第三項（第八項の規定により読み替へて適用する場合を含む。の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である地方法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4 前項の場合において、国税通則法第七十条第五項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「又は前二項」とあるのは、若しくは前二項又は我が国の防衛力のための本格的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十三条第三項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）と、同項第二号中「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項」と又は特別措置法第四十三条第三項と、同法第七十一条第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条又は特別措置法第四十三条第三項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「同条」とあるのは「前条及び同項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条

又は特別措置法第四十三條第三項」と、同法第七十二條第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日」とし、特別措置法第四十三條第三項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正があつた日」とする。

5 国税通則法第七十一条第三号に係る部分に限るものとし、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が国税通則法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税についての更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来するときは、当該防衛特別法人税についての更正又は当該更正に伴って行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定並びに第三項及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月間においても、することができる。同法第七十一条第一項（同号に係る部分に限るものとし、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定、地方法人税法第二十六条第一項（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定又は第三項の規定により当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である法人税についての更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来する

ときにおける当該法人税についての更正又は賦課決定、国税通則法第七十一条第一項(同号に係る部分に限るものとし、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により地方法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において同号に定める期間の満了する日が国税通則法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該地方法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税についての更正決定等をするのできる期間の満了する日以後に到来するときにおける当該防衛特別法人税についての更正又は賦課決定並びに同法第七十一条第一項(同号に係る部分に限るものとし、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定、地方法人税法第二十六条第一項(租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定又は第三項の規定により当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である地方法人税についての更正決定等をするのできる期間の満了する日以後に到来するときにおける当該地方法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

6 前項の場合において、国税通則法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「あつた日」とあるのは、「あつた日とし、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第五項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定による更正又は賦課決定

により納付すべきものについては、同項に規定する更正があつた日」とする。

7 法人の各課税事業年度の所得に対する法人税につき租税特別措置法第六十六条の四第二十六項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の防衛特別法人税同項の規定の適用に係る部分に限る。）に係る国税通則法第二十三条第一項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「七年」とする。

8 更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができ。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「の規定により」とあるのは「及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十三条第八項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同条第八項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び特別措置法第四十三条第八項」と、同法第七十一条第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び特別措置法第四十三条第八項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「同条」とあるのは「前条及び同項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条及び特別措置法第四十三条第八項」とする。

一 次に掲げる更正決定（更正又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。第十六項、第十八項及び第二十三項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に伴い同法第十九条第一項に規定する課税標準等（以下この項及び第十六項に

において「課税標準等」という。）又は同条第一項に規定する税額等（以下この項及び第十六項において「税額等」という。）に異動を生ずべき防衛特別法人税に係る更正決定 当該更正決定に係る防衛特別法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（イ又はロの法人税に係る更正が同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）

イ 法人が当該法人に係る租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連者との取引を同項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定
ロ イに掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定

二 前号イ若しくはロに掲げる更正決定又は同号イに規定する事実に基づいてする法人税に係る国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出若しくは前号ロに規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき防衛特別法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその防衛特別法人税に係る加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日租税特別措置法第六十六条の四第二十八項及び第二十九項の規定は、防衛特別法人税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

10 第八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定により納付すべき防衛特別法人税

に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「（第七十条第三項）とあるのは「（特別措置法第四十三条第八項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項）」と、「第七十条第三項」とあるのは「特別措置法第四十三条第八項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第四項」とあるのは「特別措置法第四十三条第八項の規定により読み替えて適用される第七十条第四項」とする。

11 租税特別措置法第六十六条の四第三十一項の規定は、防衛特別法人税に係る延滞税について準用する。

12 租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第八項第一号に掲げる更正決定により納付すべき防衛特別法人税の額及び当該防衛特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第十二項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と、同条第六項中「の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十二条第一項とあるのは「（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法令和五法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第四十三条第十二項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と、同条第十号」と、「二」とあるのは「特別措置法第四十三条第十二項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と」と読み替えるものとする。

13 第七項から第十項までの規定は、法人が当該法人に係る租税特別措置法第五十九条の三第二項第一号に規定する関連者との間で行った同項第五号イに規定する特許権譲受等取引につき、同条第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	租税特別措置法	租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法
第八項	第四十三条第八項（特例等）	第四十三条第十三項（特例等）において準用する同条第八項
第八項第一号イ	同項	同法第五十九条の三第四項

14 第七項から第十二項までの規定は、恒久的施設を有する外国法人の租税特別措置法第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引につき、同項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。													
第九項	租税特別措置法		租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法		第四十三条第十三項（特例等）において準用する同条第八項		第四十三条第十三項において準用する同条第八項の項の						
	第四十三条第八項（特例等）		第四十三条第十三項（特例等）		第四十三条第十三項において準用する同条第八項		第四十三条第十三項において準用する同条第八項の項の						
第十項	租税特別措置法		租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法		第四十三条第十四項（特例等）において準用する同条第八項		第四十三条第十四項において準用する同条第八項の項の						
	第四十三条第八項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項において準用する同条第八項		第四十三条第十四項において準用する同条第八項の項の						
第八項	租税特別措置法		租税特別措置法第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした		第四十三条第八項（特例等）において準用する同条第八項		第四十三条第八項（特例等）						
	第四十三条第八項（特例等）		第四十三条第八項（特例等）		第四十三条第八項（特例等）		第四十三条第八項（特例等）						
第七項	租税特別措置法		租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法		第四十三条第十四項（特例等）において準用する同条第八項		第四十三条第十四項において準用する同条第八項の項の						
	第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）						
第九項	租税特別措置法		租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法		第四十三条第十四項（特例等）において準用する同条第八項		第四十三条第十四項（特例等）						
	第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）						
第十項	租税特別措置法		租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法		第四十三条第十四項（特例等）において準用する同条第八項		第四十三条第十四項（特例等）						
	第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）		第四十三条第十四項（特例等）						

第十項	第四十三条第八項（特例等）	第四十三条第十五項（特例等）において準用する同条第八項
第十一項	第四十三条第八項の 租税特別措置法	第四十三条第十五項において準用する同条第八項の 租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法
第十二項	租税特別措置法 第四十三条第十二項 （特例等）	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法 第四十三条第十五項 （特例等）において準用する同条第十二項

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十一年法律第百四十四号。以下この条において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十二条第一項の規定は、同項に規定する所得税等の非課税等に関する規定若しくは同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等所得相互免除法第十五条第三十項の規定が適用されないことにより、防衛特別法人税確定申告書を提出し、又は決定を受けた法人の当該防衛特別法人税確定申告書又は決定に係る基準法人税額の計算の基礎となる課税標準等又は税額等に関し、その内容が異なることとなった場合について準用する。

外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項及び第三項の規定は、同条第一項の国税庁長官の確認があつたことにより、内国法人の各課税事業年度の防衛特別法人税の額又は外国法人である外国居住者等、外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。次項において同じ。の各課

税事業年度の防衛特別法人税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

五項の規定は、内国法人又は外国法人である外国居住者等が第三十四条各号に掲げる金額につき外国居住者等所得相互免除法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この条において「租税条約等実施特例法」という。）第七条第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る第二十五条第一項第二号若しくは第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に

記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る同項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場

合には、その申告又は更正後の金額が過少となるときのその更正を受けた内国法人又は外国法人である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等所得相互免除法第三十二条第五項中「第七条第四項」とあるのは「第七条第四項（同項の表法人税法第八十一条の項及び法人税法第四百五十条の表に係る部分に限る。）と」、「同条第四項の表所得税法第五百五十三条の項及び法人税法第八十一条の項」とあるのは「同表法人税法第八十一条の項」と、「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の特例等）」とあるのは「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）」とあるのは「第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）（これらの規定を我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法以下「特別措置法」という。）第四十三条第十七項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と、「において準用する租税条約等実施特例法」とあるのは「（特別措置法第四十三条第十七項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

外国人居住者等所得相互免除法第三十二条第六項の規定は、第十七項において準用する同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項の規定又は第十七項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

20 外国居住者等所得相互免除法第三十五条
(外国居住者等所得相互免除法第三十七条第

一項において準用する場合を含む。）の規定は、防衛特別法人税に係る延滞税について準用する。

外国居住者等所得相互免除法第三十六条（同条第一項の規定を外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項において準用する場合を含む。）及び第三十七条第二項の規定は、第八項第一号に掲げる更正決定により納付すべき防衛特別法人税の額及び当該防衛特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、外国居住者等所得相互免除法第三十六条第二項の表第二項の項中「第三十六条第一項」とあるのは、第三十六条第一項（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十一項「防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等」において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、同表第五項第二号の項中「第三十二条第一項」とあるのは、第三十二条第一項（特別措置法第四十三条第十六項において準用する場合を含む。）」と、同表第六項の項中「第三十六条第一項（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例」とあるのは「第三十六条第一項（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例」（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十一項「防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等」において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、第三十六条第二項」とあるの

は「第三十六条第二項（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十一項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と、外国居住者等所得相互免除法第三十七条第二項の表第二項の項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。第四十三条第二十一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、同表第四項の項中「特

例」とあるのは「特例（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十一項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、同表第五項第二号の項中「第三十二条第一項」とあるのは「第三十二条第一項（特別措置法第四十三条第十六項において準用する場合を含む。）」と、同表第六項の項中「特例」とあるのは「特例（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十一項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と、「第三十六条第一項（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十一項において準用する場合を含む。）」のと、「第三十六條第一項」とあるのは「第三十六條第一項（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三條第二十一項において準用する場合を含む。）」のと、「第三十七條第二項（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三條第二十一項にお

いて準用する場合を含む。」と読み替えるものとする。

22 租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する合意が行われたことにより、内国法人の各課税事業年度の防衛特別法人税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等という。次項において同じ。）の各課税事業年度の防衛特別法人税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

23 租稅條約等實施特例法第七條第四項（同項

の表法人税法第八十条の項及び法人税法第百四十五条の項に係る部分に限る。）の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第三十四条各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る第二十五条第一項第二号若しくは第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度後の各課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載した、若しくは決定を受けた課税事業年度に係る同項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受えつけた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、同表法人税法第八十一条の項中「更正の特例」とあるのは「更正の特例（これらの規定を我が国の防衛力のための必要な強化等のために必要な財源の確保に關する特別措置法以下「特別措置法」とい

う。第四十三条第二十二項(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。』と、同表法人税法第四百四十五条の項中「更正の特例」とあるのは「更正の特例」特別措置法第四十三条第二十二項(防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。』と読み替えるものとする。

24 租税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第二十二項において準用する同条第一項又は第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

25 前各項に定めるもののほか、防衛特別法人税に係る法人税に関する法令の規定の技術的読替え、租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号口若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定の適用がある場合における前節の規定の適用に関する事項その他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第四十四条 偽りその他不正の行為により、第二十五条第一項第二号に規定する防衛特別法人税の額(第十六条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした防衛特別法人税の額)につき防衛特別法人税を免れ、又は第三十三条第一項の規定による防衛特別法人税の還付を受けた場合には、法人(人格のない社団等を含む。第三項、次条並及びに第四十八条第一項及び第二項において同

じ。の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第四十六条までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第四十八条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた防衛特別法人税の額又は同項の還付を受けた防衛特別法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた防衛特別法人税の額又は還付を受けた防衛特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第二十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同項第二号に規定する防衛特別法人税の額(第十六条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした防衛特別法人税の額)につき防衛特別法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた防衛特別法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた防衛特別法人税の額に相当する金額以下とすることができ
る。

第四十五条 正当な理由がなく第二十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万

円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第四十六条 第二十二条第一項各号に掲げる事項を記載した防衛特別法人税中間申告書に偽りの記載をして税務署長に提出したときは、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件その写しを含む。を提示し、若しくは提出したとき。

第四十八条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十四条第一項若しくは第三項又は前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第四十四条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者と

する場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五章 たばこ税法の特例

（たばこ税の税率の特例）

第四十九条 令和九年四月一日以後に製造たばこ（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第三条に規定する製造たばこをいう。以下この条において同じ。）の製造場から移出され、又は保税地域関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。次項において同じ。）から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき八千三百二十円とする。

2 令和九年四月一日以後にたばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき一万五千九百二十四円とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十三条 所得税法等の一部を改正する法律平成十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第五十三条及び第五十四条中「を除く」を「及び公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和七年十二月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第三十三号の改正規定、同項第三十四号の改正規定（四十八万円を「五十八万円」に改める部分に限

る。）、同法第二十八条第三項の改正規定、同法第八十三条第一項第一号の改正規定、同法第八十四条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第八十七条第一項の改正規定、同法第二百一十條第三項第三号の改正規定、同法第二百一十條第一項第二号口の改正規定、同法第九百九十条第二号ホを同号へとし、同号二の次に次のように加える改正規定、同法第九百九十五条の二第二項の改正規定、同法第九百九十五条の三第一項の改正規定、同法第九百九十五条の四とし、同法第九百九十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九百九十八条第四項の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第三

条、第六條第一項、第三項及び第四項、第七條、第八條第一項、第九條第二項、第十項及び第五項から第七項まで、第十條第三項から第五項まで並びに第十一條の規定

口 第八條中租税特別措置法第二十七條の改正規定及び〇附則第三十二條〇の規定
〇同法第四十一條の十六の次に一条を加える改正規定並びに
〇及び第三十七條

二 次に掲げる規定 令和八年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第三十四号の改正規定（四十八万円を「五十八万円」に改める部分を除く。）、同項第三十四号の四の次に一号を加える改正規定、同法第九百八十五條第一項第一号及び第二号並びに第九百八十六條第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、同法第九百八十六條の二の次に一条を加える改正規定、同法第九百八十七條の改正規定、同法第九百九十条第二号ハの改正規定、同法第九百九十四条の改正規定、同法第九百九十五条の改正規定、同法第

二百三條の三の改正規定、同法第二百三條の四の次に一条を加える改正規定、同法第二百三條の六の改正規定並びに同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分を除く。）並びに附則第六條第二項、第九條第一項及び第四項、第十條第一項及び第二項並びに第六十八條の規定

口 第八條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一の三第九項の改正規定、同法第三十七條の十四の二の改正規定、同法第四十條の四第一項、第六項、第八項及び第十一項並びに第四十條の七第一項、第六項、第八項及び第十一項の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号、第四十一條の五の二第二項第一号及び第四十一條の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十五の四の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二條の三の改正規定（同条第四項第二号に係る部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分を除く。並びに附則第三十六條及び第三十七條〇〇の規定

三

次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十四條の三第四項の改正規定及び附則第十二條の規定

口 第二條の規定（同条中法人税法の目次の改正規定（・第五十三條）を削り、第七目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等の三 不正行為等に係る費用等（第五十五條・第五十四條・第五十四條の二）を「第七目（第五十四條・第五十四條の二）」を「第七目（第五十六條）」と改める部分に限る）

の二 質貸借取引に係る費用(第五十三条の三 譲渡制限付株式を対価とする費用等の四 不正行為等に係る費用等(第五十五

(第五十四条・第五十四条の二)に、「収益条・第五十六条」

及び費用」を「工事の請負に係る収益及び費用」に改める部分に限る。)、同法第五十五

条第五項に一号を加える改正規定、同法第二編第一章第一節第四款第七目の三を同款

第七目の四とし、同款第七目の二を同款第七目の三とする改正規定、同法第五十二

条の次に目名を付する改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第六十二条の八の改正規定、同節第七款の款名の改正規定、同

法第六十三条を削る改正規定、同法第六十四条の見出しを削り、同款中同条を同法第六十三

条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一の改正規定を除く。)、並びに附則第十三条、第十五条、第十八

条、第十九条、第七十一条及び第七十三条の規定

ハ 第三条の規定及び附則第二十條の規定

二 第七条中国税通則法第十五条第二項第三号の二の改正規定及び同法第六十五条第三

項第二号口の改正規定

ホ 第八条中租税特別措置法第二十二條第一項の改正規定(令和七年三月三十一日)を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第二十四條の二の改正規定(同

条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第二十四條の三第一項の改正規定、同法第三十七條の十第四項の改正規定、同法第三十七條の十一第四項の改正規定、同法第三十八條第三項の改正規定、同

法第五十八條の改正規定(同条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十

一日」に改める部分及び同条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第六十一条の二の改正規定(同条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第六十一条の三第三項第一号の改正規定及び同法

第八十八條の改正規定並びに附則第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十四条第二項、第四十八條、第四十九條及び第五十

八條から第六十條までの規定

ヘ 第十二條の規定及び附則第六十二條から第六十七條までの規定

四 次に掲げる規定 令和八年十一月一日

イ 第五條中消費税法第八條の改正規定、同法第二十七條(見出しを含む。の改正規定、同法第五十九條の二第一項の改正規定

(「電磁的記録その他の」を「購入記録情報その他の」に改める部分に限る。及び同法第六十五條第一号の改正規定並びに附則第二

十一條の規定

口 第七條中国税通則法第三十三條第四項の改正規定及び同法第七十四條の二第一項第四号イの改正規定

ハ 第八条中租税特別措置法第八十六條の二の改正規定及び同法第八十七條の六の改正規定(同条第十二項中「事業者」を「事業者により保存され」に改める部分、

「酒類製造者」を「酒類製造者により保存され」に改める部分及び「消費税」とあるのは「を」この法律その他の消費税に関する法律(これらに基づく命令を含む。の」とあるのは「財務省令で」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「関し消費税とあるのは「関し」に改める部分に限る。及び同法第三十一條、第五十七條第二項及び第七十二條の規定

二 第九條の規定及び附則第六十一條の規定

六 附則第六十九條及び第七十條の規定 令和九年四月一日

七 次に掲げる規定 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)の施行の日

イ 第一条中所得税法第四十五條第一項に一号を加える改正規定

口 第二条中法人税法第五十五條第五項に一号を加える改正規定

第五十六條及び第五十七條第一項の規定

五 次に掲げる規定 令和九年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百十條の改正規定(同条第三項第三号に係る部分及び同条第四項第二号に係る部分を除く。)、同法第二百二十二條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項の改正規定並びに同法第六十六條の改正規定並びに附則第八條第二項の規定

口 第五條中消費税法第五十九條の二第一項の改正規定(「電磁的記録その他の」を「購入記録情報その他の」に改める部分を除く。及び附則第二十三條の規定

ハ 第八条中租税特別措置法第二十五條の二第四項第一号の改正規定及び同法第八十七條の六第十二項の改正規定(「事業者」を「事業者により保存され」に改める部分、

「酒類製造者」を「酒類製造者により保存され」に改める部分及び「消費税」とあるのは「を」この法律その他の消費税に関する法律(これらに基づく命令を含む。の」とあるのは「財務省令で」と、「当該事業者」とあるのは「当該酒類製造者」と、「関し消費税とあるのは「関し」に改める部分に限る。及び同法第三十一條、第五十七條第二項及び第七十二條の規定

二 第九條の規定及び附則第六十一條の規定

六 附則第六十九條及び第七十條の規定 令和九年四月一日

七 次に掲げる規定 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)の施行の日

イ 第一条中所得税法第四十五條第一項に一号を加える改正規定

口 第二条中法人税法第五十五條第五項に一号を加える改正規定

八 次に掲げる規定 医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

イ 第一条中所得税法第二百十條第四項第二号の改正規定、同法第二百四條第一項第三号の改正規定及び同法別表第一の改正規定

口 第二条中法人税法別表第一の改正規定

ハ 第四条の規定及び附則第七十八條の規定

二 第五條中消費税法別表第三第一号の表の改正規定

ホ 第六條中印紙税法別表第三社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書の項の改正規定及び同表高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号 第三百三十九條第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務、同法附則第十一條第一項 病床転換助成事業に係る支払基金の業務)に規定する業務、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第六十條第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第三十六條の二十五第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一條の十五第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務に関する文書の項の改正規定(「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二十四條各号(機構の業務)に掲げる業務、介護保険法」に改める部分を除く。)

九 第六條中印紙税法別表第三高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十

令和七年三月三十一日 参議院會議録第九号

所得税法等の一部を改正する法律案

号)第百三十九条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務、同法附則第十一条第一項(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)に規定する業務、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百六十条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十六条の二十五第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第百六十五号)第七十一条の十五第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務に関する文書の項の改正規定(「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二十四条各号(機構の業務)に掲げる業務、介護保険法」に改める部分に限る。)、医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日

十 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項(国保連合会の業務)の規定による業務、介護保険法第百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第九十六条の二(連合会の業務)の規定による業務に関する文書の項の改正規定(第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務)の下に、「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第四十三條第二号及び第三号(同条第二号の業務に係る業務に限る。)(連合会の業務)に掲げる業務)を加える部分に限る。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十一 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項(国保連合会の業務)の規定による業務、介護保険法第百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第九十六条の二(連合会の業務)の規定による業務に関する文書の項の改正規定(「高齢者の医療の確保に関する法律」を「母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二條の十四各号(連合会の業務)に掲げる業務、高齢者の医療の確保に関する法律」に改める部分に限る。)、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和六年法律第五十三号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十二 第六条中印紙税法別表第三児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項(国保連合会の業務)の規定による業務、介護保険法第百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第九十六条の二(連合会の業務)の規定による業務に関する文書の項の改正規定(「業務並びに」を「業務、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六十七條の十二第一号及び第三号(同条第一号の業務

に係る業務に限る。)(連合会の業務)に掲げる業務並びに」に改める部分に限る。)、医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

十三 第八条中租税特別措置法第十条の五の三第一項の改正規定(「認定」を「特定認定」に改める部分、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「もので、」を「ものに」に該当するもののうち」に、「認定に」を「特定認定に」に改める部分及び「に」に限る。)(以下を「ものに」に限る。以下に改める部分を除く。)、同法第十条の五の六第五項の改正規定(「された産業競争力強化法」の下に「(平成二十五年法律第九十八号)を加える部分、」その同条第二項を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。)(うちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項に、「に」を「以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。に」に改める部分、」を行う同法第二十一条の二十第二項第二号に規定する「を「行う」に改め、(以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。に」を削る部分、「に」に限る。第九項を「第三項」に改める部分及び「において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年」を「貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。に、「金額。第九項を「金額。第三項」に改める部分を除く。)、同条第

九項の改正規定(「産業競争力強化法第二十一条の二十二第二項の認定」を「特定認定」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定(「認定」の下に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三条各号に掲げる計画につき同法第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の認定を受けた場合における当該認定を含む。」を加える部分、「受けた同法」を「受けた中小企業等経営強化法」に改める部分及び「その変更後」を「その変更後のものとし、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十三条各号に掲げる計画(同法第七条第一項の規定又は同法第八条第七項、第九条第八項若しくは第十条第七項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の七第三項の改正規定(「その同条第二項」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。)(うちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項に、「に」を「以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。に」に改める部分、「行う同法第二十一条の二十第二項第二号に規定する」を「行う」に改め、(以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。に」を削る部分、「に」に限る。第六項を

「次項」に改める部分及び「において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度を「貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。」には、その事業の用に供した日を含む事業年度(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。」「に、「金額。第六項を「金額。次項」に改める部分を除く。」、同条第六項の改正規定(「産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定を「特定認定」に、「認定の日」を「特定認定の日」に、「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を「特定認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」に改める部分に限る。)、同条第七項の改正規定(第二十一条の三十五第二項を「第二十一条の三十五」に、「第十項」を「第六項」に改める部分及び「第十七項」を「第十三項」に、「第一項、第三項、第四項又は前項」を「前二項」に、「第九項」を「第五項」に、「前三項」を「前項」に改める部分を除く。及び同法第八十条第一項の改正規定(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日 十四 第八条中租税特別措置法第三十七条の十一第二項第十三号の改正規定及び附則第三十四条第一項の規定 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第三十二号)の施行の日 十五 次に掲げる規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日 イ 第八条中租税特別措置法第四十条の改正規定及び同法第四十一条の十八の四第一項の改正規定 ロ 第十一条の規定	ハ 第十三条の規定 十六 第八条中租税特別措置法第四十四条の五の次に一条を加える改正規定 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)の施行の日(勤労学生の定義等に関する経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。第二条第一項(第三十二号、第三十三号及び第三十四号に係る部分に限る。))の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。 2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項)につき新所得税法第二条第一項第三十二号、第三十三号又は第三十四号の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。 3 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があった場合には、その更正後の事項)につき新	所得税法第二十八条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。 (リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置) 第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。第六十五条第一項に規定するリース譲渡を行った個人の令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。)) 2 施行日前に旧所得税法第六十五条第一項に規定するリース譲渡を行ったことがある個人(施行日前に行われた同項に規定するリース譲渡に係る契約の移転を受けた個人を含む。))の令和八年以後の各年分の旧リース譲渡(令和九年以前の各年分において行われた同項に規定するリース譲渡をいう。以下この条において同じ。))に係る事業所得の金額の計算については、旧所得税法第六十五条(旧所得税法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。))の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧所得税法第六十五条第一項ただし書中「場合」とあるのは「場合(所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号。以下この項及び次項において「令和七年改正法」という。))附則第四条第三項第一号(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置)に掲げる場合に該当する場合を除く。))又は令和七年改正法附則第四条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた場合」と、「の年分」とあるのは「の年分又は同条第三項に規定する基準年以後の年分」と、同条第二項中「算入する。」とあるのは「算入する。ただし、当該リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき、同日の属す	る年の翌年以後のいずれかの年において令和七年改正法附則第四条第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合は、同条第三項に規定する基準年以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。」とする。 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法(以下この条において「旧効力所得税法」という。))第六十五条第一項本文又は第二項本文(旧所得税法第六十五條第一項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定の適用を受ける個人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該収入金額及び費用の額(当該各号に定める年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収入金額」及び「未計上経費額」という。))は、当該各号に定める年(次項及び第五項において「基準年」という。))の年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。 一 当該旧リース譲渡(旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用に係るものに限る。))に係る収入金額及び費用の額につき令和八年又は令和九年において同項に規定する延払基準の方法により経理しなかった場合 その経理しなかった年 二 当該旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額のうち、令和九年までの各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されなかったものがある場合(次に掲げる場合に該当する場合を除く。)) 令和十年イ 前号に掲げる場合 ロ 当該旧リース譲渡(旧効力所得税法第六十五条第一項本文の規定の適用に係るものに限る。))に係る収入金額及び費用の額につ
---	--	--	--

き令和十年において同項に規定する延払基準の方法(同年以後の各年において当該旧リース譲渡の対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額のみを当該各年の収入金額とする方法に限る。)により経理した場合 4 旧効力所得税法第六十五条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける個人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該旧リース譲渡に係る未計上収入金額が当該旧リース譲渡に係る未計上経費額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額(事業を廃止した日の属する年及び同号に掲げる金額がそれぞれ第二号に掲げる金額を超える年にあつては、同号に掲げる金額)を、基準年以後の各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。 一 当該未計上収入金額及び未計上経費額をそれぞれ六十で除し、これらにその年において事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額 二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額 イ 当該未計上収入金額及び未計上経費額の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額 5 前項の規定は、基準年の年分の所得税に係る確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。 6 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかった場合又は同項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかったこと又はその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第四項の規定を適用することができる。	7 第四項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。 8 旧効力所得税法第六十五条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けている個人が死亡し、又は出国をする場合における旧リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の処理の特例その他第二項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。 (信託に係る所得の金額の計算に關する経過措置) 第五條 新所得税法第六十七條の三(第三項及び第四項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に効力が生ずる同項第一号に規定する特定法人課税信託について適用する。 (特定親族特別控除等に関する経過措置) 第六條 新所得税法第八十四條の二(第二項第二号及び第三号に係る部分を除く。)の規定は、令和七年分以後の所得税について適用する。 2 新所得税法第八十四條の二(第二項第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年分以後の所得税について適用する。 3 新所得税法第八十五條の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。 4 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五條又は第二百二十七條の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新所得税法第八十四條の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。	(基礎控除に関する経過措置) 第七條 新所得税法第八十六條の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。 2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五條又は第二百二十七條(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に更正があつた場合には、その更正後の事項)につき新所得税法第八十六條の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。 (確定申告書の添付書類に関する経過措置) 第八條 新所得税法第二百二十條第三項(第三号に係る部分に限る。)(所得税法第二百二十二條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、令和七年十二月一日以後に同年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和六年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 2 新所得税法第二百二十條第六項及び第七項(これらの規定を新所得税法第二百二十二條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、令和九年一月一日以後に令和八年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。	(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置) 第九條 新所得税法第四編第二章第一節、第九十條(第二号^ホに係る部分に限る。)及び別表第二から別表第四までの規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第八十三條第一項に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)(^{○及び附則第三十七條の二第一項})について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。 2 新所得税法第九十條(第二号ホに係る部分に限る。)(及び別表第五の規定は、令和七年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについては、なお従前の例による。 3 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新所得税法第九十條の規定の適用については、同条第二号ホ中「当該特定親族が第九十四條第五項又は」とあるのは「当該特定親族が」と、「これらの規定」とあるのは「同項」とする。 4 新所得税法第九十四條第一項及び第五項並びに第九十五條第一項、第四項及び第五項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき給与等について提出する所得税法第九十四條第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び同法第九十五條第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書については、なお従前の例による。
---	--	---	--

5 新所得税法第百九十五条の三の規定は、令和七年中に支払を受けるべき給与等でその最後に支払を受ける日が同年十二月一日以後であるものについて提出する同条第三項に規定する給与所得者の特定親族特別控除申告書について適用する。

6 新所得税法第百九十八条第四項の規定は、令和七年中に支払を受けるべき給与等でその最後に支払を受ける日が同年十二月一日以後であるものについて提出する同項に規定する扶養控除等申告書について適用し、同年中に支払を受けるべき給与等でその最後に支払を受ける日が同年十二月一日前であるものについて提出した旧所得税法第百九十八条第四項に規定する扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

7 令和七年十二月一日から同年十二月三十一日までの間における新所得税法第百九十八条の規定の適用については、同条第四項中「源泉控除対象親族」とあるのは、「控除対象扶養親族」とする。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）
第十條 新所得税法第二百三条の三及び第二百三条の四の二の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項から第三項まで並びに附則第三十七條〇において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三条の六第一項、第三項及び第七項の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する所得税法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書については、なお従前の

例による。

3 居住者に対し、公的年金等で政令で定めるもの（以下この項及び次項並びに次条第一項において「特定公的年金等」という。）の支払者が令和七年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、第一号に掲げる所得税の額の合計額が同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しなければならない。

一 令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

二 新所得税法第二百三条の三（第一号イ及び第四号に係る部分に限る。）及び第八條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の十五の三（第二項第一号に係る部分に限る。）の規定並びにその居住者の新租税特別措置法第四十一条の十六〇の適用があるものとした場合における令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき政令で定める金額を超えるものとした場合における同条第四項の規定されるべき税額

4 前項の場合において、同項に規定する超過額を令和七年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない超過額（当該超過額のうちはまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この項及び次項に

において「過納額」という。）があるときは、前項に規定する支払者は、その過納額を還付する。

5 過納額の還付の手続その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十一條 前条第三項に規定する支払者が、同項の居住者に対して令和七年十二月一日以後その年最後に支払う特定公的年金等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合における同項から同条第五項までの規定の適用については、同条第三項中「掲げる所得税の額」とあるのは「掲げる所得税及び復興特別所得税の額」と、「掲げる税額」とあるのは「掲げる合計額」と、「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同項第一号中「の合計額」とあるのは「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「税額」とあるのは「税額及び特別措置法第二十八条第一項の規定により徴収されるべき税額の合計額」と、同条第四項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「次条第一項の規定により読み替えて適用する前二項」とする。

2 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第九項及び第十一項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する前条第三項又は第四項の規定による所得税及び復興特別所得税の充当又は還付があった場合について準用する。

（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知に関する経過措置）
第十二條 新所得税法第二百二十四条の三第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和八

年四月一日以後に行われる同項に規定する償還金等の交付について適用する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）
第十三條 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定（附則第一条第三号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正後の法人税法（以下「令和八年新法人税法」という。）の規定は、内国法人の令和八年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十七条までにおいて同じ。）の同日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び法人の同日以後に開始する対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

（賃貸借取引に係る費用に関する経過措置）
第十四條 第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第五十三条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）
第十五條 令和八年新法人税法第六十一条の第二十二項の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同項に規定する払戻しについて適用する。

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置）
第十六條 新法人税法第六十二条の八第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する非適格合併等について適用し、施行日前に行われた第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等については、なお従前の例による。

(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

第十七条 施行日前に旧法人税法第六十三条第一項に規定するリース譲渡を行った法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法人税法第六十三条第一項に規定するリース譲渡を行ったことがある法人(施行日前に行われた同項に規定するリース譲渡に係る契約の移転を受けた法人を含む。)の施行日以後に開始する事業年度(次項及び第四項において「経過措置事業年度」という。)の旧リース譲渡(令和九年三月三十一日以前に開始した事業年度において行われた同条第一項に規定するリース譲渡をいう。以下この条において同じ。)に係る所得の金額の計算については、旧法人税法第六十三条(旧法人税法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法人税法第六十三条第一項ただし書中「又は第三項若しくは第四項」とあるのは、「(所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号。以下この項及び次項において「令和七年改正法」という。)附則第十七条第三項第一号(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)に掲げる場合に該当する場合を除く。又は第三項若しくは第四項の規定若しくは令和七年改正法附則第十七条第三項若しくは第四項」と、これらの規定の適用を受けた事業年度後」とあるのは、「第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度後若しくは同条第三項に規定する基準事業年度以後」と、同条第二項ただし書中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項の規定又は令和七年改正法附則第十七条第三項若しくは第四項」と、これらの規定の適用を受けた事業年度後」とあるのは「次項若しくは第四項の規定の適用を受け

た事業年度後又は同条第三項に規定する基準事業年度以後」と、同条第三項中「各事業年度の所得の金額」とあるのは「各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。次項において同じ。の)の所得の金額又は連結所得(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第二十八条の四(定義)に規定する連結所得をいう。次項において同じ。の)金額」と、同条第四項中「各事業年度の所得の金額」とあるのは「各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法(以下この項及び次項において「旧効力法人税法」という。)第六十三条第一項本文又は第二項本文(旧法人税法第四百二十二条第二項の規定によりこれらの規定に準じて計算する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定の適用を受ける法人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額が次の各号に掲げる場合に該当する場合においては、当該収益の額及び費用の額(当該各号に定める事業年度開始の日前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日前に開始した各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。第二号において同じ。)の連結所得(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法第二十八条の四に規定する連結所得をいう。第二号において同じ。の)金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。次項においてそれぞれ「未計上収益額」及び「未計

上費用額」という。)は、当該各号に定める事業年度(次項及び第五項において「基準事業年度」という。)の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一 当該旧リース譲渡(旧効力法人税法第六十条第三項第一項本文の規定の適用に係るものに限る。)に係る収益の額及び費用の額につき令和九年三月三十一日以前に開始した経過措置事業年度の確定した決算(法人税法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間(通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間)について同法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合)には、その期間に係る決算。次号口において同じ。)において旧効力法人税法第六十三条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなかった場合、その経理しなかった決算に係る事業年度

二 当該旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち、令和九年三月三十一日以前に開始した各事業年度の所得の金額又は同日以前に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されなかったものがある場合(次に掲げる場合に該当する場合を除く。) 同日後最初に開始する事業年度

イ 前号に掲げる場合

ロ 当該旧リース譲渡(旧効力法人税法第六十条第三項第一項本文の規定の適用に係るものに限る。)に係る収益の額及び費用の額につき令和九年三月三十一日後最初に開始する経過措置事業年度の確定した決算において同項に規定する延払基準の方法(当該経過措置事業年度以後の各事業年度において当該旧リース譲渡の対価の額のうちに含まれ

る利息に相当する金額のみを当該各事業年度の収益の額とする方法に限る。)により経理した場合

4 旧効力法人税法第六十三条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける法人のその適用に係る旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額が前項各号に掲げる場合に該当する場合において、当該旧リース譲渡に係る未計上収益額が当該旧リース譲渡に係る未計上費用額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額(解散若しくは事業の全部の廃止若しくは譲渡(適格分割による分割承継法人への譲渡その他の政令で定めるものを除く。)の日の属する事業年度、清算中の事業年度又は被合併法人の合併(適格合併を除く。)の日の前日の属する事業年度、普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合におけるその該当することとなる日の前日の属する事業年度及び同号に掲げる金額がそれぞれ第二号に掲げる金額を超える事業年度にあつては、同号に掲げる金額を、基準事業年度以後の各経過措置事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

一 当該未計上収益額及び未計上費用額をそれぞれ六十で除し、これらに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該未計上収益額及び未計上費用額

ロ イに掲げる金額のうち当該事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額

5 前項の規定は、基準事業年度の確定申告書(基準事業年度の中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの)を提出する場合には、その中間申告書。次

項において同じ。)に前項の規定により益金の額及び損金の額に算入される金額の申告の記載がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第四項の規定を適用することができる。

7 第四項第一号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

8 適格合併、適格分割又は適格現物出資により旧リース譲渡に係る契約の移転があった場合における当該旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国内最低課税額の計算に関する経過措置)
第十八条 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第一号に掲げる内国法人(各種投資会社等(令和八年新法人税法第八十二条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。第三項及び第七項において同じ。)である構成会社等(令和八年新法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この項及び第七項において同じ。)に対する所有持分(令和八年新法人税法第八十二条第八号に規定する所有持分をいう。第三項において同じ。)を有する他の構成会社等のうちに我が国をその所在地国(令和八年新法人税法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。以下この項及び第三項において同じ。)としないものがある場合における当該各種投資会社等である構成会社等その他の政令で定めるもの(以下この項及び第五項において「対象外構成会社等」という。)を除く。以下この項において同じ。)が令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度

(令和十年六月三十日までを終了するものに限る。)において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第一号に定める金額は、零とする。

項において同じ。)の所在地国に提供されるものとした場合における我が国に係る当該収入金額が千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

イ 当該対象会計年度に係る国別報告事項(租税特別措置法第六十六条の四の四第一項に規定する国別報告事項をいい、連結等財務諸表(令和八年新法人税法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。)を基礎として作成されたものに限る。以下この項において同じ。)又はこれに相当する事項として租税特別措置法第六十六条の四の四第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局(以下この項において「所轄税務署長等」という。)に提供された我が国に係る収入金額(当該内国法人に係る特定多国籍企業グループ等(令和八年新法人税法第八十二条第四号に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この条において同じ。)に属する構成会社等(その所在地国が我が国であるものに限るものとして同じ。)のうち、国別報告事項にその情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれない構成会社等として財務省令で定めるものがある場合には、当該構成会社等に係る収入金額として財務省令で定める金額を加算した金額)当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項

口 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された我が国に係る税引前当期利益の額(当該税引前当期利益の額の計算において、令和八年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。ロ及び次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。)(当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における我が国に係る調整後税引前当期利益の額)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

イ 当該対象会計年度に係る我が国を租税特別措置法第六十六条の四の四第一項の事業が行われる国又は地域とする全ての構成会社等(令和八年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等及び対象外構成会社等を除く。)の連結等財務諸表に記載された法人税の額その他の財務省令で定める金額(当該金額のうちに、令和八年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれてお

り、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が含まれている場合には、これらの金額を除く。)の合計額

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始したいずれの対象会

二 前項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和八年新法人税法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等(当該内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があること(同条第六項の規定の適用がある場合に限る。)

二 前項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和八年新法人税法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等(当該内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があること(同条第六項の規定の適用がある場合に限る。)

二 前項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和八年新法人税法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等(当該内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があること(同条第六項の規定の適用がある場合に限る。)

計年度（我が国において令和六年四月一日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第一項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る。）においても、我が国につき同条第一項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令を含む。）の適用を受けて令和八年新法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

3 令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に掲げる内国法人（各種投資会社等である共同支配会社等（令和八年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等という。以下この項及び第七項において同じ。）に対する所有持分を有する当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等のうちに我が国をその所在地国としないものがある場合における当該各種投資会社等である共同支配会社等その他の政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「対象外共同支配会社等」という。）を除く。以下この項において同じ。）が、令和八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年六月三十日まで）に終了するものに限る。）において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第一項第二号に定める金額は、零とする。

一 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限るものとし、対象外共同支配会社等を除く。以下この項及び次項第二号において同じ。）の連結等財務諸表に記載された収入金額として財務省令で定める金額の合計額が千円未満の金額に換算した金額に満たないこと。

ロ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額の合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額の合計額を控除した金額（当該金額の計算において、令和八年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれない損失の金額として政令で定める金額がある場合には、当該金額を含まないものとして計算した金額。次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額」という。）が百万円未満の金額に換算した金額に満たないこと。

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額（零を超えるものに限る。）のうちに占める割合が百分の十七以上であること。

イ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の連結等財務諸表における法人税の額その他の財務省令で定める金額（当該金額のうち、令和八年新法人税法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれており、又は不確実性がある金額

として財務省令で定める金額が含まれている場合には、これらの金額を除く。）の合計額

ロ 当該対象会計年度に係る当該内国法人及び当該内国法人に係る他の共同支配会社等の調整後税引前当期利益の額

三 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該内国法人に係る令和八年新法人税法第八十二条の十九第七項の規定を適用しないで計算した場合の同条第五項第一号イ(2)に掲げる金額以下であること。

4 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一 前項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る令和八年新法人税法第五十条の三第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等（当該内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。）の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があること（同条第六項の規定の適用がある場合に限る。）。

二 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始しないうれの対象会計年度（我が国において令和六年四月一日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四条第三項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が施行されている国又は地域においてその施行の日以後に前号の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度に限る。）においても、我が国において前項の内国法人又は当該内国法人に係る他の共同支配会社等につき同条第三項の規定（同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。）の適用を受けて令和八年新法人税法第八十二条の三第一項に規定する国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること。

5 第一項及び第二項の規定は、令和八年新法人税法第四十五条の六第一項第一号に掲げる外国法人（対象外構成会社等を除く。）に係る同号に定める金額について準用する。この場合において、第一項中「第八十二条の十九第一項第一号」とあるのは「第四百四十五条の六第一項第一号」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第二項中「内国法人」とあるのは「外国法人」と読み替えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、令和八年新法人税法第四十五条の六第一項第二号に掲げる外国法人（対象外共同支配会社等を除く。）に係る同号に定める金額について準用する。この場合において、第三項中「第八十二条の十九第一項第二号」とあるのは「第四百四十五条の六第一項第二号」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、第四項中「内国法人」とあるのは「外国法人」と読み替えるものとする。

7 第一項の内国法人に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が各種投資会社等である場合又は第三項の内国法人若しくは当該内国法人に係る他の共同支配会社等が各種投資会社等である場合の第一項各号又は第三項各号に掲げる要件の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）
第十九条 令和八年新法人税法第五十条の三の規定は、令和八年四月一日以後に開始する対象

会計年度に係る同条第一項に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等及び同条第四項に規定するグループ国内最低課税額報告事項等について適用し、同日前に開始した対象会計年度に係る第二条の規定(附則第一条第三号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第百五十条の三第一項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等については、なお従前の例による。

2 前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)(又は第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする場合における令和八年新法人税法第百五十条の三第四項の規定の適用については、同項第二号中「その他」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第十八条第一項(国内最低課税額の計算に関する経過措置)(同条第五項において準用する場合を含む。)(又は第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定その他」とする。

(地方法人税法の一部改正に伴う経過措置) 第二十条 第三条の規定による改正後の地方法人税法の規定は、法人(人格のない社団等を含む。)(の令和八年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び同日以後に開始する課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

(輸出物品販売売場における輸出物品の譲渡に係る免税に関する経過措置) 第二十一条 第五条の規定による改正後の消費税法第八条の規定は、輸出物品販売売場を経営する事業者(同条第一項に規定する輸出物品販売売場を経営する事業者をいう。以下この条において

同じ。)が令和八年十一月一日以後に行う同項に規定する免税対象物品の譲渡について適用し、輸出物品販売売場を経営する事業者が同日前に行った第五条の規定による改正前の消費税法第八条第一項に規定する物品の譲渡については、なお従前の例による。

(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置) 第二十二条 施行日前に第五条の規定による改正

前の消費税法(次項及び第三項において「旧消費税法」という。)(第十六条第一項に規定するリース譲渡(以下この条において「旧リース譲渡」という。))を行った事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)(の施行日前に開始した年又は事業年度(消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。))に含まれる各課税期間(消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。))をいう。以下この条において同じ。))に係る消費税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧リース譲渡を行ったことがある事業者(施行日前に行われた旧リース譲渡に係る契約の移転を受けた事業者を含む。)(の施行日以後に開始する年又は事業年度に含まれる各課税期間(個人事業者(消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者をいう。以下この条において同じ。))にあつては令和十二年十二月三十一日以前に開始する課税期間に限るものとし、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間に限る。以下この項及び次項において「経過措置課税期間」という。))については、旧消費税法第十六条(第五項(同項に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に係る部分に限る。))を除く。)(の規定は、なおその効力を有す

る。この場合において、令和七年経過措置課税期間(経過措置課税期間のうち、個人事業者にあつては令和九年十二月三十一日以前に開始する課税期間をいい、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間をいう。以下この項において同じ。))については、同条第一項中「所得税法」とあるのは「旧効力所得税法(所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号。以下この項において「令和七年改正法」という。)(附則第四条第三項に規定する旧効力所得税法をいう。))と、

「法人税法」とあるのは「旧効力法人税法(令和七年改正法附則第十七条第三項に規定する旧効力法人税法をいう。次項において同じ。))と、同条第二項ただし書中「所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた」とあるのは「同項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた場合又は旧効力法人税法第六十三条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた」と、「所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する」とあるのは「その」と、「課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する」とあるのは「課税期間若しくはその」と、経過措置課税期間のうち令和七年経過措置課税期間以外の各課税期間については、同条第一項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法(所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号。以下この項において「令和七年改正法」という。)(附則第四条第一項に規定する旧所得税法をいう。))と、「法人税法」とあるのは「旧法人税法(令和七年改正法附則第十六条に規定する旧法人税法をいう。))と、「当該事業者がこれらの規定の適用を受けるため」とあるのは「当該事業者が」と、同条第二項ただし書中「所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法

第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた」とあるのは「同項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた」と、「所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する」とあるのは「その」と、「課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する」とあるのは「課税期間又はその」と、「課税期間若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間」とあるのは「課税期間」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧消費税法(以下この条において「旧効力消費税法」という。)(第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の旧リース譲渡につき、経過措置課税期間において同項ただし書(附則第十七条第三項に規定する旧効力法人税法第六十三条第三項及び第四項に係る部分を除く。以下この項において同じ。))の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る賦払金の額で旧効力消費税法第十六条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた年又は事業年度(第五項において「不適用基準事業年度等」という。)(の末日の属する課税期間の初日以後にその支払の期日が到来するもの(当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。))に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。))を行ったものとみなす。

4 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の旧リース譲渡(前項の規定の適用を受けたものを除く。)(のうち、個人事業者にあつては令和十二年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人にあつては同年三月三十一日以前に開始した事

業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行ったものとしなかった部分がある場合には、当該旧リース譲渡のうち、当該旧リース譲渡に係る賦払金の額で満了基準事業年度等（個人事業者にあつては令和十三年をいい、法人にあつては令和十二年四月一日以後最初に開始する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該満了基準事業年度の末日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。	を控除した残額） 二 当該未計上譲渡額から当該未計上譲渡額のうち当該適用課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分に係る金額を控除した金額 6 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）にその旨を付記するものとする。 7 第五項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。 8 第二項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により旧リース譲渡に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第二項の規定の適用を受ける事業者が同法第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなった場合における旧リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 （電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例に関する経過措置） 第二十三条 第五条の規定による改正後の消費税法第五十九条の二第一項の規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該還付請求申告書を提出した日とする。以下この条において「法定申告期限」という。）が到来する消費税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した消	費税については、なお従前の例による。 （印紙税法の一部改正に伴う経過措置） 第二十四条 第六条の規定による改正後の印紙税法別表第三独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与及び支給に係る業務に関する文書の項の規定は、施行日以後に同項の下欄に掲げる者が作成する同項の上欄に掲げる文書について適用する。 （地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置） 第二十五条 新租税特別措置法第十条の四第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定事業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の四第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。 （認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置） 第二十六条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。 （事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置） 第二十七条 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の五の六第一項及び第七項に規定する情報技術事業適応設備については、なお従前の例による。 2 個人が施行日前に支出した費用に係る旧租税特別措置法第十条の五の六第三項及び第八項に規定する事業適応繰延資産については、なお従	前の例による。 3 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の五の五第一項の規定の適用については、同項中「（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。）のうちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項」とあるのは、「のうちその同条第二項」とする。 （個人の減価償却に関する経過措置） 第二十八条 新租税特別措置法第十一条の第三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。 2 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。 （探鉱準備金に関する経過措置） 第二十九条 新租税特別措置法第二十二条第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。 （農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置） 第三十条 新租税特別措置法第二十四条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が令和八年四月一日以後にする同号に規定する農用地又は特定農業用機械等の同号に規定する取得等について適用し、個人が同日前にした旧
--	--	---	---

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

所得税法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法第二十四条の二第三項第二号に規定する農用地等の同号に規定する取得等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第二十四条の三第一項の規定は、個人が令和八年四月一日以後に取得をする同項に規定する農用地について適用し、個人が同日前に取得をした旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する農用地については、なお従前の例による。

(青色申告特別控除に関する経過措置)

第三十一条 新租税特別措置法第二十五条の二(第四項第一号口に係る部分に限る。)の規定は、令和九年分以後の所得税について適用する。

(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置)

第三十二条 新租税特別措置法第二十七条の規定は、令和七年分以後の所得税について適用し、令和六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項)につき新租税特別措置法第二十七条の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第三十七条の十第

四項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻しについて適用する。

(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第三十七条の十一(第二項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、租税特別措置法第三十七条の十一第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項の譲渡による所得について適用し、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前行った旧租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の租税特別措置法第三十七条の十一第一項の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一第四項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同号に規定する特定受益証券発行信託の元本の払戻しについて適用する。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第三十五条 新租税特別措置法第三十七条の十四(第五項第六号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する累積投資契約により取得する同号に規定する特定累積投資上場株式等について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する累積投資契約により取得した同号に規定する特定累積投資上場株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四(第五項第七号口及びハに係る部分に限る。)の規定は、

施行日以後に、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書、同項第十号に規定する非課税口座廃止通知書若しくは新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第七号口に規定する財務省令で定める書類が提出される場合、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項若しくは同項第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出がされる場合又は同様に規定する電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項の提供がされる場合について適用し、施行日前に、当該勘定廃止通知書、当該非課税口座廃止通知書若しくは旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第七号口に規定する財務省令で定める書類が提出された場合、当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされて同項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出がされた場合又は同様に規定する電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項の提供がされた場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七条の十四第十二項の規定は、施行日以後に同条第五項第一号に規定する提出をする同号に規定する非課税口座開設届出書について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する提出をした同号に規定する非課税口座開設届出書については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条の十四第二十二項の規定は、施行日以後に提出又は提供をする同項に規定する勘定廃止通知等について適用する。

(居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第三十六条 新租税特別措置法第四十条の四第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項各号に掲げる居住者の令和八年分以後の各年分に係る新適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をい、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和七年十一月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和七年分以前の各年分に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和七年分以前の各年分に係る旧適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をい

い、当該居住者に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第四十条の四の規定を適用することができる。

3 新租税特別措置法第四十条の七第一項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和八年分以後の各年分に係る新適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいい、当該居住者に係る同条第一項に規定する外国関係法人の令和七年十一月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和七年分以前の各年分に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和七年分以前の各年分に係る旧適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項

に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいい、当該居住者に係る同条第一項に規定する外国関係法人の令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間に終了する事業年度に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第四十条の七の規定を適用することができる。

（公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置）

第三十七条 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第二項第一号の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置）

第三十七条の二 新租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定により読み替えられた新所得税法第九十条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年中に支払うべき給与等（その最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるもの）について適用し、同年中に支払うべき給与等（その最後に支払をする日が同年十二月一日前であるもの）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項又は第四項の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定及び新租税特別措置法第四十一条の十五の三の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

3 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二百二十五条第四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項）につき新租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項

の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十八条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三第十八項の規定は、同項の特例対象個人が同条第七項に規定する対象子育て対応改修工事等をして令和七年一月一日以後に同項の定めるところにより居住の用に供する場合について適用する。

（中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置）

第三十九条 新租税特別措置法第四十二条の三の二の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第五十二条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度（通算子法人同項第十号の五に規定する通算子法人をいう。）の施行日以後に開始する事業年度のうち当該通算子法人に係る通算親法人（同項第十号の四に規定する通算親法人をいう。）の施行日前に開始した事業年度（経過事業年度を含む。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度（経過事業年度を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条 新租税特別措置法第四十二条の六第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作をした同項に規

定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（沖縄の特定地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十一条 新租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十二条 新租税特別措置法第四十二条の十一の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定事業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十一の二第二項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十三条 新租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十

二条の十二の四第一項の規定の適用については、同項中「を含む。第二号ロ」とあるのは、「第二号ロ」とする。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十四条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償
は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五條 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二條の十二の七第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に支出した費用に係る旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第二項及び第五項に規定する事業適応繰延資産については、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項の規定の適用については、同項中「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項に規定する認定環境負荷低減事業者を含む。」のうちその産業競争力強化法第二十一条の二十三第二項」とあるのは、「のうちその同条第二項」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第四十四条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日

前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

(保険会社等の異常危険準備金に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第五十七条の五第二項及び第六項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置)

第四十八條 新租稅特別措置法第五十八條第一項、第二項及び第八項の規定は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(認定農地所有適格法人の課税の特例に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第六十一条の第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が令和八年四月一日以後にする同号に規定する農用地又は特定農業用機械等の同号に規定する取得等について適用し、法人が同日前にした旧租税特別措置法第六十一条の第二項第二号に規定する農用地等の同号に規定する取得等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十一条の三第一項の規定は、法人が令和八年四月一日以後に取得をする同項に規定する農用地について適用し、法人

が同日前に取得をした旧租税特別措置法第六十条の三第一項に規定する農用地については、なお従前の例による。

(内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第五十條 新組稅特別措置法第六十六條の六第六項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同条第二項各号に掲げる内国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象

象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の

令和七年二月一日以後に終了する事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法

人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

旧租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の施行日前に開始した事業年度に係る旧適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に

係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該内国法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の令和六年十二月一日から令和七年一月三十一日までの間に終了する事業年度（当該事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む当該内国法人の事業年度が施行日以後に開始するものである場合に限り）に係るものに限り、前項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十六条の六の規定を適用することができる。

新租税特別措置法第六十六条の九の二第
項、第六項、第八項及び第十一項の規定は、同
条第一項に規定する特殊関係株主等である内国
法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新
適用対象金額等（同項に規定する適用対象金額
及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課
税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対
象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に
規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に
規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当
該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に
規定する金融関係法人部分課税対象金額をい
い、当該内国法人に係る同条第一項に規定する
外国関係法人の令和七年二月一日以後に終了す
る事業年度に係るものに限る。）について適用す
る。旧租税特別措置法第六十六条の九の二第
一項に規定する特殊関係株主等である内国法人
の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規
定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係
る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に
規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対
象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分
適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対
象金額並びに当該金融関係法人部分適用対象

金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に開始した事業年度に係る旧適用対象金額等(同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいい、当該内国法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の令和六年十二月一日から令和七年一月三十一日までの間に終了する事業年度当該事業年度終了の日の翌日から四月を経過する日を含む当該内国法人の事業年度が施行日以後に開始するものである場合に限る。)に係るものに限り、新租税特別措置法第六十六条の九の二の規定を適用することができる。

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損算入の特例に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法第六十七条の五第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

(特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例に関する経過措置)

第五十二条 法人が施行日前にした旧租税特別措置法第六十七条の五の二第一項に規定する公共施設等運営権の設定については、なお従前の例による。

施設等運営権の設定については、なお従前の例による。

(令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例に関する経過措置)

第五十三条 新租税特別措置法第六十七条の十六の二の規定は、同条第一項各号に掲げる外国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(農業協同組合等の合併に係る課税の特例に関する経過措置)

第五十四条 施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の二各号に掲げる合併については、なお従前の例による。

(贈与税の特例に関する経過措置)

第五十五条 新租税特別措置法第七十条の六の八第二項第二号ハの規定は、令和七年一月一日以後に贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得をする特定事業用資産(租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産をいう。以下この項において同じ。)に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした特定事業用資産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十条の七の五第二項第六号ハの規定は、令和七年一月一日以後に贈与により取得をする非上場株式等(租税特別措置法第七十条の七の五第二項第五号に規定する非上場株式等をいう。以下この項において同じ。)に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

(海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税に関する経過措置)

第五十六条 新租税特別措置法第八十六条の二第一項から第六項までの規定は、令和八年十一月一日以後に事業者(同条第一項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)が行う新租税特別措置法第八十六条の二第一項に規定する免税対象物品の譲渡について適用し、同日前に事業者が行った旧租税特別措置法第八十六条の二第二項に規定する物品の譲渡については、なお従前の例による。

(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税に関する経過措置)

第五十七条 新租税特別措置法第八十七条の六の規定は、同条第八項に規定する輸出酒類販売場を営営する酒類製造者(租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。)が、令和八年十一月一日以後に、新租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者に對し、輸出するため同項に規定する政令で定める方法により購入される同項に規定する免税対象酒類を販売するため、当該免税対象酒類を当該輸出酒類販売場から移出する酒類(租税特別措置法第二条第四項第一号に規定する酒類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、旧租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場を営営する酒類製造者が、同日前に、同条第一項に規定する免税購入対象者に對し、同項に規定する政令で定める酒類で輸出するため同項に規定する政令で定める方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出した酒類については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する第五条の規定による改正後の消費税法第五十九条の二第一項の規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限(同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む、同法第六十一条第二号に規定する還

付請求申告書については、当該還付請求申告書を提出した日とする。以下この項において「法定申告期限」という。)が到来する酒税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した酒税については、なお従前の例による。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する経過措置)

第五十八条 別段の定めがあるものを除き、令和八年四月一日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新租税特別措置法第八十八条第一項に規定する加熱式たばこをいう。以下同じ。)に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、製造たばこ(租税特別措置法第二条第四項第三号に規定する製造たばこをいう。以下この項及び次条において同じ。)の製造場から移出され、又は保税地域(同法第二条第四項第七号に規定する保税地域をいう。附則第六十条において同じ。)から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税(昭和五十九年法律第七十二号)第十條第一項の製造たばこの本数(次条及び附則第六十条において「たばこ税の課税標準」という。)は、同法第十條第三項及び新租税特別措置法第八十八条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 たばこ税法第十條第三項の規定により換算した紙巻たばこ(新租税特別措置法第八十八条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新租税特別措置法第八十八条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

(未納税移出に係る経過措置)

第五十九条 令和八年四月一日前に製造たばこの

製造場から移出された加熱式たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの(次項の規定に該当するものを除く。))に限る。))について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、前条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。 2 令和八年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。))について、同項		各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新租税特別措置法第八十八条の規定により算定した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。 (未納税引取り等に係る経過措置) 第六十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和八年四月一日前に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新租税特別措置法第八十八条の規定により算定した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第六十一条 第九条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八十五条の規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限(国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該還付請求申告書を提出した日とする。以下この条において「法定申告期限」という。)が到来する所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。以下この条において同じ。)及び法人税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した所得税及び法人税については、なお従前の例による。 (我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う防衛特別法人税に関する経過措置) 第六十二条 第十二条の規定による改正後の我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下附則第六十七条までにおいて「新特別措置法」という。)第四章第四節第一款を除く。の規定は、法人(新特別措置法第六条第三号に規定する人格のない社団等を含む。)の令和八年四月一日以後に開始する課税事業年度(新特別措置法第十一条に規定する課税事業年度をいう。次項において同じ。))	
免除の規定	追徴の規定		
たばこ税法第十三条第一項	同条第七項		
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同条第五項		
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同条第四項		
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同条第五項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項		
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。))	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。))		

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和八年十月一日前に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新租税特別措置法第八十八条の規定により算定した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第六十一条 第九条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八十五条の規定は、令和九年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限(国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該還付請求申告書を提出した日とする。以下この条において「法定申告期限」という。)が到来する所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。以下この条において同じ。)及び法人税について適用し、同月一日前に法定申告期限が到来した所得税及び法人税については、なお従前の例による。 (我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う防衛特別法人税に関する経過措置) 第六十二条 第十二条の規定による改正後の我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下附則第六十七条までにおいて「新特別措置法」という。)第四章第四節第一款を除く。の規定は、法人(新特別措置法第六条第三号に規定する人格のない社団等を含む。)の令和八年四月一日以後に開始する課税事業年度(新特別措置法第十一条に規定する課税事業年度をいう。次項において同じ。))		の新特別措置法第十条に規定する基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用する。 2 新特別措置法第四章第四節第一款の規定は、法人の令和九年四月一日以後に開始する課税事業年度(当該法人が新特別措置法第六条第七号に規定する通算子法人である場合には、当該法人に係る同条第六号に規定する通算親法人の同日以後に開始する課税事業年度の期間内に開始する当該法人の課税事業年度の)の新特別措置法第二十一条第一項の規定による申告書について適用する。 3 前二項に定めるもののほか、新特別措置法第四章の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴うたばこ税の税率の特例に関する経過措置) 第六十三条 別段の定めがあるものを除き、令和九年四月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。 2 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこ(新特別措置法第四十九条第一項に規定する製造たばこをいう。以下附則第六十六条までにおいて同じ。)の製造場から移出され、又は保税地域(同項に規定する保税地域をいう。次項並びに附則第六十五条及び第六十六条において同じ。)から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項及び新特別措置法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 一 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで 千本につき七千三百二十円 二 令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで 千本につき七千八百二十円 次の各号に掲げる期間内に、特定販売業者(たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販	

売業者をいう。附則第六十六条第五項において同じ。以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一條、新特別措置法第四十九條及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで 千本につき一万四千九百二十四円
二 令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで 千本につき一万五千四百二十四円
(未納税移出に係る経過措置)

第六十四條 令和九年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二條第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの(次項及び第三項の規定に該当するものを除く。))に限る。))について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条第二項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

2 令和十年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二條第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するもの(次項の規定に該当するものを除く。))に限る。))について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条第二項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

以後に到来するもの(次項の規定に該当するものを除く。))に限る。))について、同条第三項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条第二項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

3 令和十一年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二條第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。))について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新特別措置法第四十九條第一項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)
第六十五條 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和九年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこ(次項及び第三項の規定に該当するものを除く。))に係るたばこ税の税率は、附則第六十三條第二項第一号又は第三項第一号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

免 除 の 規 定		追 徴 の 規 定
たばこ税法第十三條第一項	同条第七項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同条第五項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同条第四項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項	同条第五項において準用する関税率法第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項	

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。))

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和十年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこ(次項の規定に該当するものを除く。))に係るたばこ税の税率は、附則第六十三條第二項第二号又は第三項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和十一年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新特別措置法第四十九條第一項又は第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

第六十六條 令和九年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で作製たばこを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十條の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数(加熱式たばこにあつては、新租税特別措置法第八十八條の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数)とし、二以上の場所で作製たばこを所持する場合には、その合計本数

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。))

とする。以下この条において同じ。が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第九條第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。))ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、令和九年四月三十日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その貯蔵場所において所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二條第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。))及び区分ごとの数量
二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額
三 その他参考となるべき事項
3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和九年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

4 前項の規定は、第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による日が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

5 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の確認を受けたときは、当該製造たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいい、同法第八条第三項の規定により製造たばこ製造者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばここの製造場の所在地を所轄する税務署長の確

認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

7 たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなればならない者について準用する。

8 令和十年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で作製たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数が二万本以上であるときは、当該製造たばこについて、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たば

この製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

9 第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項とあるのは『第八項と、（令和九年四月三十日）とあるのは（令和十年五月一日）と、第三項中（令和九年九月三十日）とあるのは（令和十年十月二日）と、第五項中（第一項の規定により）とあるのは『第八項の規定により』と、第六項中（第一項とあるのは（令和十一年四月一日）に、製造たばこの製造場

10 令和十一年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で作製たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

11 第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項とあるのは（第十項と、（令和九年四月三十日）とあるのは（令和十一年五月一日）と、第三項中（令和九年九月三十日）とあるのは（令和十一年十月一日）と、第五項中（第一項の規定により）とあるのは（第十項の規定により）と、第六項中（第一項とあるのは（第十項と読み替えるものとす

12 第一項、第八項又は第十項の規定により課するたばこ税に関する調査については、これらの規定に規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号二に規定する者とそれぞれみなして、同条（同号二に係る部分に限る。）並びに同法第七十四条の七、第七十四条

の八、第七十四条の十三、第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第一号二に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を適用する。この場合において、同号二中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

13 第二項（第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

14 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

15 第二項（第九項又は第十一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十三項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第十三項若しくは第十四項又は前項の罰金刑を科する。

17 前項の規定により第十三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴うたばこ税の収入額に関する経過措置)

第六十七条 令和八年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十一」とあるのは、「千分の四十五」とする。

2 令和九年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十一」とあるのは、「千分の百十二」とする。

3 令和十年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十一」とあるのは、「千分の百五十六」とする。

4 令和十一年度におけるたばこ税の収入に限り、新特別措置法第五十八条第二項の規定の適用については、同項中「千分の百九十一」とあるのは、「千分の百八十四」とする。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第六十八条 次に掲げる法律の規定中「第三十四号の四」を「第三十四号の五」に改める。

一 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十四号)第七條第十一項第一号、第十三項第二号、第十五項第二号、第十七項第二号及び第十九項第二号

二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三條の二第十七項第一号、第十九項第二号、第二十一項第二号、第二十三項第二号及び第二十五項第二号

令和七年三月三十一日 参議院會議録第九号

所得税法等の一部を改正する法律案

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第六十九条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一條第二項中「千分の百八」を「千分の九十一」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十二」に改める。

第十二條第二項第一号中「千分の百八」を「千分の九十一」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十二」に改め、同項第二号中「第十一條第二項」の下に「又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(令和五年法律第六十九号。第十四條第二項、第十六條第四項及び第十七條第二項において「防衛財源確保法」という。)第四十九條第二項」を加え、「千分の五十四」を「千分の四十九」に、「千分の九百四十六」を「千分の九百五十二」に改める。

第十四條第一項中「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十二」に改め、同條第二項中「第十一條第二項」の下に「又は防衛財源確保法第四十九條第二項」を加え、「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の五十四」を「千分の四十九」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十二」に、「千分の九百四十六」を「千分の九百五十二」に改める。

第十六條第三項中「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十二」に改め、同條第四項中「第十一條第二項」の下に「若しくは防衛財源確保法第四十九條第二項」を加える。

第十七條第一項中「千分の百八」を「千分の九十」に、「千分の八百九十二」を「千分の九百十二」に改める。

に改め、同條第二項中「第十一條第二項」の下に「若しくは防衛財源確保法第四十九條第二項」を加える。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

三十一年までの間における前条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	第十條第二項、第十一條第二項及び第十二條第二項第一号	第十二條第二項第二号	第十四條第二項	第十四條第二項	千分の九十	千分の百一	千分の百一
令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	第十六條第三項及び第十七條第一項	第十條第二項、第十一條第二項及び第十二條第二項第一号	第十四條第二項	第十四條第二項	千分の九十	千分の百一	千分の百一
令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	第十二條第二項第二号	第十四條第二項	第十四條第二項	第十四條第二項	千分の九十	千分の百一	千分の百一
令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	第十四條第二項	第十四條第二項	第十四條第二項	第十四條第二項	千分の九十	千分の百一	千分の百一
令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	第十四條第二項	第十四條第二項	第十四條第二項	第十四條第二項	千分の九十	千分の百一	千分の百一

第十六条第三項及び第十七条第一項	千分の九百十	
	千分の九百五十一	千分の九百五
	千分の九十	千分の九百五十
	千分の九百十	千分の九百五

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正)

第七十一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第七十二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四条中「において新租税特別措置法」を「において租税特別措置法」に改める。

第七十三条 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号」を「法人税法第八十二条の三第二項第一号」に改め、同項第三号中「令和六年新法人税法第八十二条の二第三項」を「法人税法第八十二条の三第三項」に改め、同条第二項第一号中「令和六年新法人税法」を「法人税法」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に改め、同項第二号中「令和六年四月一日」を「我が国において令和六年四月一日以後に同項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び」に改め、「同日前に」を削り、「場合によっては、その施行の日」以後に開始する対象会計年度であつて、」を「国又は地域にお

いてその施行の日以後に」に改め、「当該対象会計年度において」を削り、「おける当該」を「おけるその該当した」に、「令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号」を「法人税法第八十二条の三第一項」に改め、同条第三項中「令和六年新法人税法第八十二条の二第四項第一号」を「法人税法第八十二条の三第四項第一号」に改め、同項第三号中「令和六年新法人税法第八十二条の二第五項」を「法人税法第八十二条の三第五項」に改め、同条第四項第一号中「令和六年新法人税法第八十二条の三第一項」を「法人税法第八十二条の三第一項」に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「令和六年新法人税法第八十二条の二第一項」を「同法第八十二条の三第一項」に、「令和六年新法人税法第八十二条の三第三項」を「同法第八十二条の三第三項」に改め、同項第二号中「令和六年四月一日」を「我が国において令和六年四月一日以後に同項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当した場合におけるその該当した対象会計年度及び」に改め、「同日前に」を削り、「場合によっては、その施行の日」以後に開始する対象会計年度であつて、」を「国又は地域においてその施行の日以後に」に改め、「当該対象会計年度において」を削り、「おける当該」を「おけるその該当した」に、「令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号」を「法人税法第八十二条の三第一項」に改め、同条第五項中「令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号」を「法人税法第八十二条の三第二項第一号」に改め、同条第六項中

「令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(2)(ii)」を「法人税法第八十二条の三第二項第一号イ(2)(ii)」に改める。

附則第十六条の見出しを「(特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置)」に改め、同条第二項中「令和六年新法人税法」を「法人税法」に、「特例を含む」に改める。

第七十四条 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法第十一条第二項の改正規定中「第六十七条の三第八項」を「第六十七条の三十項」に改める。

第一条のうち所得税法第六十七条の三の改正規定中「第六十七条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項を第六十七条の三十項を同条第十一項とし、同条第九項」に改め、同条第八項を同条第十項とする。

第十三条のうち租税特別措置法第四十条第一項の改正規定中「第六十七条の三第八項」を「第六十七条の三十項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第七十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正)
第七十六条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二十第二項第一号中「及び第二十一条の三十五第二項」を削り、同項第二号中「第二十一条の三十五第二項」を「第二十一条の三十五」に改める。

第二十一条の三十五第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法の下に」(昭和三十三年法律第二十六号)を加え、同項を同条とする。

(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の一部改正)
第七十七条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 課税の特例(第二十八条)」を「第三節 削除」に改める。

第二章第四項中「及び第二十八条」を削る。

第四章第三節を次のように改める。

第三節 削除
第二十八条 削除
(出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第七十八条 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条のうち登録免許税法別表第三の一の項の改正規定中「別表第三の一の項」を「別表第三の一の二の項」に改める。

(罰則に関する経過措置)
第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(所得税の抜本的な改革に係る措置)

第八十一条 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるといった基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

(所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置)
第八十二条 政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

関税法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年三月三十一日

財政金融委員長 三宅 伸吾

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、電子取引の取引情報に関連した加重算税の加重対象の見直し、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、特に費用を要しない。

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

関税法等の一部を改正する法律案

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。

二 関税の基本税率を引き下げるための暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要なかつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講ずること。

三 自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。その際、国内の食料・産業基盤への影響にも配慮すること。

四 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

五 社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄

与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の見直し、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月十八日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

二九〇五・三九

その他のもの

一 一・六ヘキサシオール

二 その他のもの

別表第二九二三・九〇号中

二 その他のもの

のもの

四・六%を
ニ シクロヘキシル
ミド及びシクロ
ムヒドロキシ
三 その他のもの

(エチル)シメチル)アンモニウム
ヘキシル(エチル)シメチル)アンモニウム
四

無税
に改める。

六%

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

関税法等の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律

(関税法の一部改正)

第一条 関税法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第二九〇五・三九号を次のように改める。

無税
四・六%

第十二条の四第三項中「保存」(第七条の九第二項において準用する場合を含む)の下に「以下この項において同じ」を、「行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録」の下に「(第九十四条の五に規定する財務省令で定めるところに従って保存が行われているもの(以下この項において「特定電磁的記録」という。)であつて、その保存が関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録」当該保存義務者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。)を除く。」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七條の三第一項及び第八項、第七條の四第一項並びに第七條の六第一項及び第五項中「令和六年度」を令和七年度に改める。
第八條の二第三項中「国」を「国及びこれに準ずるものとして政令で定める国であつて、」に改める。
第十三條第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
別表第一第四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若

しくは幼児」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同表第一八〇六・一〇号中「二〇・四」を「二九」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二〇・九」を「一九・九」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「二・三」を「二・二」に改め、同表第二一〇六・一〇号中「七・七」を「五・八」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二・三」を「二・二」に改める。
別表第一第二九・〇九項の次に次の一項を加える。

二九・三四	核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わな
二九三四・九九	い)並びにその他の複素環式化合物
	その他のもの
	その他のもの
	二 その他のもののうち
	リチウム・ビス(オキサト)ポラト
	無税

別表第一の三中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同表第四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え、「及び」を「並びに」に改める。
別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法第十二條の四第三項の規定は、令和九年一月一日以後に関税法第十二條第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当

該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
令和七年三月三十一日
総務委員長 宮崎 勝
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、地方税関係通知により通知した事項について地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用

令和七年度の地方税制改正による地方税の減収見込額は、初年度一億円、平年度七百四十四億円である。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
令和七年三月四日
衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)
第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十三條第一項第四号イ中「対象会計年度をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「第八十二條の二第一項を「第八十二條の三第一項」に改め、「法人税の額」の下に「、各対象会計年度の国際最低課税残余額(同法第八十二條の十一第一項に規定する国際最低課税残

余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第八十二條の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額を加え、「第三項、第四項及び第七項を除く。」、第四十二條の七(第七項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同号ロ中「法人税額」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余額(法人税法第四十五條の二第一項に規定する国際最低課税残余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第四十五條の六第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額を除く。」を加え、「第四十二條の十一の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。及び第四十二條の十二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項を「及及び第四十二條の十二の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同項第七号及び第九号中「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「扶養親族」の下に又は特定親族」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 道府県民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の第三十四條第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の道府県民税の納税義務者の特定親族(同項第十二号に規定する特定親族をいう。次項において同じ)にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。
第二十四條第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第八十二條の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額を加え、「第三項、第四項及び第七項を除く。」、第四十二條の七(第七項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項を「第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同号ロ中「法人税額」の下に「各対象会計年度の国際最低課税残余額(法人税法第四十五條の二第一項に規定する国際最低課税残余額をいう)に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第四十五條の六第一項に規定する国内最低課税額をいう)に対する法人税の額を除く。」を加え、「第四十二條の十一の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。及び第四十二條の十二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項を「及及び第四十二條の十二の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同項第七号及び第九号中「四十八万円」を「五十八万円」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「扶養親族」の下に又は特定親族」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 道府県民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の第三十四條第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者に該当し、かつ、他の道府県民税の納税義務者の特定親族(同項第十二号に規定する特定親族をいう。次項において同じ)にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。
第二十四條第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第三十四条第一項に次の一号を加える。
十二 自己と生計を一にする年齢十九歳以上

二十三歳未満の親族(自己の配偶者を除く。)及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限り、控除対象扶養親族に該当しないもの(以下この款において「特定親族」という。)を有する所得割の納税義務者(その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。)

各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 前年の合計所得金額が九十五万円以下である特定親族 四十五万円
ロ 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十

三万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち八十四万円を超える部分の金額に二を乗じた金額(当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。)を控除した金額
ハ 前年の合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円

ニ 前年の合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円
第三十四条第六項中「第二項」を「第一項第十

二号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第二項に改め、同条第八項中「その他の扶養親族」の下に「若しくは特定親族を加え、同条第十項中「扶養親族」の下に「及び特定親族を加え、同条第十一項中「扶養控除額」の下に「特定親族特別控除額」を加える。
第四十五条の二第一項ただし書中「若しくは第三十四条第四項」を「第三十四条第四項に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り、)に係るものを除く。)」を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。
第四十五条の三の二第一項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。
第四十五条の三の三第一項中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り、)」を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。
第五十三条第一項中「第四百五条の五」を「第四百五条の十三」に改め、同条第三十八項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、「控除の限度額で政令で定めるもの」を「政令で定めるところにより計算した金額の」に改める。
第七十二条の四第一項第四号中「社会保険診療報酬支払基金を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。
第七十二条の五第一項第八号中「マンシヨン建替組合、マンシヨン敷地売却組合」を「マンシヨン再生組合、マンシヨン等売却組合、マンシヨン除却組合」に改める。
第七十二条の十七第一項中「支払賃借料」の下に「支払賃借料のうち」を加え、「に限り」を

「をいう」に改め、「受取賃借料」の下に「受取賃借料のうち」を加え、同条第二項中「各事業年度において」を削り、「の賃借権」の下に「法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引に係るものを除く。」を加え、「支払う」を「その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払うこととされている」に改め、同条第三項中「各事業年度において」を削り、「支払を受ける」を「その賃借権等に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において支払うこととされている」に改める。
第七十二条の四十九の二中「納税義務者」の下に「又は事業税の納税義務者との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係(当該納税義務者による同号に規定する完全支配関係を除く。)があると認められる者」を加える。
第七十二条の五十第二項中「第八十四条」を「第八十四条の二」に改める。
第七十四条の十八第一項第二号中「による」を「に違反して、帳簿を備えず、若しくは」に改める。
第四百四十四条の三第一項中「数量」の下に「(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第四百四十四条の三十二第二項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)」を加え、同条第五項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国

防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。)」に、「オーストラリア軍隊(同協定第一条に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア)を「締約国軍隊(当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(この法律の施行地をいう。)に所在する当該締約国の軍隊をいう。が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を課することができない。」「
第二百九十二条第一項第四号イ中「対象会計

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

年度をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改め、「法人税の額」の下に「、各対象会計年度の国際最低課税残余額(同法第八十二条の十一第一項に規定する国際最低課税残余額をいう。に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第八十二条の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう。に対する法人税の額)を加え、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)を、第九項から第十一項まで及び第十九項」に改め、同号口中「法人税額」の下に「(各対象会計年度の国際最低課税残余額(法人税法第四百四十五条の二第一項に規定する国際最低課税残余額をいう。に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第四百四十五条の六第一項に規定する国内最低課税額をいう。に対する法人税の額を除く。))を加え、「第四十二条の十二の六第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。))及び第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)を「及び第四十二

より、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。
第二百九十四条第七項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。
第三百十四条の二第一項に次の一号を加える。
十二 自己と生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族(自己の配偶者を除く。))及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童(第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十万円以下であるものに限る。))で控除対象扶養親族に該当しないもの(以下この節において「特定親族」という。))を有する所得割の納税義務者(その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。)、各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 前年の合計所得金額が九十五万円以下である特定親族 四十五万円
ロ 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百五十万円以下である特定親族 六十三万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち八十四万一千円を超える部分の金額に二を乗じた金額(当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最

も多い金額とする。))を控除した金額
ハ 前年の合計所得金額が百五十万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円
ニ 前年の合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円
第三百十四条の二第六項中「第二項」を「第一項第十二号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第二項」に改め、同条第八項中「その他の扶養親族の下に」若しくは「特定親族」を加え、同条第十項中「扶養親族の下に」及び「特定親族」を加え、同条第十一項中「扶養控除額」の下に「特定親族特別控除額」を加える。
第三百十七条の二第一項ただし書中「若しくは第三百十四条の二第四項」を「第三百十四条の二第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。
第三百十七条の三の二第一項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。
第三百十七条の三の三第一項中「者に限る。))」の下に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))を加え、同項第三号中「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加える。
第三百二十一条の八第一項中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十三」に改め、同条第三十八項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、控除の限度額で政令で定めるもの並びに」を「政令で定めるところにより計算した金額並びに」に改める。

第四百四十五条第三項を次のように改める。
3 市町村は、締約国軍隊(円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。))に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(この法律の施行地をいう。))に所在する当該締約国の軍隊をいう。が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。
第四百六十三条の十五第一項第一号イ中「二を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「ハに掲げるものを除く。又は」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「又は」を「ハに掲げるものを除く。又は」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロの次に次のように加える。
ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの
年額 二千元
第七百一条の三十四第二項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。
第七百四十七条の二第一項中「この条から第七百四十七条の五まで」を「この条から第七百四十七

を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、同項の表第二項の項中「特定書面等地方税関係通知」を「特定書面等行政機関宛通知」に改め、「。次項において同」を削る。

第七百四十七条の五中「特定地方税関係通知等」を「特定書面等以外行政機関宛通知」に改め、同条の次に次の一条を加える。

提供)

第七百四十七条の五の二 地方団体の長は、他の行政機関の長以外の者に対して行う地方税関係通知(次に掲げるものを除き、当該地方税関係通知に附属する通知を含む。)のうち総務省令で定めるもの(以下この項及び次項において「特定納税者等宛通知」という。)を受けた者が、当該特定納税者等宛通知により当該者に通知した事項(総務省令で定める事項を除く。以下この項及び第三項並びに第七百四十七条の十三において「既通知内容」という。)及び当該特定納税者等宛通知と同種の特定納税者等宛通知により将来において当該者に通知する事項(総務省令で定める事項を除く。)について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした場合には、当該既通知内容を、総務省令で定めるところにより、当該方法により当該者に提供することができる。

- 一 第三百二十一条の四第一項後段の規定による同項後段に規定する通知事項の通知
- 二 第三百二十一条の四第七項又は第八項の規定による同条第一項後段に規定する通知事項の提供

三 この項の規定による既通知内容の提供及び次項の規定による同項に規定する通知内

容の提供

2 地方団体の長は、前項の申出をした者に対して、当該申出に係る特定納税者等宛通知と同種の特定納税者等宛通知（以下この項において「同種通知」という。）を行う場合には、当該者から当該申出を取り下げる旨の申出があった場合を除き、当該同種通知を行う際に、当該同種通知により当該者に通知する事項（総務省令で定める事項を除く。次項及び第七百四十七条の十三において「通知内容」という。）を、前項に規定する方法により当該者に提供することができる。

3 第一項の規定による既通知内容の提供及び前項の規定による通知内容の提供は、納付又は納入の告知その他の地方税関係法令の規定による処分の効力を生じさせるものではない。

第七百四十七条の十三中「特定書面等地方税
関係通知及び」を「特定書面等行政機関宛通知」
に、「特定地方税関係通知等」を「特定書面等以
外行政機関宛通知並びに第七百四十七条の五の
二第一項の規定により行われる既通知内容の提
供及び同条第二項の規定により行われる通知内
容の提供」に改める。

第七百四十八条第一項中「又は第四百四十四条の三十六」を、「第四百四十四条の三十六又は附則第十二条の二の七の二第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 附則第十二条の二の七の二第五項に規定する同条第三項の規定による届出をした特例対象事業者 同条第五項に規定する帳簿第七百六十二条第二号ロ(2)中「第七百四十七条の五」を「第七百四十七条の五の二」に改める。

附則第三条の二の第三項第三号中「の財産に係る」を「に規定する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加え

る。

三 前二項の規定により租税特別措置法第四十條第一項第二号に規定する公益信託の受託者に前二項に規定する道府県民税又は市町村民税の所得割が課される場合には、当該公益信託の受託者は、各公益信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並

びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この号において同じ。及び固有資産等（公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。以下この号において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、道府県民税に関する規定（第二十四条、第二十四条の二の二、第二十四条の三、第二十七条、第二十八条、第七百三十九条の五及び第七百三十九条の六を除く。）又は市町村民税に関する規定（第二百九十四条、第二百九十四条の二の二、第二百九十四条の三、第二百九十四条の四、第三百二条まで、第三百七条の四、第三百七条の五、第三百七条の六、第三百七条の七、第三百七条の八、第三百二十四条、第三百二十八条の十六及び第三章第一節第六款を除く。）を適用する。この場合において、各公益信託の信託資産等及び固有資産等は、この号の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとし、当該公益信託の受託者（道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者に限る。）につきこの号の規定により各公益信託の信託資産等が帰属するものとされた当該別の者に係る前二項に規定する道府県民税又は市町村民税の所得割については、第二十三条第二項から第四項まで並びに第三十四条第一項第六号及び第八号から第十二号まで、第三項、第八項並びに第十項又は第二百九十二条第二項から第四項まで並びに第三百十

四條の二第一項第六号及び第八号から第十二号まで、第三項、第八項並びに第十項の規定は、適用しない。

に「及び第十三項第一号及び第十三項第二号に第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号に「及び第十三号」を加ふ」。

附則第八条第一項中「除く。」及び「とあるのは」を「第四十二条の十二の五並びに」とするを「第四十二条の十二の五並びに」とするに改め、同条第二項中「から第十四項まで」を削り、「除く。」及び「とあるのは」を「第四十二条の十二の五並びに」とするに改め、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項中「第四十二条の十二の七第六項」を「第四十二条の十二の六第二項」に、「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項を」を「第四十二条の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項」に、「第四十二条の十二の七第四項、第五項、第七項から第十二項まで、第十七項から第二十項まで及び第二十二項を」を「第四十二条の十二の六第三項から第八項まで、第十三項から第十六項まで及び第十八項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十三項とし、同条第十六項中「附則第八条第十五項」を「附則第八条第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「附則第八条第十五項」を「附則第八条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項中「附則第八条第十五項」を「附則第八条第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第八条第十八項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「附則第八条第十八項」を「附則第

八条第十六項」に改め、同項を同条第十九項とする。

附則第八条の二の二第一項及び第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改める。

附則第九条第十項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第二十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二の二第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第十条第一項及び第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項及び第三項から第五項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第六項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同条第九項から第十二項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十四項を削り、同条第十五項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

附則第十一条の四第一項、第二項及び第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の二から第十二条の二の五までを削り、附則第十二条の二を附則第十二条の二の二とし、同条の次に次のように加える。
第十二条の二の三から第十二条の二の五まで 削除

附則第十二条の次に次の一条を加える。
(加熱式たばこに係る道府県たばこ税の課税

標準の特例)

第十二条の二 令和八年四月一日以後に第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)に係る第七十四条の四第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法
二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごと

の一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ(第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条の二の七第一項第二号中「第百四十四条の三第五項に規定するオーストラリア軍隊(第七項において「オーストラリア軍隊」という)を「締約国軍隊(円滑化協定我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。)に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(この法律の施行地をいう。)に所在する当該締約国の軍隊をいう。第七項において同じ)」に改め、同条第七項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改め、同条第八項中「その他」を「その他の」に改め、同条に次の一項を加える。

9 鉄道事業又は軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。)のうち同条第一項の規定

の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油(第百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。次条第一項及び第二項において同じ。)である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合に、当該軽油の消費については、第百四十四条の三第一項(第五号(軽油の消費に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。
附則第十二条の二の七の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第十二条の二の七の二 前条第一項第三号に掲げる軽油の引取りを行つた特例対象事業者が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合(鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。)は、第百四十四条の三十二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

2 前項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合には、第百四十四条の三十五第二項の規定は、適用しない。
3 特例対象事業者は、第一項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の総務省令で定める事項を、前条第二項において準用する第百四十四

条の二十一第二項の道府県知事に届け出なければならぬ。

4 特例対象事業者は、前項の規定により届出した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を同項の規定に準じて道府県知事に届け出なければならない。

5 第三項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の総務省令で定める事項をこれに記載しなければならない。

6 道府県知事は、第三項又は第四項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を第一項の製造を行う場所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

7 第三項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第二項において準用する第四百四十四条の二十七第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他の」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十二条の二の七の二第一項の製造に関する事項その他の」とする。

8 第五項の規定に違反して、帳簿を備えず、若しくは帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

10 第三項から前項までに定めるもののほか、第三項又は第四項の規定による届出及び第六項の規定による通知に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第十二条の二の十中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「車両総重量」の下に「道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。」を、「トラック」の下に「総務省令で定める被けん引自動車を除く。」を加え、「道路運送車両法を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

附則第十四条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項中「令和六年四月一日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行の日」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「総務省令」を「（第六号に掲げる施設を除く。）で総務省令」に改め、同項に次の一号を加える。

六 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十一条第一項又は第十六条第一項の認定を受けた者が設置する同法第十三条第九項又は第十八条第五項に規定する廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 二分の一

附則第十五条第七項、第十項及び第十一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで」に改め、

七年四月一日から令和九年三月三十一日まで」に、「を、取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを（以下この項において「新造車両」という。）の取得等（取得すること又は取得した後に当該新造車両を他の者に譲渡し、当該者から当該新造車両を賃借することという。第一号及び第二号において同じ。）をしてこれを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるもの（以下この項において「改良車両」という。）に、「改良された車両にを改良車両に」に、「当該車両の」を「当該改良車両の」に、「（三分の二）（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合又は、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三）の」を「に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

一 総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合又は改良車両を事業の用に供する場合 五分の三

二 前号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合 三分の二

三 第一号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が改良車両を事業の用に供する場合 四分の三

附則第十五条第十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同条第十五項及び第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「令和六年度」を「令和八年度」に改め、同条第二十項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十一項中「あつては、を」を「あつては」に、「部分に限り」を「部分に限るものとし」に改め、同条第二十四項、第二十六項及び第二十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十九項を次のように改める。

29 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾において、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良された港湾法第五十一条の九第三項第一号に規定する協定特定港湾施設（政府の補助で総務省令で定めるもの）を受け作成された同条第一項に規定する公表協働防護計画に定められた同項に規定する最適化事業の実施主体が締結した同項に規定する協働防護協定に定められたものに限る。）で政令で定めるものの用に供する償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限る。以下この項において「特定償却資産」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾の港湾法第二条第三項に規定する港

一日」を「令和十二年三月三十一日」に改め、同条第十五項及び第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「令和六年度」を「令和八年度」に改め、同条第二十項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十一項中「あつては、を」を「あつては」に、「部分に限り」を「部分に限るものとし」に改め、同条第二十四項、第二十六項及び第二十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二十九項を次のように改める。

29 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾において、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良された港湾法第五十一条の九第三項第一号に規定する協定特定港湾施設（政府の補助で総務省令で定めるもの）を受け作成された同条第一項に規定する公表協働防護計画に定められた同項に規定する最適化事業の実施主体が締結した同項に規定する協働防護協定に定められたものに限る。）で政令で定めるものの用に供する償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限る。以下この項において「特定償却資産」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾の港湾法第二条第三項に規定する港

湾区域が同条第八項に規定する開発保全航路の区域(同法第五十五条の三の四に規定する国土交通省令で定める区域に限る。)又は同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの二分の一

二 前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産 六分の五

附則第十五条第三十項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三十三項を削り、同条第三十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三十六項を第三十五項とし、第三十七項を第三十六項とし、第三十八項を第三十七項とし、同条第三十九項中「者が」の下に「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に」を加え、「の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に同法」を削り、「基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する」を「従つて実施される同法第九条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システムの導入(同法第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(同項第一号に掲げるものに限る。)の適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合することについて総務大臣の確認を受けた場合に限る。)の用に供するために新たに取得した」に改め、「同法第二十八条に規定する」を削り、「構築物」の下に「であつて、当該特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定

めるもの」を加え、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「第四十二条の四第十九項第七号」を「第四十二条の六第一項」に、「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで」に改め、「内に」の下に「同法第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額(以下この項において「雇用者給与等支給額」という。)の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された」を加え、同項ただし書中「租税特別措置法第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する」を削り、「増加」を「大幅な増加」に改め、「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分」を削り、「三分の二を」四分の一に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項を同条第四十四項とし、同条に次の一項を加える。

45 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に既設の鉄道(軌道を含む。)に係る豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税

標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二(当該償却資産のうち旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項第一号に掲げる者が取得したものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三)の額とする。

附則第十五条の二第二項中「若しくは第二十六項」を、「第二十六項若しくは第四十五項」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九の三第一項中「同項に規定する管理組合の管理者等」を「管理者等(同項に規定する管理組合の管理者等をいう。第三項及び第四項において同じ。)」に、「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「後に」の下に「同項の納税義務者から」を、「場合」の下に「又は当該期間の経過後に管理者等から同項の書類の提出がされた場合」を、「当該申告書」の下に「又は当該書類」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村長は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、管理者等から同項に規定する期間内に同項の書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが第一項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の規定

を適用することができる。

附則第十六条の二及び第十六条の三を削る。
附則第十六条の四第一項中「第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。」を削り、「令和五年度又は令和六年度を「令和七年度又は令和八年度」に、「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に、「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同条第二項中「令和五年度又は令和六年度」を「令和七年度又は令和八年度」に、「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に、「附則第十六条の四第二項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に改め、同条第六項中「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に、「附則第十六条の四第一項」を「附則第十六条の二第一項」に、「附則第十六条の四第二項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同条第七項中「令和五年度分又は令和六年度分」を「令和七年度分又は令和八年度分」に改め、同条第九項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10 市町村は、令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和七年四月一日から令和九

年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が令和七年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額(附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)(又は都市計画税額(同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。))のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

11 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)(その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産の取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)(又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合における当該取得又は改良が行われた償却資産(改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定めるところとする。)(に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

12 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の二の十一項」とする。

附則第十六条の四を附則第十六条の二とする。

附則第十七条第六号イの表(2)中「令和七年度又は」を「令和七年度である場合であつて、当該土地が令和六年度分の固定資産税について地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「令和七年改正前の地方税法」という。)(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号ロの表(2)中「令和七年度又は」を「令和七年度である場合であつて、当該土地が令和六年度分の固定資産税について令和七年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十八項を除く。)(又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項及び第四十五項、第十五条の三の項及び同条第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項中の「第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項及び第四十五項」を「第三十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十一項及び第四十四項」に改める。

附則第十八条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第二項第一号イ中「ついで」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和六年度分の固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資

産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第二項第一号イ中「ついで」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和六年度分の固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和七年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十条の二の次に次の一条を加える。

(加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例)

第三十条の三 令和八年四月一日以後に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第四百六十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第四百六十六条の二の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)(に係る第四百六十七条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第四百六十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。))の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)(を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令定めるところにより直接加熱す

ることによつて喫煙の用に供されるものに限る。〕当該加熱式たばこの重量(フィルタ―その他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合に於ては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法 二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。 ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合に於ては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法 2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ(第四百六十六条の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。 3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第三十三条第一項から第四項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。 附則第三十三条の二第三項第一号及び第七項第一号中「第十号の二の下に」及び「第十二号」を加える。	附則第三十三条の二の第二項中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改める。 附則第三十三条の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四条第三項第一号及び第六項第一号、第三十五条第四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五条の二第四項第一号及び第八項第一号中「第十号の二の下に」及び「第十二号」を加える。 附則第三十五条の三の四第三項中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改める。 附則第三十五条の四第二項第一号及び第五項第一号中「第十号の二の下に」及び「第十二号」を加える。 附則第四十四条の二第二項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同項の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改め、同条第六項の表中「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第八項の表中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改める。 附則に次の一条を加える。 (二千一十七年国際園芸博覧会の開催に伴う地方税の特例) 第七十八条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 博覧会 国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和九年に開催される二千一十七年国際園芸博覧会をいう。 二 博覧会協会 公益社団法人二千一十七年	国際園芸博覧会協会をいう。 三 参加国等 次に掲げる外国法人(国内この法律の施行地をいう。第六号において同じ。)に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。以下この号、次号口及び第六号において同じ。)をいう。 イ 公式参加者(日本国政府からの博覧会への参加の公式の招請を受け入れた外国又は国際機関(外国法人に限る。)をいう。口並びに次号イ及びハにおいて同じ。) ロ 公式参加者の博覧会関連業務(博覧会の準備又は運営に関する業務で営利を目的とししないものをいう。)を行う外国法人で総務省令で定めるもの ハ 博覧会国際事務局 四 参加国等の代表等 恒久的施設を有しない非居住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。第六号において同じ。)で次に掲げるものをいう。 イ 公式参加者に勤務する者 ロ 前号ロに規定する総務省令で定める外国法人に勤務する者 ハ 公式参加者が当該公式参加者の博覧会の会場における展示について責任を有することその他の政令で定める任務のために任命する者又はその者の当該任務に係る事務の代理をする者 二 博覧会国際事務局の事務局長又は博覧会国際事務局の事務局の職員 五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加国等を除く。)をいう。 六 恒久的施設 次に掲げるものをいう。ただし、我が国が締結した租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に	において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、当該条約の適用を受ける非居住者又は外国法人については、当該条約において恒久的施設と定められたもの(国内にあるものに限る。)とする。 イ 非居住者又は外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所政令で定めるもの ロ 非居住者又は外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの ハ 非居住者又は外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの 2 道府県及び市町村は、参加国等に対しては、当該参加国等が当該道府県又は当該市町村の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する対象国内源泉所得(次項から第五項までにおいて「対象国内源泉所得」という。)に係る事業のみである場合には、第二十四条第一項及び第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、法人の道府県民税及び市町村民税を課することができない。 3 参加国等は、当該参加国等が道府県又は市町村の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が対象国内源泉所得に係る事業のみである場合には、第五十三条第一項又は第三百二十一条の八第一項の規定にかかわらず、当該道府県の知事又は当該市町村の長に対しては、これらの規定による申告書を提出することを要しない。 4 道府県は、参加国等が行う対象国内源泉所得に係る事業に対しては、第七十二条の二第
---	---	---	--

一項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

5 参加国等は、当該参加国等が道府県の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が対象国内源泉所得に係る事業のみである場合には、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項並びに第七十二条の二十八第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該道府県の知事に対しては、これらの規定による申告書を提出することを要しない。

6 道府県は、博覧会協会、参加国等若しくは参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、博覧会協会、参加国等又は参加者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

7 道府県は、博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に貸し付けることを内容とする契約を締結した者（以下この項において「家屋貸与者」という。）が、当該家屋（博覧会の用に供される家屋で政令で定めるものであつて、博覧会協会に貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限り）を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、家屋貸与者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を

所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

8 道府県は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された自動車に對して課すべき自動車税の環境性能割又は令和七年度から令和九年度までの各年度分の自動車税の種別割に限り、参加国等又は参加国等の代表等が取得し、又は所有する自動車で政令で定めるものに對しては、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割又は種別割を課することができない。

9 市町村は、令和七年度から令和十年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会、参加国等若しくは参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの若しくは第三百四十三条第七項に規定する仮使用地（以下この項において「仮使用地」という。）又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供する家屋及び償却資産若しくは仮使用地に對しては、第三百四十二条、第三百四十三条第七項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

10 市町村は、令和七年度から令和十年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に家屋及び償却資産を博覧会協会に貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に貸し付ける家屋及び償却資産（博覧会の用に供される家屋及び償却資産で政令で定めるものであつて、博覧会協会に貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限り。）に對しては、第

三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

11 市町村は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に取得された三輪以上の軽自動車に對して課すべき軽自動車税の環境性能割又は令和七年度から令和九年度までの各年度分の軽自動車税の種別割に限り、参加国等又は参加国等の代表等が取得する三輪以上の軽自動車又は所有する軽自動車等で政令で定めるものに對しては、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割又は種別割を課することができない。

12 指定都市等は、博覧会の会場内において設置される参加国等又は参加者が博覧会に關して行う事業で政令で定めるものの用に供する施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に對しては、令和十一年三月三十一日までに終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第六項の規定を準用する。

13 前項の規定の適用がある場合における第七百一条の四十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「第七百一条の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一条の三十四又は附則第七十八条第十二項」とする。

14 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手続その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 地方税法等の一部を改正する法律（令和

六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十号中「附則第八条第四項」を「附則第八条第五項」に改める。

附則第五条中「附則第八条第四項」を「附則第八条第五項」に改める。

附則第八条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新法第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限り。」を加え、同条第三項中「法人」の下に「（地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法（次項において「令和七年改正後の地方税法」という。）附則第九条の二の二第一項の規定の適用がある法人を除く。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定の適用がある法人（令和七年改正後の地方税法附則第九条の二の二第一項の規定の適用がある法人に限る。）に對する八年新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、令和七年改正後の地方税法附則第九条の二の二第三項の規定にかかわらず、八年新法第七十二条の二十四の十一第五項中「及び第一項」とあるのは、「第一項及び附則第九条の二の二第一項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和六年

法律第四号)附則第八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「次に第一項の規定による」とあるのは「次に附則第九条の二の第二項の規定による控除、前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第二十三条第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十四条、第四十五条の二第一項、第四十五条の三の二第二項第三号、第四十五条の三の三第一項、第七十二条の五十第二項並びに第二百九十二条第一項第七号及び第九号の改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに同法第三百十四條の二、第三百十七條の二第一項、第三百十七條の三の二第一項第三号及び第三百十七條の三の三第一項の改正規定並びに同法附則第四条第七項第一号及び第十三項第一号、第四条の二第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の三の四第三項、第三十五條の四第二項第

一号及び第五項第一号並びに第四十四條の二の改正規定並びに次条第一項から第四項まで並びに附則第八条第一項から第四項まで、第十九条及び第二十條の規定 令和八年一月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号イの改正規定(第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)を及び第四十二条の十二の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項)に改める部分を除く。)、同法第五十三條第一項及び第七十二条の四十九の二の改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号イの改正規定(第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)を「第九項から第十一項まで及び第十九項に改める部分を除く。」、同号ロの改正規定(、第四十二條の十二の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。))及び第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)を「及び第四十二條の十二の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項)に改める部分を除く。」、同法第五十三條第一項及び第七十二条の四十九の二の改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号イの改正規定(第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第十三項から第十五項まで及び第二十三項)を「及び第四十二條の十二の六(第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項)に改める部分を除く。並びに同法第三百二十一條の八第一項の改正規定並びに同法附則第八条の二の二第一項及び第四項の改正規定(「第百四十五條の五」を「第百四十五條の十三」に改める部分に限る。)、同法附則第十二條の二の二から第

十二條の二の五までを削り、同法附則第十二條の二を同法附則第十二條の二の二とし、同條の次に次のように加える改正規定、同法附則第十二條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第三十條の二の次に一條を加える改正規定並びに附則第三条第二項、第五条及び第十一條の規定 令和八年四月一日

三 第一条中地方税法第七百四十七條の二第一項、第七百四十七條の四の前の見出し、同条及び第七百四十七條の五の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに同法第七百四十七條の十三及び第七百六十二条第二号ロ(2)の改正規定並びに附則第十四條の規定 令和九年四月一日

四 第一条中地方税法第百四十四條の三第五項、第百四十四條の六の二、第百四十四條の三十二第二項、第百四十八條第三項及び第四百四十五條第三項の改正規定並びに同法附則第十二條の二の七第一項第二号及び第七項の改正規定並びに附則第六條第二項から第四項まで、第七條第一項及び第二項並びに第十條第一項及び第二項の規定 公布の日から起算して七月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中地方税法附則第十五條第二十一項及び第二十九項の改正規定並びに附則第九條第四項の規定 港灣法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日

六 第一条中地方税法附則第十五條第二項の改正規定及び附則第九條第二項の規定 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)の施行の日

七 第一条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一項第八号、第二百九十四條第七項及び第七百一條の三十四第二項の改正規定

定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の施行の日

八 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第四号の改正規定 医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三条の二の三第三項の改正規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。第二十三條第一項(第七号及び第九号に係る部分に限る。)、第三項及び第四項、第三十四條並びに第四十五條の二第一項並びに附則第四条第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第四条の二第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三條の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三條の三第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十四條第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條第四項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條の二第二項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の道府県民税に係る申告書の提出に係る新法第四十五條の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以下この条及び附則第八条において「号施行日」という。以後に支払を受けるべき新法第四十五条の二第二項ただし書に規定する給与について提出する新法第四十五条の三の二第二項及び第三項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与について提出した旧法第四十五条の三の二第二項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び附則第八条第四項において「公的年金等」という。)について提出する新法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号。以下この条及び附則第八条において「所得税法等改正法」という。)附則第四十四条の規定によりなお従前の例によることとされる所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号。以下この条及び附則第八条において「旧租税特別措置法」という。)第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二十三条第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に

係る部分に限る。)及び附則第八条第十二項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

6 所得税法等改正法附則第四十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第四項に規定する情報技術事業適応設備について同項の規定を適用する場合及び所得税法等改正法附則第四十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第五項に規定する事業適応繰延資産について同項の規定を適用する場合における旧法第二十三条第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。)及び附則第八条第十三項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二条の十七の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四十九の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第五条 次項に定めるものを除き、附則第一条第

二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新法附則第十二条の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、地方税法第七十四条の二第二項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同法第七十四条の四第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新法附則第十二条の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 地方税法第七十四条の四第三項の規定により換算した紙巻たばこ(新法附則第十二条の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新法附則第十二条の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

(軽油引取税に関する経過措置)

第六条 新法第四百四十四条の三第一項(第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十四条の三第五項及び第四百四十四条の六の二の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「四号施行日」という。)以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油(地方税法第四百四十四条の二第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項及び次項において同じ。)の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、四号施行日前の軽油の輸入

及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 新法第四百四十四条の三第二十九項の規定は、四号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、四号施行日前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。

4 新法附則第十二条の二の七第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第七項の規定は、四号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、四号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

5 新法附則第十二条の二の七第九項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

6 新法附則第十二条の二の七の二第二項の規定は、施行日以後の炭化水素油(地方税法第四百四十四条の二第三項に規定する炭化水素油をいう。)の製造について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

第七条 新法第四百四十八条第三項の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十八条第三項の規定中自動車税の種別割に関する部分は、四号施行日の属する年度分の四号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び同年度の翌年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、四号施行日の属する年度分までの四号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 令和六年四月三十日までに取得された旧法附

則第十二条の二の十三第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第八条 新法第二百九十二条第一項第七号及び第九号に係る部分に限る。、第三項及び第四項、第三百十四條の二並びに第三百十七條の二第一項並びに附則第四条第十三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第四条の二第十三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三條の二第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三條の三第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十四條第六項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條第八項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條の二第八項(第一号に係る部分に限る。、及び附則第三十五條の四第五項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 令和八年度分の個人の市町村民税に係る申告書の提出に係る新法第三百十七條の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新法第三百十七條の三の二第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき新法第三百十七條の二第一項ただし書に規定する給与について提出する新法第三百十七條の三の二第一項及び第三項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき旧法第三百十七條の二第一項ただし書に規定する給与について提出した旧法第三百十七條の三の二第一

項及び第三項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第三百十七條の三の三第一項の規定は、一号施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同項の規定による申告書について適用し、一号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百十七條の三の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 所得税法等改正法附則第四十四條の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二條の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二條の十二の六の規定に係る部分に限る。、及び附則第八條第十二項(同号の規定に係る部分に限る。))の規定の適用については、なお従前の例による。

6 所得税法等改正法附則第四十五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二條の十二の七第四項に規定する情報技術事業適応設備について同項の規定を適用する場合及び所得税法等改正法附則第四十五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二條の十二の七第五項に規定する事業適応繰延資産について同項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二條の十二の七の規定に係る部分に限る。、及び附則第八條第十三項(同号の規定に係る部分に限る。))の規定の適用については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)
第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和七年度以後

後の年度分の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和六年四月一日から附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五條第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新たに製造され、又は改良された旧法附則第十五條第十二項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成三十年四月一日から附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に改良された旧法附則第十五條第二十九項に規定する特定償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五條第三十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第三十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。内に旧法附則第十五條第四十四項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。))が取得(同条第四十四項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)を

した同条第四十四項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第四十四項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。))に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第四十四項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六條の二第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六條の三十項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得(共有持分の取得を含む。、又は改良が行われた旧法附則第十六條の三第十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。)

(軽自動車税に関する経過措置)
第十条 新法第四百四十五條第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
2 新法第四百四十五條第三項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、四号施行日の属す

る年度の翌年度(四号施行日が四月一日である場合には、四号施行日の属する年度)以後の年度の軽自動車税の種別割について適用し、四号施行日の属する年度(四号施行日が四月一日である場合には、四号施行日の属する年度の前年度)分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。	第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百六を乗じて得た割合」とする。 4 令和九年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百八を乗じて得た割合」とする。	(既通知内容等の機構を経由する方法による提供に関する経過措置) 第十四条 新法第七百四十七条の五の二第一項及び第二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行われた新法第七百四十七条の五の二第一項に規定する特定納税者等宛通知(同日から令和十年三月三十一日までの間に行われたものにあつては、法人に対して行われたものに限る。)を受けた者が、当該特定納税者等宛通知に係る同項に規定する既通知内容及び同項に規定する将来において当該者に通知する事項について同項の申出をした場合について適用する。	定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の適用についても、同様とする。 (政令への委任) 第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正) 第十九条 次に掲げる法律の規定中「第十号の二」の下に「及び第十二号」を加える。 一 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第三項第二号、第六項第二号、第八項第二号及び第十一項第二号 二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第五項第二号、第八項第二号、第十一項第二号及び第十四項第二号 (外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二十条 前条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(次項において「新外国居住者等所得相互免除法」という。)第八条第三項(第二号に係る部分に限る。)及び第六項第二号に係る部分に限る。)並びに租税条約等の実施に伴
3 新法第四百六十三条の十五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和七年度以後の年度の軽自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。 (市町村たばこ税に関する経過措置) 第十一条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ(新法附則第三十条の三第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。	第十二条 旧法附則第三十三条第六項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。 (都市計画税に関する経過措置) 第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	第十五条 新法附則第七十八条第二項及び第三項の規定は、同条第一項第三号に掲げる参加国等の施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用する。 2 新法附則第七十八条第四項及び第五項の規定は、同条第一項第三号に掲げる参加国等の施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用する。 (罰則に関する経過措置) 第十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (拘禁刑に関する経過措置) 第十七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法附則第十二条の二の七の二第八項の規	定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の適用についても、同様とする。 (政令への委任) 第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正) 第十九条 次に掲げる法律の規定中「第十号の二」の下に「及び第十二号」を加える。 一 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第三項第二号、第六項第二号、第八項第二号及び第十一項第二号 二 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第五項第二号、第八項第二号、第十一項第二号及び第十四項第二号 (外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二十条 前条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(次項において「新外国居住者等所得相互免除法」という。)第八条第三項(第二号に係る部分に限る。)及び第六項第二号に係る部分に限る。)並びに租税条約等の実施に伴
3 令和八年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百六を乗じて得た割合」とする。	4 令和九年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百八を乗じて得た割合」とする。	5 令和十年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百三を乗じて得た割合」とする。 (事業所税に関する経過措置) 第十二条 旧法附則第三十三条第六項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。 (都市計画税に関する経過措置) 第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (拘禁刑に関する経過措置) 第十七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法附則第十二条の二の七の二第八項の規
2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同法第四百六十七条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新法附則第三十条の三の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。	3 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。	4 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の三第十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。	5 令和十年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百三を乗じて得た割合」とする。 (事業所税に関する経過措置) 第十二条 旧法附則第三十三条第六項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。 (都市計画税に関する経過措置) 第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
1 地方税法第四百六十七条第三項の規定により換算した紙巻たばこ(新法附則第三十条の三第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数	2 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。	3 令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。	4 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の三第十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
3 令和八年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百六を乗じて得た割合」とする。	4 令和九年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百八を乗じて得た割合」とする。	5 令和十年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百三を乗じて得た割合」とする。 (事業所税に関する経過措置) 第十二条 旧法附則第三十三条第六項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。 (都市計画税に関する経過措置) 第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (拘禁刑に関する経過措置) 第十七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法附則第十二条の二の七の二第八項の規
令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(次項において「新租税条約等実施特例法」という。)(第三条の二の二第五項(第二号に係る部分に限る。))及び第八項(第二号に係る部分に限る。))の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新外国居住者等所得相互免除法第八條第八項(第二号に係る部分に限る。))及び第十一項(第二号に係る部分に限る。))並びに新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十一項(第二号に係る部分に限る。))及び第十四項(第二号に係る部分に限る。))の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和七年三月三十一日

総務委員長 宮崎 勝
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を

延長し、あわせて、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるための地方債を起すことができることとする等の改正を行うおとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、令和七年度交付税及び譲与税配付金特別会計において、十八兆三千四百三十七億円が地方交付税交付金として、千九百三十六億円が地方特例交付金として歳出に計上されている。

令和七年度分の通常収支に係る地方交付税総額は、令和六年度からの繰越分六千八百二十二億円と合わせ十八兆九千五百七十四億円となり、令和七年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税総額は、令和六年度からの年度調整分百八十七億円と合わせ八百七十一億円となる。

なお、本法律案については、衆議院において、いわゆる「百三万円の壁」の更なる引上げに伴う地方交付税の減少に対し、令和七年度の地方交付税の総額を確保するため、同年度における交付税特別会計借入金償還の一部(二千五百十六億円)を取りやめることにより対応することとし、令和三十四年度(政府原案では令和三十三年度)までに同借入金を償還することを内容とする修正が行われた。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月四日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

(小字及び「」は衆議院修正)

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成四年度を「平成五年度」に、「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度に改め、同項第十二号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十三号及び第十四号中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成四年度を「平成五年度」に、「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「令和五年度を「令和六年度」に改め、同項第十二号中「平成十六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度に改め、同項第十三号中「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同項第十三号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第三項の表第四十号(1)及び(2)中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同表第四十二号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同表第四十三号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同表第四十四号中「地方税の減収補填のため平成十六年度から令和五年度まで」を「地方税の減収補填のため平成十七年度

から令和六年度まで」に改め、同号(1)中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に、「平成十七年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同表第四十五号中「令和五年度」に改め、同表第四十六号中「平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度に改め、同号(1)から(4)までを削り、同号(5)中「平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同号(5)を同号(1)とし、同号(6)中「平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同号(6)を同号(2)とし、同表第四十七号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同号(1)中「平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同号(8)中「令和五年度」の下に「及び令和六年度」を加え、同表第四十八号及び第四十九号中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第三号中

3 高等学校費 教職員数
生徒数

態容補正及び寒冷補正
態容補正

3 高等学校費 教職員数
生徒数

態容補正及び寒冷補正
態容補正

改め、同項第八号から第十号までの規定中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同項第十

二号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十三号及び第十四号中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同表市町村の項第八号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第九号及び第十号中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同項第十一号中「平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度の各年度」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十三号及び第十四号中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

附則第四条の見出し中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第一項中「令和六年度に限り」を「令和七年度に限り」に、「三千億円」を「二千四百億円」に、「六百十一億千七百二十万七千円」を「六百八十四億四千四百六十七万七千円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五号)」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和七年度法律第五号)」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「九百八十八億円」を「九百二十九億円」に改め、同項第三号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆三千三百一十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和五年度」を「令和六年度」に、「二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「千九百六十五億円」を「二千二百七十億円」に改め、同項第六号中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同項第七号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「二千二百二十三億五十四

万三千円」を「四千三百九十三億九百五十万八千円」に改め、同条第二項中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第二項中「令和七年度から令和三十六年度まで」を「令和八年度から令和三十三年度まで」に改め、同条第三項中「令和七年度から」を「令和八年度から」に改め、同項の表中「令和七年度

七百七十五億円」を削り、同

条第四項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、「令和七年度及び」を削り、「二千四百六十億七千七百八十二千円」を「千四百十四億五千八百八十八万二千円」に、「二千二百十九億千三百八十万二千円」を「千三百八十二億四千二百七十二万五千円」に改め、同条第五項中「令和七年度から」を「令和八年度から」に、「八百九十八億三百四十四万円」を「四百四十九億百七十二万円」に改め、「令和七年度及び」を削る。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項中「令和六年度及び」を削る。

附則第六条の二中「令和六年度から令和八年度までの各年度分」を「令和七年度分及び令和八年度分」に改め、「令和六年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第八十三号)」附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額(以下この条において「令和五年度基金費の額」という。)の百分の五十に相当する額(以下この条において「令和五年改正法に係る令和六年度控除額」という。)を控除した額とし」を削り、「令和五年度基金費

の額から令和五年改正法に係る令和六年度控除額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第八十三号)」附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額(以下この条において「令和五年度基金費の額」という。)から令和五年度基金費の額の百分の五十に相当する額」に改める。

附則第六条の三を削り、附則第六条の四を附則第六条の三とする。

附則第七条の四の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第一号イ中「という。」及び「を」という。に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号。次号において「令和七年所得税法等改正法」という。)の施行」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同号ロからチまでの規定中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第二号イ中「及び令和六年所得税法等改正法」を「令和六年所得税法等改正法及び令和七年所得税法等改正法」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同号ロからヘまでの規定中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

附則第九条の二中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「及び令和七年度震災復興特別交付税額」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「六百一十一億千七百二十万七千円」を「六百八十四億四千四百六十七万七千円」に改め、「及び四千九百八十億円」、「に四千億円を加算した額」及び「及び九百八十億円」を削る。

附則第十二条の見出しを「令和七年度震災復興特別交付税額の一部の令和八年度における交付等」に改め、同条第一項中「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「令和六年度内」を「令和七年度内」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第二項中「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に改め、同条第三項中「令和八年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十三条第一項中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改め、同条第二項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改め、同条中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)」に、「令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度」を「令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度」に、「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改め、同条第三項中「令和八年度」を「令和九年度」に改める。

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

地方交付税法等の一部を改正する法律案

別表第一(第十二条第四項関係)					
道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用	
	一 警察費	警察職員数	一人につき	九、一六一、〇〇〇円	
	二 土木費	道路の面積	千平方メートルにつき	一三八、〇〇〇	
	1 道路橋りょう費	道路の延長	一キロメートルにつき	一、八八四、〇〇〇	
	2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	一八九、〇〇〇	
	3 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三〇、〇〇〇	
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、二〇〇	
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、三〇〇	
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、四三〇	
	4 その他の土木費	人口	一人につき	一、二九〇	
	三 教育費	教職員数	一人につき	六、三五六、〇〇〇	
	1 小学校費	教職員数	一人につき	六、二七一、〇〇〇	
	2 中学校費	教職員数	一人につき	七、〇一九、〇〇〇	
	3 高等学校費	生徒数	一人につき	五二、〇〇〇	
	4 特別支援学校費	教職員数	一人につき	五、九一二、〇〇〇	
	5 その他の教育費	学級数	一学級につき	二、二〇三、〇〇〇	
		人口	一人につき	二、二四〇	
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二二七、〇〇〇	
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	三一七、五四〇	
	四 厚生労働費	町村部人口	一人につき	九、五五〇	
	1 生活保護費	人口	一人につき	七、七四〇	
	2 社会福祉費	人口	一人につき	一五、〇〇〇	
	3 衛生費	人口	一人につき	一五、〇〇〇	
		4 こども子育て費	十八歳以下人口	一人につき	一〇三、〇〇〇
		5 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	五八、七〇〇
		6 労働費	七十五歳以上人口	一人につき	一〇一、〇〇〇
		五 産業経済費	人口	一人につき	四五九
		1 農業行政費	農家数	一戸につき	一二一、〇〇〇
		2 林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	五、四一〇
		3 水産行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、五〇〇
		4 商工行政費	水産業者数	一人につき	三七九、〇〇〇
六 総務費		人口	一人につき	二、一一〇	
1 徴税費		世帯数	一世帯につき	五、八一〇	
2 恩給費		恩給受給権者数	一人につき	八四四、〇〇〇	
3 地域振興費		人口	一人につき	七五〇	
七 災害復旧費		災害復旧事業費	千円につき	九五〇	
八 補正予算償還費		平成五年度から平成十年度までの各年度の補正予算に充てられた元利償還金	千円につき	八〇〇	
九 補正予算償還費		平成十七年度から令和七年度までの各年度の補正予算に充てられた元利償還金	千円につき	三一	

[illegible]

4	その他の教育費	人口	一人につき	四、五九〇
四	厚生費			
1	生活保護費	市部人口	一人につき	九、五五〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	八、五七〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	七、一九〇
4	こども子育て費	十八歳以下人口	一人につき	一六五、〇〇〇
5	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七二、五〇〇
6	清掃費	七十五歳以上人口	一人につき	八五、八〇〇
五	産業経済費	人口	一人につき	五、三三〇
1	農業行政費	農家数	一戸につき	九五、八〇〇
2	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	五四一、〇〇〇
3	商工行政費	人口	一人につき	一、三九〇
六	総務費			
1	徴税費	世帯数	一世帯につき	四、四五〇
2	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、一七〇
3	地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、二四〇
		人口	一人につき	一、九六〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一、〇三〇、〇〇〇
七	災害復旧費			
			千円につき	九五〇
八	辺地対策事業償還費			
			千円につき	八〇〇
九	補正予算償還費			
			千円につき	八〇〇
十	地方税減収補填償還費			
			千円につき	三九
十一	財源対策償還費			
			千円につき	二九
十二	減税補填償還費			
			千円につき	三九

十三 臨時財政対策 債償還費	臨時財政対策の 度から平成十七 度までの令和六 年度において特 起することがで きることとされ た地方債の額	千円につき 三九
十四 東日本大震災 全国緊急防災施 策等債償還費	平成二十五年度 から令和六年度 までの各年度に おいて東日本大 震災全国緊急防 災施策等に要す る費用に充てる ため発行につ いては、地方債 の額	千円につき 五二
十五 国土強靱化施 策債償還費	令和元年度から 令和六年度まで の各年度におい て国土強靱化施 策に要する費用 に充てるため発 行について同意 を得た地方債の 額	千円につき 二七

別表第二道府県の項中「九、七四〇」を「一〇、三七〇」に、「一、〇六一、〇〇〇」を「一、〇五六、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「九、四〇〇」を「二〇、九〇〇」に、「二、二〇〇、〇〇〇」を「二、一九〇、〇〇〇」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和三十五年度」を「令和三十三年度」に、「二十八兆千二百二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆^五千三百^七億^八千^四百^六四十万八千円」に、「令和七年度」を「令和八年

度」に、「二十五兆千二百二億九千五百四十万八千円」を「二十二兆^三九千^七百^八十二億^四九千^六百四十万八千円」に改め、同項の表中「令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度から」に改め、「令和七年度及び

六千億円」を削る。

附則第五条中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、「二千五百億円を加算した額」を削り、同条第二項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第三項中「令和七年度から」を「令和八年度から」に改め、「令和七年度及び

を削り、同項第一号の表中「令和七年度

七百七十五億円」を削り、同

項第二号中「令和七年度及び」を削り、「二千四百六十億七千七百八万二千円」を「千四百十四億五千八百八十八万二千円」に改め、同項第三号中「二千二百十九億千三百八十万二千円」を「千三百八十二億四千二百七十二万五千円」に改める。

附則第十条第三項を次のように改める。

3 令和七年度においては、地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第三十三条の五の二第一項中「地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額」についての同項の規定に従って総務省令で定める方法を「別に法律で定めるところ」に改める。

第三十三条の五の十一中「令和六年度」を「令和十一年度」に改める。

第三十三条の五の十三の次の一条を加える。

(情報システム又は情報通信機器の整備に係る地方債の特例)

第三十三条の五の十四 地方公共団体は、令和

七年度から令和十一年度までの間に限り、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に寄与する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業で総務省令で定めるものであつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における情報通信技術の活用の推進に関する計画に基づいて行われるものに要する経費のうち総務省令で定めるものの財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新地方交付税法」という。)の規定は、令和七年度分の地方交付税から適用し、令和六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(令和七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 令和七年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十六号及び市町村の項第二十号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度

以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

〔森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正〕

第五条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の前の見出し及び同条を削り、附則第三条に見出しとして「森林環境譲与税の譲与の特例」を付する。

〔森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第六条 令和六年度以前の年度分の森林環境譲与税については、なお従前の例による。

審査報告書

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年三月三十一日

総務委員長 宮崎 勝

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定地域づくり事業協同組合の健全な発展を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用制限の緩和を行うとともに、内閣府の所掌事務の特例の期限を延長しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び地方公共団体は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間を更新するに当たっては、認定の有効期間における地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組の状況を勘案した上で、この要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定が更新されることとなるよう必要な措置を講ずること。

二、特定地域づくり事業協同組合の職員の労働条件及び労働環境を改善するとともに、地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住の実績及び効果について検証・評価するため、国及び地方公共団体は、事業協同組合から必要な情報の提供・報告を受けるとともに、特定地域づくり事業協同組合の労働者派遣事業の運営の状況、職員の処遇、退職後の動向や退職理由、及び就職前後の居住状況その他事業の実施状況及び本法に基づくガイドラインの遵守の実態について、毎年調査を行い、その結果を分析の上、公表すること。また、政府及び地方公共団体の特定地域づくり事業協同組合に対する財政的な支援については、この調査結果を踏まえ、特定地域づくり事業の推進等を通じて地域社会の維

持及び地域経済の活性化に資する取組が着実に行われているかどうかを検証した上で、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行うこと。

三、改正法により市町村への派遣に係る員外利用規制が大幅に緩和されることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合が職員を市町村へ派遣する場合には、当該市町村において雇用されている常勤職員や会計年度任用職員等の職員の代替としないことを原則に、当該市町村の職員や市町村から委嘱を受けて活動する地域おこし協力隊の隊員との間で、業務又は事務の内容に応じた処遇の均等・均衡が確保されるよう、適切に指導、助言その他必要な措置を講ずること。

四、特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を講ずること。

五、政府及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、労働条件の適切な設定と明示、時間外・休日労働の制限、年次有給休暇の取得促進、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行うこと。

六、特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住が促進されるよう、必要な各種施策を講ずること。また、組合員である事業主が、既に雇用している従業員を安易に解雇・雇止めし、又は自社との兼業の形で事業協同組合の職員として就労させることのないよう指導すること。

七、特定地域づくり事業協同組合がその職員を派遣するに当たっては、組合の事業計画の内容、

組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣先の業務又は事務の内容、それらに応じた適正な水準の給与及び手当を始めとする待遇等について、その者に對し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。

八、特定地域づくり事業協同組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前に職員の意見を聴取すること等の職員の理解を得るための措置が講じられるよう、適切に対処すること。

九、特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、特定地域づくり事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に継続的・専門的に従事する期間の確保、資格取得等のために必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。

十、特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たすべきものであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。

十一、特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員に対し、事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地

域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを指導すること。

十二、特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多種多業にわたる可能性があることから、特定地域づくり事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。

十三、人口急減地域において特定地域づくり事業協同組合の職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営むことができるようにするため、国及び地方公共団体による財政上の措置その他の措置が講じられていることも踏まえ、当該地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう、事業協同組合の職員からの意見聴取を踏まえつつ、毎年の調査その他必要な措置を講ずること。また、その内容を公表し、都道府県による適切な指導につなげること。

十四、特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的に就業先の提供を行うことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。また、事業協同組合が新たな就業機会を提供できない場合であっても、職員の雇用及び賃金の支払の維持を図るための措置、休業手当の支払等の労働関係法令に基づく雇用者責任を適切に果たすことができるための知識の普及その他必要な措置を講ずること。

十五、特定地域づくり事業協同組合において、新たな就業機会を提供できないことのみを理由としてその職員を解雇した場合、その職員の就業条件に十分に配慮していない場合など、不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令を

の他所要の措置を講ずること。また、特定地域づくり事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた特定地域づくり事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。

十六、本事業の目的は、組合職員の雇用の安定と生活の安心を確保し、特定地域づくり事業にやり甲斐をもつて参加して地域への定着・定住を促進するものであることに鑑み、組合は月給制を基本とするなど組合職員の処遇が安定的なものとなるよう努めること。また、時間外割増賃金の支払いや各種手当、賞与、退職金、昇給・昇格制度など適切な処遇の確保が図られるとともに、労働者の希望に応じた有給休暇、出産・育児・介護休業等の取得が保障されるよう、国及び地方公共団体が責任を持って事業協同組合への指導・監督を行うこと。

十七、特定地域づくり事業協同組合の事業費において、事務局運営費の比率が過大となっている事例が散見されることに鑑み、事業の効率化及び適正化に努め、派遣職員人件費の比率を可能な限り高めるよう必要な措置を講ずること。

十八、本法に基づく労働者派遣事業は、労働者派遣法の特例として人口急減地域に限定的に認められていることを踏まえ、労働者派遣法の根幹に関わる新たな特例の検討を原則行わないこと。

十九、地方公共団体の任命権者は、その職員である一般職の地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合においては、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮しなければならないこと。

右決議する。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和七年三月二十一日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「及び次条」を「から第十九条の二まで」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(組合員以外の者の事業の利用の特例)

第十九条の二 特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に第十八条第一項の規定による労働者派遣事業を利用させる場合における当該労働者派遣事業についての中小企業等協同組合法第九條の二第三項ただし書及び第百十五條第一項の規定の適用については、同法第九條の二第三項ただし書中「百分の二十」とあるのは「百分の五十を超えてはならず、かつ、一事業年度における組合員以外の者(地域人口の急減に対処するための特定地域づ

くり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)第十九條の二第二項に規定する関係市町村等を除く。)の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十」と、同法第百十五條第一項第三号中「第九條の二第三項(第九條の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。)」とあるのは「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第十九條の二第一項の規定により読み替えて適用する第九條の二第三項」とする。

2 前項の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。をいう。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の二を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十二年三月三十一日

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第六十四号)に基づく特定地域づくり事業協同組合同法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。)の安定的な運営を確保するための事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第四条の二の二中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

審査報告書

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年三月三十一日

厚生労働委員長 柘植 芳文

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費(支給事務に要する経費)として、令和七年度一般会計予算(厚生労働省所管)に約六億三千五百万円が計上されている。

なお、令和七年四月一日を基準日とする特別弔慰金に係る国債の償還分として、令和八年度においては、一般会計予算(財務省所管)に約二百八十億円が計上される見込みである。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続について必要な支援に努めるとともに、制度の周知等の請求漏れ防止策を徹底すること。

二、特別弔慰金を受ける権利の裁定に当たつて

は、都道府県によつて差が生じることなく、全国で引き続き統一的な運用が図られるよう必要な措置を講ずること。

三、特別弔慰金の支給については、年三百億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後九十年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について、支給対象者や支給方法の在り方も含めた検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。

四、戦後八十年を迎え、先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。

五、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に遺族に引き渡せるよう、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、遺骨収集の加速化を図ること。

右決議する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月二十七日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

第一条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改め、同項第一号中「同法」を「遺族援護法」に改め、同項第二号及び同条第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第二条の二第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「同法」を「遺族援護法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第二条の三第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第三条ただし書中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「同法」を「遺族援護法」に改める。

第五条第一項中「二十五万円」を「二十七万五千円」に改める。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 厚生労働大臣は、特別弔慰金に関する処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をするに当たつては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の二を第十四条とする。

第二条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「令和七年四月一日」を「令和十二年四月一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、令和十二年四月一日から施行する。

(経過措置等)

第二条 第一条の規定による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「法」という。)による特別弔慰金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第五条第一項の規定により交付する国債の発行の日は、令和七年九月一日とする。

3 第一条の規定の施行の日前にされた特別弔慰金に関する処分又はその不作為についての審査請求であつて、同条の施行の際厚生労働大臣が裁決をしていないものについては、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正前の法による特別弔慰金については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の法第五条第一項の規定により交付する国債の発行の日は、令和十二年九月一日とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三十四の項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第三の七の二十一の項中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第四の四の三十四の項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第五第十号の九中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決の一部を次のように改正する。
「千二百十二人」を「千二百十三人」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

投票者氏名

令和七年度一般会計予算「委員長報告のとおり修正議決すること」

賛成者(白色票)氏名

一六二名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君

令和七年三月三十一日 参議院会議録第九号

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

投票者氏名

一四七

江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 山東 昭子君
清水 真人君 自見はなこ君
白坂 亜紀君 進藤金日子君
末松 信介君 田中 昌史君
高橋 克法君 高橋はるみ君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
友納 理緒君 豊田 俊郎君
中曽根弘文君 中田 宏君
中西 祐介君 永井 学君
長峯 誠君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
長谷川英晴君 馬場 成志君
橋本 聖子君 比嘉奈津美君
福岡 資麿君 藤井 一博君
藤川 政人君 藤木 眞也君
船橋 利実君 古川 俊治君
星 北斗君 堀井 巖君
本田 顕子君 舞立 昇治君

牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 三浦 靖君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 山下 雄平君
山田 太郎君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 啓介君 山本佐知子君
山本 順三君 吉井 章君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
若林 洋平君 渡辺 猛之君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 上田 勇君
河野 義博君 窪田 哲也君
佐々木さやか君 里見 隆治君
塩田 博昭君 下野 六太君
杉 久武君 高橋 次郎君
高橋 光男君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
安江 伸夫君 山口那津男君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 青島 健太君
浅田 均君 石井 章君
石井 苗子君 猪瀬 直樹君
梅村みずほ君 嘉田由紀子君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠一君 柴田 巧君
高木かおり君 中条きよし君

反対者(青色票)氏名

七五名

青木 愛君 石垣のりこ君
石川 大我君 石橋 通宏君
打越さく良君 小沢 雅仁君
小沼 巧君 大椿ゆうこ君
奥村 政佳君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 川田 龍平君
木戸口英司君 岸 真紀子君
熊谷 裕人君 小西 洋之君
古賀 千景君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
田島麻衣子君 高木 真理君
辻元 清美君 徳永 エリ君
野田 国義君 羽田 次郎君
広田 一君 福島みずほ君
福山 哲郎君 牧山ひろえ君
三上 えり君 水岡 俊一君
水野 素子君 村田 享子君
森本 真治君 森屋 隆君
横沢 高德君 吉川 沙織君
伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君
上田 清司君 川合 孝典君
榛葉賀津也君 田村 まみ君
竹詰 仁君 堂込麻紀子君
芳賀 道也君 浜口 誠君
浜野 喜史君 舟山 康江君

令和七年度特別会計予算 令和七年度政府関係機関予算 賛成者（白色票）氏名																														反対者（青色票）氏名																							
井上 哲士君	伊藤 岳君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	岩渕 友君	紙 智子君	小林 一大君	古賀友一郎君	山田 宏君	山田 愛君	吉良よし子君	倉林 明子君	古庄 玄知君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君	中曾根弘文君	中西 祐介君	長峯 誠君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	浅尾慶一郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	阿達 雅志君	青山 繁晴君	赤松 健君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君							
伊藤 岳君	紙 智子君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 太郎君	山田 俊男君	七五名	倉林 明子君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 啓君	酒井 庸行君	山東 昭子君	自見はなこ君	進藤金日子君	田中 昌史君	高橋はるみ君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	武見 敬三君	鶴保 庸介君	友納 理緒君																																

日程第一 土地改良法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付) 日程第二 棚田地域振興法の一部を改正する法律案 (衆議院提出) 日程第三 山村振興法の一部を改正する法律案 (衆議院提出) 賛成者氏名	木村 英子君	天畠 大輔君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	山本 博司君	横山 信一君
	船後 靖彦君	山本 太郎君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	若林 洋平君	渡辺 猛之君	山本 謙維君	青島 健太君
	伊波 洋一君	高良 鉄美君	櫻井 充君	山東 昭子君	青木 愛君	石垣のりこ君	浅田 均君	石井 章君
	神谷 宗幣君	寺田 静君	清水 真人君	自見はなこ君	石川 大我君	石橋 通宏君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君
宮口 治子君	ながえ孝子君	長浜 博行君	白坂 亜紀君	進藤金日子君	打越さく良君	小沢 雅仁君	梅村みずほ君	嘉田由紀子君
	末松 信介君	田中 昌史君	高橋 はるみ君	高橋はるみ君	小沼 巧君	大椿ゆうこ君	片山 大介君	金子 道仁君
	滝沢 求君	滝波 宏文君	高橋 克法君	高橋はるみ君	奥村 政佳君	鬼木 誠君	串田 誠一君	柴田 巧君
	武見 敬三君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	堂故 茂君	熊谷 裕人君	岸 真紀子君	藤巻 健史君	松沢 成文君
友納 理緒君	中曾根弘文君	豊田 俊郎君	中西 祐介君	中田 宏君	古賀 千景君	古賀 之士君	松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君
	長峯 誠君	西田 昌司君	永井 学君	永井 宏君	斎藤 嘉隆君	塩村あやか君	山口 和之君	伊藤 孝恵君
	野上浩太郎君	野村 哲郎君	羽生田 俊君	長谷川 岳君	辻元 清美君	徳永 エリ君	堂込麻紀子君	芳賀 道也君
	赤池 誠章君	浅尾慶一郎君	有村 治子君	橋本 聖子君	比嘉奈津美君	藤井 一博君	藤川 眞也君	馬場 成志君
生稲 晃子君	石井 浩郎君	船橋 利実君	星 北斗君	本田 顕子君	牧野たかお君	松下 新平君	松山 政司君	三原じゅん子君
	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大家 敏志君
	石井 準一君	石井 義行君	井上 義行君	朝日健太郎君	赤松 健君	青山 繁晴君	阿達 雅志君	青木 一彦君
	石井 義行君	石井 準一君	石井 浩郎君	石井 正弘君	磯崎 仁彦君	今井絵理子君	上野 通子君	江島 潔君
岩本 剛人君	白井 正一君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	加田 裕之君	梶原 大介君	神谷 政幸君	こやり隆史君	古賀友一郎君
	越智 俊之君	太田 房江君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山さつき君	北村 経夫君	小林 一大君	古庄 玄知君
	加藤 明良君	片山さつき君	北村 経夫君	小林 一大君	古庄 玄知君	上月 良祐君	山本 順三君	吉井 章君
	山本 順三君	吉井 章君	山本 啓介君	山田 宏君	山田 太郎君	森屋 宏君	宮崎 雅夫君	三原じゅん子君
吉川ゆうみ君	若林 洋平君	青木 愛君	石川 大我君	打越さく良君	小沼 巧君	奥村 政佳君	勝部 賢志君	木戸口英司君
	熊谷 裕人君	古賀 千景君	斎藤 嘉隆君	柴 慎一君	田島麻衣子君	辻元 清美君	野田 国義君	広田 一君
	福山 哲郎君	三上 えり君	水野 素子君	森本 真治君	横沢 高徳君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君
	佐々木さやか君	塩田 博昭君	杉 久武君	高橋 光男君	竹谷とし子君	新妻 秀規君	平木 大作君	宮崎 勝君
和田 政宗君	渡辺 猛之君	石垣のりこ君	石橋 通宏君	小沢 雅仁君	大椿ゆうこ君	鬼木 誠君	川田 龍平君	岸 真紀子君
	高木 真理君	杉尾 秀哉君	塩村あやか君	古賀 之士君	小西 洋之君	岸 真紀子君	藤巻 健史君	松野 明美君
	山口 和之君	磯崎 哲史君	川合 孝典君	田村 まみ君	堂込麻紀子君	浜口 誠君	舟山 康江君	伊藤 岳君
	紙 智子君	倉林 明子君	大門実紀史君	山下 芳生君	大島九州男君	天畠 大輔君	山本 太郎君	高良 鉄美君
山本 謙維君	浅田 均君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君	嘉田由紀子君	金子 道仁君	柴田 巧君	中条きよし君	松沢 成文君
	柳ヶ瀬裕文君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	榛葉賀津也君	竹詰 仁君	芳賀 道也君	井上 哲士君	岩淵 友君
	吉良よし子君	小池 晃君	仁比 聡平君	山添 拓君	木村 英子君	船後 靖彦君	伊波 洋一君	大野 泰正君
	鈴木 宗男君	ながえ孝子君	平山佐知子君	宮口 治子君	齊藤健一郎君	浜田 聡君	二名	

大学等における修学の支援に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二一八名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 山東 昭子君
清水 真人君 自見はなこ君
白坂 亜紀君 進藤金日子君
末松 信介君 田中 昌史君
高橋 克法君 高橋はるみ君
滝沢 求君 滝波 宏文君

武見 敬三君 栢植 芳文君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
友納 理緒君 中曽根弘文君
中西 祐介君 中田 宏君
長峯 誠君 永井 学君
野上浩太郎君 西田 昌司君
羽生田 俊君 野村 哲郎君
長谷川英晴君 長谷川 岳君
橋本 聖子君 馬場 成志君
福岡 資麿君 比嘉奈津美君
藤川 政人君 藤井 一博君
船橋 利実君 藤木 眞也君
星 北斗君 古川 俊治君
本田 顕子君 堀井 巖君
牧野たかお君 舞立 昇治君
松下 新平君 松川 るい君
松山 政司君 松村 祥史君
三原じゅん子君 三浦 靖君
宮崎 雅夫君 三宅 伸吾君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 山下 雄平君
山田 太郎君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 啓介君 山本佐知子君
山本 順三君 吉井 章君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
若林 洋平君 渡辺 猛之君
青木 愛君 石垣のりこ君
石川 大我君 石橋 通宏君
打越さく良君 小沢 雅仁君

小沼 巧君 大椿ゆうこ君
奥村 政佳君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 川田 龍平君
木戸口英司君 岸 真紀子君
熊谷 裕人君 小西 洋之君
古賀 千景君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
田島麻衣子君 高木 真理君
辻元 清美君 徳永 エリ君
野田 国義君 羽田 次郎君
広田 一君 福島みずほ君
福山 哲郎君 牧山ひろえ君
三上 えり君 水岡 俊一君
水野 素子君 村田 享子君
森本 真治君 森屋 隆君
横沢 高德君 吉川 沙織君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 上田 勇君
河野 義博君 窪田 哲也君
佐々木さやか君 里見 隆治君
塩田 博昭君 下野 六太君
杉 久武君 高橋 次郎君
高橋 光男君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
安江 伸夫君 山口那津男君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 青島 健太君

反対者氏名

一九名

井上 哲士君 伊藤 岳君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 大島九州男君
木村 英子君 天畠 大輔君
船後 靖彦君 山本 太郎君
齊藤健一郎君 浜田 聡君
神谷 宗幣君

浅田 均君 石井 章君
石井 苗子君 猪瀬 直樹君
梅村みずほ君 嘉田由紀子君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠一君 柴田 巧君
高木かおり君 中条きよし君
藤巻 健史君 松沢 成文君
松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君 伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君 上田 清司君
川合 孝典君 榛葉賀津也君
田村 まみ君 竹詰 仁君
堂込麻紀子君 芳賀 道也君
浜口 誠君 浜野 喜史君
舟山 康江君 伊波 洋一君
高良 鉄美君 大野 泰正君
鈴木 宗男君 寺田 静君
ながえ孝子君 長浜 博行君
平山佐知子君 宮口 治子君

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

賛成者氏名

一五八名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 山東 昭子君
清水 真人君 自見はなこ君
白坂 亜紀君 進藤金日子君
末松 信介君 田中 昌史君
高橋 克法君 高橋はるみ君
滝沢 求君 滝波 宏文君

武見 敬三君 鶴保 庸介君
友納 理緒君 中曽根弘文君
中西 祐介君 長峯 誠君
野上浩太郎君 羽生田 俊君
長谷川英晴君 橋本 聖子君
藤井 一博君 藤本 眞也君
古川 俊治君 堀井 巖君
堀井 巖君 舞立 昇治君
松川 るい君 松村 祥史君
三浦 靖君 三宅 伸吾君
宮沢 洋一君 森 まさこ君
山下 雄平君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本佐知子君
吉井 章君 和田 政宗君
渡辺 猛之君 伊藤 孝江君
上田 勇君 窪田 哲也君

栢植 芳文君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中田 宏君
永井 学君 西田 昌司君
野村 哲郎君 長谷川 岳君
馬場 成志君 福岡 資麿君
藤川 政人君 船橋 利実君
星 北斗君 本田 顕子君
牧野たかお君 松下 新平君
松山 政司君 三原じゅん子君
宮崎 雅夫君 宮本 周司君
森屋 宏君 山田 太郎君
山田 宏君 山本 啓介君
山本 順三君 古川ゆうみ君
若林 洋平君 秋野 公造君
石川 博崇君 河野 義博君
佐々木さやか君

反対者氏名

里見 隆治君 塩田 博昭君
下野 六太君 杉 久武君
高橋 次郎君 高橋 光男君
竹内 真二君 竹谷とし子君
谷合 正明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 安江 伸夫君
山口那津男君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
青島 健太君 浅田 均君
石井 章君 石井 苗子君
猪瀬 直樹君 梅村みづほ君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠二君 柴田 巧君
高木かおり君 中条きよし君
藤巻 健史君 松沢 成文君
松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君 大野 泰正君
鈴木 宗男君 平山佐知子君
青木 愛君 石垣のりこ君
石川 大我君 石橋 通宏君
打越さく良君 小沢 雅仁君
小沼 巧君 大椿ゆうこ君
奥村 政佳君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 川田 龍平君
木戸口英司君 岸 真紀子君
熊谷 裕人君 小西 洋之君
古賀 千景君 古賀 之士君

七七名

斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
田島麻衣子君 高木 真理君
辻元 清美君 羽田 次郎君
野田 国義君 福島みずほ君
広田 一君 牧山ひろえ君
福山 哲郎君 水岡 俊一君
三上 えり君 村田 享子君
水野 素子君 森屋 隆君
横沢 高德君 吉川 沙織君
伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君
上田 清司君 川合 孝典君
榛葉賀津也君 田村 まみ君
竹詰 仁君 堂込麻紀子君
芳賀 道也君 浜口 誠君
浜野 喜史君 舟山 康江君
井上 哲士君 伊藤 岳君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 大島九州男君
木村 英子君 天畠 大輔君
船後 靖彦君 山本 太郎君
伊波 洋一君 高良 鉄美君
齊藤健一郎君 浜田 聡君
神谷 宗幣君 寺田 静君
ながえ孝子君 長浜 博行君
宮口 治子君

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三四名

阿達 雅志君 青木 一彦君 青山 繁晴君 赤池 誠章君 赤松 健君 浅尾慶一郎君 朝日健太郎君 井上 義行君 生稲 晃子君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 今井絵理子君 岩本 剛人君 上野 通子君 白井 正一君 江島 潔君 衛藤 晟一君 小川 克巳君 小野田紀美君 尾辻 秀久君 越智 俊之君 大家 敏志君 太田 房江君 岡田 直樹君 加田 裕之君 加藤 明良君 梶原 大介君 片山さつき君 神谷 政幸君 北村 経夫君 小林 一大君 古賀友一郎君 古庄 玄知君 上月 良祐君 佐藤 啓君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 櫻井 充君 山東 昭子君 清水 真人君 自見はなこ君 白坂 亜紀君 進藤金日子君 末松 信介君 田中 昌史君 高橋 克法君 高橋はるみ君 滝沢 求君 滝波 宏文君 武見 敬三君

柘植 芳文君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 比嘉奈津美君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山下 雄平君 山田 俊男君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 山本 佐知子君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君 小沢 雅仁君 鶴保 庸介君 友納 理緒君 中曽根弘文君 中西 祐介君 長峯 誠君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 長谷川英晴君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原じゅん子君 宮崎 雅夫君 宮本 周司君 森屋 宏君 山田 太郎君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 吉川 ゆうみ君 若林 洋平君 青木 愛君 石川 大我君 打越さく良君 小沼 巧君

大椿ゆうこ君 奥村 政佳君 鬼木 誠君 勝部 賢志君 川田 龍平君 木戸口英司君 岸 真紀子君 熊谷 裕人君 小西 洋之君 古賀 千景君 古賀 之土君 斎藤 嘉隆君 塩村あやか君 柴 慎一君 杉尾 秀哉君 田島麻衣子君 高木 真理君 辻元 清美君 徳永 エリ君 野田 国義君 羽田 次郎君 広田 一君 福島みずほ君 福山 哲郎君 牧山ひろえ君 三上 えり君 水岡 俊一君 水野 素子君 村田 享子君 森本 真治君 森屋 隆君 横沢 高德君 吉川 沙織君 秋野 公造君 伊藤 孝江君 石川 博崇君 上田 勇君 河野 義博君 窪田 哲也君 佐々木さやか君 里見 隆治君 塩田 博昭君 下野 六太君 杉 久武君 高橋 光男君 竹内 真二君 竹谷とし子君 谷合 正明君 新妻 秀規君 西田 実仁君 平木 大作君 三浦 信祐君 宮崎 勝君 矢倉 克夫君 安江 伸夫君 山口那津男君 山本 博司君 横山 信一君 若松 謙維君 青島 健太君 浅田 均君

反対者氏名

齊藤健一郎君

浜田 聡君

二名

石井 章君 石井 苗子君 猪瀬 直樹君 梅村みずほ君 嘉田由紀子君 片山 大介君 金子 道仁君 串田 誠一君 柴田 巧君 高木かおり君 中条きよし君 藤巻 健史君 松沢 成文君 松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君 山口 和之君 伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君 上田 清司君 川合 孝典君 榛葉賀津也君 田村 まみ君 竹詰 仁君 堂込麻紀子君 芳賀 道也君 浜口 誠君 浜野 喜史君 舟山 康江君 井上 哲士君 伊藤 岳君 岩渕 友君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山下 芳生君 山添 拓君 大島九州男君 木村 英子君 天畠 大輔君 船後 靖彦君 山本 太郎君 伊波 洋一君 高良 鉄美君 大野 泰正君 神谷 宗幣君 鈴木 宗男君 寺田 静君 ながえ孝子君 長浜 博行君 平山佐知子君 宮口 治子君

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 一六一名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 古賀友一郎君
小林 一大君 上月 良祐君
古庄 玄知君 佐藤 信秋君
佐藤 啓君 酒井 庸行君
佐藤 正久君 山本 昭子君
櫻井 充君 山本 順三君
清水 真人君 自見はなこ君
白坂 亜紀君 進藤金日子君
末松 信介君 田中 昌史君
高橋 克法君 高橋はるみ君
滝沢 求君 滝波 宏文君

武見 敬三君 鶴保 庸介君 友納 理緒君 中曽根弘文君 中西 祐介君 長峯 誠君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 長谷川英晴君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原しゅん子君 宮崎 雅夫君 宮本 周司君 森屋 宏君 山田 太郎君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 吉川ゆうみ君 若林 洋平君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君
栢植 芳文君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 比嘉奈津美君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 伊藤 孝江君 上田 勇君 窪田 哲也君

佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 平木 大作君 宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君 浅田 均君 石井 苗子君 梅村みずほ君 片山 大介君 串田 誠一君 高木かおり君 藤巻 健史君 松野 明美君 山口 和之君 神谷 宗幣君 平山佐知子君
里見 隆治君 下野 六太君 高橋 次郎君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山口那津男君 横山 信一君 青島 健太君 石井 章君 猪瀬 直樹君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 柴田 巧君 中条きよし君 松沢 成文君 柳ヶ瀬裕文君 大野 泰正君 鈴木 宗男君
青木 愛君 石垣のりこ君 石橋 通宏君 小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君
木戸口英司君

熊谷 裕人君 小西 洋之君 古賀 千景君 古賀 之士君 斎藤 嘉隆君 塩村あやか君 柴 慎一君 杉尾 秀哉君 高木 真理君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福島みずほ君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 村田 享子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 磯崎 哲史君 川合 孝典君 上田 清司君 田村 まみ君 堂込麻紀子君 竹詰 仁君 芳賀 道也君 浜野 喜史君 井上 哲士君 岩渕 友君 吉良よし子君 小池 晃君 仁比 聡平君 山添 拓君 木村 英子君 船後 靖彦君 伊波 洋一君 齊藤健一郎君 寺田 静君 長浜 博行君
紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 大島九州男君 天畠 大輔君 山本 太郎君 高良 鉄美君 浜田 聡君 ながえ孝子君 宮口 治子君

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇六名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 山東 昭子君
清水 真人君 自見はなこ君
白坂 亜紀君 進藤金日子君
末松 信介君 田中 昌史君
高橋 克法君 高橋はるみ君
滝沢 求君 滝波 宏文君

武見 敬三君 栢植 芳文君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
友納 理緒君 中曾根弘文君
中西 祐介君 長峯 誠君
野上浩太郎君 羽生田 俊君
長谷川英晴君 橋本 聖子君
橋本 資麿君 福岡 資麿君
藤川 政人君 藤川 利実君
星 北斗君 本田 顕子君
牧野たかお君 松下 新平君
松山 政司君 三原しゅん子君
宮崎 雅夫君 宮本 周司君
森屋 宏君 山田 太郎君
山田 宏君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本佐知子君
山本 啓介君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 青木 愛君
若林 洋平君 石川 大我君
打越さく良君 石川 雅仁君

小沼 巧君 大椿ゆうこ君
奥村 政佳君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 川田 龍平君
木戸口英司君 岸 真紀子君
熊谷 裕人君 小西 洋之君
古賀 千景君 古賀 之土君
斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
田島麻衣子君 高木 真理君
辻元 清美君 徳永 エリ君
野田 国義君 羽田 次郎君
広田 一君 福島みずほ君
福山 哲郎君 牧山ひろえ君
三上 えり君 水岡 俊一君
水野 素子君 村田 享子君
森本 真治君 森屋 隆君
横沢 高德君 吉川 沙織君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 上田 勇君
河野 義博君 窪田 哲也君
佐々木さやか君 里見 隆治君
塩田 博昭君 下野 六太君
杉 久武君 高橋 次郎君
高橋 光男君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
安江 伸夫君 山口那津男君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 青島 健太君

反対者氏名

三一名

浅田 均君 石井 章君
石井 苗子君 猪瀬 直樹君
梅村みずほ君 嘉田由紀子君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠一君 柴田 巧君
高木かおり君 中条きよし君
藤巻 健史君 松沢 成文君
松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君 伊波 洋一君
高良 鉄美君 大野 泰正君
神谷 宗幣君 鈴木 宗男君
寺田 静君 ながえ孝子君
長浜 博行君 平山佐知子君

伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君
上田 清司君 川合 孝典君
榛葉賀津也君 田村 まみ君
竹詰 仁君 堂込麻紀子君
芳賀 道也君 浜口 誠君
浜野 喜史君 舟山 康江君
井上 哲士君 伊藤 岳君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 大島九州男君
木村 英子君 天畠 大輔君
船後 靖彦君 山本 太郎君
齊藤健一郎君 浜田 聡君
宮口 治子君

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり
事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

賛成者氏名

二一九名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 臼井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 山東 昭子君
清水 真人君 自見はなこ君
白坂 亜紀君 進藤金日子君
末松 信介君 田中 昌史君
高橋 克法君 高橋はるみ君

滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
友納 理緒君 豊田 俊郎君
中曽根弘文君 中田 宏君
中西 祐介君 永井 学君
長峯 誠君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
橋本 聖子君 比嘉奈津美君
福岡 資麿君 藤井 一博君
藤川 政人君 藤木 眞也君
船橋 利実君 古川 俊治君
星 北斗君 堀井 巖君
本田 顕子君 舞立 昇治君
牧野たかお君 松川 るい君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 三浦 靖君
三原じゅん子君 三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 山下 雄平君
山田 太郎君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 啓介君 山本佐知子君
山本 順三君 吉井 章君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
若林 洋平君 渡辺 猛之君
青木 愛君 石垣のりこ君
石川 大我君 石橋 通宏君

打越さく良君 小沢 雅仁君
小沼 巧君 大椿ゆうこ君
奥村 政佳君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 川田 龍平君
木戸口英司君 岸 真紀子君
熊谷 裕人君 小西 洋之君
古賀 千景君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
田島麻衣子君 高木 真理君
辻元 清美君 徳永 エリ君
野田 国義君 羽田 次郎君
広田 一君 福島みずほ君
福山 哲郎君 牧山ひろえ君
三上 えり君 水岡 俊一君
水野 素子君 村田 享子君
森本 真治君 森屋 隆君
横沢 高德君 吉川 沙織君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 上田 勇君
河野 義博君 窪田 哲也君
佐々木さやか君 里見 隆治君
塩田 博昭君 下野 六太君
杉 久武君 高橋 次郎君
高橋 光男君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
安江 伸夫君 山口那津男君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 青島 健太君

反対者氏名

一八名

井上 哲士君 伊藤 岳君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 大門美紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 大島九州男君
木村 英子君 天畠 大輔君
船後 靖彦君 山本 太郎君
齊藤健一郎君 浜田 聡君

浅田 均君 石井 章君
石井 苗子君 猪瀬 直樹君
梅村みずほ君 嘉田由紀子君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠一君 柴田 巧君
高木かおり君 中条きよし君
藤巻 健史君 松沢 成文君
松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君 伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君 上田 清司君
川合 孝典君 榛葉賀津也君
田村 まみ君 竹詰 仁君
堂込麻紀子君 芳賀 道也君
浜口 誠君 浜野 喜史君
舟山 康江君 伊波 洋一君
高良 鉄美君 大野 泰正君
神谷 宗幣君 鈴木 宗男君
寺田 静君 ながえ孝子君
長浜 博行君 平山佐知子君
宮口 治子君

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三六名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君
岡田 直樹君 加田 裕之君
加藤 明良君 梶原 大介君
片山さつき君 神谷 政幸君
北村 経夫君 こやり隆史君
小林 一大君 古賀友一郎君
古庄 玄知君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 酒井 庸行君
櫻井 充君 山東 昭子君
清水 真人君 自見はなこ君
白坂 亜紀君 進藤金日子君
末松 信介君 田中 昌史君
高橋 克法君 高橋はるみ君
滝沢 求君 滝波 宏文君

武見 敬三君 栢植 芳文君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
友納 理緒君 中曽根弘文君
中西 祐介君 中田 宏君
長峯 誠君 永井 学君
野上浩太郎君 西田 昌司君
羽生田 俊君 野村 哲郎君
長谷川英晴君 長谷川 岳君
橋本 聖子君 比嘉奈津美君
藤本 一博君 藤川 政人君
藤木 眞也君 船橋 利実君
古川 俊治君 星 北斗君
堀井 巖君 本田 顕子君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
三浦 靖君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
山下 雄平君 山田 太郎君
山田 俊男君 山田 宏君
山谷えり子君 山本 啓介君
山本佐知子君 山本 順三君
吉井 章君 吉川ゆうみ君
和田 政宗君 若林 洋平君
渡辺 猛之君 青木 愛君
石垣のりこ君 石川 大我君
石橋 通宏君 打越さく良君
小沢 雅仁君 小沼 巧君

大椿ゆうこ君 奥村 政佳君
鬼木 誠君 勝部 賢志君
川田 龍平君 木戸口英司君
岸 真紀子君 熊谷 裕人君
小西 洋之君 古賀 千景君
古賀 之士君 斎藤 嘉隆君
塩村あやか君 柴 愼一君
杉尾 秀哉君 田島麻衣子君
高木 真理君 辻元 清美君
徳永 エリ君 野田 国義君
羽田 次郎君 広田 一君
福島みずほ君 福山 哲郎君
牧山ひろえ君 三上 えり君
水岡 俊一君 水野 素子君
村田 享子君 森本 真治君
森屋 隆君 横沢 高德君
吉川 沙織君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
上田 勇君 河野 義博君
窪田 哲也君 佐々木さやか君
里見 隆治君 塩田 博昭君
下野 六太君 杉 久武君
高橋 次郎君 高橋 光男君
竹内 真二君 竹谷とし子君
谷合 正明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 平木 大作君
三浦 信祐君 宮崎 勝君
矢倉 克夫君 安江 伸夫君
山口那津男君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
青島 健太君 浅田 均君

反対者氏名

○名

石井 章君 石井 苗子君
猪瀬 直樹君 梅村みずほ君
嘉田由紀子君 片山 大介君
金子 道仁君 串田 誠一君
柴田 巧君 高木かおり君
中条きよし君 藤巻 健史君
松沢 成文君 松野 明美君
柳ヶ瀬裕文君 山口 和之君
伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君
上田 清司君 川合 孝典君
榛葉賀津也君 田村 まみ君
竹詰 仁君 堂込麻紀子君
芳賀 道也君 浜口 誠君
浜野 喜史君 舟山 康江君
井上 哲士君 伊藤 岳君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 大島九州男君
木村 英子君 天畠 大輔君
船後 靖彦君 山本 太郎君
伊波 洋一君 高良 鉄美君
齊藤健一郎君 浜田 聡君
大野 泰正君 神谷 宗幣君
鈴木 宗男君 寺田 静君
ながえ孝子君 長浜 博行君
平山佐知子君 宮口 治子君

学校における動物の飼育に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年三月十八日

塩村あやか

参議院議長 関口 昌一殿

学校における動物の飼育に関する質問主意書

学校においては、動物が不適切な方法で飼育されている場合があり、動物愛護や動物福祉の観点から多くの問題があると指摘されている。学校における動物の飼育について、その在り方を早急に見直すべきとの観点から、以下質問する。

一 「小学校学習指導要領(平成二十九年告示)解説 生活編」には、小学校第一学年及び第二学年において、「動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとする。」ことを指導するとの記載がある。そのため、小学校における動物の飼育が強制されるような仕組みとなつてい

る。一方、文部科学省の「小学校における動物の飼育状況について(調査結果)」によると、動物愛護管理法に基づく「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(以下「家庭動物飼養保管基準」という。)の対象となる動物を飼育する学校において、「学校として家庭動物飼養保管基準の対象となる動物を飼育する学校における教育委員会、地域のボランティア、保護者等と連携した

休日等の管理体制」を「整えておらず、不適切な状態を招く可能性がある」学校が約一割に上っている。動物愛護団体やマスコミの調査によれば、その割合はより高くなつてきており、そもそも、学校が責任を持って動物を飼育する環境にあるのか疑義がある。また、学校の長期休暇中に動物が急病になつた際には対応困難な場合があるほか、屋外で飼育する場合においては、運動会・朝礼などで生じる大音量や悪天候など、動物に悪影響が及ぶおそれもある。こうした現状は動物愛護や動物福祉の点からも問題であると指摘されている。動物愛護や動物福祉にかなう環境が担保されなければ、学校において動物を飼育させるべきでないと考えてるが、政府の見解を示されたい。

二 学校における動物の飼育については、「命に責任を持つために動物を飼育しない」という選択肢も教えていく必要があると考える。必ずしも動物を飼育しなくとも、動物の譲渡会や預かりボランティア等への参加を通じて、学習指導要領において指導すべきとされている「生き物への親しみをもち、大切にしようとする」態度を育むことは十分に可能であると考えてる。前記一で指摘した問題点を克服した形で現行の学習指導要領の目的を達成できると考えるが、これらの考えに対する政府の見解を示されたい。

三 学校における動物の飼育については、長時間勤務が問題となつている教員の負担を軽減する観点からも、その必要性が疑問視されている。仮に、学校において動物を飼育するのであれば、最期まで責任を持って飼育することが求められる。しかし、例えば、動物が病気になる必要となる獣医師の診察代などについて、

各学校の予算が十分確保されていない実態もあると承知している。そもそも、国が学習指導要領により動物の飼育を義務付けるのであれば、診察代を含む飼育に要する諸経費についても国において負担すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 家庭動物飼養保管基準には、「管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。」との規定があるが、学校で飼育していた動物が災害時に全滅したとの報告が寄せられている。災害時にどのような事例があつたか、文部科学省として調査しているか。調査している場合は、調査結果を具体的に示されたい。調査していない場合は、災害時において、学校における動物の飼育がどの程度適切に行われているか実態を把握する機会となることから、早急に調査を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 文部科学大臣は令和六年十二月二十五日、中央教育審議会に対し、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」を諮問し、学習指導要領の改訂に向けた議論が開始された。学校における動物の飼育については、前記問題点等も踏まえ、今日の動物愛護や動物福祉の観点に沿つたものとし、飼育を強制しない記載とすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、学習指導要領に係る議論に当たつては、教育課程の専門家のみならず、動物愛護について十分理解のある者を委員に含めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員塩村あやか君提出学校における動物の飼育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出学校における動物の飼育に関する質問に対する答弁書

一について

学校において動物を飼育するに当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)その他の法令の規定等を踏まえ、適切に対応することが重要と考えており、文部科学省においては、各都道府県教育委員会等に対し、「学校における動物の飼育について(依頼)」令和六年八月二十八日付け六初教課第二十四号文部科学省初等中等教育局教育課程課長、幼児教育課長及び特別支援教育課長連名通知。以下「令和六年通知」という。)において、「学校設置者による適切な関与の下、各学校における飼育を行うに当たつての環境及び体制等を整えること等を周知している。

二について

お尋ねの「これらの考えの指すところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、小学校において動物を飼育することについては、「小学校学習指導要領(平成二十九年告示)解説 生活編」(平成二十九年七月文部科学省)において示しているとおり、「長期にわたる飼育・栽培の過程では、自ら関わっていくことで、児童の感性が揺さぶられるような場面が数多く生まれてくる。しかし、児童を取り巻く自然環境や社

環境の変化によつて、日常生活の中で自然や生命と触れ合い、関わり合う機会は乏しくなつてきている。このような現状を踏まえ、生き物への親しみをもち、生命の尊さを実感するために、継続的な飼育・栽培を行うことには大きな意義がある。」と考えていることから、小学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十三号)においては、「動物を飼つたり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもつて働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとする」ことを指導することとしているものである。

三について
小学校において動物を飼育するに当たつて必要な経費については、各学校の設置者が負担すべきものと考えている。なお、文部科学省においては、各都道府県教育委員会等に対し、令和六年通知において、「疾病や負傷等の場合には適切な措置を講じられるよう、必要な体制や予算等を整えること」を周知している。

四について
お尋ねの「災害時にどのような事例があつたか」については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成十四年環境省告示第三十七号)第六の七において「管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること」とされていることを踏まえ、各学校の管理者において適切に把握されるべきと考えており、政府としては把握しておらず、御指摘のような調査を行うことは考えていない。

五について

前段のお尋ねについて、学習指導要領の改訂については、現在、中央教育審議会において審議がなされているところであり、現時点において、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについて、一般論としては、学習指導要領における各教科等の目標、内容等についての審議に当たつては、必要に応じて、同審議会初等中等教育分科会教育課程部会の下に専門部会等を設置することとなり、当該専門部会等の委員等については、学識経験のある者のうちから任命すべきものと考えているが、個別の人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年三月十八日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問主意書

東日本大震災発災以降、東日本大震災に伴い発生した原発事故により影響を受けている地域を対象に、原木しいたけ等のきのこ類に係る原木などの生産資材の導入費に対して支援が行われている。

令和七年度は「第二期復興・創生期間」の最終年

度に当たるが、令和六年三月十九日に「第二期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定された。変更後の基本方針においても「しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を協力に推進する」とされ、しいたけ原木等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める旨が記載されている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 しいたけ原木等の産地については、現在も放射性物質モニタリングの実施が必要であり、出荷が制限されているなど、東日本大震災以前の状態には回復していないと考えるが政府の見解を明らかにされたい。

二 第二期復興・創生期間は令和七年度で終了するが、政府が定める期間が終了しても産地の再生が果たされているとは限らない。第二期復興・創生期間の終了後、新たに「復興・創生期間」等が位置付けられない場合には、生産資材の導入費に対する支援策も終了するのにか示されたい。また、第二期復興・創生期間とは切り離して支援策を継続することもあり得るのか政府の見解を明らかにされたい。

三 第二期復興・創生期間が終了する令和七年度末をもって、しいたけ原木等の生産資材の導入費に対する支援も終了するのではないかという懸念が生産者に広がっていると聞いている。令和八年度以降についても導入費への支援を継続する必要があると考えるが政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出しいたけ原木等の生産資材の導入支援に関する質問に対する答弁書

一について

原木しいたけについては、平成二十四年度末時点で六県九十四市町村において出荷が制限されていたが、令和七年三月十八日現在、六県七十一市町村においては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成二十三年四月四日原子力災害対策本部策定)等を踏まえて関係県が定めるガイドラインに沿つて、当該市町村内の生産者が原木の検査等放射性物質の影響を緩和させるための栽培管理を継続することにより、その出荷が行われており、「東日本大震災以前の状態」への回復途上にあると考えている。

二及び三について

御指摘の「生産資材の導入費に対する支援策」及び「生産資材の導入費に対する支援」について、令和八年度以降の取扱いについて現時点で予断を持つてお答えすることは困難であるが、令和六年十二月二十七日に復興推進会議が決定した「第二期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」において、「原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める」こと、

また、「第二期復興・創生期間中の予算の執行状況等を踏まえ、引き続き、事業規模と財源について精査し、令和七年夏頃を目途に、第二期復興・創生期間後の当面五年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする」とされていることを踏まえ、原木しいたけの産地の再生に向けてその取扱いを検討してまいりたい。

子ども・子育て支援金率の上限の妥当性等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月十八日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

子ども・子育て支援金率の上限の妥当性等に関する質問主意書

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の健康保険法第六十条の二第一項は、「子ども・子育て支援金率は、各年度において全ての保険者が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額を当該年度における全ての保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率の範囲内において、保険者が定める」としている。また、改正法附則第四十九条は、「〔中略〕政令を定めようとするときは、附則第四十七条の規定の趣旨を考慮しなければならない」としている。つまり、現在、子ども・子育て支援金率の上限は法定化されておらず、政令で定める

こととなっている。

他方、こども家庭庁が令和五年十一月九日に開催した第一回「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会」（以下「懇話会」という。）において、佐野構成員は「支援金に上限を設定することは、医療・介護のような自然増は当面考えにくいと思いますけれども、規模とか見通しが見えない中で上限設定は不可欠であると考えております。」と発言した。さらに、令和五年十二月十一日の第二回懇話会において、佐藤構成員は「支援金に係る上限の設定や若者の所得を増やす具体的な取組を示してほしい」と発言した。第二回懇話会の資料「支援金制度等の具体的設計について（素案（概要））」の九頁には、「支援金制度は、二〇二六年度から開始して二〇二八年度までに段階的に構築することとする。あわせて、法律において、支援金制度は上述の実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することや、二〇二八年度までの各年度の支援金総額、歳出改革（全世代型社会保障制度改革）の推進の基本的考え方など、必要な事項を規定する。」と記載されている。

これらを踏まえて、以下質問する。

一 子ども・子育て支援金率の上限を設定すべきか、理由と併せて政府の見解を示されたい。

二 改正法附則第四十七条は、「加速化プラン実施策（中略）」を実施するために必要となる費用については、全世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他歳出の見直し、（中略）少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法

第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用（中略）に係る財源により賄う」と定めるとともに、子ども・子育て支援納付金の総額については、令和八年度はおおむね六千億円、令和九年度はおおむね八千億円、令和十年度はおおむね一兆円を目安とすると定めている。

1 支援法附則第四十七条に定めた令和八年度から令和十年度の目安額の算出根拠として、拠出項目及び金額の内訳をそれぞれ全て示されたい。

2 前記1について、算出根拠に子ども・子育て支援金の使途が含まれている場合、使途ごとに目的、成果目標、成果指標及び想定される事前の費用便益分析結果等を示されたい。把握していないものがある場合、その理由及び今後把握する予定があるか示されたい。

三 昨今、社会保障負担が高いという国民感情が高まっており、子ども・子育て支援金率の上限の設定や徴収金の使途に関する議論について、その成果が厳しく問われることは想像に難くない。また、改正法附則四十七条において、支援金制度は実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築する旨定められている。

1 社会保障負担の軽減効果は、何年度時点の負担と比較されるのか。比較対象の年度と金額を示されたい。また、軽減効果を計る当該年度の社会保障負担の推計を基点として用いる場合、その試算の前提条件をその理由と併せて全て示されたい。

2 前記三の1について、社会保障負担は何がどの程度軽減される計画か、その内訳とともに現時点の検討状況を示されたい。

3 前記三の1について、仮に令和十年度まで

に社会保障負担の軽減効果が十分に得られなかった場合は、子ども・子育て支援金率の上限の設定は見送るのか、政府の見解を示されたい。

4 改正法附則第四十七条に定めた令和八年度から令和十年度の財源について、社会保障負担の軽減効果が附則で定めた金額に満たない場合、当該年度の加速化プラン実施施策を実施するために必要となる費用は、社会保障負担の軽減効果を超えないように減額されるのか、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出子ども・子育て支援金率の上限の妥当性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出子ども・子育て支援金率の上限の妥当性等に関する質問に対する答弁書

一及び三の3について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十条の二第一

項において、子ども・子育て支援金率は、「政令で定める率の範囲内において、保険者が定める。」と規定されており、同項の政令は、同項の規定に基づき、制定すべきものである。

二の1について

お尋ねの「拠出項目及び金額の内訳」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、改正法附則第四十七条第二項各号に定める額は、同条第一項の規定の趣旨等を踏まえ、令和五年度及び令和六年度に実施することとされていた社会保障制度に関する施策の見直しの状況その他の事情を勘案して定められているものである。

二の2について

改正法附則第四十七条第二項各号に定める額の算定の方法は、二の1についてでお答えしたとおりであり、お尋ねの「算出根拠に子ども・子育て支援金の使途が含まれている場合」には当たらないものと考えます。

三の1について

お尋ねの「社会保障負担の軽減効果」及び「その試算の前提条件」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、改正法附則第四十七条第一項においては、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の導入に当たっては、改正法附則第四十七条第二項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（当該年度の同条第四項に規定する支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）を徴収することにより当該年度の同条第一項に規定

する社会保障負担率（以下「社会保障負担率」という。）の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで同項に規定する全世代型社会保障制度改革等（以下「全世代型社会保障制度改革等」という。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする」と規定されており、社会保障負担率の上昇及び低下に与える影響の程度を考慮することとされている。この社会保障負担率の算定の方法については、同項において「一会計年度における国民経済計算の体系（国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。）における社会保障負担の額その他内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値」と規定されているとおりである。

三の2について

お尋ねの「社会保障負担は何がどの程度軽減される計画か」の趣旨が必ずしも明らかではないが、改正法附則第四十七条第二項各号に掲げる各年度における全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度は、具体的には当該各年度の予算編成過程において明らかになるものであり、現時点でお示しすることは困難である。

三の4について

御指摘の「社会保障負担の軽減効果の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「加速化プラン実施施策を実施するために必要となる費用」については、改正法附則第四十

七条第二項において、全世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他歳出の見直し、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、子ども・子育て支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、改正法附則第四十七条第二項に規定する加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用に係る財源により賄うものと規定されており、これらの財源の確保に努めることとしている。

政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年三月十八日

浜田 聡

参議院議長 関口 昌一殿

政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問主意書

政府は「平成十三年度年次経済財政報告」（以下「同報告書」という。）において、生涯純受益額の推計を公表している。内閣府ウェブサイト公表されている同報告書の第三章第三節「国民の受益・負担から見た財政」によると、下記のとおり、生涯純受益額の重要性を示した記載（以下「生涯純受

益額の重要性」という。）が見られる。

「政府の財政状況を評価するに当たっては、もうひとつ重要な視点がある。それは、各世代（例えば三十歳代世代、六十歳代世代、これから生まれてくる将来世代など）が生涯を通じてどの程度受益し、負担するかという視点である。本節では、「世代会計」により、各世代の生涯の受益と負担の推計を行う。これによって、現在世代のうち、高齢層と若齢層で受益と負担の関係が異なっていること、将来世代に負担が先送りされていることなどが明らかにする。そして、現行の受益と負担の構造を維持したまま、将来への負担先送りによって、長期的な財政均衡を達成することは難しいことがわかる。」

「各年の個人の「受益」と「負担」を推計し、各年の収支をその人の生涯にわたって過去から将来まで眺めてみることにし、政府の財政状況を、長期的にとらえなおすことができる。」

生涯純受益額は、過去から将来にかけての各世代の生涯受益額から生涯負担額を差し引くことにより推計でき、世代間格差を定量的に検証する上で、極めて重要な指標の一つである。これらを踏まえて、以下質問する。

一 生涯純受益額の重要性について、現在の政府の見解を示されたい。

二 政府が把握する直近の生涯純受益額の推計及び推計から読み取れる分析や政府の受け止めを示されたい。また、同報告書に記載されている生涯純受益額の推計を行った時期及び機関を示されたい。

三 生涯純受益額の推計を定期的に行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 生涯純受益額の推計は、長期的な運用を前提とする年金においても極めて重要な指標である

と考えるが、将来の公的年金の財見通しを検証する「令和六年財政検証」において、生涯純受益額の推計は確認したか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出政府の長期的な財政状況を評価する上で重要な指標の一つである生涯純受益額の推計に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「直近の生涯純受益額の推計」に係る分析等を網羅的に把握しているわけではないが、例えば、令和六年二月二十八日発行の「法學研究」第九十七巻第二号に掲載された論文「社会保障制度の隠れた債務」があることは承知しているところ、お尋ねの「推計から読み取れる分析や政府の受け止め」については、個人が執筆した論文について、政府として評価することは差し控えたい。また、お尋ねの「同報告書に記載されている生涯純受益額の推計を行った時

期及び機関」については、内閣府が平成十三年に行つたものである。

御指摘の「世代会計」による「生涯純受益額」の推計は、各世代の生涯の受益と負担の分析手法として学術的に用いられているものであり、世代間の公平性の観点に立つた分析手法の一つであると認識しているが、御指摘の「世代会計」は、長期間にわたる試算であり、金利や経済成長率、将来人口等の前提条件の置き方により、試算結果は大きな影響を受けることから、こうした試算をどのように行うかについては、慎重な検討が必要であると考えている。このため、お尋ねのように「生涯純受益額の推計を定期的に行う」とは考えていない。

四について

御指摘の「令和六年財政検証」において、お尋ねの「生涯純受益額の推計」は確認していない。

令和六年財政検証の諸前提が実態と乖離している可能性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年三月十八日

浜田 聡

参議院議長 関口 昌一殿

令和六年財政検証の諸前提が実態と乖離している可能性に関する質問主意書

令和六年財政検証（将来の公的年金の財見通し）においては、合計特殊出生率や実質賃金上昇率等の社会・経済状況に関する諸前提が設定されている。しかし、これらの諸前提は、以下に指摘するように過去の実績から乖離しており、実態に

即していない可能性がある。これらを踏まえて、以下質問する。

一 合計特殊出生率について

1 直近十年間の推移を示されたい。

2 令和六年財政検証公表時の直近（令和四年）の合計特殊出生率は一・二六であるにもかかわらず、令和六年財政検証の諸前提においては、合計特殊出生率は高位が一・六四、中位が一・三六、低位が一・一三となっている。中位の場合でも直近の実績と比べて高く設定されているが、この根拠を示されたい。

二 実質賃金上昇率について

1 直近十年間の推移を示されたい。

2 令和六年財政検証公表時の直近（令和六年四月）の実質賃金上昇率はマイナスであるにもかかわらず、令和六年財政検証の諸前提において、実質賃金上昇率は高成長実現ケースで二・〇％、一人当たりゼロ成長ケースで〇・一％となっている。かなり高く設定されているが、この根拠を示されたい。

三 過去三十年投影ケースの適正性について

1 過去三十年における、労働力率、全要素生産性（TFP）上昇率、物価上昇率、（実質（対物価）賃金）上昇率、実質（対物価）運用利回り、スプレッド（対賃金）運用利回りについて、令和六年財政検証の諸前提と同じ条件下の実績平均数値をそれぞれ示されたい。

2 令和六年財政検証の諸前提において設定された数値と、前記三の1の数値に乖離があれば、その差分を全て示されたい。また、数値の乖離に対する政府の見解を示されたい。

3 前記三の2について、数値が大きく乖離しているのであれば、「過去三十年投影ケース」という名称を見直すべきと考えるが、政府の

見解を示されたい。

四 可処分所得割合の根拠について

1 令和六年財政検証の諸前提では、所得代替率の算定に可処分所得割合として〇・八一三という数値が定められているが、この数値の根拠を示されたい。

2 実態としては個々人の所得に応じて保険料率や税率が異なるが、前記四の1のように一定の可処分所得割合を適用することは適正なのか、政府の見解を示されたい。

3 前記四の1について、保険料率が上昇傾向にあることから、将来推計では可処分所得割合を下げるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 モデル世帯の適正性について

令和六年財政検証の諸前提におけるモデル世帯は「男性平均給与と専業主婦」の二人以上世帯であるが、現代の労働環境に即していない可能性が極めて高い。

1 直近の政府の調査における単身世帯、片働き世帯及び共働き世帯の数をそれぞれ示されたい。

2 単身世帯及び共働き世帯について、令和六年財政検証の諸前提を踏まえた将来の所得代替率をそれぞれ示されたい。

3 前記五の2のそれぞれの将来の所得代替率について、五十％未満であっても問題ないと考えられるのか、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

ト、〇・五パーセント、二・二パーセント及び一・七パーセントとされている。その上で、お尋ねの「数値の乖離に対する政府の見解」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「差分」は、これらの経済前提専門委員会等において専門家による検討を経て適切に設定された数値と三の1についてでお答えしたそれぞれの数値の差である。

三の3について

御指摘の「数値が大きく乖離しているのであれば」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「過去三十年投影ケース」という名称については、経済前提専門委員会報告書において、「全要素生産性(TFP)上昇率の設定はシナリオの基軸となるものであり、長期推計における仮定や近年の実績を参照し、長期(二十三年四年度)の仮定を次の通り設定する。(中略)現状投影ケース・・・は、直近三十年間の分布も踏まえ設定」とされたこと等を踏まえたものであり、御指摘のように「名称を見直すべき」とは考えていない。

四の1について

御指摘の「可処分所得割合」については、所得代替率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率をいう。以下同じ。)を算出するに当たり、同号に掲げる額を算出するため、総務省の「家計調査」による「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」の「実収入」に占める「可処分所得」の割合として算出しているところ、お尋ねの「〇・八一三という数値」については、同調査の令和五年

度の数値を用いて算出したものである。
四の2について

御指摘のように「個々人の所得に応じて」「可処分所得割合」は様々であることから、御指摘の「一定の可処分所得割合」として、その平均値を用いることは妥当であると考えている。
四の3について

御指摘の「可処分所得割合」については、過去の実績等に基づく推計が困難であることから、将来にわたり一定と仮定することが適当であると考えている。
五の1について

お尋ねの「直近の政府の調査における単身世帯、片働き世帯及び共働き世帯」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、厚生労働省の「国民生活基礎調査」による令和五年の「単独世帯」の数は千八百四十九万五千世帯であり、また、令和六年十一月十五日の第二十回社会保障審議会年金部会の参考資料「被用者保険の適用拡大及び第三号被保険者制度を念頭に置きたいわゆる「年収の壁」への対応について 参考資料」において、令和四年の「共働き世帯数」を千百九十一万世帯、「専業主婦世帯数」を四百三十万世帯と示しているところである。
五の2及び3について

お尋ねの「単身世帯及び共働き世帯」の「将来の所得代替率」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、所得代替率については、令和六年三月十八日の参議院予算委員会において、武見厚生労働大臣(当時)が「現在の所得代替率、法律上に計算方法が定義されておりまして、この定義の下で将来に

わたって所得代替率が五十パーセントを上回ることとされていることでありますから、継続性の観点から今後も引き続きこの算出方法の下で所得代替率をお示ししていく必要性がございませう。他方で、ライフコースが多様化する中で、様々な世帯における年金給付水準の示し方は今後の検討課題の一つという問題意識は私どもも持っておりますので、社会保障審議会年金部会等において議論を開始をしたところでございませう。」と答弁しており、御指摘の「令和六年財政検証」においては、同年七月三日の第十六回社会保障審議会年金部会の資料一(令和六(二)千二十四)年財政検証結果の概要」において、御指摘の「モデル世帯」における年金額の将来見通しを示すとともに、同日の同部会の資料四一(二)令和六(二)千二十四)年財政検証関連資料②「年金額の分布推計」において、個人単位の年金額の将来見通しについても新たに示しているところであり、また、厚生労働省が令和七年一月二十四日に公表した「令和七年度の年金額改定についてお知らせします」年金額は前年度から一・九パーセントの引上げです」において、

「個人単位での公的年金加入履歴から、各世代の六十五歳時点における老齢年金の平均額や分布の将来見通し(年金額の分布推計)を作成」し「当該推計を基にした令和六年度に六十五歳になる者の加入期間や収入を基礎に、経歴類型・男女別の令和七年度の年金額を概算」した「多様なライフコースに応じた年金額」を示しているところである。

いわゆる低価値・無価値な医薬品の保険適用除外に向けた制度改革に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和七年三月十八日

参議院議長 関口 昌一殿
浜田 聡

書
いわゆる低価値・無価値な医薬品の保険適用除外に向けた制度改革に関する質問主意書

日本の公的医療保険財政の持続可能性を確保するための極めて重要な課題として、薬価収載の基準や費用対効果を考慮した保険適用の適正化が挙げられる。例えば、薬事承認後に薬価収載されなかった事例の有無、費用対効果が不明確なまま薬価収載された事例の有無を把握するなど、いわゆる低価値(価格に見合うだけの健康増進効果がない)・無価値(患者の健康増進に寄与しないというエビデンスがある)な医療サービスを特定し、保険適用外とする制度改革が必要であると思料する。政府は、これらの問題についての現状認識及び今後の制度改革の方針を明確に示す必要がある。

現在、医薬品については、適正な評価を目的として、再審査制度(新薬について、薬事承認後に有効性・安全性を再確認及び再評価制度(既に承認されている医薬品について、医学・薬学等の学問水準に照らして、品質、有効性及び安全性を確認)が設けられている。これらの制度が適切に機能していれば、いわゆる低価値・無価値な医薬品は速やかに保険適用から除外されるはずである。しかし、現状では、制度が十分に機能しておらず、低価値・無価値な医薬品が漫然と保険適用さ

れ続けているとの指摘がある。このような状況が続けば、医療保険財政の逼迫を招き、本来に必要な医療への資源配分が阻害されることになりかねない。したがって、再審査制度及び再評価制度を有効性のある仕組みに改め、低価値・無価値な医薬品を特定し、保険適用外とする措置を講ずるべきと考える。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 現行の再審査制度及び再評価制度は、低価値・無価値な医薬品を特定し、保険適用外とする機能を十分に果たしていると政府は考えるかを示されたい。また、十分に機能しているとの見解の場合、その根拠を示されたい。

二 前記一について、現在の制度が十分に機能していないとの見解の場合、政府は再審査制度及び再評価制度の見直しを行うべきと考えるが制度を見直す予定はあるか。ある場合、どのような見直しを検討しているか、具体的に検討状況を示されたい。

三 再審査制度及び再評価制度について、過去の実績を制度ごとに全て示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出いわゆる低価値・無価値な医薬品の保険適用除外に向けた制度改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出いわゆる低価値・無価値な医薬品の保険適用除外に向けた制度改革に関する質問に対する答弁書

御指摘の「再審査制度」及び「再評価制度」は、

それぞれ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条の四（法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定による新医薬品等の再審査（以下単に「再評価」という。）を指すものと理解した上で、「現行の」「再審査及び再評価は、「低価値・無価値な医薬品を特定し、保険適用外とする機能を十分に果たしている」と政府は考えるか」とのお尋ねについては、御指摘の「低価値・無価値な医薬品」について政府として定義していないため、お答えすることは困難であり、「現行の」「再審査及び再評価が、「低価値・無価値な医薬品を特定し、保険適用外とする機能を十分に果たしている」か否かを前提としたお尋ねについてもお答えすることは困難である。

また、御指摘の「過去の実績」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、「過去の実績を制度ごとに全て示されたい」とのお尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、令和六年版厚生労働白書において、令和五年度末現在で、「医療用医薬品再審査結果一覽表」として、「有用性が認められるもの」は四千六百十三品目、「承認事項の一部を変更すれば有用性が認められるもの」は百五十三品目

目、「有用性が認められないもの」は零品目と
また、「医療用医薬品再評価結果一覧表」とし
て、例えば、「新再評価（平成二年十二月～平成
二十九年三月）…すべての成分を対象の「薬効
再評価」の「成分数」及び「終了品目数」はそれぞ
れ四百七十七成分及び四千六百三十五品目と、
「品質再評価」の「成分数」及び「終了品目数」はそ
れぞれ六百三十八成分及び四千五百九十品目と
記載し、厚生労働省のホームページにも公表し
ているところである。

公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年三月十八日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問主意書

一般に、低価値医療は価格に見合うだけの健康増進効果がない医療サービス、無価値医療は患者の健康増進に寄与しないというエビデンスがある医療サービスのことを指す。医療の質を向上させる、無駄な医療費を削減するために、低価値・無価値医療の削減が世界的な課題となっている。我が国においても、近年、医療経済学や保健医療分野において、低価値・無価値医療が多く存在することが指摘されている。限られた公的医療保険財

源を適切に活用し、より有効な医療サービスへと財源を振り分けるためには、低価値・無価値医療を特定し、公的医療保険の適用範囲を見直す必要があると考える。

以上を踏まえ、以下質問する。

公的医療保険において、低価値・無価値医療を特定する仕組みは制度上存在するか示されたい。また、現行の診療報酬体系や医療技術評価の仕組みの中で、これらを明確に特定し、管理する制度があるか示されたい。

二 低価値・無価値医療を公的医療保険の適用範囲から除外するための仕組みは制度上存在するか示されたい。存在しない場合、新たに仕組みを設けることについて政府の見解を示されたい。

三 今後、公的医療保険における低価値・無価値医療を適正に評価し、除外する制度を構築すべきと考える。その際、科学的根拠に基づいた評価基準を設け、客観的かつ透明性の高い手続を整備すべきと考えるが、政府の見解を示された

四 低価値・無価値医療の特定と管理のために、必要なデータを整備・公開すべきと考える。保険診療データや臨床評価データを収集・分析することで、適正な医療サービスの提供を促進できると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 利益相反のない第三者によるアドバイザリーボードを設置し、低価値・無価値医療の特定及び公的医療保険適用の見直しを進めるべきと考える。政策決定に当たって、医療提供者や製薬業界等との利害関係のない専門家を含む独立した評価機関を設置することについて政府の見解を示されたい。

六 前記三、五と同様の取組を介護分野においても進めるべきと考える。介護保険制度においても、効果が乏しいサービスや過剰なケアが行われている。介護分野においても、低価値・無価値サービスの特定と見直しを行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出公的医療保険におけるいわゆる低価値・無価値医療を特定する仕組みの有無等に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

御指摘の「低価値・無価値医療」については、政府として定義していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、医療行為の有効性等については、例えば、診療報酬上の評価に当たり、公正中立な立場にある学識経験者を委員に含む中央社会保険医療協議会において、科学的な根拠に基づく評価等を行っているところである。

四について

お尋ねの「低価値・無価値医療の特定と管理のために、必要なデータを整備・公開し」、「適正な医療サービスの提供を促進」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、御指摘の「保険診療データや臨床評価データ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、厚生労働省においては、高齢者の医療の確保に関する法律、昭和五十七年法律第八十号「第十六条第一項の規定により」、「医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況」や「医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況」等の医療保険等関連情報について調査及び分析を行い、その結果を公表することなどにより、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進することとしているところである。

六について

御指摘の「効果が乏しいサービスや過剰なケア」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、御指摘の「低価値・無価値サービス」については、政府として定義していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、介護に係る「サービス」の在り方については、その質を確保する等の観点から、例えば、社会保障審議会介護給付費分科会等において、必要な調査等を行いながら、適切な評価等を行っているところである。

情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月十八日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問主意書

総務省は令和六年十二月二十日、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(「情報流通プラットフォーム対処法」)。以下「本法」という。)施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集を開始し、「本法第二十六条に関するガイドライン(案)」を公開している。同ガイドライン案の七頁には、「1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合」の「1-2-1. 人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」という項目があり、人格権の一つである名誉権に基づき表現行為の事前差止めを認めた北方ジャーナル事件の最高裁判決に言及している。

北方ジャーナル事件の最高裁判決では、表現行為の事前差止めの抑止的效果に言及した上で「表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法第二十一条の趣旨(以下「表現の自由」という。)に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうる」とし、「表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき(中略)」に限つて、例外的に事前差止めが許される」としている。同事件は、公人に対する表現行為の事前差止めに関する事案であるため、本法第二十六条が定める事後的制裁である送信防止措

置とは異なる事案であるとの指摘も考えられる。一方、石に泳ぐ魚事件の最高裁判決では、新潮社が「石に泳ぐ魚」という題名の小説(モデルは私人)を公表した後であつたにもかかわらず、北方ジャーナル事件と同様の基準に基づき、出版の差止めを認めた東京高裁の判決を維持している。

本法第二十六条の送信防止措置は、投稿の削除や投稿者のアカウント停止を行うことを想定しているが、投稿の削除は前記のような表現行為の事前差止め、投稿者のアカウント停止は表現の禁止に当たる行為であつて、前記の北方ジャーナル事件や石に泳ぐ魚事件のような出版の差止めと同じ「表現物がその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させる」行為に当たると言える。

以上の議論を踏まえれば、最高裁判所の有権解釈としては、事前、事後にかかわらず表現行為の事前差止めは北方ジャーナル事件で採用された「厳格かつ明確な基準に基づき判断すると解する」のが相当であると考え、以下質問する。

一 表現行為の事前差止めにおいては、北方ジャーナル事件の最高裁判決と同じ「厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうる」という解釈を採用すべきと考えているか、政府の見解を示されたい。

二 前記一について、北方ジャーナル事件の最高裁判決と同じ解釈を採用すべきとの見解の場合、「表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」に限つて表現行為

の事前差止め、すなわち送信防止措置が認められるという解釈についても政府の見解と同様か示されたい。また、同様の場合、「本法の省令及びガイドラインに関する考え方」(総務省資料、令和六年十一月)においては、「違法情報ガイドライン」について「どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化する」との見解を示していることを踏まえ、本法ガイドラインに「表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」という基準を記載すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

三 前記一について、最高裁判決の解釈を採用すべきではないとの見解の場合、本法による表現行為の事前差止め、すなわち送信防止措置はいかなる時に認められるのか、政府が採用している解釈及びその根拠を示されたい。また、政府と同じ解釈を採用した判例又は裁判例があれば、全て示されたい。

四 判例タイムズ一四七〇号(二〇二〇年五月号)には、廣瀬孝裁判官(札幌地裁部総括判事(当時))が北方ジャーナル事件最高裁判決以降の五十件の判例・裁判例(名誉権に基づく出版の差止めが求められた裁判例で公刊物等に掲載されたものを)を調査した論文「名誉権に基づく出版差止め―北方ジャーナル事件以降の裁判例の整理―」(以下「本論文」という。)が掲載されている。筆者は、本論文のうち「出版後の差止めの判断基準」と題する項目の中で、「これまでの裁判例において緩やかな基準を用いたものは二件しかなく」と述べており、北方ジャーナル事件

における表現行為の事前差止めの基準よりも緩やかな基準を採用した裁判例は二件しかないとしている。また、緩やかな基準を採用した裁判例のうちの一件は、石に泳ぐ魚事件の判例と同じ基準を採用していることから、北方ジャーナル事件の基準よりも緩やかな基準を採用した裁判例は実質的に一件しかなく、それ以外の裁判例は北方ジャーナル事件の基準を採用しているという趣旨の記述もある。

1 本法ガイドラインの作成に当たり、事前、事後にかかわらず、表現行為の事前差止めに関する下級審の裁判例を参考にしたか示されたい。参考にした場合、その裁判例について全て示されたい。

2 本論文では公刊物等に掲載された五十件の裁判例が索引として引用されているが、これらの裁判例を改めて調査又は把握し、表現行為の事前差止めの可否について認められた裁判例及び認められなかった裁判例の概要をまとめて本法ガイドラインへ掲載すべきと考え、政府の見解を示されたい。

五 「本法の省令及びガイドラインに関する考え方」においては、侵害情報調査専門員の要件について、「法令の知識又は文化的・社会的背景の理解の観点から、弁護士等の法律専門家、日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者(自然人に限る。）」が考えられる。」と示していることから、侵害情報調査専門員については必ずしも法律専門家ではない者が採用されることもあり得る。現在の本法ガイドライン案には、表現行為の事前差止めに係る基準が明示されていないことから、侵害情報調査専門員の判断に個人差が生じ、「送信防止措置」が北方ジャーナ

ル事件の判例よりも緩やかな条件で表現行為の事前差止めが行われるおそれがある。当該リスクは、表現物が自由市場に出る意義を喪失させる危険性や表現に対する抑止的效果も想定され、憲法で保障された表現の自由の侵害となる極めて重要な問題である。

1 本法ガイドラインの作成に当たり、憲法で保障された表現の自由を侵害するというリスクに對して、政府が行っているリスクマネジメントを示されたい。

2 本法における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン(案)に記載された「日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者」とは、法律や判例、裁判例に詳しくない者も想定されているか、政府の見解を示されたい。

3 前記2について、法律や判例、裁判例に詳しくない者も想定されている場合、現在の本法ガイドライン案にある送信防止措置の要件が明文化されていないことから、当該者が行う「送信防止措置」により表現物が自由市場に出る意義を喪失させ、かつ、表現に対する抑止的效果につながる危険性をどのように認識しているか政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問に對し、別紙答弁書を交付する。

参議院議員浜田聡君提出情報流通プラットフォーム対処法における表現の自由の侵害リスクに関する質問に對する答弁書

一について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、お尋ねの「表現行為の事前差止め」が大規模特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十五号)による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第百三十七号。以下「法」という。))第二条第十四号に規定する大規模特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)が講ずる送信防止措置(法第二条第九号に規定する送信防止措置をいう。以下同じ。)のことを意味するのであれば、法において、大規模特定電気通信役務提供者は、法第二十六条第一項各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準(以下「実施基準」という。))に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができることとされており、どのような情報について送信防止措置を講ずべきかについての判断は大規模特定電気通信役務提供者が自ら定めた実施基準に基づき自ら行うことを前提とした仕組みとなっている。このため、大規模特定電気通信役務提供者がいかなる場合に送信防止措置を講ずべきかは、個別の事案に応じて

大規模特定電気通信役務提供者が自ら判断すべき事柄であると考えている。
二及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、御指摘の「本法第二十六条に関するガイドライン(案)」は、法において、法第二十六条第一項第二号に該当する場合には、実施基準に従う場合でなくとも、送信防止措置を講ずることができるとされていることを踏まえ、同号に該当する場合を例示するために策定したものであり、大規模特定電気通信役務提供者がいかなる場合に送信防止措置を講ずべきかを法における義務の解釈として示すために策定したものである。このため、御指摘の「本法第二十六条に関するガイドライン(案)」を踏まえて作成された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二十六条に関するガイドライン」(令和七年三月十一日制定。以下「法第二十六条に関するガイドライン」という。)において、大規模特定電気通信役務提供者がいかなる場合に送信防止措置を講ずべきかを法における義務の解釈として示すことは今後も予定していない。

四について

法第二十六条に関するガイドラインのうち差止請求に関する記述である「1-2-1. 人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」の箇所は、被害者に人格権に基づく差止請求権があることが裁判上認められた場合には、法第二十六条第一項第二号に該当し、大規模特定電気通信役務提供者は、実施基準に従う場合でなくとも、送信防止措置を講ずることができる旨を

示したものである。御指摘の「北方ジャーナル事件の最高裁判決」には、人格権に基づく差止請求権が判例上認められていることを示すために言及しているものであり、当該箇所は、いかなる場合に人格権に基づく差止請求権が認められるかを示そうとしたものではない。このため、法第二十六条に関するガイドラインの作成に当たって御指摘の「表現行為の事前差止めに関する下級審の裁判例」を参考にした事実はなく、御指摘の「表現行為の事前差止めの可否について認められた裁判例及び認められなかった裁判例の概要」を法第二十六条に関するガイドラインに掲載する考えはない。

五の1及び3について

お尋ねの「本法ガイドラインの作成に当たり、憲法で保障された表現の自由を侵害するというリスクに対して、政府が行っているリスクマネジメント」の意味するところが必ずしも明らかでないが、大規模特定電気通信役務提供者は、侵害情報調査専門員(法第二十四条に規定する侵害情報調査専門員をいう。以下同じ。)に調査を行わせた場合においても、最終的には、自らの責任において、法第二十三条の規定に基づき、侵害情報(法第二条第六号に規定する侵害情報をいう。以下同じ。)の流通によって権利が不当に侵害されているかどうかについての調査を行い、法第二十五条の規定に基づき、侵害情報送信防止措置(法第二条第八号に規定する侵害情報送信防止措置をいう。以下同じ。)を講ずるかどうかを判断することとされている。加えて、大規模特定電気通信役務提供者を始めとする特定電気通信役務提供者(法第二条第四号

に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、侵害情報送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、法第三条第二項各号に該当するときは、賠償の責めに任じないこととされており、大規模特定電気通信役務提供者が侵害情報に係る調査及び判断を適切に行わず、他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由がないにもかかわらず侵害情報送信防止措置を講じた場合には、同項第一号の規定による損害賠償責任の制限を受けられないこととなる。このため、大規模特定電気通信役務提供者は、これらの規定に基づき、必要な法律上の知見も踏まえ、表現の自由にも配慮しつつ、適切に侵害情報に係る調査及び判断を行うものと考えている。

五の2について

御指摘の「本法の省令及びガイドラインに関する考え方」を踏まえて策定された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」(令和七年三月十一日制定)において、侵害情報調査専門員については、「我が国の法令や文化的・社会的背景に明るい人材である必要がある。具体的には、法令の知識又は文化的・社会的背景の理解の観点から、弁護士等の法律専門家や日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する者(自然人に限る。)が考えられる。」と記述されているところである。このため、侵害情報調査専門員は、必ずしも弁護士等の法律専門家に限られない。

〔参照〕

三月二十八日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第九号

令和七年三月二十八日

午後七時開議

第一 土地改良法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 棚田地域振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

